

令和4年度
福岡市包括外部監査の結果報告書

令和5年3月

福岡市包括外部監査人

公認会計士 塩塚 正康

目次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	監査テーマ	1
(2)	監査の対象期間	1
3	特定の事件として選定した理由	1
4	監査の方法	1
(1)	監査対象部局	1
(2)	監査対象の選定	2
(3)	監査の視点	2
(4)	実施した監査手続	2
5	監査の実施期間	2
6	監査の実施者	3
7	利害関係	3
8	略称等	3
第 2	監査対象の概要	4
1	補助金等の定義	4
2	市の補助金等に係る取組	5
(1)	交付規則及び手引きについて	5
(2)	ガイドラインについて	7
(3)	財政運営プランについて	9
3	市の組織	12
4	監査対象事業	13
(1)	監査対象事業の選定方法	13
(2)	監査対象として選定した補助金等	16
第 3	監査の視点及び実施した監査手続	20
1	監査の視点	20
2	実施した監査手続	22
(1)	概要の把握	22
(2)	詳細監査対象の選定	22
(3)	詳細監査対象に係る各所管部局に対する調査	22
3	監査の実施状況	23
第 4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	24
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	24
(1)	監査の結果及び意見の件数	24
(2)	監査の結果及び意見の一覧	25

2	監査の結果及び意見（総論）	35
(1)	補助金等事業に係る全般事項	35
3	監査の結果及び意見（各論）	50
(1)	総務企画局	50
(2)	市民局	62
(3)	こども未来局	121
(4)	福祉局	201
(5)	保健医療局	279
(6)	環境局	317
(7)	経済観光文化局	320
(8)	農林水産局	383
(9)	住宅都市局	414
(10)	道路下水道局	427
(11)	港湾空港局	430
(12)	西区役所	441
(13)	教育委員会	444
(14)	議会事務局	456

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として令和3年度とし、必要と認めた場合、令和4年度及び令和2年度以前の過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件として選定した理由

補助金、負担金、交付金等（以下「補助金等」という。）は、地方自治法において、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り市民や団体等に支出することができると規定されている。

補助金等の支出は、地域活性化等の行政的課題を効率的に解決するとともに、市が施策展開を行う上で有効な方策としての役割を果たしている。

しかしながら、補助金等は反対給付なく支出されるため、補助金等の長期化による既得権化や団体等の過度な行政への依存（自律性の阻害）等の問題点も指摘される場所である。

したがって、補助金等の支出に当たっては透明性を確保し、費用対効果等の説明責任を果たすことが求められるとともに、不断の検証や見直しを行うことが重要となる。

福岡市（以下「市」という。）においても補助金等は多くの部局で活用されている。市では、令和3年6月に策定した「財政運営プラン」において「取組みの方向性」の一つとして「ガイドラインに沿った補助金の適切な運用」を掲げ、補助金交付事務を適切に実施するとともに補助効果の検証、調書の公表、継続の必要性の検証等に取り組んでいる。また、市は、近年の新型コロナウイルス感染症に関連して、様々な補助金等事業を実施しているところでもある。

これらを踏まえ、補助金等に係る財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、公益性や有効性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 監査の方法

(1) 監査対象部局

部局			
会計室	環境局	中央区役所	教育委員会事務局
市長室	経済観光文化局	南区役所	市選挙管理委員会事務局
総務企画局	農林水産局	城南区役所	人事委員会事務局
財政局	住宅都市局	早良区役所	監査事務局
市民局	道路下水道局	西区役所	議会事務局
子ども未来局	港湾空港局	消防局	
福祉局	東区役所	水道局	
保健医療局	博多区役所	交通局	

(2) 監査対象の選定

市における補助金等の概要については、「第2 監査対象の概要」の「1 補助金等の定義」及び「2 市の補助金等に係る取組」に記載している。

監査対象とした補助金等に係る財務事務が執行された事業（以下「補助金等事業」という。）の具体的な選定方法及び選定した補助金等事業の一覧は、「第2 監査対象の概要 4 監査対象事業」に記載している。

(3) 監査の視点

監査の視点の概要は、次のとおりである。詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 1 監査の視点」に記載している。

ア 合规性

補助金等事業について、関係法令等に準拠して適切に行われているか。

イ 有効性

補助金等事業について、事業実施の必要性が検討されているか。また、事業の手法や実施内容は、目的及び目標を達成するために効果的であるか。

ウ 経済性及び効率性

補助金等事業について、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。また、補助金等事業は、効率的に実施されているか。

エ 説明責任及び透明性

補助金等事業について、各種意思決定の根拠及びプロセスは明確にされているか。

(4) 実施した監査手続

実施した監査手続の概要は、次のとおりである。詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 2 実施した監査手続」に記載している。

ア 概要の把握

補助金等に係る財務事務に関する条例、規程、近年の市の取組資料等を閲覧した。また、補助金等事業の全体像及び各事業の概況を把握するため、支出負担行為データの分析を行うとともに、市が公表している補助金調書の内容を把握した。

イ 詳細監査対象の選定

市が執行する補助金等に係る財務事務は多岐にわたっているため、重要性が高いと考えられる補助金等を抽出し、詳細監査対象として選定した。

ウ 詳細監査対象に係る各所管部局に対する調査

詳細監査対象とした補助金等について、関連する文書の査閲及び所管部局の担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め、各監査の視点について検討した。

5 監査の実施期間

令和4年7月14日から令和5年3月14日まで

監査の実施状況の詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 3 監査の実施状況」に記載している。

6 監査の実施者

包括外部監査人	塩 塚 正 康	公認会計士、行政実務経験者
補 助 者	奥 村 栄 隆	公認会計士
同	小 田 恵 美 子	弁護士
同	久 峨 ゆ り か	公認会計士
同	柴 田 翔 吾	公認会計士
同	中 間 葉 月	公認会計士
同	簗 原 妙 子	アシスタント、行政実務経験者

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年
R	令和	R 1 =令和元年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

第2 監査対象の概要

1 補助金等の定義

補助金等についての法令上の総論的な根拠は地方自治法に規定されており、補助金等の支出は、「公益上必要がある場合」にすることができるとしている。なお、個別の補助金等については、それぞれの条例や要綱等を根拠として支出することとなる。

<地方自治法>

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

また、補助金、負担金及び交付金の性質については、次のとおり整理される。

<補助金、負担金及び交付金の性質>

補助金	団体等が特定の事業、研究等を実施する上で、又は、団体等を支援、育成する上で地方公共団体が、公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めることなく支出するもの。 補助金を地方公共団体が支出するに当たっては規則、要綱等を制定した上で手続を明確にすることが求められる。
負担金	法令又は契約等によって、以下のように地方公共団体が負担することとなるもの。 ・団体等が特定の事業を実施する上で地方公共団体が特定の利益を受ける場合、応分の金額を支出する。 ・地方公共団体に財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められている場合、その負担区分により支出する。 上記のほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合にその団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合がある。
交付金	法令、条例、規則等により、地方公共団体の事務を団体等に委託する場合において、その事務処理に対する報償として支出するもの。 委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付されるものである。

※出所：「地方公共団体歳入歳出科目解説」

なお、福岡市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）において補助金、補助事業等についての定義は、以下のとおり規定されている。

<交付規則>

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

- (4) 間接補助金 次に掲げるものをいう。
- ア 市以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部または一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するもの
 - イ 元利補給金又は元利の軽減を目的とするアの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、元利を軽減して融通する資金
- (5) 間接補助事業 間接補助金の交付又は融通の対象となる事務又は事業をいう。

2 市の補助金等に係る取組

補助金等は、市が施策展開を行う上で有効な手段の一つとして活用されている。しかし、上記「1 補助金等の定義」の＜補助金、負担金及び交付金の性質＞に記載のとおり、補助金は反対給付なく支出されるため、長期にわたり、同一の相手方に交付され続けることによる既得権化や行政への依存（自律の阻害）等の問題も指摘されるところである。同時に補助金については、財源の大部分に市税が使われていることから市民への説明責任が求められ、補助制度の不断の検証や見直しを行うことが重要となっている。

そこで市は、補助金に係る事務の基本的な事項を定めた「交付規則」を制定し、補助金交付決定や完了確認といった補助金交付における事務処理を中心に、確認、審査すべき事項やその際の視点などを解説する「補助金事務の手引き」（以下「手引き」という。）を作成した。

また、市は交付規則に定めのない事項等について、平成23年度に実施された包括外部監査の結果を受けて「福岡市補助金ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成した。

なお、市は、社会情勢の大幅な変化、厳しい財政事情の中、引き続き市民生活に必要な行政サービスを提供するとともに、重要施策の推進や新たな課題に対応するための必要な財源を確保するため、令和3年度に「財政運営プラン」を策定して取組項目の一つに「補助金の適切な運用」等を挙げている。

(1) 交付規則及び手引きについて

補助金等についての事務手続については交付規則に規定されており、補助金交付についてのより具体的な手続については手引きに記載されている。また、事務手続の流れと概要については、次のとおりとなっている。

＜補助金事務手続の概要＞

【交付申請】（交付規則第4条）

下記事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ・申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業
- ・補助事業の目的及び内容
- ・補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画
- ・間接補助金を交付し、又は融通する者については交付基準又は融通基準、及び実績審査基準
- ・その他市長が必要と認める事項（例：資金計画書、補助事業の前年度決算書類、団体の定款や収支決算書類、要綱等で定める添付書類等）

【交付決定】（交付規則第 5 条）

申請書が提出された場合は、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、以下の点について審査する必要がある。

- ・法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか
- ・内容が適正であるかどうか
- ・金額の算定に誤りがないかどうか 等

上記審査の結果、問題がなければ速やかに交付決定を行わなければならない。（不適当だと認めた場合は、速やかにその旨通知する。）

また、交付決定に当たっては以下の条件を付さなければならない。（交付規則第 6 条）

- ・内容、経費の配分又は執行計画の変更がある場合→市長の承認を受けること
- ・事業の中止又は廃止をする場合→市長の承認を受けること
- ・期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合→市長に報告して指示を受けること
- ・間接補助金を交付し、又は融通する者→交付基準に基づく間接補助金の交付又は融通及び審査基準に基づく間接補助事業の実績の審査を行うこと

なお、その他任意で付す条件もある。

【交付決定通知】（交付規則第 7 条）

補助金の交付決定を行った場合は、交付規則に定める様式により、速やかに決定の内容と交付に当たっての条件を記載し、申請者に通知する。

【実績報告】（交付規則第 14 条）

補助事業者は、事業が完了した場合は、交付規則に定める様式（事業実績報告書）により、補助事業の成果を市長に報告しなければならない。事業実績報告書には、以下の内容を記載し、必要書類を添付する。

- ・補助事業名、補助事業の実施期間
- ・補助事業経費収支計算書
- ・補助事業の経過又は成果を証する書類（例：イベント開催時の写真、会議の議事録等）
- ・補助金の交付決定額と精算額
- ・その他（要綱等に規定されている書類）

【実績報告の確認、額の確定】（交付規則第 15 条）

上記実績報告を受けた場合、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査確認することと規定されている。

チェックの視点としては以下が挙げられる。

- ・事業の成果が補助の目的や経費に照らして十分なものであるか。
- ・事業の内容や経費に、交付決定した内容と大幅に相違するものや決定内容以外のものが含まれていないか。
- ・実施に要した経費に補助対象以外の経費が含まれていないか。

※ 上記のチェックにより是正の措置を命じられた補助事業者は、是正の措置を実施した後、改めて交付規則第 14 条の規定に基づく実績報告を行うこととなる。

上記チェックにより適合と認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、規則に定める様式により事業者へ通知する。

【交付に係るその他の事務手続】

補助金の交付（支払）

原則として事業終了後に支出するが、事業の性質等を勘案して事前に交付することができる。（概算払、前金払）

交付決定の取消等

事情変更（天災地変等）によるものと事業者の責に帰すべき行為によるものがある。いずれにしても市長が取消を行う場合は、事業者に対してその理由を示さなければならない。

補助金の返還

前金払、概算払により交付したが、補助金確定額がそれに満たない場合、また、交付決定の取消等により取り消した部分に既に補助金が交付されている場合に返還手続が必要となる。

補助事業者の責務

補助事業者は、交付決定の内容、条件、法令等に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。また、事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常備しておかななければならない。

市が事業者の事務局を担っている場合

市職員が事業者の受領した補助金を取り扱うものについては、当該補助金は準公金として「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に基づき、厳正に取り扱う必要がある。

財産処分の制限

補助事業により取得した財産等の処分に関しては制限が設けられている。不動産及びその従物、機械、重要な器具、その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物について、譲渡、交換等を行う場合は、市長の承認が必要とされている。

※出所：「交付規則及び手引き」を基に監査人作成

（２）ガイドラインについて

ア 策定の経緯、目的

市では、法令に定めのあるもののほか、上記に記載のとおり、補助金交付事務に係る基本的な事項を交付規則で定めているが、規則に定めのない事項等について、平成 23 年 9 月に実施された包括外部監査において様々な指摘や意見を受けたところである。

市は、これらの指摘や意見を受け、補助金制度の明確化、公平性、透明性の確保、市民への説明責任を果たすことによる市民の納得感の向上を目的として、平成 25 年度に本ガイドラインを策定した。

イ 策定項目、概要

ガイドラインでは、補助金の公募化、終期の設定等の策定項目ごとに包括外部監査での指摘や意見を掲載し、補助金事務手続等の新たな取扱いを定めている。また、策定項目及びその概要については、次のとおりである。

<項目別概要>

項目	概要
補助金の公募化	<ul style="list-style-type: none"> ・公募制であるべき補助が非公募となっているものがないかどうかの検証を行い、積極的な公募化を行う。(補助の公平性の担保、行政の透明性の確保) ・非公募にする場合は補助金調書等において公表(市民への説明責任)
要綱の終期設定	<ul style="list-style-type: none"> ・各補助金の支出の根拠となっている補助金交付要綱、要領に補助効果の検証、見直しを行う契機、終期を設定する。(交付の固定化、既得権化の回避) ・終期を迎えた要綱の継続に関する検証 <p>以下の5つの視点において検証し継続が適切と認められる場合に継続する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) すでに制度開始時の目的が達成されていないか (2) 社会情勢の変化により事業の必要性、公益性が過度に薄れていないか (3) 今後も補助による効果が十分に期待できるか (4) その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか (5) 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか
直接補助と間接補助	<p><直接補助> 市が直接事業実施主体に対して交付する補助</p> <p><間接補助> 市から直接補助を受けた団体等から更に各構成団体等に再交付される補助</p> <p>間接補助の性格上、補助基準や用途の不透明化に繋がりやすいため、原則は直接補助、事務量等の関係でやむを得ない場合のみ下記の一定の条件の下、実施できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要綱において再交付先への配分基準、審査基準を明記。 (2) 上記配分基準等は市の基準に準じたものとする。 (3) 間接補助の理由を公表する。 (4) 実績報告は再交付実績に加えて再交付先における事業実績も報告する。

項目	概要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての補助について、補助用件、補助額、補助率、対象経費及び対象事業を具体的に特定し、要綱等に明記する。 ・補助対象は、交付先が実施する特定事業であって、運営全般ではないため、事業の特定、支出の目的及び趣旨、対象経費は厳密かつ明確に規定する。 ・適切な歳出科目での支出を行う。(例えば委託費、負担金への移行が可能であれば見直しを行う。) ・領収証等の確認を行う。(報告書記載の支出項目、金額の審査のみならず、支出証拠書類の確認も行う。) ・交付先の決算状況等の確認を行う。(補助金額の決定に直結しているため、全体の決算状況及び繰越金の有無、金額の調査書確認を行う。)
交付規則の改正	<p>ガイドラインの実効性を担保するため、交付規則を改正した。 (施行期日：平成 26 年 4 月 1 日) 施行期日以降に定める各補助金交付要綱はガイドラインに沿ったものとするとしている。</p>

※出所：「ガイドライン」を基に監査人作成

(3) 財政運営プランについて

ア 市の財政状況

市の財政は、少子高齢化、公共施設等の老朽化の進行、コロナ等に起因する社会経済情勢の変化に伴い、社会保障関係費の負担増、公共施設等の修繕等に係る経費の増加、公債の高止まり等が今後も継続する見通しであり、一般財源(注1)が大幅に伸びない中、義務的経費(注2)が増加し、新しい事業への投資に使用できる財源が少なくなっている、いわゆる「財政の硬直化」が生じている。したがって、市の財政は当面厳しい状況が続くことが予想される。なお、当初予算ベースでの一般財源に占める義務的経費の割合は以下のとおりであり、6割前後という高い水準で推移している。

＜一般財源に占める義務的経費の割合＞

(単位：億円)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
義務的経費 (A)	2,751	2,761	2,801	2,814	2,856	2,900
一般財源総額 (B)	4,494	4,540	4,625	4,678	4,681	4,849
義務的経費の 占める割合 (A)/(B)	61.2%	60.8%	60.6%	60.2%	61.0%	59.8%

注1：市税など用途が特定されず、どのような経費にも使用できる資金

注2：歳出において、人件費、扶助費(生活保護費などの医療、福祉経費)、公債費(借金の返済)を合計した毎年必要な固定的費用

※出所：「令和4年度ふくおかしの家計簿」を基に監査人作成

イ 補助金等の推移について

市の一般会計決算における節別区分「負担金、補助及び交付金」決算額の過去5年間の推移は次のとおりであり、歳出決算額総額に占める負担金、補助及び交付金決算額の割合は、令和2年度を除き平均約9%となっている。(令和2年度は、特別定額給付金給付費の増加により補助費等が大幅に増加した。)

<負担金、補助金及び交付金の推移>

(単位：億円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
「負担金、補助及び交付金」決算額 (A)	811	774	860	2,454	901
歳出決算額総額 (B)	8,500	8,389	8,646	12,416	11,551
「負担金、補助及び交付金」の占める割合 (A)/(B)	9.5%	9.2%	9.9%	19.8%	7.8%

出所：「市議会事務局 決算資料」を基に監査人作成

また、市の令和3年度及び令和4年度の補助金一覧（当初予算額。外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く。）の補助金支出額について、令和3年度は117億円(224件)、令和4年度は129億円(244件)であり、それらが上記アで述べた一般財源に占める割合はそれぞれ、2.5%、2.7%であるが、一般財源から義務的経費を差し引いた額(新しい事業への投資に使用できる財源)に占める割合はそれぞれ、6.4%、6.6%となっている。

ウ 市の行財政改革について

市はこれまで、厳しい財政状況に対応するために行財政運営の効率化、財政の健全化、将来にわたり持続可能な財政運営等を方針とした様々なプランを策定し、取り組んできた。

補助金に係る取組については、直近に満期を迎えた財政運営プラン(計画年度：平成29年度から令和2年度まで)において補助金の見直し等を掲げて取組がなされたところであるが、市では引き続き「将来にわたり持続可能な財政運営」を目指した取組を進めていくこと等を基本的な方針に据え、令和3年6月に財政運営プラン(計画期間：令和3年度から令和6年度までの4年間)を策定して取り組んでいるところである。

なお、このプランでは主な取組項目として次の6項目を挙げており、補助金に関するものとしては次のとおり、「3 役割分担、関与の見直し」において「ガイドラインに沿った補助金の適切な運用」「国・県との財政負担の適正化」を挙げている。

<主な取組項目>

- 1 歳入の積極的な確保
- 2 行政運営の効率化
- 3 役割分担、関与の見直し
- 4 行政サービスの在り方の転換
- 5 公共施設等の見直し
- 6 市債発行の抑制、市債残高の縮減

出所：「財政運営プラン(令和3年6月)」

<補助金に係る取組>

3 役割分担、関与の見直し

① ガイドラインに沿った補助金の適切な運用

補助金交付規則及び福岡市補助金ガイドラインに基づき、補助金交付事務を適切に実施するとともに、毎年度の補助効果の検証や補助金調書の公表、終期到来時における継続の必要性の検証など、適切な運用に努めます。

② 国・県との財政負担の適正化

指定都市のみが県補助金の対象外となっているもの、国・県にも関わる事務事業で財政措置が十分でないものなどについて、経費負担が適正なものとなるよう取り扱いの見直しや改善を求めます。

<主な取組み>

◎医療費支給制度の県負担の確保【保健福祉局】

福岡県における政令市に対する補助率等が、他の市町村と異なる扱いになっており、事業継続にあたり、財源確保が喫緊の重要課題となっていることから、医療費支給制度における県費補助の適用や補助率の引き上げ(重度障がい者医療の精神以外への補助拡大等)について、県内他市町村並みとするよう、北九州市と連携し、福岡県に対して要望活動を継続します。

◎文化財保護事業のための県補助金の確保【経済観光文化局】

福岡市及び北九州市には、国庫補助対象の文化財保護事業に係る県費補助が平成 13 年度から交付されていないため、他市町村並みの補助が受けられるよう、北九州市と連携し、福岡県に対して要望活動を継続します。

◎特別支援学校(運営経費等)の県負担金の確保【教育委員会】

特別支援学校の設置義務のある福岡県に対し、運営に要する経費等について一定の負担を求める要望活動を継続します。

◎消防ヘリコプター更新整備等に伴う県補助金の確保【消防局】

消防ヘリコプター更新整備及び運用について、福岡県に対して一定の負担を求める要望を行います。

◎国庫補助負担金の超過負担の解消【関係局】

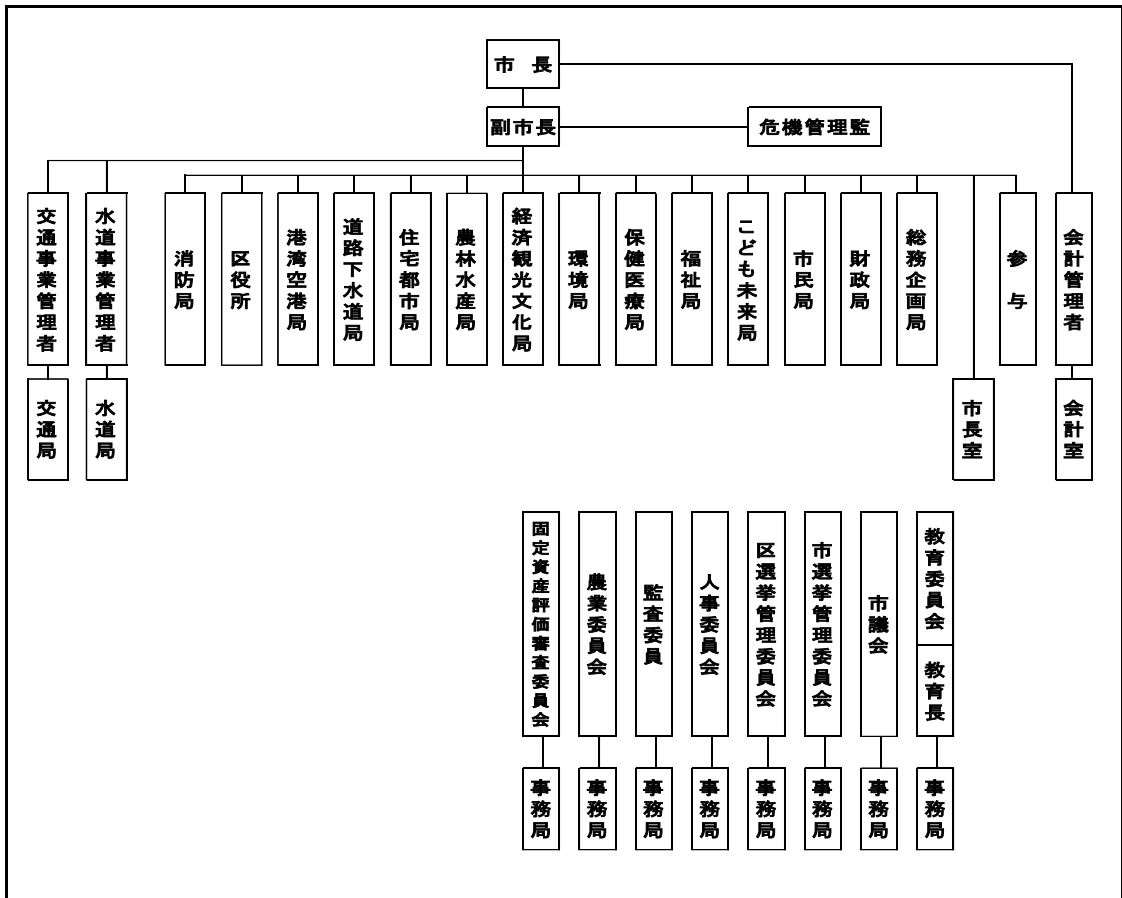
国庫補助負担金の超過負担の解消について、他の政令指定都市と連携し、国に対して要望活動を継続します。

※出所：「財政運営プラン（令和 3 年 6 月）」

3 市の組織

市の組織（令和4年4月1日時点）は、次のとおりである。

<市の組織図>



※出所：「組織図一覧（市ホームページ）」を基に監査人作成

4 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

本報告書における監査のテーマである補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について、市が交付する補助金等は多岐にわたっているため、次のとおり監査対象を選定した。

ア 令和3年度支出負担行為データの分析

市の補助金等の交付の全体像を把握するため、令和3年度支出負担行為データの分析を行った。具体的には、歳出の節科目が「負担金、補助及び交付金」となっている支出負担行為の全伝票データを市から入手した。市に提供を依頼した伝票データの項目は次のとおりである。

<支出負担行為の伝票データ項目>

年度／負担行為起票日、負担行為確定日／伝票番号本番／件名(摘要)／負担行為額／支出命令額／支出済額／所属コード、所属名／令達元所属コード、令達元所属名／予算担当課コード、予算担当課名／予算区分コード、予算区分名称／予算科目各コード、名称(※)／債権者コード、氏名・代表者名
(※) 会計・款・項・目・事業・小事業・節・説明・会計名称・款名称・項名称・目名称・中 事業名称・小事業名称・節名称・説明名称

なお、市は、福岡市会計規則上、歳出の節科目を細分化した説明科目を設定する場合がある。

<説明科目の設定について>

(歳入簿、歳出簿等の記載)
第87条 歳入簿及び歳入経理簿は、款、項、目及び節の区分に応じて記載し、歳出簿及び歳出経理簿は、款、項、目、節及び節の説明のあるものはその区分別に区分して記載しなければならない。

※出所：「福岡市会計規則」

令和3年度の「負担金、補助及び交付金」科目についても説明科目が設定されており、各説明科目名称には、「XXX 補助金」のように「補助金」がつくもの、「助成金」がつくもの、「負担金」がつくもの、「交付金」がつくもの、及び「介護納付金」がつくものの5つに分類することができるため、当該5つの区分に基づいて次のとおり集計した。

<区分別の説明科目数、レコード数及び支出負担行為金額> (単位：千円)

区分	説明科目数	伝票数	支出負担行為金額
補助金	127	3,474	25,884,596
助成金	2	233	31,224
負担金	201	5,460	320,321,854
交付金	19	561	4,330,518
介護納付金	1	1	3,662,612
合計	350	9,729	354,230,805

また、市は、市民への情報公開の一環として、各補助金の所管部局、名称、交付先、経過年数及び予算額を一覧化した補助金一覧や各補助金の補助金調書を毎年度市のホームページで公表している。

<補助金調書フォーマット>

補助金調書

補助金名				担当課 (連絡先)	局 部 課 (TEL)
交 付 先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	【団体名・種別等】		区分	その他の補助金 外郭団体等への補助金 建設費に対する補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度		年度	経過年数		年度
補助金の目的 及び 補助対象事業					
補助金の終期		年度	延長回数		
終期を延長する 理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果					

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

令和3年度補助金一覧に記載された補助金名と令和3年度支出負担行為データ（負担金、補助及び交付金）上の件名項目等との突合を行い、整合性を確認した。その結果、支出負担行為データ上、説明科目の区分が「補助金」または「助成金」となっているものについては、漏れなく補助金一覧に反映されていることを確認した。

イ 詳細監査対象補助金等の選定

「ア 令和3年度支出負担行為データの分析」の結果を踏まえ、補助金または助成金については、令和3年度における各補助金調書の内容を確認の上、主に次の視点から重要性が高いと考えられるものを選定した。

<補助金または助成金の抽出における視点の例>

交付金額が大きい／交付先が特定の団体に限定されている／交付先が外郭団体である／非公募である／補助開始年度からの経過年数が長期に及んでいる／終期を延長する理由が不明確である／交付対象経費及び補助金の算定方法等が不明確または不合理である／間接補助が行われている／交付件数が少ない／補助金交付による効果が不明確である／過去の福岡市包括外部監査で指摘や意見があった

また、負担金、交付金及び介護納付金については、補助金一覧や補助金調書と同様のものは作成されていないため、支出負担行為データを参照し、金額の大きさや件名（摘要）の内容等を踏まえて重要性が高いと考えられるものを追加選定した。

なお、詳細監査の対象とした補助金等については、関連文書の閲覧及び所管部局に対する質問に先立ち、次の項目の情報提供を各所管部局に依頼し、各補助金等の概要を把握した。

<詳細監査における調査項目>

【概要】

補助金等の名称／所管部局／根拠規程等／交付先（最終交付先）／交付目的／対象事業の概要／公募・非公募の別（※）／（公募の場合）応募要件（※）／（非公募の場合）非公募の理由（※）／開始年度／終期年度／補助金等見直しの実施年度／補助金等の算出方法（※）／補助対象経費（※）／達成すべき指標の内容／達成すべき指標を設定していない場合は、その理由

（※）補助金または助成金に該当する場合のみ

【3年推移】（令和元年度から令和3年度まで）

予算額／決算額／財源（市・国・県・その他）／交付先数／達成すべき指標の目標値及び実績値

選定した詳細監査対象の補助金等は「(2) 監査対象として選定した補助金等」に記載している。

(2) 監査対象として選定した補助金等

「(1) 監査対象事業の選定方法 イ 詳細監査対象補助金等の選定」の対象とした補助金等は、次のとおりである。

＜詳細監査の実施対象とした補助金等＞

No	部局	補助金等の名称
総務企画局		
企画調整部		
1	企画課	公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金
国際部		
2	国際政策課	福岡県留学生交流事業補助金
3	アジア連携課	日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金
市民局		
コミュニティ推進部		
4	コミュニティ推進課	自治協議会共創補助金
5	コミュニティ推進課	地域交流広場等管理運営事業補助金
生活安全部		
6	防犯・交通安全課	地域振興補助金
7	防犯・交通安全課	交通安全関係補助金（地区交通安全協会補助金）
8	防犯・交通安全課	福岡市街頭防犯カメラ設置補助金
9	防犯・交通安全課	福岡市暴力追放推進協議会事業補助金
10	防犯・交通安全課	福岡市地区防犯協会事業補助金
11	防犯・交通安全課	保護司会補助金
スポーツ推進部		
12	スポーツ推進課	福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金
13	スポーツ推進課	スポーツ大会開催特別補助金
14	スポーツ推進課	スポーツ大会出場特別補助金
15	スポーツ推進課	地域振興補助金（区体育振興事業補助金）
人権部		
16	人権推進課	福岡人権擁護委員協議会補助金
17	人権推進課	福岡県人権研究所補助金
こども未来局		
こども部		
18	こども健全育成課	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金
19	こども健全育成課	こども育成事業負担金 福岡市学生支援特別給付金事業負担金
20	こども家庭課	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金（児童養護施設等）
21	こども家庭課	福岡市児童養護施設等整備事業費補助金
22	こども発達支援課	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金（障がい児施設）
子育て支援部		
23	事業企画課	保育所等整備費補助金
24	運営支援課	福岡市延長保育事業補助金
25	運営支援課	福岡市保育協会補助金（一般）
26	運営支援課	福岡市保育体制強化事業補助金
27	運営支援課	福岡市保育協会補助金（家庭支援）
28	運営支援課	福岡市特別支援保育事業補助金
29	運営支援課	福岡市私立幼稚園運営費補助金
30	運営支援課	福岡市私立幼稚園連盟補助金
31	運営支援課	福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金
32	運営支援課	福岡市幼稚園 2 歳児受入れ促進事業補助金

No	部局	補助金等の名称
33	指導監査課	福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金
34	指導監査課	福岡市保育士家賃助成事業補助金
35	指導監査課	福岡市保育士奨学金返済支援事業補助金
36	指導監査課	福岡市保育所等における ICT 化推進等事業補助金
福祉局		
生活福祉部		
37	地域福祉課	福岡市民生委員児童委員協議会補助金
38	地域福祉課	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金
39	地域福祉課	社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金
40	地域福祉課	日常生活自立支援事業補助金
41	地域福祉課	やすらかバック等終活支援事業補助金
高齢社会部		
42	高齢福祉課	福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金
43	高齢福祉課	福岡市老人クラブ活動事業補助金
44	高齢福祉課	福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金
45	高齢福祉課	福岡市友愛訪問事業補助金
46	介護保険課	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金
47	介護保険課	福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（地密型サービス）
48	介護保険課	福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（高齢者施設等改修・設備整備事業）
49	事業者指導課	福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金
障がい者部		
50	障がい企画課	福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金
51	障がい企画課	福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金
52	障がい企画課	障がい者スポーツ等活動推進事業補助金
53	障がい福祉課	福岡市地域活動支援センター補助金
54	障がい福祉課	福岡市障がい者グループホーム設置費補助金
55	障がい福祉課	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金
56	障がい福祉課	福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金
保健医療局		
健康医療部		
57	地域医療課	福岡市救急病院協会事業補助金
58	地域医療課	福岡市医師会保健福祉事業補助金
59	地域医療課	福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金
60	地域医療課	福岡県私設病院協会事業補助金
61	保健予防課	福岡市結核予防費補助金
62	保健予防課	福岡いのちの電話運営事業補助金
63	健康増進課	地域健康づくり活動推進事業補助金
64	口腔保健支援センター	福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金
生活衛生部		
65	生活衛生課	福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）
66	食品安全推進課	福岡市食品衛生協会事業補助金
—		
67	新型コロナウイルス感染症対策担当	医療給付費負担金 感染症医療費（新型コロナウイルス）
環境局		
循環型社会推進部		

No	部局	補助金等の名称
68	収集管理課	併用世帯ごみ収集事業補助金
経済観光文化局		
総務・中小企業部		
69	経営支援課	小規模事業指導事業補助金
70	経営支援課	福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金
71	地域産業支援課	高度化促進補助金（共同施設事業）
観光コンベンション部		
72	観光産業課	おもてなし力向上支援補助金
73	観光産業課	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（受入環境充実支援部会に係る事業負担金）【宿泊施設の高付加価値化支援事業】
74	観光産業課	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（宿泊支援部会に係る事業負担金）【宿泊事業者への衛生対策緊急支援事業】
75	観光産業課	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（宿泊支援部会に係る事業負担金）【新たな生活様式に対応した宿泊施設の多様な利用促進事業】
76	観光マーケティング課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（家賃支援部会）
77	クルーズ課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（感染症対応シティ促進部会事業に係る事業負担金）
78	MICE 推進課	福岡国際センター事業補助金
79	MICE 推進課	福岡国際会議場整備事業補助金
80	MICE 推進課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（飲食支援部会テイクアウト支援事業）
創業・立地推進部		
81	創業支援課	新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン利子補給補助金
82	企業誘致課	福岡市立地交付金
83	新産業振興課	公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金
国際経済・コンテンツ部		
84	国際経済課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（売上が減少した事業者への支援）
85	コンテンツ振興課	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメントイベント開催支援事業分）
86	まつり振興課	博多祇園山笠振興会補助金
87	まつり振興課	博多松囃子振興会補助金
88	まつり振興課	ふくこいアジア祭り組織委員会補助金
文化振興部		
89	文化振興課	公益財団法人九州交響楽団事業補助金
90	文化振興課	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメント支援部会に係る事業負担金）
文化財活用部		
91	文化財活用課	文化財保存事業費補助金
農林水産局		
総務農林部		
92	農業振興課	福岡市中山間地域等直接支払制度交付金
93	農業振興課	畜産環境整備経営対策事業補助金
94	農業振興課	都市近郊野菜産地等整備事業補助金
水産部		
95	水産振興課	漁協経営基盤強化対策事業補助金

No	部局	補助金等の名称
中央卸売市場		
96	市場課	と畜事業補助金
97	鮮魚市場	自治協会補助金（鮮魚市場）
98	青果市場	自治協会補助金（青果市場）
住宅都市局		
都市計画部		
99	交通計画課	生活交通確保バス運行補助金
住宅部		
100	住宅計画課	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費補助金
101	住宅計画課	住まいサポートふくおか運営費補助金
地域まちづくり推進部		
102	地域計画課	土地区画整理事業推進補助金
103	地域計画課	土地区画整理事業推進補助金
104	まちづくり推進室	住宅市街地総合整備事業補助金
道路下水道局		
管理部		
105	道路維持課	道路照明灯補助金（防犯灯）
港湾空港局		
港湾振興部		
106	物流推進課	博多港振興協会補助金
空港振興部		
107	空港対策課	福岡空港地域対策協議会補助金
西区役所		
総務部		
108	地域支援課	地域振興補助金
教育委員会		
教育支援部		
109	教育支援課	福岡市私立高等学校補助金
総務部		
110	人権・同和教育課	福岡市PTA協議会事業補助金
111	人権・同和教育課	人権啓発地域推進事業補助金
議会事務局		
—		
112	総務秘書課	福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金

第3 監査の視点及び実施した監査手続

1 監査の視点

本監査は「第1 監査の概要 4 監査の方法 (3) 監査の視点」に記載したとおり、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点に基づき監査を実施した。

包括外部監査は、地方自治法に基づき実施されるものであるため「合規性」の視点を持ち、また、いわゆる3E（有効性(Effectiveness)、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)）の視点を持って監査を行うべきことは論を待たないところである。

本監査では、これらに加えて「説明責任及び透明性」という監査の視点の保持を特に意識した。なぜなら、地方公共団体における行政運営においては、市民のために限られた財源を真に必要な事業等に投下する必要がある、そのためには意思決定の結果のみならず、意思決定の過程の明確性、当該過程に係る文書保存による検証可能性が重要と考えたためである。

この「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の視点に基づく監査を実施するためには、補助金等事業に関する事務の内容を理解するとともに、理解した内容に応じてどのようなリスクや課題が生じるかを意識して監査する必要がある。

このため、補助金等事業に関する事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとに、より具体的な監査の視点を設定し、これに基づき「第2 監査対象の概要 4 監査対象事業 (2) 監査対象として選定した補助金等」で選定した監査対象に対して詳細監査を実施した。

業務プロセスごとに設定した監査の視点は、次のとおりである。

<業務プロセスごとの具体的な監査の視点>

業務プロセス	具体的な監査の視点
Plan(計画) ・ 補助金交付要綱、要領等の決定	合規性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Plan（計画）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 補助金交付要綱は適切に作成されているか。補助金交付要綱の内容（交付の目的等）は不十分ではないか。 ・ 市の負担金及び交付金拠出の根拠となる定めは適切に策定されているか。 ・ 補助金交付要綱に暴力団排除の規定は設定されているか。 ・ 補助金交付要綱に処分制限財産に関する規定は設定されているか。
	有効性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の必要性に疑義はないか。 ・ 運営費補助から事業費補助へ変更すべきではないか。 ・ 補助対象団体について、公平性等の観点から問題はないか。 ・ 補助金の申請方法や申請期限について柔軟性を持つ等改善すべき点が無いか。
	経済性及び効率性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業の内容や補助対象経費、補助率、補助金の上限が定められているか、具体的内容か。 ・ 補助対象経費として不適切なものはないか（交際費・飲食費等）。 ・ 間接補助に係る支給条件等のルール化は具体的に設定されているか。 ・ 補助金額の算定方法に疑義はないか（収益事業に係る利益が控除されていない、必要経費ではなく規模等で一律支給等）。 ・ 消費税の仕入税額控除が加味されていない等の問題は無い（補助対象経費から減額されていない）。

業務プロセス	具体的な監査の視点
	<p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> Plan（計画）に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 前金払（概算払）の理由の文書化及びその審査内容は十分であるか。 文書は適切に保管されているか。
<p>Do（実行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請 補助金交付決定 補助事業の実施 	<p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> Do（実行）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 補助金交付要綱に従った手続は実施されているか。 補助金交付申請書等の文書内容に不備・不足はないか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の実施に当たり、目的は達成されているか。 補助金交付先が任意団体である場合は、団体としての実質的な自立性に疑義はないか。 補助事業の実施体制や実施方法は有効性を考慮したものになっているか。 交付申請書の内容は不明瞭ではないか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の業務実施に当たり、経済性及び効率性は検討されているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> Do（実行）に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 文書は適切に保管されているか。
<p>Check（評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の実績報告、及びその審査 補助金額の確定 補助事業の効果測定 	<p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> Check（評価）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 実績報告書に不備、数値の不整合等はないか。 実績報告書上、補助対象事業とその他の事業、補助対象経費とその他の経費が明確に区分されているか。 確定した補助金額の算定過程は明確か。 補助金交付要綱上の補助対象経費以外の項目に補助金が支給されていないか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支決算書の内容に疑義はないか。 補助金事業の事業評価は不十分ではないか。 アンケート調査や指標の設定等は不十分ではないか。 事業評価上、定量的な指標はあるか、交付の目的に照らして適当か。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支決算書の審査は、経済性及び効率性の観点から問題ないか。 収支決算書は適切に審査されているか。必要に応じて実地調査等を行っているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> Check（評価）に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 提出される収支決算書の内訳や、補助対象経費に係る資料は十分か。 補助金等の効果測定や、継続の必要性に係る文書化が不十分ではない

業務プロセス	具体的な監査の視点
	<ul style="list-style-type: none"> か。 ・ 審査調書には結果のみが記載され、具体的な手続等が不明確ではないか。 ・ 文書は適切に保管されているか。
Action (改善) <ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度への改善、他部局への反映 ・ 情報公開 	合規性 <ul style="list-style-type: none"> ・ Action (改善) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 過去の包括外部監査における結果は改善されているか。
	有効性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の包括外部監査における意見は検討されているか。 ・ 定期的な見直しのための終期は補助金交付要綱に設定されているか。 ・ 定期的な見直しのための終期の検討は実質的に実施されているか。 ・ 事業の実施結果が指標を下回った場合、対策は検討されているか。また、大きく下回った場合、事業廃止を検討すべきではないか。
	経済性及び効率性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額と実績額に大幅な乖離がある場合、当該理由の分析や、次年度の金額見直し等は検討されているか。
	説明責任及び透明性 <ul style="list-style-type: none"> ・ Action (改善) に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 情報公開は適切に実施されているか。

2 実施した監査手続

「1 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

(1) 概要の把握

補助金等に係る財務事務に関する条例、規程、近年の市の取組資料等を閲覧した。

また、補助金等事業の全体像及び各事業の概況を把握するため、支出負担行為データの分析を行うとともに、市が公表している補助金調書の内容を把握した。具体的な分析等は、「第2 監査対象の概要 4 監査対象事業 (1) 監査対象事業の選定方法 ア令和3年度支出負担行為データの分析」に記載している。

(2) 詳細監査対象の選定

市が執行する補助金等に係る財務事務は多岐にわたっているため、「(1) 概要の把握」に記載した分析等の結果を踏まえ、重要性が高いと考えられる補助金等を抽出し、詳細監査対象として選定した。

詳細監査対象の選定方法及び選定結果は、「第2 監査対象の概要 4 監査対象事業 (1) 監査対象事業の選定方法 イ詳細監査対象補助金等の選定」及び「第2 監査対象の概要 4 監査対象事業 (2) 監査対象として選定した補助金等」に記載している。

(3) 詳細監査対象に係る各所管部局に対する調査

詳細監査対象とした補助金等について、所管部局に対して関連する文書の査閲及び担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め、「1 監査の視点」に記載した具体的な監査の視点について調査した。

3 監査の実施状況

「2 実施した監査手続」に記載した監査手続を、次のとおり実施した。

<監査の実施状況>

実施期日	項目	対象部局等
7月21日、29日日 8月9日～13日	概要の把握	全部局
8月9日～13日、25日～29日、9月5日	詳細監査対象 選定	総務企画局、財政局、市民局、こども未来局、福祉局、保健医療局、環境局、経済観光文化局、農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、区役所、教育委員会、議会事務局
9月5日～ 11月30日	所管部局調査	総務企画局、財政局、市民局、こども未来局、福祉局、保健医療局、環境局、経済観光文化局、農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、区役所、教育委員会、議会事務局

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

本報告書における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（以下「監査の結果及び意見」という。）は、補助金等事業全般に係るものと監査した個別の補助金等事業に係るものがあることから、補助金等事業全般に係るものは「2 監査の結果及び意見（総論）」に記載し、個別の補助金等事業に係るものは「3 監査の結果及び意見（各論）」に記載している。

また、監査の結果及び意見の区分は、次のとおり整理している。

<結果及び意見の区分>

区分	内容
結果	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項。
意見	結果には該当しないが、監査人が改善や検討が必要と認めて述べる事項。

さらに、監査の結果及び意見の記載に当たっては、各結果又は意見を記載した項目の下に業務プロセスと監査の視点を記載した。これは、発見された事項が業務プロセスのどの段階で発生したものであり、かつ、どのような監査の視点から発見されたのかを明確にすることで、市に対してリスクや課題の発生個所や発生原因を伝達し、適切な措置等の検討に資することを期待するとともに、市民を始めとする本報告書の読者の理解に資することを意識したものである。

なお、市において監査の結果及び意見に対する措置等の検討を行う際は、内容の重要性及び措置等の実施に係る効率性に留意されたい。すなわち、上表の結果及び意見の区分から、意見よりも結果を優先すべきことは言うまでもないが、市民サービスへの影響も考慮して、重要性が高いと考えられるものから積極的な措置等の実施を期待する。また、措置等の実施に当たっては、市職員に追加業務が生じる可能性もあり、市が実施する事業自体に支障が生じることがあれば本末転倒である。このため、措置等の実施は、業務効率化の観点も併せ持った上で取り組まれることを期待する。

(1) 監査の結果及び意見の件数

本報告書に記載した監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<監査の結果及び意見の件数>

区分	結果	意見	計
監査の結果及び意見（総論）	1 件	12 件	12 件
監査の結果及び意見（各論）	68 件	177 件	245 件
計	68 件	189 件	257 件

(2) 監査の結果及び意見の一覧

本報告書に記載した監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。

＜監査の結果及び意見の一覧（総論）＞

区分	結果及び意見の項目	
	結果	意見
	●	暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底について
	●	処分制限財産に係る運用の強化について
	●	消費税に係る留意事項の周知徹底について
	●	補助対象経費等の明確化に係る周知徹底について
	●	概算払の必要性に係る周知徹底について
	●	事業費補助と運営費補助の区分、運営費補助を行う条件等の整理について
	●	間接補助実施に係る適切な運用について
	●	補助金交付に係る事務手続の適切な運用について
	●	市役所内設置の任意団体に係る適格性等の検討について
	●	実績報告に係る確認の強化及び周知徹底について
	●	指標の設定に係る検討の強化について
	●	補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化について

＜監査の結果及び意見の一覧（各論）＞

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
総務企画局				
企画調整部企画課	公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金	●		事業費補助としての取扱いの徹底について
		●		消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について
		●		補助事業に係る収入の区分経理について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
国際部国際政策課	福岡県留学生交流事業補助金		●	定量的な評価指標の設定について
国際部アジア連携課	日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金		●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
市民局				
コミュニティ推進部 コミュニティ推進課	自治協議会共創補助金		●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●		補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
生活安全部防犯・交通安全課	地域交流広場等管理運営事業補助金 地域振興補助金 交通安全関係補助金（地区交通安全協会補助金） 福岡市街頭防犯カメラ設置補助金 福岡市暴力追放推進協議会事業補助金 福岡地区防犯協会事業補助金 保護司会補助金 福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金 スポーツ大会開催特別補助金 スポーツ大会出場特別補助金 地域振興補助金（区体育振興事業補助金） 福岡人権擁護委員協議会補助金 福岡県人権研究所補助金	●	●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●	●	福岡市地域交流広場助成要綱における補助対象経費の明確化について
		●	●	定量的な評価指標の設定について
		●	●	補助対象団体としての適格性の検討について
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●	●	定量的な評価指標の設定について
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●	●	定量的な評価指標の設定について
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●	●	補助対象団体としての適格性の検討について
		●	●	補助金交付要綱における補助対象経費の見直しについて
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●	●	定量的な評価指標の設定について
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		スポーツ推進部スポーツ推進課	スポーツ大会開催特別補助金 スポーツ大会出場特別補助金 地域振興補助金（区体育振興事業補助金） 福岡人権擁護委員協議会補助金 福岡県人権研究所補助金	●
●	●			補助金終期の延長に係る詳細検討について
●	●			定量的な評価指標の設定について
●	●			補助金終期の延長に係る詳細検討について
●	●			定量的な評価指標の設定について
●	●			補助金終期の延長に係る詳細検討について
●	●			定量的な評価指標の設定について
●	●			補助金概算払の時期見直しの検討について
●	●			補助金概算出方法見直しの検討について
●	●			補助金終期の延長に係る詳細検討について
人権部人権推進課	福岡人権擁護委員協議会補助金 福岡県人権研究所補助金	●	●	補助金額算定方法根拠の明確化及び算出方法見直しの検討について
		●	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●	●	定量的な評価指標の設定について
		●	●	消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
こども未来局				
こども部こども健全育成課	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金	●		消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
			●	補助金最終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金最終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金最終期の延長に係る詳細検討について
			●	実績報告書における領収書の慎重な審査について
			●	補助金最終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金交付要綱における補助対象の明確化について
こども部こども発達支援課	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金（児童養護施設）	●		補助金基準額算出表における入所者数のチェックについて
		●		補助金最終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
			●	概算払の必要性の検討について
			●	啓発活動費の範囲の明確化について
			●	補助金最終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
子育て支援部事業企画課	保育所等整備費補助金			補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				概算払の必要性の検討について
				補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				定量的な評価指標の設定について
				事業実績報告書における補助金返還額の理由の記載について
			●	概算払の必要性の検討について
				補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				定量的な評価指標の設定について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
				補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
子育て支援部運営支援課	福岡市延長保育事業補助金			補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				概算払の必要性の検討について
				補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				定量的な評価指標の設定について
				事業実績報告書における補助金返還額の理由の記載について
			●	概算払の必要性の検討について
				補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				定量的な評価指標の設定について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
				補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
福岡市保育協会補助金（一般）	福岡市保育体制強化事業補助金			補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				概算払の必要性の検討について
				補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				定量的な評価指標の設定について
				事業実績報告書における補助金返還額の理由の記載について
			●	概算払の必要性の検討について
				補助金最終期の延長に係る詳細検討について
				定量的な評価指標の設定について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
				補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
子育て支援部指導監査課	福岡市保育協会補助金（家庭支援） 福岡市特別支援保育事業補助金 福岡市私立幼稚園運営費補助金 福岡市私立幼稚園連盟補助金 福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金 福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金 福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金 福岡市保育士家賃助成事業補助金 福岡市保育士奨学金返済支援事業補助金		●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
			●	研修実績報告の確認について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	概算払の必要性の検討について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
			●	概算払の必要性の検討について
			●	実績確認の充実化について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	概算払の必要性の検討について
			●	研修費に係る内容の具体化について
			●	実績確認の徹底について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	概算払の必要性の検討について
	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について		
	●	定量的な評価指標の設定について		
	●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について		
	●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について		
	●	概算払の必要性の検討について		
	●	補助金の周知について		
	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について		
	●	保育従事者等研修の参加促進について		
	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について		
	●	概算払の必要性の検討について		
	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について		
	●	概算払の必要性の検討について		

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
福祉局	福岡市民生委員児童委員協議会補助金 社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金 日常生活自立支援事業補助金 やすらかパニック等終活支援事業補助金 福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金 福岡市老人クラブ活動事業補助金 福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金 福岡市友愛訪問事業補助金 福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金 福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金 福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金 障がい者スポーツ等活動推進事業補助金		●	補助対象経費の明確化について
		●		間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について
			●	実績報告の際に提出すべき書類の明確化について
			●	補助対象経費の明確化について
			●	補助対象経費の明確化について
			●	補助金の精算方法の明確化について
			●	確定通知書の記載誤りにについて
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
			●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
	●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について		
	●	実績確認の徹底について		
	●	定量的な評価指標の設定について		
	●	補助金終期の延長に係る詳細検討について		
	●	実績確認の徹底について		
	●	定量的な評価指標の設定について		
	●	定量的な評価指標の設定について		
	●	実績報告の適切な把握について		
	●	補助対象経費の明確化について		
	●	補助対象経費の明確化について		
	●	実績報告の適切な把握について		
	●	定量的な評価指標の設定について		
	●	事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な把握について		

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
障がい者部障がい福祉課	福岡市地域活動支援センター補助金	●		補助対象経費の明確化について
			●	定量的な評価指標の設定について
	福岡市障がい者グループホーム設置費補助金		●	収支計画書における様式変更の検討について
		●		収支決算書における補助対象経費内容の明確化について
	福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金			補助対象経費における消費税相当額（仕入税額）の取扱いの明確化について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義の明確化について
			●	補助対象経費の明確化について
			●	収支報告書の充実化について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
	保健医療局			
健康医療部地域医療課	福岡市救急病院協会事業補助金		●	補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について
			●	補助金額の妥当性等の明確化について
			●	定量的な評価指標の設定について
	福岡市医師会保健福祉事業補助金		●	補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
		●		補助金額の妥当性等の明確化について
	福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金	●		支出した補助対象経費の内訳確認について
		●		間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について
			●	補助金額の妥当性等の明確化について
	福岡県私設病院協会事業補助金		●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について
		●		間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について
	福岡いのちの電話運営事業補助金		●	補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
		●		支出した補助対象経費の内訳確認について
健康医療部保健予防課	福岡いのちの電話運営事業補助金		●	補助金額の妥当性等の明確化について
			●	補助金額の妥当性等の明確化について
			●	補助金の必要性等に関する検討について
健康医療部健康増進課	福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金		●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について
		●		事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な運用について
		●	定量的な評価指標の設定について	

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目		
		結果	意見			
生活衛生部生活衛生課	福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）		●	補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について		
			●	事業費補助としての明確化について		
			●	定量的な評価指標の設定について		
			●	消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について		
			●	補助対象経費の按分計算に係る審査について		
			●	市長が認める事業を補助対象事業とする場合の根拠の明確化について		
			●	記念品代が補助対象経費に該当するかどうかの整理の必要性について		
生活衛生部食品安全推進課	福岡市食品衛生協会事業補助金		●	定量的な評価指標の設定について		
		環境局				
		循環型社会推進部収集管理課	併用世帯ごみ収集事業補助金		●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について
					●	現地調査の実施について
				経済観光文化局		
		総務・中小企業部経営支援課	小規模事業指導事業補助金		●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
					●	収支計算書の内容確認の強化について
	●			事業報告における「補助事業の経過又は成果を証する書類」の入手の必要性について		
	●			補助対象経費の明確化の必要性について		
総務・中小企業部地域産業支援課	福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金			●	補助金終期の設定及び見直しの必要性について	
				●	補助金調書の作成及び情報公開について	
観光コンベンション部観光マーケティング課	高度化促進補助金（共同施設事業）			●	定量的な評価指標の設定について	
				●	本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要性について	
観光コンベンション部観光マーケティング課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（家賃支援部会）			●	本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要性について	
				●	参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について	
観光コンベンション部MICE推進課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（感染症対応インテイクアアウト支援事業）		●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び補助金確定前の警察への照会確認実施について		
			●	交付金額に含まれる消費税相当額に係る対応の必要性と取扱いの明確化について		
創業・立地推進部創業支援課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（飲食支援部会）		●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び補助金確定前の警察への照会確認実施について		
			●	交付金額に含まれる消費税相当額に係る対応の必要性と取扱いの明確化について		
創業・立地推進部企業誘致課	福岡市立地交付金		●	補助金交付要綱における補助対象事業の明確化について		
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について		
創業・立地推進部新産業振興課	公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金		●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について		

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目		
		結果	意見			
国際経済・コンテンツ部国際経済課 国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課 国際経済・コンテンツ部まつり振興課	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（売上が減少した事業者への支援） 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメントイベント開催支援事業分） 博多祇園山笠振興会補助金 博多松囃子振興会補助金 公益財団法人九州交響楽団事業補助金 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメント支援部会に係る事業負担金） 文化財保存事業費補助金		●	予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について		
			●	予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について		
				参考文献書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について		
			●	実績確認の充実及び実施内容の記録について		
			●	暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について		
			●	実績確認の実施内容の記録について		
			●	暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について		
			●	実績確認の徹底について		
			●	定量的な評価指標の設定について		
			●	文化芸術振興財団が業務に関与する場合の協定書等の必要性について		
文化振興部文化振興課 文化財活用部文化財活用課	文化財保存事業費補助金		●	補助対象事業に関する規定の修正について		
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について		
		農林水産局				
		中央卸売市場市場課	と畜事業補助金		●	消費税等相当額の適時把握と適切な文書決裁について
					●	実績確認の徹底について
					●	定量的な評価指標の設定について
					●	事業計画説明書に係る網羅的な記載について
					●	補助金交付要綱における補助対象事業の整理について
					●	収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について
					●	減価償却費に関する補助対象経費の明確化について
	●			実績確認の徹底について		
	●			暴力団員等の排除に関する情報提供の受領時期について		
	●			補助金終期の延長に係る詳細検討について		
中央卸売市場鮮魚市場	自治協会補助金（鮮魚市場）		●	定量的な評価指標の設定について		
			●	事業計画説明書に係る網羅的な記載について		
			●	消費税等相当額の適時把握と適切な文書入手について		
			●	補助金交付要綱における補助対象事業の整理について		
			●	収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について		
			●	運営費に関する補助対象経費の明確化について		
			●	実績確認の徹底について		
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について		
		中央卸売市場青果市場	自治協会補助金（青果市場）		●	消費税率の引き上げによる影響の把握について
					●	事業計画説明書に係る網羅的な記載について
	●			消費税等相当額の適時把握と適切な文書入手について		
	●			補助金交付要綱における補助対象事業の整理について		
	●			収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について		
	●			運営費に関する補助対象経費の明確化について		
	●			実績確認の徹底について		
	●			補助金終期の延長に係る詳細検討について		

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
住宅都市局				
都市計画部交通計画課	生活交通確保バス運行補助金		●	定量的な評価指標の設定について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について 実績確認の充実化について
住宅部住宅計画課	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費補助金	●		補助事業の成果に係る資料の添付について
		●		消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について
			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
道路下水道局				
管理部道路維持課	道路照明灯補助金（防犯灯）		●	補助金交付要綱における補助対象の明確化について
			●	補助金申請期限に係る柔軟な検討について
港湾空港局				
港湾振興部物流推進課	博多港振興協会補助金		●	補助金額算定の基礎となる収支に係る確認の徹底について
			●	補助金額確定の基礎となる収支に係る確認の徹底について
空港振興部空港対策課	福岡空港地域対策協議会補助金		●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
			●	定量的な評価指標の設定について
西区役所				
総務部地域支援課	地域振興補助金	●		補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
教育委員会				
教育支援部教育支援課	福岡市私立高等学校補助金	●		不用額の返還手続の実施について
			●	補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について
			●	補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について
			●	定量的な評価指標の設定について
	福岡市PTA協議会事業補助金		●	交付先団体の積立基金残高等の確認について

部局	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
総務部人権・同和教育課			●	補助金終期の延長に係る詳細検討について
		●		実績確認の徹底について
			●	定量的な評価指標の設定について
議会事務局				
総務秘書課	福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金		●	受診希望者数の把握、事業実績把握への活用等について

2 監査の結果及び意見（総論）

（1）補助金等事業に係る全般事項

ア（意見）暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）>

（暴力団の排除）

- 第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

しかし、複数の詳細監査対象補助金について、特段の理由がないにもかかわらず暴力団排除条項に該当する条項が設置されていなかった事例、「補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）」第 4 項に定める警察への照会確認を実施していない事例等が発見された。

【意見】

特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクがあり、問題がある。

よって、市においては、例えば暴力団排除条項に関する内容を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底を図ることが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

イ（意見）処分制限財産に係る運用の強化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市補助金交付規則では、次のとおり、補助事業により取得等を行った財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反した使用、譲渡等を行ってはならない旨（以下「処分制限財産」という。）が規定されている。

<処分制限財産について>

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産及びその従物。
- (2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

しかし、複数の詳細監査対象補助金について、補助金交付要綱では補助金を備品の購入費等に充当できる旨が定められているにもかかわらず、購入された備品等がどのような場合に福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかについて明示されていなかった。

【意見】

補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び運用が明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、例えば処分制限財産の定義及び運用に関する具体的な考え方を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、処分制限財産の定義の明確化及び運用の強化を図ることが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

ウ（意見）消費税に係る留意事項の周知徹底について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、複数の詳細監査対象補助金について、補助金額算出に当たって集計される経費が消費税を含む金額となっているものの、各補助金における補助金交付要綱において消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、交付先が消費税の課税事業者かどうか、仕入税額控除が生じ得るか等について確認を実施していない事例が発見された。

【意見】

補助金額の算定において補助対象経費が消費税込みで算定され、かつ、補助金の交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が消費税額相当分過大となり、適正な補助金の執行を行う上で、問題となる可能性が否定できない。

【現状】に記載した発見事例については、補助金の過大交付のリスクを低減するため、補助金交付要綱において補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておく必要がある。

よって、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、市においては、福岡市補助金ガイドライン等に消費税に係る留意事項を記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

エ（意見）補助対象経費等の明確化に係る周知徹底について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市補助金ガイドラインでは、次のとおり、補助対象経費等の明確化に関する記載がある。

<補助対象経費等の明確化に関する記載>

行政のあらゆる支出行為は、市税をはじめとする貴重な財源によって実施されるものであるため、補助についても当然に、補助要件や補助率・補助額が明確であることに加え、対象団体が実施する事業のうち、どの部分が公費による補助対象であるのかが明確であり、対象経費・対象事業の考え方が客観的に市民に説明できるものである必要があります。

また、いわゆる定額補助についても、定額ありきとなっているものについては、補助基準の明確化の観点から問題があります。

このことから、全ての補助について、補助要件、補助額・補助率、対象経費及び対象事業を、概括的でなく具体的に特定し、要綱等に明記してください。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

しかし、複数の詳細監査対象補助金について、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等の規定が不明瞭な事例があった。

【意見】

補助金交付要綱において、補助対象経費、補助要件等の規定が不明瞭であれば、補助金の算定に当たって補助対象経費と対象外経費の線引きが曖昧になる等により、補助金の算定過程が不明瞭となり、透明性や説明責任の観点から問題があるだけではなく結果として補助金を過大に交付してしまうリスクが生じかねない。

また、補助金実績に係る審査に当たっては、交付先の支出内容について補助対象経費に該当するか否かを確認することになるが、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等が曖昧であれば、適切な補助金実績の審査に係る市の説明責任を問われる可能性がある。

よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり適正な補助金の執行を担保する観点から、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等の規定について、より具体化、明確化するよう、市全体に周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

オ（意見）概算払の必要性に係る周知徹底について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

福岡市補助金交付規則では、次のとおり、補助金額の確定後に補助金交付することが原則であるが、補助事業の性質上適当と認められる場合は概算払ができる旨規定されており、概算払は例外の取扱いとなっている。

<補助金の交付の時期>

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

この点、補助金事務の手引きによれば、次のとおり補助申請書の審査に際して、資金計画書等から、事前交付の可否、補助申請者が交付を希望する時期・金額が妥当かどうかを検討する旨規定されている。

<補助金の交付の時期>

補助金の交付(支払い)については、原則として、上記4(2)の手続により確定した補助金額を、補助事業終了後に支給します。

ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することが出来ます。(規則第17条)

なお、事前交付が必要な場合は、補助申請書に事前交付を求める旨及びその理由を記載させ、申請書の審査に際して、資金計画書(補助事業実施にかかる支出時期・収入時期等を記載したもの)等から、事前交付の可否、補助申請者が交付を希望する時期・金額が妥当か検討します。

※出所：「補助金事務の手引き」

しかし、複数の詳細監査対象補助金について、概算払が実施されているものの概算払の必要性について検討されていない事例、及び文書には概算払する旨の記載があるものの具体的な検討が不足していると考えられる事例が発見された。

【意見】

補助金交付は精算払が原則であるにもかかわらず、必要性が検討されずに概算払が行われることは、根拠なく補助事業者へ資金的余裕を与えることとなり、原則どおり精算払が行われる補助金と比較して平仄が合わないと考えられる。

よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、福岡市補助金交付規則及び補助金事務の手引きに記載のとおり、概算払の必要性を厳密に検討するよう市全体に周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

カ（意見）事業費補助と運営費補助の区分、運営費補助を行う条件等の整理について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	有効性

【現状】

補助金は、大きく「運営費補助」と「事業費補助」の2つの区分に分類される。

運営費補助とは、特定の団体の運営自体に補助を行うものであり、事業費のほか、管理部門の人件費や諸経費等を補助対象経費として補助金を交付するものである。

事業費補助とは、団体が実施する特定の事業に対して当該事業費を補助対象経費として補助金を交付するものである。

市は、補助事業の実施に当たり、運営費補助と事業費補助の区分のいずれの区分を基本とするか等を明確には定めていない。

ただし、福岡市補助金ガイドラインによれば、次のとおりの記載があり、市が行う補助事業は事業費補助が原則であることが伺える。

<事業費補助の原則>

補助の対象は、交付先が実施する特定事業であって、交付先の運営全般を補助対象とするものではありませんので、補助対象事業の特定、支出の目的・趣旨、対象経費は厳密・明確に規定してください。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

詳細監査対象補助金について、事業費補助の形式を取っているが実態は運営費補助である事例、補助金の名称から運営費補助と考えられるが実態は事業費補助である事例等が発見された。

【意見】

運営費補助は、補助対象団体の高い公益性等に留意して運営に係る経費に対して補助金が交付される。しかし、運営費補助は、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助対象経費の範囲が広い、又は曖昧となり、補助による効果が分かりにくいとの指摘がある。

このため、他の地方公共団体では運営費補助を原則として廃止又は縮小して、事業費補助へ切り替えるといった方針で補助事業が取り組まれている。

また、市においても【現状】に記載したとおり、福岡市補助金ガイドラインでは事業費補助が原則であることが伺える。

しかし、【現状】に記載のとおり、運営費補助と事業費補助との区分や整理が曖昧な事例が発見されており、結果として補助事業の目的や効果が分かりづらいものになっていると考えられる。

よって、市においては、運営費補助及び事業費補助に関する区分、補助事業は原則として事業費補助である旨、例外的に認められる運営費補助の具体的な条件等について整理を行い、福岡市補助金ガイドライン等に記載の上、市全体へ周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

キ（意見）間接補助実施に係る適切な運用について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市補助金ガイドラインによれば、次のとおり間接補助実施の条件が規定されている。

<間接補助実施の条件>

【間接補助実施の条件】

- ① 要綱において、再交付先への配分基準や審査基準を明記するとともに、一義的な補助対象団体が、当該基準を遵守し再交付すること。
- ② 各要綱において定める配分基準や審査基準は、市の基準（補助金交付規則、本ガイドライン等）に準じたものであること。
- ③ 間接補助とする理由を「補助金調書」等において公表することで、対外的な説明責任を果たすこと
- ④ 実績報告にあたっては、再交付実績に加え、再交付先における事業実績も併せて報告すること。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

しかし、複数の詳細監査対象補助金について、補助金交付要綱において上記に定められた配分基準や審査基準が明記されていない事例が発見された。

【意見】

間接補助を認める際に、再交付先への配分基準や審査基準を補助金交付要綱に明記せずに交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て補助対象事業者に委ねることは、当該事業者の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。

よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり、間接補助実施の条件を厳密に運用するよう市全体に周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

ク（意見）補助金交付に係る事務手続きの適切な運用について

業務プロセス	Do（実行）：補助金交付申請・補助金交付決定
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

補助金事務の手引きによれば、補助金交付に係る事務手続において、交付申請書に記載を求めるべき内容及び交付申請書に対する審査の内容については、次のとおり規定されている。

＜補助金交付に係る事務手続き＞

(1) 補助金交付申請

補助金の交付申請に際して注意すべきことは以下の点になります。

ア 申請期限

（省略）

イ 申請書記載内容

申請書については、以下の内容を記載するよう規則で定められています。（規則第4条）

また、個々の補助金の審査にあたり、規則に定められた内容以外の情報が必要な場合など、要綱等で別途資料の添付を定めている場合があります。

申請書類は、その後の交付決定における審査の重要な資料となるものですので、必要な書類は漏れなく提出していただく必要があるのはもちろんのこと、その後の審査がしっかりと行えるだけの情報をきちんと記載していただく必要があります。

（規則で定めている内容）

記載内容	備考
申請者の氏名又は名称、住所	
補助事業の目的及び内容	実施する事業の目的とその概要を記載する。
補助事業の遂行に関する収支計画	補助事業の実施にかかる全収入・全支出について記載する必要があります。また、支出経費については、適切に審査ができるよう、補助対象の内外を区分するとともに、用途をできるかぎり具体的に記載する必要があります。 (例) 積算根拠等を明示するなど
補助事業の遂行に関する事業計画	「補助事業の目的及び内容」に記載した内容の具体的な実施方法・実施時期・経費内訳等を記載します。 (例) イベント等の場合、取り組み内容、実施日時、参加対象者・経費の用途を明記するなど また、補助対象外の事業経費がある場合は、その旨を明記します。

(2) 審査

申請書が提出された場合は、「申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等」により、当該申請にかかる補助金の交付が

- ①「法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか」
- ②「補助事業の内容が適正であるかどうか」
- ③「金額の算定に誤りがないかどうか」

「等」を審査する必要があります。(規則第5条)

上記に関するチェックの視点を例示すると以下の内容が考えられます。

なお、審査に当たっては、例年実施しているものでも安易に適合との判断するのではなく、これまでの事業内容やその成果、また社会情勢の変化等から、補助事業の目的等に合致した実施内容となっているか等審査してください。

※出所：「補助金事務の手引き」を基に監査人作成

しかし、複数の詳細監査対象補助金について、補助金の交付申請時に提出される補助金交付申請書、収支計画書、事業計画説明書等において、補助対象経費が明示されていない事例、記載内容が不足している事例、記載内容に対する審査が不十分である事例等が発見された。

【意見】

上記に記載のとおり、補助対象経費が明示されていない事例、記載内容が不足している事例等は、適切な審査が実施できない可能性が生じるとともに、記載内容に対する審査が不十分である事例等があれば、誤った金額で補助金を交付決定しかねない。

よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、補助金事務の手引きに記載のとおり、補助金交付に係る事務手続を適切に運用するよう市全体に周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

ケ（意見）市役所内設置の任意団体に係る適格性等の検討について

業務プロセス	Do（実行）：補助事業の実施
監査の視点	有効性

【現状】

詳細監査対象補助金のうち補助対象団体、補助金交付要綱、補助金に関する財務事務等について、次のような特徴がある事例が複数発見された。

- ・補助対象団体に法人格はなく、任意団体である。
- ・補助対象団体の事務局は、市役所内にある。
- ・補助対象団体の事務局職員は、市職員が担当している。
- ・補助対象団体の収入の多くは補助金のみであり、同団体の事業と、補助金交付要綱が定める補助金事業が、同内容となっている。
- ・補助対象団体の経理規程が、一部市の規程に準じたものとなっている。
- ・補助対象団体の事務局を担当する市職員の部局と、本補助金の確定のために事業実績の調査を担当する部局が同じである。

【意見】

地方自治法上、補助金は、公益上必要がある場合に交付することができるとしている。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって、市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。

<補助金の交付について>

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

※出所：「地方自治法」

かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。

しかし、【現状】に記載した特徴を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。

このため、【現状】に記載した特徴がある補助金については、補助対象団体としての適格性、補助事業から市の自主事業への変更可能性を検討すべきと考える。

よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

コ（意見）実績報告に係る確認の強化及び周知徹底について

業務プロセス	Check（評価）：補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

複数の詳細監査対象補助金について、補助金額の確定に当たり、補助事業実績の具体的な確認方法として、交付先が提出する事業実績報告書、収支明細書等の帳簿類の内容確認を行っているものの、領収書やレシート等の原始証憑の確認までは行っていない事例が発見された。

また、補助対象経費に人件費が認められる場合について、実際に補助対象事業に従事したことを確認するための資料の確認までは行っていない事例が発見された。

【意見】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、補助金によっては、食糧費のように補助対象経費としてリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれていたり、人件費のように補助対象経費か補助対象外経費かの根拠資料を確認する必要がある費目が含まれていたりするなど、実績確認には慎重を期した方がよいと考えられる場合がある。

【現状】に記載した発見事例については、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するなどして、実績報告に係る確認の強化を図ることが望ましい。

よって、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、市においては、補助金ガイドラインなどに実績報告に係る確認の強化について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。

サ（意見）指標の設定に係る検討の強化について

業務プロセス	Check（評価）：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、複数の詳細監査対象補助金について、定量的な評価指標を設定可能と考えられるにもかかわらず設定していなかった。また、複数の詳細監査対象補助金について、定量的な評価指標が設定されているものの、補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明であり、評価指標としては不足していると考えられるものがあった。

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することは可能であると考えられる。

よって、市においては、他自治体の事例も参照しながら、例えば評価指標の必要性及び評価指標の選定に関する具体的な考え方を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、指標の設定に係る検討の強化を図ることが望ましい。

また、詳細監査対象とならなかった補助金においても、【現状】に記載した内容と同様の事例が無いかどうかを市全体で確認することが望ましい。

<京都市における成果指標の設定について>

考え方	補助金の成果・効果（どれだけ市民の利益につながっているか）を確認するためには「見える化」を図ることが重要です。
基本ルール	<p>補助事業の成果・効果が出ているかを客観的に確認するための成果指標を設定する</p> <p>○事業ごとに適切な成果指標を設定し、補助金が本当に市民の利益につながっているかどうか確認します。</p> <p>【成果指標の例】</p> <p>イベント、大会等に対する補助：参加率、経済波及効果 施設整備、運営に対する補助：施設の利用状況 特定の事業の奨励を目的とする補助：普及率、利用者数</p>
点検の視点	<p>○補助事業の実施により、意図した政策の推進が、図られている場合は、費用対効果の観点から、いつまでも補助金を継続することなく、速やかに見直しを行います。</p> <p>○成果指標が明確に改善していない（意図した事業効果が十分出ていない）あるいは不透明な場合は一旦、立ち止まり、より効果的な手法への見直しを行います。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>休廃止、より効果的な手法への見直し</p>

※出所：京都市「補助金執行等の適正化に関する点検の視点」

<神戸市における成果指標の例について>

類型	内容	成果指標設定の考え方及び例
経済支援型	・利用者等個人負担の軽減や、公的支援を必要とする個人に対する扶助的要素を含んだ支援を目的とするもの	負担軽減効果が把握できるよう設定（負担軽減による就業実績等）
大会支援型	・行事や大会・イベント等を開催するため又は参加させるため、実行組織等に対し支援するもの	集客、地域活性化、魅力アピールなど、行事等の主旨・目的によって適切な項目を設定（参加者数等）
施設整備支援型	・社会福祉施設などの公益性を有する施設の建設や整備等に対し支援するもの ・団体等が実施する施設整備事業の借入金元利償還金に対するもの	市の支援を受けて整備された施設等が、公益上いかに役立てられているか等の視点で設定（施設利活用状況、借入金償還状況等）
行政補完型	・行政の代行的または補完的に実施されている事業に対するもの	行政の代行・補完として、事業目的をどの程度達成しているか把握できるよう設定（実施件数、利用件数等）
政策誘導型	・特定の公共的・公益的事業を奨励することを目的とし、事業実施主体の自主的活動に対し補助するもの	補助によって得られる効果等により設定（普及率、実施率等）

※出所：神戸市「補助金見直しガイドライン」

シ（意見）補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化について

業務プロセス	Action（改善）：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、平成 23 年度福岡市包括外部監査において提示された意見を踏まえ、福岡市補助金ガイドラインを策定し、原則として各補助金には終期を設定することを明記した。

<平成 23 年度福岡市包括外部監査において提示された意見及び措置状況>

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 3)</p> <p>補助の終期設定の原則化のため、補助金交付要綱・要領には補助の終期設定を規定すべきである。この進捗がないときには、補助金交付規則に、交付要綱・要領に終期設定規定を義務付ける規定を新設するなどの対応を検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助制度が条例化されているものを除く全ての補助金について、終期を設定するよう定めた。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 1 日付で福岡市補助金交付規則を改正し、補助金ごとに終期を設けて、要綱等を定めることとした。</p>
(中略)	
<p>(意見 7)</p> <p>長期継続補助金については、既得権化の弊害等があることから、事業の自立を促進、補助効果の検証等の見直しが必要であり、定期的な検証を実施すべきである。なお、補助金交付の他に有効な施策がなく、公益性の観点から、やむを得ず今後も継続が必要と思われる補助金については、議会の承認を得て条例を制定し、これに基づく補助金交付とするような手法を検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>個別の補助金については、毎年度の予算編成等を通して、引き続き見直しを実施していく。</p> <p>平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助制度が条例化されているものを除く全ての補助金について、終期を設定するよう定めた。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 1 日付で福岡市補助金交付規則を改正し、補助金ごとに終期を設けて、要綱等を定めることとした。</p>

※出所：「平成 23 年度監査の結果に基づく市長等の取り組みの状況」

その結果、市のほとんどの補助金交付要綱には、当該補助金の終期が記載され、終期を延長する場合には、補助金交付要綱の改定が必要になるとともに延長の理由が補助金調書に記載され、市ホームページを通じて市民に公表されている。

<補助金交付要綱の終期の延長について>

<p>(3) 継続する判断をした要綱の、継続にあたっての手続き</p> <p>各所管局における検証の結果、継続が必要と判断した補助金交付要綱については、延長理由の明確化、市民への説明責任を果たすことを目的として、例年、財政調整課が集約して市 HP 上で公表（5 月頃）している「補助金調書」において、補助制度を延長する理由を公表することとします。</p> <p>また、補助制度継続について公表することは、補助金の交付を受ける団体等にとっても、公金による支援を受けていることの自覚や緊張感が生まれ、より高い効果が得られることも期待できます。</p>

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

しかし、市は、複数の詳細監査対象補助金について、補助金の終期を延長するに当たって検討が不十分であると考えられるものがあった。すなわち、補助金事業継続の意義について検討している補助金は多くあったが、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や、「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不足しているものがあった。

【意見】

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |
|--|

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

福岡市補助金ガイドラインに示された視点による検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、福岡市補助金ガイドラインにおいて示された終期設定の趣旨が各補助金の所管課に十分に浸透するように、運用の強化を図ることが望ましい。

また、詳細監査対象とならなかった補助金においても、【現状】に記載した内容と同様の事例が無いかどうかを市全体で確認することが望ましい。

3 監査の結果及び意見（各論）

（1）総務企画局

ア 公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金（企画調整部企画課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	公益財団法人 福岡アジア都市研究所補助金
所管部局	総務企画局企画調整部企画課
根拠規程等	定款、公益財団法人 福岡アジア都市研究所補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益財団法人 福岡アジア都市研究所
交付目的	公益財団法人福岡アジア都市研究所の実施する都市政策に関する調査研究、知識の普及及び情報の収集、提供、アジア諸都市との研究交流並びにこれらに関連する事業は、福岡市の都市政策推進及び地域社会の発展に寄与するものであり、公益性・公共性の高い事業であるため。
対象事業の概要	都市政策に関する調査研究に関する事業、アジアネットワークの形成に関する事業、情報の収集、分析、加工、発信に関する事業、人材の育成に関する事業等
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行うことのできる団体が限定されており、公募制に馴染まないため
開始年度	昭和 63 年度
終期年度	令和 7 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	財団の収入（基本財産運用収入、賛助会費収入、受託事業収入、負担金収入、助成金収入等）で賄うものを除いた額とする。ただし、その額が予算の額を超えた場合は、その超えた部分については交付しない。
補助対象経費 ※	補助対象事業を実施するために必要となる経費
達成すべき指標の内容	①外部資金獲得額 25,000 千円の維持 ②市民向け講座、セミナー等の受講者満足度 アンケート項目「大変参考になった」「参考になった」90%以上を目標とする。
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		99,110	98,933	118,897
決算額		74,610	80,194	80,220
(財源)	市	74,610	80,194	80,220
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	①外部資金獲得額 25,000千円 ②賛助会員数 計126社・人維持	①外部資金獲得額 25,000千円 ②賛助会員数 計126社・人維持	①外部資金獲得額 25,000千円 ②アンケート調査満 足度 90%以上
指標の実績値	①29,965千円 ②計114社・人	①23,211千円 ②計113社・人	①26,221千円 ②94.6%

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 事業費補助としての取扱いの徹底について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金の性質について、団体の運営全般に対する補助(以下、本補助金において「運営費補助」という。)ではなく特定の事業に対する補助(以下、本補助金において「事業費補助」という。)と位置付けている。当該位置付けを明確にするため市は、次のとおり、公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)を改定している。

<本補助金交付要綱改定の趣旨について>

(起案の趣旨等)

平成23年9月に実施された「福岡市における補助金の執行状況について」の包括外部監査での意見等を踏まえ、平成25年10月に「補助金ガイドライン」が策定されたことに伴い、公益財団法人福岡アジア都市研究所(以下URC)補助金交付要綱を下記のとおり改定するもの。

1. 改定点

ア. 補助対象事業の明確化

補助の対象は、交付先が実施する特定事業であり、交付先の運営全般を補助するものではないため、交付要綱第3条から、「財団の運営に関する事業」の項目を削除するもの。

(中略)

※出所:「公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金交付要綱の改定について」

<本補助金交付要綱改定の内容について>

旧	新
(中略) (補助事業) 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。 (1)財団の運営に関する事業 (2)都市政策に関する調査研究に関する事業 (3)情報の収集、加工、発信に関する事業 (4)人材の育成に関する事業 (5)ネットワークの形成に関する事業 (6)その他、市長が必要と認める事業 (中略)	(中略) (補助事業) 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。 (1)都市政策に関する調査研究に関する事業 (2)情報の収集、加工、発信に関する事業 (3)人材の育成に関する事業 (4) ネットワークの形成に関する事業 (5)その他、市長が必要と認める事業 (中略)

※出所：「公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金交付要綱の改定について」

しかし、令和3年度における本補助金の交付申請に当たり、交付先から市に提出される収支計画書によれば、補助対象として計上されている支出の中に「法人(人件費)」や「法人(管理費)」といった「財団の運営に関する事業」に含まれる可能性のある項目が存在している。

<令和3年度における本補助金の補助対象経費の内容について> (単位：千円)

取組項目	R3 年度予算額	前年度決算額	増減
公益目的(人件費)	59,858	61,438	△1,580
公益目的(事業費)	28,729	27,637	1,092
移転関連経費	21,107	0	21,107
法人(人件費)	15,376	15,871	△495
法人(管理費)	4,416	4,416	0
計	129,486	109,362	20,124

※出所：「令和3年度収支計画書(様式例A)」

【指摘事項】

補助対象経費の一部が、本補助金交付要綱の改定により削除されたにもかかわらず、引き続き当該項目に該当する可能性のある支出が補助対象経費に計上されていることは、適正な補助金の執行から逸脱する可能性があるほか、事業費補助としての位置付け自体が不明確になり、問題がある。

したがって、市は、収支計画書上の「法人(人件費)」及び「法人(管理費)」が「財団の運営に関する事業」に該当しないか慎重に検討の上、該当する場合は補助対象外として扱うことにより、事業費補助としての取扱いを徹底すべきである。

② (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助金額算出方法は次のとおりであり、算出に当たって集計される経費は、消費税を含む金額となっている。

＜補助金額算出方法について＞

<p>(補助金の金額)</p> <p>第4条 補助金の額については、前条に掲げる補助事業を財団が実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる財団の収入で賄うものを除いた額とする。ただし、その額が予算の額を超えた場合は、その超えた部分については交付しない。</p> <p>(中略)</p>

※出所：「公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金交付要綱」

しかし、本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、市は、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかについて、確認を実施していない。

【指摘事項】

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

この点、補助金の交付先が公益財団法人である場合、非課税売上が多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。

よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するためには、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。

③ (結果) 補助事業に係る収入の区分経理について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

補助金額の算出方法について、市は、次のとおり、本補助金交付要綱において定めている。

＜本補助金額の算出方法について＞

(補助金の金額)
第4条 補助金の額については、前条に掲げる補助事業を財団が実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる財団の収入で賄うものを除いた額とする。ただし、その額が予算の額を超えた場合は、その超えた部分については交付しない。
(1) 基本財産運用収入
(2) 賛助会費収入
(3) 受託事業収入
(4) 負担金収入
(5) 助成金収入
(6) 雑収入
(7) 前各号に掲げる収入のほか、市長が特に認めるもの

※出所：「本補助金交付要綱」

実際の補助金額の算出は、交付先が提出する収支計画書に基づいており、令和3年度の収支計画書は次のとおりである。

＜令和3年度収支計画書について＞

A. 収入

(単位：千円)

取組項目	R3 年度予算額	前年度決算額	増減
基本財産運用益	3	3	0
受取会費	5,800	6,500	△700
事業収益	29,190	26,000	3,190
受取補助金等 (うち本補助金)	118,897 (118,897)	98,933 (98,933)	19,964 (19,964)
受取負担金	4,118	5,050	△932
受取助成金	3,000	3,000	0
雑収益	1,040	1	1,039
計	162,048	139,487	22,561

B. 支出(補助対象)

(単位：千円)

取組項目	R3 年度予算額	前年度決算額	増減
公益目的(人件費)	59,858	61,438	△1,580
公益目的(事業費)	28,729	27,637	1,092
移転関連経費	21,107	0	21,107
法人(人件費)	15,376	15,871	△495
法人(管理費)	4,416	4,416	0
計	129,486	109,362	20,124

C. 支出(補助対象外) (単位:千円)

取組項目	R3 年度予算額	前年度決算額	増減
受託事業	25,444	22,075	3,369
負担金事業	4,118	5,050	△932
助成金事業	3,000	3,000	0
計	32,562	30,125	2,437

D. 支出合計(B+C) (単位:千円)

計	162,048	139,487	22,561
---	---------	---------	--------

※出所:「令和3年度収支計画書(様式例A)」

市によれば、本補助金額の算出は次のとおりであり、令和3年度収支計画書における収入のうち、事業収益、受取負担金及び受取助成金は補助対象外の事業に係る収入であるため、補助金額の算出には含めていないとのことであった。

<令和3年度本補助金交付額の算出について> (単位:千円)

項目	A. 補助事業	B. 補助対象外事業	C. 計 (=A+B)
①収入(本補助金除く)	6,843	36,308	43,151
②支出	129,486	32,562	162,048
③収支(①△②)	△122,643	3,746	△118,897
④補助金上限額(△③)	122,643		
⑤補助金額	118,897		

※出所:ヒアリングを基に監査人作成

【指摘事項】

収支計画書上、収入については補助事業と補助対象外事業に区分されていなかったため、補助金額の算出根拠が書面上、不明確であった。このことは、補助金上限額の算出を誤り、本補助金交付要綱が定める算出方法から逸脱するリスクを高めてしまうほか、補助事業の収支状況を正確に把握することができず、説明責任の観点からも問題がある。

よって、市は、【現状】の<本補助金額の算出方法について>に記載したとおり、補助金額の算出において、交付先が獲得する収入も算定要素に含まれる以上、交付先の収入についても支出同様、補助事業と補助対象外事業に明確に区分すべきである。

④ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を公益法人会計基準における固定資産の購入費に充当できることを定めている。令和3年度の実績によれば、本補助金の一部が固定資産の購入費に充当されていた。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

イ 福岡県留学生交流事業補助金（国際部国際政策課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡県留学生交流事業補助金
所管部局	総務企画局国際部国際政策課
根拠規程等	福岡県留学生交流事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡県留学生会
交付目的	福岡県留学生会が留学生相互及び留学生と福岡県民の交流を図ることにより、福岡県及び本市の国際化に資することを目的として実施する事業を促進すること。
対象事業の概要	留学生の勉学上及び生活上の便宜を図り、留学生相互及び留学生と福岡県民の交流により相互理解と親睦を深めるために行う事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡県内に学ぶ全ての留学生を会員とし、留学生相互及び留学生と地域住民との交流を図る事業を行う包括的な留学生会は、県内で福岡県留学生会のみであり、公募制に馴染まないため。
開始年度	昭和 54 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の 10 分の 3 を上限として、予算の範囲内において交付
補助対象経費 ※	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、諸会費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助対象事業については補助金申請時及び実績報告時に提出される資料をもとに、補助金の目的に合致していることを確認しているため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	700	700	600	
決算額	586	612	516	
（財源）	市	586	612	516
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	1	1	1	

＜補助金等の効果（達成すべき指標）＞

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「補助対象事業については補助金申請時及び実績報告時に提出される資料をもとに、補助金の目的に合致していることを確認している」ことを理由として、達成すべき指標を設定していないとしている。

【意見】

市が本補助金について交付目的に沿って使用されているかどうかに関して確認している点は評価できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、福岡県留学生に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

ウ 日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金（国際部アジア連携課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金
所管部局	総務企画局国際部アジア連携課
根拠規程等	日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	日本国際連合協会福岡県本部
交付目的	国際平和と安全の維持、人類の福祉の向上という国際連合精神及び国際知識の啓発活動を通じて、市民の国際理解を深め、本市の国際化に寄与すること。
対象事業の概要	国際講演会、国際理解・国際協力のためのコンクール、広報、出版事業等
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行うことのできる団体が限定されており、公募制に馴染まないため。
開始年度	昭和 48 年以前
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の 10 分の 5 を上限とし、予算の範囲内で交付する。
補助対象経費 ※	旅費交通費、印刷費、通信運搬費、講演会費、会場費、雑費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助対象事業については補助金申請時及び実績報告時に提出される資料をもとに、補助金の目的に合致していることを確認しているため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		450	450	450
決算額		450	450	450
（財源）	市	450	450	450
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

＜補助金等の効果（達成すべき指標）＞

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

1 改正理由 令和3年2月10日付け財調第127号「補助金交付要綱の終期延長に係る事務処理について」及び「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、本補助金の継続の必要性を検証した結果、下記2のとおり継続が必要であると認められるため、本補助金の終期を令和7年3月31日まで延長するもの。
2 本補助金の継続の必要性について 補助の対象となる日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業は、具体的には国連講演会や青少年を対象とした国際理解・国際協力のためのコンクールなど、国際連合精神及び国際知識の啓発活動を行っている。このことは、本市市民の国際理解を深め、もって本市のさらなる国際化に資するものと考えられることから、当該事業に対する補助金の継続は必要である。

※出所：「日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「補助対象事業については補助金申請時及び実績報告時に提出される資料をもとに、補助金の目的に合致していることを確認している」ことを理由として、達成すべき指標を設定していないとしている。

【意見】

市が本補助金について交付目的に沿って使用されているかどうかに関して確認している点は評価できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

(2) 市民局

ア 自治協議会共創補助金（コミュニティ推進部コミュニティ推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	自治協議会共創補助金
所管部局	市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課
根拠規程等	福岡市自治協議会共創補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	自治協議会
交付目的	自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付する。
対象事業の概要	<p>補助金を交付する対象となる事業は、自治協議会が実施する事業であって次の各号に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 安全・安心に関する次に掲げる事業<ul style="list-style-type: none">イ 交通安全に関する事業ロ 防災に関する事業ハ 防犯に関する事業(2) 子どもに関する次に掲げる事業<ul style="list-style-type: none">イ 子どもの健全育成・非行防止に関する事業(3) 環境に関する次に掲げる事業<ul style="list-style-type: none">イ 環境美化に関する事業ロ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業(4) 健康に関する次に掲げる事業<ul style="list-style-type: none">イ 健康づくりに関する事業ロ 集団献血に関する事業(5) スポーツに関する次に掲げる事業<ul style="list-style-type: none">イ スポーツ・レクリエーションに関する事業(6) 男女共同参画に関する事業(7) その他地域の活性化や課題解決に繋がる事業 <p>※補助金の交付を受ける自治協議会は、(1)～(6)に掲げる事業についてはまちづくりの基本となる事業（まちづくり基本事業）として、住みよいまちをつくるために実施するよう努める。</p>
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	福岡市自治協議会に関する要綱に定められた要件を満たし、登録している団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	平成 16 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度（直近の見直し実施年度）
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の総額の範囲内において、下記に定める額を限度額とする

	自治協議会の区域に係る人口	限度額
	2,000 人以下	2,530 千円
	2,001 人以上 5,000 人以下	2,950 千円
	5,001 人以上 10,000 人以下	3,370 千円
	10,001 人以上 15,000 人以下	3,690 千円
	15,001 人以上	4,010 千円
補助対象経費 ※	(1) 事業費 事業実施に係る経費で、下記の補助対象外経費を除く。	
	経費区分	内容等
	人件費	自治協議会の役員等の手当
	食糧費	ただし、酒類代を除く事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。
	その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費
	(2) 運営費 自治協議会の運営に要する経費で、下記の補助対象経費のみ。	
	経費区分	内容等
	事務職員雇用等経費	自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費
	印刷費	資料等の印刷代等
	消耗品費	文房具等事務用品、書籍代等
	通信・運搬費	郵便料金等
	備品購入費	書庫 (キャビネット等)、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの (テレビ、冷蔵庫等) は、対象外とする。
	借上費	会場借上、備品借上経費
活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費	
会議費	自治協議会の運営会議等に係る経費	
その他の経費	その他運営に必要な経費として区長が認めるもの	
達成すべき指標の内容	地域活動への参加率 (令和 4 年度目標値 : 70%)	
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	-	

※ : 補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	530,890	532,370	532,370
決算額	527,857	513,108	515,657
(財源)	市	527,857	513,108
	国	—	—
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	151	151	151

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	52.2%	45.8%	43.3%

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市自治協議会共創補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

1 改正趣旨	自治協議会共創補助金は令和2年度末に終期を迎えるが、福岡市補助金ガイドラインに基づき、補助効果の検証等を行った結果、補助の継続が必要であることから、令和6年度末まで終期を延長するもの。
2 終期を延長する理由	自治協議会共創補助金は、自治協議会が行う公益的な活動に活用できる補助金であり、地域の実情に合わせた効果的な事業の実施により、地域コミュニティの基盤強化や活性化に寄与していることから、補助の継続が必要である。

※出所:「福岡市自治協議会共創補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨

が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② | 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ | 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ | その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ | 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (結果) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)>

(暴力団の排除)

- 第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第 4 項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について(通知)」

しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

市によれば、各交付先の自治協議会役員を把握しているものの排除措置を特段実施しておらず、「補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)」第 4 項に定める警察への照会確認も実施していないとのことである。

【指摘事項】

特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクがあり、問題がある。

よって、市においては、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施を検討すべきである。なお、明らかに排除措置が不要であると判断される場合には、その理由を文書化しておくべきである。

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を備品の購入費に充当できることを定めている。市によれば、直近年の実績においても、青色防犯パトロール車やキャビネット等の購入費に充当されたとのことである。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱い方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

イ 地域交流広場等管理運営事業補助金（コミュニティ推進部コミュニティ推進課）
 (ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	地域交流広場等管理運営事業補助金
所管部局	市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課
根拠規程等	福岡市地域交流広場助成要綱
交付先（最終交付先）	地域住民団体
交付目的	地域において、幼児から高齢者までの住民のために、空き地を利用して自由に交流できる場を自主的に設置し、管理運営する地域住民団体に対し、必要な助成を行うことにより、地域住民の交流の促進に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	地域交流広場を管理運営する地域住民団体に対し、地域交流広場の管理運営に要する経費を助成。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	面積が 500 平方メートル以上の私有地を、所有者から 3 年以上無償で借用し、管理運営のための委員会を設置する住民団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和 43 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	年額 30,000 円の範囲内 （経過措置） ・旧児童広場（平成 7 年 4 月 1 日要綱廃止）については、下記の範囲内。 (1) 面積が 50 平方メートル以上 100 平方メートル未満の場合 年額 10,000 円 (2) 面積が 100 平方メートル以上 300 平方メートル未満の場合 年額 20,000 円 (3) 面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合 年額 30,000 円
補助対象経費 ※	地域交流広場の管理運営に要する経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	地域交流広場は、地域住民団体が所有者から土地を無償借用して自主的に設置されるものであり、数の増減等について市が指標を設定する対象としてなじまない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		1,580	1,500	1,380
決算額		1,530	1,449	1,330
(財源)	市	1,530	1,449	1,330
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		56	55	49

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市地域交流広場助成要綱(以下、本補助金において「本助成要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

地域交流広場は、地域において、住民のために、空き地を利用して自由に交流できる場を自主的に設置するものであり、地域の交流促進に寄与していることから、補助の継続が必要である。

※出所:「令和3年度補助金調書」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 福岡市地域交流広場助成要綱における補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本助成要綱において、次のとおり、助成の内容を定めている。

<本助成金の助成内容について>

(助成の内容)

第3条 本市においては、地域交流広場を管理運営する地域住民団体に対し、地域交流広場の管理運営に要する経費の負担の軽減を図るため、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）に基づき補助金を交付するとともに、必要と認める場合は、地域交流広場の施設（以下「施設」という。）を貸与し、又は当該土地の整地をするものとする。

(中略)

3 区長は、年額 30,000 円の範囲内で、管理運営事業補助金を交付することができる。

※出所：「福岡市地域交流広場助成要綱」

【意見】

市は、本補助金の使途について、【現状】に記載のとおり、「管理運営事業補助金を交付することができる」と定めているのみであり、具体的な補助対象経費について規定していない。市によれば、実際には、地域交流広場の清掃費や、お茶代等に充てられているとのことである。

1 件当たりの補助金額は少額であり、本監査の範囲内において、本助成要綱の交付目的に照らして問題があると考えられる支出は識別されなかった。

<本助成金の目的について>

(目的)

第1条 この要綱は、地域において、幼児から高齢者までの住民のために、空地を利用して自由に交流できる場を自主的に設置し、管理運営する地域住民団体に対し、必要な助成を行うことにより、地域住民の交流の促進に寄与することを目的とする。

※出所：「福岡市地域交流広場助成要綱」

しかし、具体的な補助対象経費の定めがないことは、不適切な支出につながるリスクがあるほか、説明責任の観点からも問題がある。

よって、市においては、本助成金が適正に使用されていることを担保するため、実態に合わせて本助成要綱において、具体的な補助対象経費の内容を明文化することが望ましい。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「地域交流広場は、地域住民団体が所有者から土地を無償借用して自主的に設置されるものであり、数の増減等について市が指標を設定する対象として馴染まない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助事業が土地所有者の善意や地域住民団体の自主的な努力により成立している以上、例えば地域交流広場数の増減が指標に馴染まないことは理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。

よって、市においては、地域住民団体に対する意識調査の結果やアンケート等を利用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

ウ 地域振興補助金（生活安全部防犯・交通安全課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	地域振興補助金（区交通安全対策推進事業補助金）
所管部局	市民局生活安全部防犯・交通安全課
根拠規程等	福岡市交通安全推進協議会補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	団体（区レベルの地域活動推進協議会）
交付目的	福岡市の交通安全思想の普及・啓発及び交通安全教育の充実強化を図り、交通事故のない快適で安全なまちづくりを推進するもの。
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全思想の普及 ・交通安全教育の強化 ・道路等の整備促進 ・交通安全施設の整備促進 ・交通環境の整備促進 等
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	<p>区交通安全推進協議会は、本市の交通事故の根絶、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たすことを目的としている。</p> <p>この目的を遂行するために、市内の各行政機関や県警察、各種交通関係団体、企業等の代表者が委員として構成されており、このように官民が一体となり福岡市全体で交通安全推進に取り組む団体はない。</p> <p>以上のことから、本補助金は公募に馴染まないものである。</p>
開始年度	昭和 47 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	事業を実施し、目的を達成していくために必要な額
補助対象経費 ※	四季の交通安全運動時の啓発物購入費等
達成すべき指標の内容	市内交通事故発生件数（暦年）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		4,238	4,238	4,238
決算額		4,129	3,353	3,935
(財源)	市	4,129	3,353	3,935
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		7	7	7

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	9,000	9,000	7,000
指標の実績値	7,758	6,213	5,924

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助対象団体としての適格性の検討について

業務プロセス	Do (実行)：補助金交付申請・補助金交付決定
監査の視点	有効性

【現状】

本補助金の交付先である各区の交通安全推進協議会（以下、本補助金において「本協議会」という。）は、交通事故の根絶を目的として、交通安全教育及び広報活動、交通環境の整備促進、関係機関及び地域の諸団体相互の連絡調整等の事業を行っている団体である。

本協議会や本協議会に対する補助金交付に関し、次の特徴が見られた。

- ・本協議会に法人格はなく、任意団体である。
- ・本協議会の事務局は、区役所内にある。
- ・本協議会の事務局職員は、市職員が担当している。
- ・本協議会の収入は、少額の預金利息等を除いて本補助金のみであり、本協議会の事業と、福岡市交通安全推進協議会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）が定める補助金事業が、同内容となっている。
- ・本協議会の経理規程が、一部市の規程に準じたものとなっている。
- ・本協議会の事務局を担当する市職員の部局と、本補助金の確定のために事業実績の調査を担当する部局が同じである。

【指摘事項】

地方自治法上、補助金は、公益上必要がある場合に交付することができる。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。

<補助金の交付について>

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

※出所：「地方自治法」

かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。

しかし、本協議会について、【現状】に記載した状況を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、本補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。

よって、市は、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきである。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市交通安全推進協議会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

福岡市交通安全推進協議会補助金交付要綱(区においては区交通安全推進協議会交付要綱、以下「交付要綱」という。)の終期を迎え、「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、補助金交付の継続の必要性を検証した結果、下記の理由により継続することとし、新たな終期を設定するとともに、交付要綱を改正してよろしいか。

1 補助金の交付を継続する理由について

福岡市交通安全推進協議会(区においては区交通安全推進協議会、以下「推進協議会」という。)は、本市の交通事故の絶滅、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たしている。

また、本推進協議会は、市内の各警察署や教育関係、商工・青年会議所、運輸関係、報道関係、運輸関係業者、各種団体の組合等で構成されており、このように各関係機関・団体が相互に連携して交通安全推進に取り組む団体は他にはない。

所期の目的を達成するため、行政は、交通安全対策に関する施策を実施する責務があり、推進協議会のような県警や関係団体等と一体となって幅広い啓発を行うことが、より効果的な取組となることから補助金の継続は必要である。

※出所：「福岡市交通安全推進協議会補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

①	すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
②	社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
③	今後も補助による効果が十分に期待できるか。
④	その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
⑤	補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「市内交通事故発生件数 (暦年)」を挙げている。

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「市内交通事故発生件数 (暦年)」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、交通安全対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

よって、市においては、本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

エ 交通安全関係補助金（地区交通安全協会補助金）（生活安全部防犯・交通安全課）
 (ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	地区交通安全協会補助金
所管部局	市民局生活安全部防犯・交通安全課
根拠規程等	地区交通安全協会補助金要綱
交付先（最終交付先）	団体（地区交通安全協会）
交付目的	福岡市の交通事故の根絶、その他交通の安全と円滑を図るための、交通事故防止など交通安全に関する啓発を促進するもの。
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発 ・交通安全対策に関する調査及び研究 ・地域及び職域における交通安全活動に対する支援 ・交通環境の整備・促進に関すること 等
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	<p>地区交通安全協会は、本市の交通事故の根絶、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たすことを目的としている。</p> <p>この目的を遂行するために、運輸関係業者、自動車販売業者、安全運転管理者選任届出の事業者、自動車運転者及び、当協会の趣旨に賛同する事業者等で構成されており、このような福岡市全体で交通安全推進に取り組む団体は他にない。</p> <p>以上のことから、本補助金は公募になじまないものである。</p>
開始年度	平成 21 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	事業を実施し、目的を達成していくために必要な額
補助対象経費 ※	交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発事業に係る経費
達成すべき指標の内容	市内交通事故発生件数（暦年）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		3,967	3,967	3,967
決算額		3,967	3,867	3,967
(財源)	市	3,967	3,867	3,967
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		7	7	7

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	9,000	9,000	7,000
指標の実績値	7,758	6,213	5,924

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、地区交通安全協会補助金要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

本市は交通安全対策に関する施策を実施する責務があり、推進協議会のような県警や関係団体等と一体となって幅広い啓発を行うことがより効果的な取り組みとなることから、補助金の継続は必要である。

※出所:「令和3年度補助金調書」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「市内交通事故発生件数 (暦年)」を挙げている。

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「市内交通事故発生件数 (暦年)」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、交通安全対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

オ 福岡市街頭防犯カメラ設置補助金（生活安全部防犯・交通安全課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市街頭防犯カメラ設置補助金
所管部局	市民局生活安全部防犯・交通安全課
根拠規程等	福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	自治協議会、自治会・町内会等
交付目的	犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取組を支援する。
対象事業の概要	防犯カメラ、録画機器装置等の購入費用及び設置工事費用、防犯カメラの設置を示す表示板の設置費用
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	自治協議会、自治会、町内会等の団体の総意により設置を決定することと、事業実施年度の前年度の4月～6月に要望調査を提出した団体に限る
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	平成24年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の75%以内 <上限額>① 自立柱(ポール)を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合点…1台につき250,000円を限度 ① 前記以外…1台につき200,000円を限度 ただし、当該年度内に「同一自立柱(ポール)若しくは同一物件」に複数の防犯カメラを設置する場合、2台目以降については、1台につき100,000円を限度 <上限台数>1団体につき4台を限度（複数年度にわたる申請可能）
補助対象経費 ※	防犯カメラ、録画機器装置等の購入及び設置工事に係る経費、防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る経費
達成すべき指標の内容	防犯カメラ設置校区数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		31,906	30,991	30,772
決算額		28,636	30,450	30,152
(財源)	市	28,636	30,450	30,152
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		56	62	74

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	87	91	100
指標の実績値	89	95	101

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の終期を迎え、「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、補助金交付の継続性の必要性を検証した結果、下記の理由により継続することとし、新たな終期を設定してよろしいか。

1. 補助金の交付を継続する理由について

この補助金は、地域における安全確保や街頭犯罪の抑止等に資する街頭防犯カメラ(以下、「防犯カメラ」という。)の設置に要する費用の一部を助成することにより、防犯環境に配慮したまちづくりを促進し、もって犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与することを目的としている。

本補助制度で平成24年度～令和元年度の8年間に1,076台の防犯カメラ設置を補助し、令和2年度も165台設置見込みである。

防犯カメラが犯人検挙の決め手となった等の報道により、地域からのニーズは年々高くなっているため、補助事業を継続し、防犯カメラの更なる普及・促進を図っていく必要がある。

※出所:「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの

検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

カ 福岡市暴力追放推進協議会事業補助金（生活安全部防犯・交通安全課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市暴力追放推進協議会事業補助金
所管部局	市民局生活安全部防犯・交通安全課
根拠規程等	福岡市暴力追放推進協議会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市暴力追放推進協議会
交付目的	一切の暴力を追放し、明るい福岡市を実現するために暴力追放運動を強力に推進すること。
対象事業の概要	(1) 暴力絶滅思想の普及宣伝に関する事業 (2) 暴力絶滅に必要な情報の収集及び提供に関する事業 (3) 捜査機関への協力に関する事業 (4) 保護更正機関との連絡調整に関する事業 (5) その他、この協議会の目的達成に必要な事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡市暴力追放推進協議会は、一切の暴力を追放し、明るい福岡市を作るため暴力追放運動を強力に推進することを目的としている。この目的を遂行するために、本市をはじめとして、市内の各行政機関や各種団体、企業等の代表者総勢 69 名で構成されており、このような団体は他にないことから、本補助金は公募に馴染まないものである。
開始年度	昭和 40 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	予算の範囲内で市長が決定する
補助対象経費 ※	補助対象事業の実施に要する以下の経費 1 暴力追放活動推進費 2 会議費 3 事務局経費
達成すべき指標の内容	県下の暴力団員構成員数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		450	405	405
決算額		450	405	405
(財源)	市	450	405	405
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	1,690	1,530	1,340

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助対象団体としての適格性の検討について

業務プロセス	Do (実行): 補助金交付申請・補助金交付決定
監査の視点	有効性

【現状】

本補助金の交付先である福岡市暴力追放推進協議会(以下、本補助金において「本協議会」という。)は、暴力追放運動の推進を目的として、暴力根絶思想の普及宣伝や暴力根絶に必要な情報の収集及び提供等の事業を行っている団体である。

本協議会や本協議会に対する補助金交付に関し、次の特徴が見られた。

- ・本協議会に法人格はなく、任意団体である。
- ・本協議会の事務局は、市役所内にある。
- ・本協議会の事務局職員は、市職員が担当している。
- ・本協議会の収入は、少額の預金利息等を除いて本補助金のみであり、本協議会の事業と、福岡市暴力追放推進協議会事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)が定める補助金事業が、同内容となっている。
- ・本協議会の経理規程が、一部市の規程に準じたものとなっている。
- ・本協議会の事務局を担当する市職員の部局と、本補助金の確定のために事業実績の調査を担当する部局が同じである。

【指摘事項】

地方自治法上、補助金は、公益上必要がある場合に交付することができる。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。

<補助金の交付について>

(寄附又は補助)
第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

※出所：「地方自治法」

かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。

しかし、本協議会について、【現状】に記載した状況を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、本補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。

市は、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきである。

② (結果) 補助金交付要綱における補助対象経費の見直しについて

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、福岡市暴力追放推進協議会事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、補助対象経費を次のとおり定めている。

<補助対象経費について>

1 暴力追放活動推進費
(1) 暴力絶滅思想の普及宣伝に関する経費 広報宣伝費、啓発物の作成・購入費
(2) 市民大会等の開催に関する経費 ポスター・チラシ・プログラム作成料、会場借上料、会場施設使用料、備品設営費、傷害保険料、お茶代、開催当日の打ち合わせに伴う昼食代（1人あたり上限 1,500 円）
(3) 暴力絶滅に必要な情報の収集及び提供にかかる経費 交通費、郵便代
(4) 捜査機関への協力に関する経費 交通費、郵便代
(5) 保護更正機関との連絡調整にかかる経費 交通費、郵便代
2 会議費 資料作成費、郵便代、お茶代、講師謝礼金、講師旅費、会場借上料、会場施設使用料、備品設営費
3 事務局経費 振込手数料

※出所：「本補助金交付要綱」

しかし、令和3年度における、本補助金の事業に係る帳簿を確認したところ、上記の補助対象経費のいずれにも該当しないと考えられる支出があった。

＜補助対象経費に該当しないと考えられる支出＞

処理日	摘要	予算費目	支払先	支出額
7月5日	暴力追放福岡大会負担金	暴力追放活動推進費	暴力追放福岡県民大会実行委員会	170,000円
12月27日	天神・舞鶴地区街頭防犯設備故障ヶ所確認作業費	暴力追放活動推進費	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	172,700円

※出所：「支出予算整理簿」

【指摘事項】

【現状】の＜補助対象経費に該当しないと考えられる支出＞で挙げた支出内容は、いずれも暴力追放運動の一環として交付先団体において実施されたものであり、本補助金の交付目的に照らせば、不適切な支出とは言えないとも考えられる。

＜本補助金の交付目的について＞

(交付目的) 第2条 補助金は、福岡市暴力追放推進協議会(以下「協議会」という。)が、一切の暴力を追放し、明るい福岡市を実現するために暴力追放運動を強力に推進している団体であり、これは、本市にとって有益な事業と認められるのでその事業に対する経費を補助することを目的とするものである。
--

※出所：「本補助金交付要綱」

しかし、本補助金交付要綱の補助対象経費に含まれていない支出に対して補助金を交付することは、本来遵守すべき補助金交付要綱に逸脱することになり、問題がある。

市は、補助対象経費について見直しを行い、必要に応じて補助金交付要綱を改訂すべきである。

③ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

(起案の趣旨等) 福岡市暴力団事務所撤去運動支援事業補助金交付要綱の終期を迎え、「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、補助金交付の継続性の必要性を検証した結果、下記の理由により継続することとし、新たな終期を設定してよろしいか。 1. 補助金の交付を継続する理由について この補助金は、暴力団排除に取り組む市民等が実施する暴力団事務所撤去のための

活動経費を補助することにより、暴力団排除活動の推進及び暴力団事務所撤去の早期実現を図ることを目的としている。

県内には、全国最多の5団体の指定暴力団があり、本市内においては、四代目福博会の本部が所在し、六代目山口組傘下組織及び神戸山口組傘下組織が活動の拠点としている。このことから、継続的な暴力団排除機運の醸成が必要であり、補助金の継続が必要である。

※出所：「福岡市暴力追放推進協議会事業補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

④ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「県下の暴力団員構成員数」を挙げている。

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「県下の暴力団員構成員数」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、暴力団対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得

るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

キ 福岡市地区防犯協会事業補助金（生活安全部防犯・交通安全課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市地区防犯協会事業補助金
所管部局	市民局生活安全部防犯・交通安全課
根拠規程等	福岡市地区防犯協会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市内警察署単位の地区防犯協会
交付目的	福岡市内警察署単位の地区防犯協会が行う犯罪の予防、暴力追放などの地域安全に関する各種活動等を支援することにより、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進する。
対象事業の概要	地区防犯協会が実施する地域安全に関する事業であって、次に掲げるもの。 (1) 防犯対策に関する事業 (2) 暴力追放に関する事業 (3) 少年非行防止に関する事業 (4) その他、補助金交付の目的達成に必要な事業で市長が定めるもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	地区防犯協会は、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とし、安全安心な地域社会のため、様々な活動を行っている。 地域の防犯は校区や町内会、事業者単位だけでは対応が難しいことも多く、地区防犯協会が警察や行政、事業者等と連携し迅速な活動を行うことで、犯罪の抑止や防犯情報の周知、防犯意識の啓発などにつながっている。 このように、市内の警察署単位に設置され、なおかつ地域と密着した活動を行う団体は他になく、本補助金は公募に馴染まないものである。
開始年度	平成6年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	予算の範囲内で市長が決定する
補助対象経費 ※	補助対象事業に係る以下の経費 1 活動に関する費用 2 広報に関する費用
達成すべき指標の内容	刑法犯認知件数（暦年）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		4,833	4,833	4,833
決算額		4,833	4,833	4,833
(財源)	市	4,833	4,833	4,833
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		7	7	7

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	18,000	17,000	10,000
指標の実績値	14,043	10,798	10,191

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市地区防犯協会事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

福岡市地区防犯協会事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)については、終期を平成33年3月31日と設定していることから、「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、当該補助制度の継続の必要性を検証したうえで、下記のとおり交付要綱を改正してよろしいか伺います。

1. 補助制度継続の必要性について

地区防犯協会は、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とし、安全で安心な地域社会の実現のために様々な活動を行っており、市内の警察署単位に設置されている。地域の防犯は校区や町内会、事業者単位だけでは対応が難しいことも多く、地区防犯協会が、警察や行政・事業者等と連携し迅速な活動を行うことで、犯罪の抑止や防犯情報の周知、防犯意識の向上などにつながっている。

これらの活動を支援することは、市民生活の安全を図る意味で本市にとっても有益であり、本市が取り組む犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進するためにも、継続が必要であると判断するもの。

※出所:「福岡市地区防犯協会事業補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | |
|------------------------------------|
| ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「刑法犯認知件数(暦年)」を挙げている。

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「刑法犯認知件数(暦年)」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、防犯対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

ク 保護司会補助金（生活安全部防犯・交通安全課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	保護司会補助金
所管部局	市民局生活安全部防犯・交通安全課
根拠規程等	保護司会補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市保護司会連絡協議会
交付目的	保護司会の活動が犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、保護司会の経費の一部に対し助成し、もって、本市の地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与するため。
対象事業の概要	(1) 保護司会活動 「社会を明るくする運動」等の行事や保護観察対象者の社会参加活動等 (2) 広報 機関誌等の作成並びに保護司及び保護司会の活動の広報等 (3) 各保護区保護司会への事業助成費（各保護区保護司会における保護司会活動及び広報を対象とするものに限る）
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体は「福岡市保護司会連絡協議会」に限定されており、公募に馴染まないため。
開始年度	昭和 39 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	交付対象経費の 10 分の 5（1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。）を上限として、予算の範囲内で市長が決定する。
補助対象経費 ※	補助対象事業及び間接補助事業の実施に要する経費のうち、会場借料、資料作成費、消耗品費、物品購入費、旅費、交通費、通信運搬費、諸謝金（講師謝礼等）、機関誌等作成費。
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	保護司は犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであるため、指標は設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		3,000	3,000	3,000
決算額		3,000	3,000	3,000
(財源)	市	3,000	3,000	3,000
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、保護司会補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与しており、犯罪や非行の未然防止、改善更生などの目的の性質上、効果を継続し続けることが必要であるため。

※出所:「令和3年度補助金調書」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② | 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ | 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ | その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ | 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「保護司は犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助事業が保護司の善意や自主的な努力により成立しており、事業の性質上、「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であることは理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、事業実績報告書を通じて「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 補助金概算払の時期見直しの検討について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	有効性

【現状】

本補助金の交付先である福岡市保護司会連絡協議会（以下、本補助金において「本協議会」という。）は、令和3年度の本補助金の交付申請書を令和3年6月15日に市へ提出し、市は、本補助金の交付決定通知書を令和3年7月9日に本協議会へ発出している。

さらに市は、交付決定時点で本補助金事業が既に進行し、経費の支出事由が生じていることを理由として、福岡市補助金交付規則に基づく補助金の概算払を令和3年8月3日に実行している。

<補助金の概算払について>

<p>(補助金の交付の時期)</p> <p>第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後（補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末）に交付するものとする。ただし、補助</p>
--

事業の性質上、その事業の終了前（補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中）に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

市によれば、本補助金の交付決定から概算払までのスケジュールは、毎年度概ね同様であり、概算払の実施時期は8月から9月頃になるとのことである。

一方、市によれば、本協議会及び各保護区保護司会の主たる活動のひとつである「社会を明るくする運動」は、毎年度7月が強調月間であり、キャンペーン活動等も7月に集中して行われるため、本補助事業の支出も7月に生じやすいとのことである。

【意見】

本補助金の概算払の時期が、補助金事業の支出が集中しやすいと考えられる時期の後になっていることは、本協議会にとって活用しづらい補助金になっている可能性がある。

よって、市においては、本協議会に対して意見聴取を行い、スケジュールや事務負担への影響等も勘案の上、概算払の時期を早めることができないかについて検討することが望ましい。

ケ 福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金（スポーツ推進部スポーツ推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金
所管部局	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課
根拠規程等	福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市スポーツ推進委員協議会
交付目的	スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化を目的とする。
対象事業の概要	福岡市スポーツ推進委員協議会が計画・実施する研修事業等を対象とする。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡市スポーツ推進委員協議会は、スポーツ基本法及び福岡市スポーツ推進委員規則に基づき、福岡市が委嘱したスポーツ推進委員が組織するものであり、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組むことで、福岡市のスポーツ行政の一翼を担っている。当協議会が行う事業を補助することにより、福岡市のスポーツ振興施策の効果的な推進を図ることを目的としており、公募に馴染まないため。
開始年度	昭和 55 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	必要経費の積み上げ算定
補助対象経費 ※	(1) 福岡市スポーツ推進委員協議会が主催・共催する研修会、講演会、スポーツ交歓会等に係る開催経費及び負担金 (2) 国、都道府県、福岡市、公益財団法人福岡市スポーツ協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、九州地区スポーツ推進委員協議会、福岡県スポーツ推進委員協議会が主催・共催する研修会、講演会、スポーツ交歓会等に係る参加経費及び参加負担金 (3) 福岡市スポーツ推進委員協議会が作成する広報誌の編集・発行・配布に要する経費 (4) その他市長が上に掲げる事業開催に必要と認める経費
達成すべき指標の内容	①スポーツを「する」活動を週 1 回以上行っている市民の割合 70.0%（令和 13 年度目標値） ②スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合 70.0%（令和 13 年度目標値）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	3,875	3,875	3,500
決算額	3,875	973	1,013
(財源)	市	3,875	973
	国	—	—
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	①55.4%	①54.9%	①58.2%
	②59.1%	②56.1%	②55.0%

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金額算出方法見直しの検討について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本補助金の補助金額の算出方法について、次のとおり定めている。

<補助金額の算出方法について>

<p>(交付の対象経費)</p> <p>第4条 交付の対象となる経費については、対象事業にかかる経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、別表に定める経費は、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 協議会が主催・共催する研修会、講演会、スポーツ交歓会等に係る開催経費及び負担金</p> <p>(2) 国、都道府県、福岡市、公益財団法人福岡市スポーツ協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、九州地区スポーツ推進委員協議会、福岡県スポーツ推進委員協議会が主催・共催する研修会、講演会、スポーツ交歓会等に係る参加経費及び参加負担金</p> <p>(3) 協議会が作成する広報誌の編集・発行・配布に要する経費</p> <p>(4) その他市長が前条に掲げる事業開催に必要と認める経費</p> <p>(交付する補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額については、前条の規定に基づき交付の対象となる経費に相当する額を限度に、予算の範囲内で交付する。</p>
--

※出所:「福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金交付要綱」

なお、令和3年度の本補助事業に係る収支計画は次のとおりである。

<令和3年度における本補助事業収支計画について>

(単位:千円)

科目	令和3年度予算額
【収入】	
繰越金(令和2年度)	641
会費	1,490
補助金 (うち福岡市補助金)	3,600 (3,500)
雑収入	1
収入合計	5,732
【支出】(補助対象)	
研修会費	3,718
広報費	113
会議費	513
通信事務費	512
負担金	15
補助対象支出合計	4,871
【支出】(補助対象外)	
功労慶弔費	265
負担金	596
補助対象外支出合計	861
支出合計	5,732

※出所:「令和3年度収支計画書」

【意見】

福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)上、市予算の範囲内であれば、補助事業の経費に対して100%補助することが可能となっている。

しかし、次の点について、本補助金交付要綱には具体的な規定が無いことから補助金の過大交付のリスクがあり、本補助金交付要綱上の補助金額算出方法を見直す余地があると考えられる。

- ・会費収入があるので、当該自主財源分を補助金額算出上、控除すべきではないか
- ・繰越金が生じているので、補助金額算出上、加味すべきではないか

実際の補助金額算出に当たっては、令和3年度収支計画書によれば、市の補助金額が、補助対象支出合計額を下回っており、会費収入や繰越金が一定程度加味されているように見受けられる。

よって、市においては、適正な補助金の執行を担保する観点から、補助金額の算出方法に当たって会費収入や繰越金をどのように加味するのか検討するとともに、本補助金交付要綱上で明示することが望ましい。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

スポーツ推進委員は、市と市民をつなぐ連絡調整役として、市民のスポーツ活動を支援しており、市にとって極めて重要な存在である。同委員の資質の向上及び活動の活性化を目的とし、市スポーツ推進委員協議会が実施する研修事業は必要不可欠なものであり、また、現時点では補助金なしでは研修事業の実施が困難である。以上のことから、今後も本市のスポーツ振興施策の推進のために、補助の継続が必要であると判断する。

※出所：「福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」を挙げている。

当該指標及び目標値は、スポーツ基本法の規定に基づき、市が作成した福岡市スポーツ推進計画において定められた成果指標である。

<福岡市スポーツ推進計画について>

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画として位置付けるものであり、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すものです。

※出所：「福岡市スポーツ推進計画」

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※出所：「スポーツ基本法」

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書や福岡市スポーツ推進委員の活動報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

コ スポーツ大会開催特別補助金（スポーツ推進部スポーツ推進課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	スポーツ大会開催特別補助金
所管部局	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課
根拠規程等	スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	補助事業を主催する団体
交付目的	大会規模、事業費、レベル、経済波及効果、その他政策的要素を勘案すべきスポーツ大会の開催に対して、必要とする経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。
対象事業の概要	要綱第3条第1項第1～8号に定める大会の開催
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	補助事業を主催する団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和49年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	補助事業の収支差について、補助対象経費の10分の1以内で、予算の範囲内。ただし、市長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内で補助金の額を別に定めることができる。
補助対象経費 ※	補助対象事業の実施に要する経費。ただし、主催者構成員に支払う人件費、団体の経常的な運営経費、有料プログラム作成に関わる経費、大会開催に関わる賞金、航空機及び新幹線の特別料金、食料費（事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可）、その他市長が適当でないと認めるものを除く。（要綱別表第1及び第2に記載）
達成すべき指標の内容	①スポーツを「する」活動を週1回以上行っている市民の割合 70.0%（令和13年度目標値） ②スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合 70.0%（令和13年度目標値）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		31,042	20,737	15,437
決算額		31,042	7,150	8,168
(財源)	市	31,042	7,150	8,168
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		10	2	4

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	①55.4%	①54.9%	①58.2%
	②59.1%	②56.1%	②55.0%

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check(評価): 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認し、事業実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する事業実績報告書及び収支計算書等の内容確認を行っており、出納簿等の帳簿類や領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて帳簿類や原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての帳簿類や原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、次のとおり、類似の費目であっても補助対象経費に計上可能なものと対象外となるものがあり、交付先が提出する事業実績報告書及び収支計算書等の確認のみでは当該区別を判断することができないため、実績確認には慎重を期した方がよいと考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや帳簿類及び原始証憑の確認等を実施すべきである。

<補助対象経費と補助対象外経費の区別について>

●補助対象経費

使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	交通費、宿泊費等
印刷費	プログラムの印刷代等
消耗品費	事務用品、競技用具、トロフィー代等
通信・運搬費	郵便料金等
保険料	傷害保険等
その他	その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの

●補助対象外経費

人件費	主催者構成員に支払う手当
団体の経常的な運営経費	事務室の賃借料等
有料プログラム作成にかかわる経費	—
大会開催にかかわる賞金	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。また、国際大会の歓迎会など大会開催に欠かせないと認められるものについても、補助対象とする。
その他	その他市長が補助対象経費として適当でないと思えるもの

※出所：「スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱」

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善)：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

<延長理由>

福岡市をはじめ、日本全体でスポーツの気運が高まる中、大規模なスポーツ大会が福岡市内で開催されることは、福岡市のスポーツ振興に大きく寄与し、都市ブランド力の向上にもつながるものである。

本補助金は、大規模なスポーツ大会の開催に寄与しており、公益性があること、また、本補助金なしでは大会の開催が困難であることから、終期を延長するもの。

※出所：「スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」を挙げている。

当該指標及び目標値は、スポーツ基本法の規定に基づき、市が作成した福岡市スポーツ推進計画において定められた成果指標である。

<福岡市スポーツ推進計画について>

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画として位置付けるものであり、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すものです。

※出所：「福岡市スポーツ推進計画」

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地

方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※出所：「スポーツ基本法」

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

サ スポーツ大会出場特別補助金（スポーツ推進部スポーツ推進課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	スポーツ大会出場特別補助金
所管部局	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課
根拠規程等	スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	引率責任者
交付目的	大会規模、事業費、レベル、経済波及効果、その他政策的要素を勘案すべきスポーツ大会への出場に対して、必要とする経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。
対象事業の概要	要綱第3条第1項第9～11号に定める大会の出場
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	対象事業への出場
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和47年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	出場に係る実費の範囲内とし、一人当たり8,000円を限度に予算の範囲内で市長が決定する。
補助対象経費 ※	補助対象事業の実施に要する経費。ただし、食料費、航空機及び新幹線の特別料金、その他市長が適当でないと認めるものを除く。（要綱別表第3及び第4に記載）
達成すべき指標の内容	①スポーツを「する」活動を週1回以上行っている市民の割合 70.0%（令和13年度目標値） ②スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合 70.0%（令和13年度目標値）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,345	1,929	2,888
決算額	1,867	—	382
(財源)	市	1,867	—
	国	—	—
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	2	—	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	①55.4%	①54.9%	①58.2%
	②59.1%	②56.1%	②55.0%

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

<p><延長理由></p> <p>福岡市をはじめ、日本全体でスポーツの気運が高まる中、大規模なスポーツ大会が福岡市内で開催されることは、福岡市のスポーツ振興に大きく寄与し、都市ブランド力の向上にもつながるものである。</p> <p>本補助金は、大規模なスポーツ大会の開催に寄与しており、公益性があること、また、本補助金なしでは大会の開催が困難であることから、終期を延長するもの。</p>

※出所:「スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨

が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② | 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ | 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ | その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ | 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」を挙げている。

当該指標及び目標値は、スポーツ基本法の規定に基づき、市が作成した福岡市スポーツ推進計画において定められた成果指標である。

<福岡市スポーツ推進計画について>

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画として位置付けるものであり、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すものです。
--

※出所：「福岡市スポーツ推進計画」

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
--

※出所：「スポーツ基本法」

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標として

は評価できる。

しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

シ 地域振興補助金（区体育振興事業補助金）（スポーツ推進部スポーツ推進課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	地域振興補助金（区体育振興事業補助金）
所管部局	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課
根拠規程等	区体育振興事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	早良区体育振興会
交付目的	地域のスポーツ・レクリエーション振興の推進
対象事業の概要	(1) 振興会が主催・共催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業 (2) 振興会が地域のスポーツ活動の活性化を目的として行う、地域スポーツ団体への助成事業（間接補助事業） (3) その他区長が目的達成に必要と認める事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	本補助金は、区におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を図り、併せて市民相互の親睦・融和等を図ることを目的とする区体育振興会が実施する事業に対して補助を行うものであるため。
開始年度	昭和 48 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費から、他団体からの補助金等の収入を控除した金額（予算の範囲内）
補助対象経費 ※	交付対象事業の実施に要する経費。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。 (1) 人件費 (2) 活動内容自体の委託費 (3) 食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶果代、懇談費等を必要最小限の範囲で補助対象とする。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費
達成すべき指標の内容	①スポーツを「する」活動を週 1 回以上行っている市民の割合 70.0%（令和 13 年度目標値） ②スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合 70.0%（令和 13 年度目標値）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		970	970	970
決算額		970	544	666
(財源)	市	970	544	666
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	①55.4%	①54.9%	①58.2%
	②59.1%	②56.1%	②55.0%

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善): 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、区体育振興事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

区体育振興会による主体的なスポーツ振興事業を通じて、区全域で効果的な研修会や講習会が実施されており、スポーツによる校区を超えた住民の交流が活発に行われ、地域の連帯感や絆づくりに貢献していることが認められるため。

※出所:「令和3年度補助金調書」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」を挙げている。

当該指標及び目標値は、スポーツ基本法の規定に基づき、市が作成した福岡市スポーツ推進計画において定められた成果指標である。

<福岡市スポーツ推進計画について>

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画として位置付けるものであり、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すものです。

※出所：「福岡市スポーツ推進計画」

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※出所：「スポーツ基本法」

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、

補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

ス 福岡人権擁護委員協議会補助金（人権部人権推進課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡人権擁護委員協議会補助金
所管部局	市民局人権部人権推進課
根拠規程等	福岡人権擁護委員協議会補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡人権擁護委員協議会
交付目的	人権擁護委員法の規定に基づく人権擁護委員の活動を助長することにより、福岡市の人権教育・啓発を推進することを目的とする。
対象事業の概要	補助対象事業 (1) 人権擁護に関する啓発事業 (2) 人権侵害に関する相談・救済事業 (3) 人権問題に関する調査・研究事業 (4) 人権擁護委員に対する研修事業 (5) 前各号のほか市長が目的達成に必要と認める事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	人権擁護委員法の規定に基づき法務大臣より委嘱された人権擁護委員の活動を助長することを目的とした補助金であるため。
開始年度	昭和 37 年
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	最新の国勢調査に基づく福岡市の人口一人に対して 1 円を乗じたものから、1 万円未満を切り上げた額を上限として、予算の範囲内において交付する。
補助対象経費 ※	(1) 会議や研修等に必要講師謝金、会場代及び資料代等 (2) 費用弁償 (3) 役員費 (4) 消耗品費 (5) 通信費 (6) 図書購入費 (7) 備品購入費及び借上経費 (8) その他市長が必要と認める経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	人権擁護委員法の規定に基づき法務大臣より委嘱された人権擁護委員の活動を助長することを目的とした補助金であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		1,540	1,540	1,540
決算額		1,540	1,540	1,540
(財源)	市	1,540	1,540	1,540
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金額算定方法根拠の明確化及び算出方法見直しの検討について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性、説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金の補助金額の算出方法について、「補助金等の概要」に記載のとおり、「最新の国勢調査に基づく福岡市の人口一人に対して1円を乗じたものから、1万円未満を切り上げた額を上限として、予算の範囲内において交付する。」としている。実際、令和3年度の本補助金についても市は、平成27年度国勢調査における福岡市の人口1,538,510人に基づいて1,540,000円の補助金を交付している。

当該算出方法となった経緯について質問したところ、本補助金の開始から長期間経過しており、本補助金開始当時の資料は保存期間満了により廃棄されているため、詳細不明とのことである。

【指摘事項】

補助金額の算出方法の根拠について詳細が不明であることは、適正な補助金額の算出及び説明責任の観点から問題がある。

補助金が特定の事業や研究等を育成、助長することを目的としている以上、特段の事情や根拠がない限り、原則として事業計画等を踏まえた必要経費に基づいて算出すべきであると考えられる。

よって、市は、補助金額の算出方法の根拠について改めて明確化すべきである。また、明確化した上で対象事業の実態と現在の補助金額の算出方法について平仄が合わない等がある場合は、算出方法の見直しを検討すべきである。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡人権擁護委員協議会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

福岡人権擁護委員協議会補助金については、令和2年度末で交付要綱の終期を迎えるため、福岡市補助金ガイドラインの趣旨を踏まえ、補助のあり方の検討を行った。社会情勢の変化に伴い人権問題も複雑化・多様化し、人権侵犯事件も未だ多く発生している中、補助事業者が行う活動は、市民の人権の擁護に寄与しており、引き続き、人権擁護委員、法務省、福岡法務局、福岡市が連携した取組を進めていく必要がある。

以上のことから、当該補助金については、令和6年度末まで延長することとし、補助金交付要綱について必要な改正を行うもの。

※出所：「福岡人権擁護委員協議会補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「人権擁護委員法の規定に基づき法務大臣より委嘱された人権擁護委員の活動を助長することを目的とした補助金である」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「人権擁護委員法の規定に基づく人権擁護委員の活動を助長することにより、福岡市の人権教育・啓発を推進すること」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

セ 福岡県人権研究所補助金（人権部人権推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡県人権研究所補助金
所管部局	市民局人権部人権推進課
根拠規程等	福岡県人権研究所補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益社団法人福岡県人権研究所
交付目的	同和問題をはじめあらゆる人権問題に関する調査・研究及び啓発活動の一部を補助することで、市民の人権問題に関する理解を深め、市民の人権意識の高揚に資することを目的とする。
対象事業の概要	補助対象事業 (1) 同和問題をはじめあらゆる人権問題に関する各種調査・研究及び啓発事業 (2) 前号の成果に基づく出版事業 (3) 人権問題に関する資料の収集・整理・保管及び紹介事業 (4) 前各号のほか市長が目的達成に必要と認める事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助事業を実施することができる団体が限定されているため。
開始年度	昭和 49 年度
終期年度	令和 4 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	一部の事業費に、補助対象事業と補助対象外事業が混在しているものがあるため、共通経費部分については実際の補助対象と補助対象外事業の事業規模に見合った比率で按分を行い算定している。
補助対象経費 ※	(1) 事務局職員の給与・諸手当及び法定福利費 (2) 会議及び相談に必要な会場代、資料代、役員報酬等 (3) 旅費・交通費 (4) 消耗品費 (5) 通信費 (6) 調査・研究に要する講師謝金及び資料代 (7) 備品購入費及び借上経費 (8) 図書代 (9) 接客用茶代 (10) 出版事業に係る経費 (11) その他事務所管理経費 (12) その他市長が必要と認める経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	人権問題に関する調査・研究及び啓発事業については、長期的な事業継続が必要であることから、指標の設定

	にはなじまない。一方で並行して、団体の財政健全化を促していく。
--	---------------------------------

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		3,500	3,500	3,000
決算額		3,500	3,500	3,000
(財源)	市	3,500	3,500	3,000
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助金額算出方法は次のとおりであり、算出に当たって集計される経費は、消費税を含む金額となっている。

<補助金額算出方法について>

(補助事業年度及び補助金の額)
第6条 補助事業の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2 年度あたりの補助金の額は、補助事業に係る経費から当該補助事業に係る収入を差し引いた額(別表に定める額を限度とする。)とし、予算の範囲内で補助事業に必要と認める額とする。

※出所：「福岡県人権研究所補助金交付要綱」

しかし、福岡県人権研究所補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、市は、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかについて、確認を実施していない。

【指摘事項】

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

この点、補助金の交付先が公益社団法人である場合、非課税売上が多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事

業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。

よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するためには、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和4年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

本補助金は、補助事業者が行う人権問題に関する調査・研究事業等を補助対象としており、その成果に基づく書籍の発刊や講演会等による啓発活動を行うなど、その活動に一定の効果が認められるとともに、市内において差別落書き等の差別事象が発生しており、引き続き、人権教育・啓発に取り組む必要があるため。

※出所：「令和3年度補助金調書」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。市によれば、本補助金は、継続期間が長期に渡っていることから、本補助金の必要性について慎重に検討するため、終期を1年後と短期間に設定しているとのことである。かかる状況を踏まえれば、終期を延長する場合には、特に慎重な検討が必要であると考えられる。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「人権問題に関する調査・研究及び啓発事業については、長期的な事業継続が必要であることから、指標の設定には馴染まない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「市民の人権問題に関する理解の向上及び人権意識の高揚」は長期的に継続して実施していくものであり、その達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標等の設定を検討することが望ましい。

(3) こども未来局

ア アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金（こども部こども健全育成課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金
所管部局	こども未来局こども部こども健全育成課
根拠規程等	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡
交付目的	本市青少年の健全育成の推進並びに市民レベルの国際交流を推進するため。
対象事業の概要	NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が実施する次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・招へい型事業 ・サポート事業（資金部会に係る経費を除く） ・情報提供事業 ・ボランティア育成事業 ・ブリッジクラブ事業 ・周年特別事業（開催回数が5の倍数の年度に限る）
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助目的を達成し得る団体が同団体のみであるため。
開始年度	平成元年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費から、当該経費に充当する福岡県等の補助金を除いた額の4分の3を限度とし、予算の範囲内で決定。
補助対象経費 ※	補助対象事業の実施に要する経費。ただし、以下の経費区分及び内容等については、補助対象外。 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（ただし補助対象事業に係る通訳経費は補助対象） ・活動内容自体の委託費 ・食糧費（ただし交際費、親睦会費、酒類代を除く、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で補助対象とする） ・その他補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助目的が、アジア太平洋諸国の子どもたちと福岡の子どもたちが、招へい事業などの国際交流をとおして相互理解を深めるなど、国際感覚あふれる青少年を育成することで、本市青少年の健全育成の推進並びに市民レベルの国際交流の推進に寄与することであり、一定の指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		55,000	15,000	55,000
決算額		55,000	15,000	24,000
(財源)	市	55,000	15,000	24,000
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助金額算出方法は次のとおりであり、算出に当たって集計される経費は、消費税を含む金額となっている。

<補助金額算出方法について>

(補助対象経費)
第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に定める経費区分及び内容等については、補助対象外とする。
(補助金の額)
第5条 補助金の額は、補助対象経費から、当該経費に充当する福岡県等の補助金を除いた額の4分の3を限度とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

※出所:「アジア太平洋子ども会議・イン福岡補助金交付要綱」

しかし、アジア太平洋子ども会議・イン福岡補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、市は、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかについて確認を実施していない。

【指摘事項】

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

この点、補助金の交付先が特定非営利活動法人(NPO法人)である場合、非課税売上が多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も

否定できない。

よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するためには、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。

② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合规性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、補助事業に係る経費であれば備品の購入費に充当できることを定めている。令和3年度の実績によれば、本補助金の一部が動画編集用パソコンやファシリテーター用パソコンの購入費に充当されていた。

しかし、本補助金交付要綱上、当該備品が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

③ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

(起案の趣旨等)

平成29年4月1日付で改正した標記要綱については、福岡市補助金ガイドラインの規程に基づき終期を平成33年3月31日に設定していたところであるが、同ガイドラインの規程に基づき検証した結果、下記のとおり補助金の継続が必要であると認められるため、要綱の改正を行うもの。

(中略)

2 有効期限延長の理由

平成元年に始まった本事業は、今や市民レベルの国際交流事業として定着しているほか、過去の事業参加者を中心にアジア太平洋地域にネットワーク組織が構築するなど、相互理解の促進や国際感覚あふれる青少年の育成だけでなく、市民全体の国際性やホスピタリティの醸成、同地域における本市のイメージアップにも大きく寄与する大変有意義な事業であるため、今後も継続して本事業に対して補助金を交付することで、さらなる効果が見込まれる。

また、同団体は特定非営利活動法人であり、チャリティ事業等による自主財源確保に努めているものの、公的機関による支援が不可欠である。

※出所：「アジア太平洋子ども会議・イン福岡補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

④ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「補助目的が、アジア太平洋諸国の子どもたちと福岡の子どもたちが、招へい事業などの国際交流をとおして相互理解を深めるなど、国際感覚あふれる青少年を育成することで、本市青少年の健全育成の推進並びに市民レベルの国際交流の推進に寄与することであり、一定の指標を設定することが困難である」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「本市青少年の健全育成の推進及び市民レベルの国際交流の推進」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

イ こども育成事業負担金 福岡市学生支援特別給付金事業負担金（こども部こども健全育成課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市学生支援特別給付金
所管部局	こども未来局こども部こども健全育成課
根拠規程等	福岡市学生支援特別給付金実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市学生支援特別給付金実行委員会（福岡市内に居住し大学等で学ぶ学生で、本人及び保護者が住民税非課税等である者）
交付目的	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の再発令により経済的な影響を受けている学生を支援することを目的とする。
対象事業の概要	学生本人や保護者の収入が減少するなど、経済的に厳しい状況にある学生を支援するため、1人あたり5万円の給付を行ったもの。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	16,500人程度を想定
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		—	519,547	453,750
決算額		—	122,020	393,134
（財源）	市	—	—	—
	国	—	122,020	393,134
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		—	1,355	6,619

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	16,500人	
指標の実績値	—	7,974人	

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金（児童養護施設）（こども部こども家庭課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金（児童養護施設）
所管部局	こども未来局こども部こども家庭課
根拠規程等	福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	児童養護施設等を運営する民間社会福祉法人
交付目的	民間児童福祉施設の雇用環境改善及び職員の資質向上を図ることを目的とする。
対象事業の概要	児童福祉施設職員の処遇改善や研修受講促進
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	昭和 54 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	交付要綱別表(1)(2)(3)(4)の合算額 (1) 1,620 円×入所者数 (2) 45,000 円×職員数 (3) 職員加配分：年額 2,910,000 円 (国の新基準に対応した場合は、その時点で月割) (4) 3 日間以上：1 人当たり 132,000 円上限 2 日間：1 人当たり 33,000 円上限
補助対象経費 ※	入所者数比例割額、職員数比例割額、研修費、職員雇用経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		14,392	14,889	12,663
決算額		10,676	7,322	7,472
(財源)	市	8,564	5,210	5,558
	国	2,112	2,112	1,914
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		7	7	7

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

(起案の趣旨等)

福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱について、下記のとおり改正を行うもの。

1 改正の概要

(中略)

(2) 要綱の終期延長について

①要綱の継続の必要性について

施設では、虐待を受けた児童や発達障がいを抱えた児童が増加しているため、ひとりひとりに対する手厚いケアが必要不可欠となっており、また、職員には高い専門性と資質の向上が求められている。市が施設に対し、職員雇用経費、研修費等を補助することにより、職員の人材確保、待遇改善、資質の向上等が図られ、ひいては入所者の処遇の向上に寄与するため、今後も継続が必要である。

※出所：「福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定される」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、児童養護施設等に勤務する職員に対する雇用環境に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 実績報告書における領収書の慎重な審査について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金交付要綱第 8 条に基づき、補助金額確定に当たって補助事業者は事業実績報告書において実績報告を行い、同要綱第 9 条に基づき、市は提出された実績報告書の内容の審査を行った上で確定通知書を補助事業者に通知する。

当該内容の審査に当たって、市は実績報告書に添付される領収書やレシート等の原始証憑の確認を行っているとのことであった。その中で明細のない領収書があり、さらに行事用給食費として計上されているものの、当該領収書記載の店舗名から行事用給食費に該当するようなものは販売されていないと思われるものがあつた。

【意見】

実績報告書の内容について原始証憑の確認まで行っていることは評価できるが、明細のない領収書ではその内容を把握することができず、補助対象外経費への補助金充当や、私的流用等のリスクを高めることになりかねない。

そのため、補助事業者から提出される領収書については全て明細があるものを徴求することが望ましい。また、市においては、提出された領収書について金額の照合を行うだけでなく、その内容から補助対象経費に該当するものかどうかについても慎重に審査を行い、疑義がある場合には補助事業者にヒアリングを行う等追加の対応を行うことが望ましい。

エ 福岡市児童養護施設等整備事業費補助金（こども部こども家庭課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市児童養護施設等整備事業費補助金
所管部局	こども未来局こども部こども家庭課
根拠規程等	福岡市児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	民間社会福祉法人
交付目的	施設の小規模化による家庭的養護の推進を図ることを目的とする。
対象事業の概要	「第5次福岡市子ども総合計画」に基づき行う乳児院等の整備事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	平成29年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の基準によって算出された交付額に3/2又は9/8を乗じた額を限度として、予算の範囲内で市長が定める額
補助対象経費 ※	工事費又は工事請負費、工事事務費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		—	—	97,163
決算額		—	—	60,053
(財源)	市	—	—	15,358
	国	—	—	44,695
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		—	—	2

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

福岡市児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱について、下記のとおり改正を行うもの。

なお、本要綱は、国が定める次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、「福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画」に基づき社会福祉法人が行う児童養護施設等のユニット化（小規模化）に伴う施設整備（増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕等）に要する経費の一部を助成することにより、入所児童ができる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアが行われることを目的とする。

1 改正の概要

○終期延長について

施設では、虐待を受けた児童や発達障がいを抱えた児童が増加しているため、ひとりひとりに対する手厚いケアが必要不可欠となっており、市が施設に対し改修費用を補助することにより、子どもの家庭的な養育環境づくりや入所者の処遇の向上に寄与するため、今後も継続が必要である。

※出所：「福岡市児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定される」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、例えば児童養護施設の平均利用人数を把握する等により「当該補助金を活用して、どの程度家庭的養護の推進が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 補助金交付要綱における補助対象の明確化について

業務プロセス	Plan(計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金交付要綱第2条及び第3条には、補助対象事業及び補助金の対象から除外されるものについて規定されている。しかし、事業実績報告書を閲覧したところ、工事費のうち屋外整備工事費及び工事事務費のうち設計監理費の基本設計部分については本補助金の補助対象外とされていた。この点、当該取扱いについて本補助金交付要綱及び同要綱の別表にも明確な記載がない。

<補助対象事業及び補助金の対象除外>

第2条 市は、施設の小規模化による家庭的養護の推進を図るため、社会福祉法人（以下「法人」という。）が市内に現に設置する乳児院または児童養護施設（以下「児童養護施設等」という。）であって、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に定められた事業で、福岡市社会的養育推進計画に基づく施設整備（増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕等）に要する経費のうち、別表に定める対象経費に対して補助する。

第3条 補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

※出所：「福岡市児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱」

<補助対象経費>

施設整備（増築、増改築、改築、拡張）

種目	基準額	対象経費
本体工事費	各区分・施設種別ごとに付表 1 に掲げる基準単価の計に 2 分の 3 を乗じて得た額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において、別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認める購入費等を含む。
特殊附帯工事費	付表 1 に掲げる基準単価に 2 分の 3 を乗じて得た額とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	付表 1 に掲げる基準単価に 2 分の 3 を乗じて得た額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

施設整備（大規模修繕等）

種目	基準額	対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、市長が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において、別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認める購入費等を含む。
仮設施設整備工事費	大規模修繕等については、市長が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

※出所：「福岡市児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱 別表」

【意見】

上記のとおり、工事費のうち屋外整備工事費及び工事事務費のうち設計監理費の基本設計部分が本補助金の補助対象外とされている理由について、市の担当者に質問したところ、基準額となる国の交付額において当該経費は対象外とされているためとの

回答であった。ただし、国の次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱を確認したところ、市の本補助金交付要綱と概ね同様の記載であり、明確に対象外である旨は把握できなかった。

補助対象が不明確である部分があることは補助事業の透明性の確保の観点から問題があると考えられるとともに、補助事業者にとっては補助金を見込んだ上で資金収支計画等を立てることから、補助対象が明確になっていることは重要と考えられる。

よって、市においては、補助対象を明確にするため市の本補助金交付要綱において、補助対象外となる経費について明確に規定することが望ましい。

オ 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設) (こども部こども発達支援課)
 (ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)
所管部局	こども未来局こども部こども発達支援課
根拠規程等	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱
交付先(最終交付先)	社会福祉法人
交付目的	民間障がい児福祉施設の安定運営のため、本市における療育体制の維持確保、施設における児童等の処遇向上や職員の待遇改善に資することを目的とする。
対象事業の概要	障がい児を対象とする民間福祉施設の運営
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合: 応募要件 ※	民間社会福祉法人(障がい児入所施設、児童発達支援センターの設置者)
非公募の場合: 非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和54年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	施設均等割額、入所(通所)者数比例割額、職員数比例割額、検便経費補助、臨時職員雇用経費、第三者評価経費補助(要綱別表で規定)
補助対象経費 ※	研修費、期末手当及び勤勉手当、行事用給食費、退職手当共済掛金、施設管理運営費、健康診断、検便経費、啓発活動費、臨時職員雇用経費、第三者評価経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため

※: 補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位: 千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	21,123	18,592	25,726	
決算額	17,672	18,533	19,801	
(財源)	市	17,672	18,533	12,243
	国	—	—	4,914
	県	—	—	2,644
	その他	—	—	—
交付先数	6	6	6	

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金基準額算出表における入所者数のチェックについて

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請・補助金交付決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、補助金交付申請書添付の福岡市民間運営費補助金基準額算出表について補助金交付額のチェックを行っており、職員数比例割額の計算根拠となる職員数については職員名簿等の原始証憑と照合しているが、入通所者比例割額の計算根拠となる入所者数については補助事業者の申請数に基づき計算するのみで特段照合等は実施していない。

【指摘事項】

上記入通所者数比例割額については入通所者数に福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）別表で定められた単価を乗じて計算されるものであり、計算結果をもって補助金交付額となる。

よって、市は、補助金額の適正性を担保するためにも入通所者数について原始証憑と照合すべきである。

② (結果) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）による補助について、要綱及びその細則を定めた福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱細目（以下、「要綱細目」という。）について、一部改正を行うもの。

1 改正内容

(中略)

② 終期の延長を行うもの。

(中略)

2 改正の理由

(中略)

② 終期を令和3年3月31日としていたが、令和3年度以降も本補助金を継続するため。

※出所：「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱及び細目の一部改正について」

【指摘事項】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業の継続がその理由となっており、なぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、

「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② | 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ | 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ | その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ | 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度施設運営が安定的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に児童を預けている保護者に対する満足度アンケートや対象施設に勤務する職員に対する処遇に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

④ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによるセンター機能強化や地域住民への啓発活動、入所者等の処遇の向上及び施設職員の待遇改善を図るための資金に充当しなければならないことを定めている。令和3年度の実績によれば、本補助金の職員数比例割額により算定された金額のうち、啓発活動費として支出されたものの一部が消耗品費（ノートパソコン、プロジェクト、アンプ他 524 千円）に充当されていた。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産及びその従物。
- (2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

⑤ (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、市は、概算払の必要性について具体的に検討していない。

<支出方法及び支払時期>

10 支払方法	本対象事業にかかる経費は、施設において事業実施の都度支払いが生じるものであり、円滑な施設運営のため、概算払いかつ前期・後期の分割払いとする。(地方自治法施行令第162条第3号及び福岡市補助金交付規則第17条第1項但書による。)
---------	---

※出所：「交付決定に係る伺い文書」

【意見】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる」とされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断するためにも、申請理由をより具体的に記載することや判断を行うために必要な書類の提出を求めることが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第17条	補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。
------	---

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

⑥ (結果) 啓発活動費の範囲の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

「補助金等の概要」に記載のとおり、補助対象経費として「啓発活動費」が挙げられているが、その範囲が不明確である。

【指摘事項】

市は、本補助金交付要綱細目において、職員数に応じて計上される職員数比例割額について「啓発活動費」以外の経費には充当できないとしており、さらに「啓発活動費」を「地域住民等への啓発を図るための費用」と定義している。

しかし、補助対象先から提出される年間事業実績書添付の啓発活動実績によれば、以下のとおり地域住民等への啓発活動と言えるかどうか判断できないものがあった。

<啓発活動実績（一部抜粋）>

取組項目	取組内容	費用
A(宗教法人)ボランティア	地域の A ボランティアの草取りに対する打ち合わせ等	人件費 10,920 円
映画上映会企画会議	「普通に死ぬ」映画上映会運営委員会	人件費 21,840 円 交通費 3,000 円
映画上映会	映画上映を通じての地域啓発	人件費 21,840 円 交通費 3,000 円

※出所：「令和3年度 啓発活動実績」

上記の他、「④(意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について」に記載のとおり、啓発活動費として支出されたものの一部が消耗品費(ノートパソコン、プロジェクタ、アンプ他 524 千円)に充てられている例や新型コロナウイルスの影響により開催されなかった地域清掃の人員費に充てられている例も見受けられた。

上記はいずれも地域交流として補助対象となっているが、何を啓発するのかといった啓発内容が定められていなければ、本体補助対象ではないものにまで補助金が交付されるおそれがある。

よって、市においては、補助対象の適正性を担保するために、要綱細目において啓発内容についてより具体的に定めるべきである。

また、市においては、事業実績確認の際に啓発活動実績の内容についても確認し、当該内容から補助対象とすべきものかどうかについて確認を行い、内容が不明な場合には補助対象者にヒアリングを実施する等の対応をすることが望ましい。

カ 保育所等整備費補助金（子育て支援部事業企画課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	保育所等整備費補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部事業企画課
根拠規程等	保育所建設費等補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	民間法人
交付目的	民間法人が行う保育所整備に対する助成を行うことにより、社会福祉の増進に資することを目的とする。
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等整備交付金の交付の対象となる保育所の新設等 ・ 本市の保育所整備計画に基づき行う保育所の新設等であって、市長が特に必要と認めるもの
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されているもの」に該当するため。
開始年度	昭和 39 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等整備交付金交付要綱で定める算定方法により算定された助成額（当該額が予算の額を超える場合は、予算の額）の範囲内で市長が定める額 ・ 対象事業の総事業費の額（当該額が予算の額を超える場合は、予算の額）の範囲内で市長が定める額
補助対象経費 ※	保育所等の新設、修理、改造または整備に要する経費等
達成すべき指標の内容	保育所入所待機児童数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	3,886,166	3,179,737	1,831,428	
決算額	2,618,709	2,877,416	1,750,915	
(財源)	市	209,013	404,243	219,380
	国	2,409,696	2,473,173	1,531,535
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	23	18	10	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	20	5	2

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、保育所建設費等補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

次の補助金交付要綱について、下記のとおり改正してよろしいか。

- ・保育所建設費等補助金交付要綱

(中略)

1 終期の設定

「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、現行は、補助金の終期を平成33年3月31日までとしているが、終期を令和7年3月31日に改正する。

(中略)

3 各種補助金の継続理由

増加する保育ニーズに対応するためには、令和3年度以降も引き続き保育所等の新設、増築、増改築等の整備により定員を拡充していく必要がある。

補助金交付対象となる社会福祉法人等に対し、費用の一部を助成することにより、保育所等整備の促進に寄与することが認められるため、終期を延長し補助事業の継続を行うもの。

まや、厚生労働省においても、令和2年12月に待機児童の解消を目指す「新子育て安心プラン」を公表し、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することとしている。

※出所：「補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの

記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

①	すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
②	社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
③	今後も補助による効果が十分に期待できるか。
④	その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
⑤	補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、達成すべき指標の内容として「保育所入所待機児童数」を挙げている。

【意見】

評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。

この点、「保育所入所待機児童数」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。

しかし、下記のとおり市の目標としている待機児童の解消は未だ達成には至っていないものの、ここ数年で待機児童数は大幅に減少している。また、保育所を取り巻く環境は変化してきており、地域の保育需要が変動している中で一部の地域では入所児童数が定員に達していない状況もある。そのため、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度についても必ずしも「保育所入所待機児童数」をもって図るだけでは十分とは言えず、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。

また、当該補助金の目的は社会福祉の増進であり、受入人数増加のための新設や増築に限定されておらず、老朽化による改築工事等も広く対象であることから、「保育所入所待機児童数」のみをもって本補助金事業の評価指標とするには不足していると言わざるを得ない。

よって、市においては、設置事業者の意志決定や財務状況を踏まえつつ、「どの程度、老朽化対策等に取り組んだか」といったアウトプット指標や、補助対象となる保育所等に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

<待機児童数の推移>

(単位：人)

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
就学前児童数	85,874	85,728	84,756	83,624	81,691
保育所定員数	35,330	37,861	39,782	41,353	42,251
入所申込数	37,212	38,256	39,487	40,024	39,710
入所児童数	35,400	36,785	38,215	38,834	39,063
未入所児童数	1,812	1,471	1,272	1,190	647
待機児童数	89	40	20	5	2

※出所：「保育所入所申込状況について」

③ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

＜補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）＞

<p>(暴力団の排除)</p> <p>第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。</p> <p>(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員</p> <p>(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの</p> <p>(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。</p>

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

しかし、本補助金交付要綱には、第 2 条に規定される補助金の交付を申請できるものから福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員を除くことについて触れているのみであり、警察への照会を実施してはいるものの、市長による排除措置や警察への照会確認について記載した暴力団排除条項は設置されていなかった。

＜申請＞

<p>第 2 条 補助金の交付を申請することができるものは、本市内に現に保育所を設置し、又は設置しようとする社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は福岡市長が認めた法人（福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団との関係を有するもの」という。）を除く。）（以下「法人」という。）とする。</p> <p>2 法人は、補助金の交付を申請する場合は、市長に対し、保育所建設費等補助金申請書（様式第 1 号）を提出するものとし、自ら暴力団との関係を有するものでないことを明らかにするため、市長に対し、役員フリガナを付した氏名、住所、生年月日、性別その他必要な個人情報を提出しなければならない。</p>

※出所：「保育所建設費等補助金交付要綱」

【意見】

現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への

照会確認について明確に規定することが望ましい。

また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。

④ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、補助金の使途の制限に関する規定はあるが、財産の処分の制限に関する規定がない。

また、補助対象経費に関して具体的に記載した規定がない。

【意見】

福岡市補助金交付規則第 22 条及び第 23 条には財産の処分の制限に関する規定がある。補助事業者は一定の場合を除き、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は承認を受けなければならないというものである。

この規定の趣旨は、補助金は特定の目的を達成するために交付されるものである以上、補助事業者は当該目的を達成するために財産を使用する必要があり、自由に処分等が行われた場合には当初の目的が達成されないおそれがあるため、それを回避するというものである。

市によれば、当該補助金は国が交付する保育所等整備交付金を基準額として市の補助額が確定するものであることから国の要綱を参照しているため、改めて市の要綱には規定を設けていないとの回答であった。

しかし、本補助金交付要綱第 3 条では、必要に応じて市が独自で必要と認めれば補助対象事業となり得ると規定されている。

よって、市においては、本補助金交付要綱において財産の処分の制限に関する規定を設定する、又は国の要綱を参照している旨を追加で記載することが望ましい。

また、補助対象経費についても同様の理由により、改めて市の要綱には規定を設けていないとの回答であった。

これについても市においては、本補助金交付要綱に具体的な補助対象経費に関する規定を設定する、又は国の要綱を参照している旨を追加で記載することが望ましい。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第 23 条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

キ 福岡市延長保育事業補助金（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市延長保育事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市延長保育事業実施要綱、補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	民間社会福祉法人等
交付目的	就労形態の多様化等に伴う民間認可保育所における延長保育の需要に対応し、児童の福祉の増進を図る。
対象事業の概要	保育所等で通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において引き続き保育を実施する場合に、その所要経費を市が補助する制度である。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	本市以外が設置する保育所又は認定こども園（保育機能部分に限る）及び、地域型保育事業所で通常開所時間内及び、その前後において、さらに1時間以上の延長保育を実施するもの。
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成7年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	年間平均利用児童数に応じた補助
補助対象経費 ※	保育士の人件費、給食費、その他の必要となる経費
達成すべき指標の内容	利用人数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		395,468	416,025	312,554
決算額		355,675	311,667	312,553
(財源)	市	121,757	98,448	110,895
	国	123,058	116,424	102,610
	県	110,174	96,795	99,048
	その他	686	－	－
交付先数		297	313	342

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	10,170	9,530	9,750
指標の実績値	8,660	7,540	7,230

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市延長保育事業実施要綱及び補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱等」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

(起案の趣旨等)

標記の件について、終期の到来に伴い、終期を延長する必要があるため下記のとおり要綱を一部改正及び様式の変更をしてよろしいか伺うもの。

(中略)

5. 継続の必要性

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間延長の需要に対応するため、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進に寄与していると考えため、今後も継続して実施する必要性がある。

※出所：「福岡市延長保育事業実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

<支払方法>

地方自治法施行令第163条第2号及び福岡市補助金交付規則第17条ただし書に基づく概算払とするもの。

【理由】

保育所における延長保育の運営については、給付費（委託費）からの支出は認められず、当該補助金と利用料収入しか財源が無く、毎月の利用料のみでは当該事業の運営が困難になることから、保育標準時間及び短時間延長の補助分を概算払とし、減免加算分については、年度末の精算時に実績に基づき精算払とするもの。

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「当該補助金と利用料収入しか財源が無く、毎月の利用料のみでは当該事業の運営が困難になる」といった記載はあるが、当該財源の把握や検討をする等、当該補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

ク 福岡市保育協会補助金（一般）（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市保育協会補助金（一般）
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市保育協会補助金交付要綱、交付基準
交付先（最終交付先）	（一社）福岡市保育協会
交付目的	私立保育所等職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図る。
対象事業の概要	職員の処遇改善に要する費用等について補助を行うもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	昭和 45 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	職員の処遇改善、資質の向上に要する費用や、入所児童の処遇改善に要する費用など、項目ごとに、職員数や児童数に基づき、補助額を算定
補助対象経費 ※	保育協会の運営に要する費用 保育協会が行う事業に要する費用 職員の処遇改善、資質の向上に要する費用 入所児童の処遇改善に要する費用 私立保育所等の運営に要する費用
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		1, 225, 136	1, 439, 487	1, 294, 743
決算額		1, 163, 723	1, 215, 593	1, 262, 921
財源	市	1, 163, 236	1, 213, 929	1, 262, 073
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	487	1, 664	848
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市保育協会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

令和3年3月31日に本要綱の終期が到来するため、終期を延長する必要がある。
下記のとおり要綱を一部改正してよろしいか。

(中略)

4. 継続の必要性

福岡市保育協会補助金は、私立保育所等職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図るため、それに要する費用等について補助を行うもので、それにより、より質の高い人材の確保と職員の資質向上に効果を上げており、児童の健全育成に資していることから、今後も継続して実施する必要がある。

また、福岡市保育協会は、福岡市の全私立保育所が加盟しており、私立保育所の保育士等に対する研修、福岡市や関係団体と各私立保育所の連絡・調整にかかる業務などを行っている団体であり、福岡市保育協会を通じて各私立保育所へ補助金を支給することで、交付にかかる事務が大幅に削減できることから、補助金の交付先として適切である。

※出所：「福岡市保育協会補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があつたのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務する職員に対する処遇改善に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 事業実績報告書における補助金返還額の理由の記載について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性、説明責任及び透明性

【現状】

本補助事業においては概算払が行われており、最終精算において 18,178 千円の戻入が生じている。市は、執行残額がある場合において、減額による返還額を除く 100 万円以上の項目について、その主な理由を事業実績報告書に添付して提出させることとしているが、主な理由が全て「予算より実績が少なかったため」と記載されており、なぜ実績が少なかったかという具体的な理由についての記載がない。

＜執行残額がある主な項目＞

費目	残額 (流用前)	主な理由
協会研修費	5,161,479 円	予算より実績が少なかったため
人権保育研修費	3,188,040 円	予算より実績が少なかったため
他都市研修費	6,187,860 円	予算より実績が少なかったため

※出所：「令和3年度協会補助金 執行残の主な理由」

【意見】

この点について市の担当課に質問したところ、実績確認において特に上記理由の確認までは行っていなかったとの回答であった。

福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。そのため、概算支払額と確定交付額との差額についてその理由を把握していないことに

は問題があると考えられる。

よって、市においては、概算払の適正性を確保するためにもなぜ実績が少なかったかという理由については、その理由を具体的に記載させるとともに実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリング等を実施することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

ケ 福岡市保育体制強化事業補助金（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市保育体制強化事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	民間社会福祉法人等
交付目的	児童の安全な保育環境を整えるとともに、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図る。
対象事業の概要	児童のさらなる安全を確保するとともに、保育士の負担を軽減し、児童の安全な保育環境及び保育士が働きやすい職場環境を整備する。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	児童の園外活動時の見守り等を行う者を必須とした保育支援者を配置した私立保育所及び幼保連携型認定こども園
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	保育体制強化事業を実施するために必要な経費の上限額（1園あたり月額14万5千円）と実支出額を比較して少ない方の額を交付する。
補助対象経費 ※	(1) 報酬、(2) 給料、(3) 職員手当等、(4) 賃金、(5) 報償費、(6) 旅費、(7) 共済費、(8) 役務費、(9) 委託料、(10) 使用料及び賃借料
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		—	306,671	304,500
決算額		—	78,751	201,930
(財源)	市	—	38,524	72,601
	国	—	40,227	129,329
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		—	64	161

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、交付決定に係る起案書において概算払の必要性について検討していない。

<支払方法>

6. 支払方法 地方自治法施行令 162 条第 3 号及び福岡市保育体制強化事業交付要綱第 16 条本文の規定により、概算払いとする。
--

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【指摘事項】

福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後に行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。

よって、市は、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討すべきである。

<補助金の交付の時期>

第 17 条 補助金は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。
2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action(改善)：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、本補助金の終期を令和 3 年 3 月 31 日に設定していたところ、次の理由により令和 7 年 3 月 31 日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

<p>(起案の趣旨等) 保育体制強化事業補助金交付要綱を別紙のとおり改正してよろしいか。 (中略)</p> <p>2. 改正内容 (中略)</p> <p>(3) 終期 本補助金については、保育支援者を施設に配置することで、園外保育の安全確保や、保育士の負担軽減を目的としており、今後も必要な補助金と考えるため、終期を延長するもの。</p>

※出所：「福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

<p>① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。</p> <p>② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。</p> <p>③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。</p> <p>④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。</p> <p>⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると

考える。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」「当該補助金を活用して、どの程度保育士の就業継続及び離職防止に寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務する保育士に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

④ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

＜補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）＞

(暴力団の排除) 第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。 (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員 (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
--

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

しかし、本補助金交付要綱は、同要綱第 7 条に規定される補助対象者から福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員を除くことについて触れており、警察への照会を実施してはいるものの、市長による排除措置や警察への照会確認について記載した暴力団排除条項は設置されていなかった。

＜補助対象者＞

第 7 条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 福岡市内に所在する保育所等を運営する者であること (2) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
--

※出所：「福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱」

【意見】

現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。

また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。

⑤ (意見) 研修実績報告の確認について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金交付要綱第4条の3において、保育支援者は当該年度内において市長が適当と認める交通安全に関する講習会を受講することが求められている。市は、交付対象者が提出する福岡市保育体制強化事業補助金実績報告書の添付書類である研修実施報告書をもってその実績を確認しているが、研修概要について箇条書きされているもののみを確認するのみで、各研修の実施報告等の確認までは行っていない。

【意見】

上記のとおり本補助金の交付対象となるためには、講習会を受講することが要件となっている。そのため、研修実施報告書の記載内容を確認するのみでは不十分であると考えられる。

よって、市においては、補助金が適切に交付されることを担保するために、例えば開催された研修資料や研修に参加した保育支援員による研修参加報告書の添付を求める等により、その開催実績をより具体的に確認することが望ましい。また、全ての園の研修に市役所職員が行くことは現実的ではないにしても、複数年をかけてローテーションで各園を巡回して、どのような研修が開催されているかについて実際に確認する等の対応を行うことが望ましい。

コ 福岡市保育協会補助金（家庭支援）（子育て支援部運営支援課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市保育協会補助金（家庭支援）
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市保育協会補助金交付要綱及び交付基準、福岡市家庭支援推進保育事業実施要綱
交付先（最終交付先）	（一社）福岡市保育協会
交付目的	日常生活における基本的な生活習慣や態度のかん養などについて、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、特に配慮が必要とされる児童が一定数以上入所している保育所の入所児童の処遇の向上。
対象事業の概要	職員の処遇改善に要する費用等について補助を行うもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	昭和 45 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	正規職員を雇用するための人件費を補助する。
補助対象経費 ※	人件費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		64,389	53,176	51,984
決算額		39,756	32,276	51,983
（財源）	市	28,398	24,680	45,283
	国	11,358	7,596	6,700
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市保育協会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

(起案の趣旨等)

令和3年3月31日に本要綱の終期が到来するため、終期を延長する必要がある。
下記のとおり要綱を一部改正してよろしいか。

(中略)

4. 継続の必要性

福岡市保育協会補助金は、私立保育所等職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図るため、それに要する費用等について補助を行うもので、それにより、より質の高い人材の確保と職員の資質向上に効果を上げており、児童の健全育成に資していることから、今後も継続して実施する必要がある。

また、福岡市保育協会は、福岡市の全私立保育所が加盟しており、私立保育所の保育士等に対する研修、福岡市や関係団体と各私立保育所の連絡・調整にかかる業務などを行っている団体であり、福岡市保育協会を通じて各私立保育所へ補助金を支給することで、交付にかかる事務が大幅に削減できることから、補助金の交付先として適切である。

※出所：「福岡市保育協会補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務する職員に対する処遇改善に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

サ 福岡市特別支援保育事業補助金（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市特別支援保育事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	対象児が在籍する保育施設
交付目的	特別な支援を必要とする児童と他の児童との日常的な交流による両者の健全な成長発達及び豊かな人間性の育成を推進する。
対象事業の概要	支援を必要とする児童が在籍している保育施設に対し、人件費の助成を行う。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	対象児が在籍する保育施設の代表者
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	昭和 58 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	対象児童の支援の必要性に応じて、保育士の加配費用を助成
補助対象経費 ※	人件費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		486,394	585,001	715,865
決算額		486,393	585,001	708,406
(財源)	市	485,258	576,728	681,471
	国	261	5,082	23,937
	県	874	3,191	2,998
	その他	－	－	－
交付先数		196	213	226

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、交付決定に係る起案書において概算払の必要性について検討していない。

＜支出の方法及び理由＞

(起案の趣旨等)

標記について、下記のとおり補助金を交付決定し、各保育所等に通知してよろしいか。

また、交付決定後、概算払いで支出してよろしいか。

(中略)

5. 支払方法

原則として、半期毎の概算払いとする。

(市会計規則第45条3号に基づく)

上半期(4～9月) 6月末日まで

下半期(10～3月) 10月末日まで

ただし、6月から9月までに交付決定した場合は、下半期に上半期分も併せて支払い、10月から3月までに交付決定した場合は、精算払いとする。

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【指摘事項】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。

よって、市は、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討すべきである。

＜補助金の交付の時期＞

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

令和3年度の補助金の増額、補助対象に幼保連携型認定こども園1号認定子どもの追加、終期到来後の延長について、特別支援保育事業補助金交付要綱を改正してよろしいか。

(中略)

4. 継続の必要性

本補助金により、特別な支援を必要とする児童への個別支援や、保護者支援、関係機関との連携などが行われ、対象となる児童の健全な成長発達が促進されている。対象児童は年々増加しているため、今後も、本補助金を継続して実施する必要があり、また、その効果が十分に期待できるため、継続して実施する必要がある。

※出所：「福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度保育士の確保が安定的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務している保育士に対する処遇改善に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

④ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)>

<p>(暴力団の排除)</p> <p>第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第 4 項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。</p> <p>(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員</p> <p>(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの</p> <p>(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。</p>

※出所:「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について(通知)」

しかし、本補助金交付要綱は、第6条に規定される補助対象者から福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員を除くことについて触れており、警察への照会を実施してはいるものの、市長による排除措置や警察への照会確認について記載した暴力団排除条項は設置されていなかった。

<補助対象者>

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所等を運営する者又は居宅訪問型保育事業者（以下「保育所等運営者」という。）であること。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※出所：「福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱」

【意見】

現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。

また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。

シ 福岡市私立幼稚園運営費補助金（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市私立幼稚園運営費補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱、実施要領
交付先（最終交付先）	各私立幼稚園
交付目的	幼稚園教育の振興と、保護者の教育費負担の軽減を図る。
対象事業の概要	市内の私立幼稚園設置者に対して、福岡市私立幼稚園連盟が行う、幼稚園運営費補助事業にかかる経費を補助する。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	昭和 48 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	幼稚園を単位とする各幼稚園割、園児数及び教職員数に応じた園児数割と教職員数割、障がい児対策費、預かり保育奨励費、地域子育て支援奨励費の合算額
補助対象経費 ※	私立幼稚園運営費の教育・管理経費、施設・整備関係
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	752,045	739,951	746,049	
決算額	746,412	733,108	738,538	
(財源)	市	746,412	733,108	738,538
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	118	117	117	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

本要綱の終期到来に伴い、終期を延長する必要があるため、下記のとおり要綱を一部改正してよろしいか。

(中略)

4 継続の必要性

私立幼稚園運営費補助金は、各幼稚園の運営原資となる「幼稚園割」「園児割」「教職員割」に加えて、大きく変化する子育て家庭を取り巻く環境に柔軟に対応するため、障がい児が在園する幼稚園について補助する「障がい児対策費」、預かり保育を実施する幼稚園について補助する「預かり保育奨励費」、各幼稚園が行い地域における子育て施策活動に応じ補助する「地域子育て支援奨励費」といった、各幼稚園の取り組みに応じて、各種加算を行い、私立幼稚園が行う事業の一部を補助するものである。

上記については、幼稚園教育の振興と、保護者の教育費負担の軽減を図ることを目的としており、子育て環境満足度の上昇に寄与していると考えられるため、今後も継続して実施する必要性がある。

なお、福岡市私立幼稚園連盟は、福岡市の全私立幼稚園が加盟しており、福岡市私立幼稚園連盟を通じて各私立幼稚園へ補助金を支給することで交付に係る事務が大幅に削減できることから、引き続き、当該団体を補助金の交付先とする。

※出所：「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度施設運営が安定的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に園児を預けている保護者や私立幼稚園設置者に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を消耗品費支出、修繕費支出、機器整備支出、車両支出等に充当できることを定めている。

しかし、本補助金交付要綱上、当該備品が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<補助事業及び対象経費>

第3条 補助の対象となる事業は、私立幼稚園運営費の一部補助事業とし、対象経費は別表に定める科目とする。

※出所：「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」

<別表（第3条関連）>

大科目	小科目	大科目	小科目
教育・管理経費支出	消耗品費支出	施設・整備関係支出	機器整備支出
	光熱水費支出		図書支出
	旅費交通費支出		車輛支出
	奨学費支出		
	通信費支出		
	印刷製本費支出		
	研修費支出		
	行事費支出		
	修繕費支出		
	賃借料支出		
	支払報酬手数料支出		

※出所：「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」

<処分制限財産について>

<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 不動産及びその従物。</p> <p>(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。</p> <p>第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。</p>
--

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

④ (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

<支出の方法及び理由>

補助金の対象は、教材・教具の整備や研修など経常的に支出を要する運営費であり、事業が効果的に行われ、補助目的は十分に達成されるよう、地方自治法施行令第163条第2号及び本市補助金交付規則第17条ただし書き、福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱に基づき、概算払いとする。

(以下、省略)

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる」とされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「教材・教具の整備や研修など経常的に支出を要する運営費であり、事業が効果的に行われ、補助目的は十分に達成されるよう」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

⑤ (意見) 実績確認の充実化について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、福岡市私立幼稚園運営費補助金実施要領において、実績報告の際に補助対象経費のうち1件の支払額が50万円を超える場合にのみ領収書のコピーをつけることとしており、50万円以下の支出については領収証等の確認をしていない。

<実績報告>

4 実績報告

要綱第9条の規定による実績報告に係る提出書類は次のとおりとする。以下の書類を翌年度4月末日までに市へ提出するもの。

(中略)

なお、福岡市私立幼稚園運営費補助金充当額明細書の摘要欄は支出内訳を具体的に記載すること。また、補助対象事業費目に計上されている各費目支出の支出内訳で1件の支払い額が50万円を超える場合には、領収書のコピーをつけるものとする。

※出所：「福岡市私立幼稚園運営補助金交付実施要領」

【意見】

補助対象事業費目に計上されている各費目支出の支出内訳のうち、1件の支払い額が50万円を超えるものはほとんどないため、実質的に原始証憑との照合はほとんどできていない状況となっている。

よって、市においては、補助金額の適正性を確保するためにも、実績報告の充実化を図る趣旨から、実態に即して実績報告に添付を求める領収書の金額基準を再検討することが望ましい。具体的には、現在50万円であるところを10万円とする等が考えられる。

ス 福岡市私立幼稚園連盟補助金（子育て支援部運営支援課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市私立幼稚園連盟補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市私立幼稚園連盟補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	（一社）福岡市私立幼稚園連盟
交付目的	本市の幼児教育の振興・充実を図ること。
対象事業の概要	連盟の運営費、研修費、普及事業費について補助を行う。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	昭和 39 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の 3 分の 2（予算を超える場合は予算の範囲内とする）
補助対象経費 ※	運営費、研修費、普及事業費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		31,592	31,592	31,592
決算額		31,592	26,227	27,670
（財源）	市	31,592	26,227	27,670
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市私立幼稚園連盟補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

本要綱の終期到来に伴い、終期を延長する必要があるため、下記のとおり要綱を一部改正してよろしいか。

(中略)

4 継続の必要性

私立幼稚園連盟補助金は、私立幼稚園連盟の運営費補助及び広報活動等を実施するための補助に加えて、園長を対象とした「設置者・園長研修会」や新規採用教師を対象とした「新規採用研修会」、保護者を対象とした「母親学級」など、幅広い各種研修を実施するために私立幼稚園連盟に対し、補助を行うものである。

上記については、本市の幼稚園教育の水準の引き上げ、幼稚園教育の振興・充実を図ることを目的としており、子育て環境満足度の上昇に寄与していると考えられるため、今後も継続して実施する必要性がある。

なお、私立幼稚園連盟には、市内の私立幼稚園すべてが加盟しており、私立幼稚園連盟が行い様々な活動の効果については、市内すべての幼稚園、ひいては、幼稚園に子を預けるすべての保護者に寄与しており、一部の団体又は市民のみに補助するものではなく、公平性が保たれていると考える。

※出所：「福岡市私立幼稚園連盟補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度幼児教育の振興・充実が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に園児を預けている保護者や私立幼稚園設置者に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性について具体的に検討していない。

<支出方法>

補助金収入が連盟の収入全体に占める割合が大きく、また人件費等毎月支払いを要する経費もあり、事業を効率的に遂行するため、収支計画に応じて概算払を行うもの。(補助金交付規則第 17 条ただし書き及び地方自治法施行令第 163 条第 3 号による。)

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「補助金収入が連盟の収入全体に占める割合が大きく、また人件費等毎月支払いを要する経費もあり」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

④ (意見) 研修費に係る内容の具体化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

当補助金の補助事業対象経費として研修費が規定されているが、以下のとおり当補助金の交付目的に沿った補助対象とするべき研修に該当するのか不明確なものが見受けられた。

<研修事業計画(一部抜粋)>

研修名	対象	参加人数	主な内容	金額
設置者・園長。教職員研修会	設置者 園長 教職員	300人	パソコン研修	講師謝礼 500,000円 交通費 51,600円
政令都市研修	設置者 園長	20人	経営研究部門別研究	会費 206,000円 旅費・宿泊費 1,325,000円 負担金 650,000円 集録代 268,000円

※出所：「令和3年度研修事業計画」

【意見】

本補助金交付要綱において、研修費とは「連盟が実施する研修に要する経費」と規定されており、その意味では上記の研修は補助対象経費の範囲から逸脱しているとは言えない。

しかし、パソコン研修については、当該研修自体が当補助金の交付目的である幼児教育の振興、充実を図ることに直接関係する研修であるかどうかの具体的な内容について研修事業計画からは把握できなかった。また、研修の開催回数についても年間25回とその頻度も高いが、具体的内容が把握できない以上、その必要性についても判断できなかった。

さらに、政令都市研修についても総額 2,449 千円が補助されているが、具体的な研修内容等について研修事業計画からは把握できず、補助対象とするべき研修であるのかどうかの判断ができなかった。

この点について、補助対象の可否をどのように判断しているかについて市の担当課に質問したところ、必要性のチェック等は担当者の判断に委ねられているとの回答であった。

一方で、その地方における昔話等の研修については補助対象外とされており、その理由について市の担当課に質問したところ、過年度からの取扱いを引き継いでいるもので、具体的な理由については把握していないとのことであった。

上記のとおり、研修費についての補助対象の可否の判断が属人的になっており、補助対象が明確ではなく、公平性の観点からも問題がある。

よって、市においては、本補助金交付要綱に研修の具体的な内容を規定する、又は補助対象とする研修についてのガイドライン等を作成することが望ましい。

⑤ (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認し、事業実績確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する事業実績報告書及び収支明細書等の帳簿類の内容確認を行っており、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて、原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、補助対象経費のうち研修費（旅費、宿泊費、Wi-Fi 設備費等）、普及事業費（パンフレット作製費用等）等、上記のリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれており、実績確認には慎重を期した方が良いと考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するべきである。

セ 福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	各私立幼稚園
交付目的	幼稚園における人材を確保し、多様な保育の受け皿を確保すること
対象事業の概要	保育所同様の預かり保育等を実施する幼稚園に勤務する幼稚園教諭等に対して家賃助成及び奨学金返済支援を行う。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。
開始年度	令和2年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	家賃助成：家賃から住居手当を控除した額 （上限1万円） 奨学金返済支援：返済期間の1/2の間、返済額から奨学金に係る手当を控除した額 （上限：大学1.5万円、短大等1万円）
補助対象経費 ※	保育所並の預かり保育等を実施する幼稚園において、専ら教育又は保育に従事する、正規の幼稚園教諭又は保育士の家賃及び奨学金返済に係る経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	－	52,975	54,410
決算額	－	45,588	54,410
（財源）	市	－	45,588
	国	－	－
	県	－	－
	その他	－	－
交付先数	－	50	57

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

本要綱の終期到来に伴い、終期を延長する必要があるため、下記のとおり要綱を一部改正してよろしいか。

(中略)

4. 継続の必要性

幼稚園教諭等確保事業補助金は、保育所同様の預かり保育や2歳児受入れ促進事業を実施する幼稚園に勤務している幼稚園教諭等に対し、自ら負担する家賃や奨学金返済の一部を助成するものである。

上記については、幼稚園における人材を確保することを目的としており、多様な保育の受け皿確保に寄与していると考えられるため、今後も継続して実施する必要がある。

なお、福岡市私立幼稚園連盟には、福岡市の全私立幼稚園が加盟しており、福岡市私立幼稚園連盟を通じて各私立幼稚園へ補助金を支給することで交付に係る事務が大幅に削減できることから、引き続き、当該団体を補助金の交付先とする。

※出所：「福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

<支出の方法及び理由>

概算払い
補助金の対象は、幼稚園に勤務する家賃や奨学金を自ら返済している幼稚園教諭等であり、対象職員への支給は月々の返済を軽減できるよう、毎月の給与に上乗せを想定していることから、事業が効果的に行われ、補助目的が十分に達成されるよう、地方自治法施行令第163条第2号及び本市補助金交付規則第17条ただし書き、福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱に基づき、概算払いとする。

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「対象職員への支給は月々の返済を軽減できるよう、毎月の給与に上乗せを想定していることから」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして、概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

- 第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。
- 2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

ソ 福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金（子育て支援部運営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部運営支援課
根拠規程等	福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	民間学校法人等
交付目的	多様な保育の受け皿を確保し、安心して生み育てられる環境づくりの推進に資すること
対象事業の概要	保育の必要な2歳児を受け入れる幼稚園に対し、運営費・改修費等の助成を行う。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	幼稚園を運営していること
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	平成30年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	<p><運営費></p> <p>補助単価（子ども1人当たり日額）</p> <p>①基本分（8時間までの利用）：2,250円（年間延べ利用児童数が1,500人以上の場合は2,650円）</p> <p>②長時間加算（+1時間～+3時間）：280円～990円</p> <p>※利用料を保育料並みに減免し、その減免額を補助</p> <p><開設準備費></p> <p>補助金額：上限300万円/園 ※受入れ人数が6名以下の場合、上限200万円</p>
補助対象経費 ※	<p>保育の実施に要する経費</p> <p>利用料が利用者負担額を超える場合の差額</p> <p>事業実施に必要な備品購入費等</p>
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、指標の設定ができないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		80,751	48,435	70,566
決算額		42,479	48,435	68,894
（財源）	市	29,253	23,522	27,604
	国	4,918	9,768	25,348
	県	5,409	15,145	15,942
	その他	2,899	—	—
交付先数		9	9	8

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

本要綱の終期到来に伴い、終期を延長する必要があるため、下記のとおり要綱を一部改正してよろしいか。

(中略)

4. 継続の必要性

幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金は、幼稚園における保育の必要な2歳児の受入れ促進するため、受入れ園に対し、その実施に要する経費、利用料と利用者負担額との差額、事業の準備に要する費用を補助するものである。

上記については、多様な保育の受け皿を確保することを目的としており、安心して生み育てられる環境づくりの推進に寄与していると考えられるため、今後も継続して実施する必要がある。

※出所：「福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金交付要綱の一部改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

①	すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
②	社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
③	今後も補助による効果が十分に期待できるか。
④	その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
⑤	補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、指標の設定ができない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に園児を預けている保護者や幼稚園運営者に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を備品購入費に充当できることを定めている。

しかし、本補助金交付要綱上、当該備品が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<補助対象経費>

第5条	補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に定めるとおりとする。
(1)	福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業（以下「本事業」という。）に係る保育の実施に要する経費
ア	保育材料費、光熱水費及び冷暖房費等の利用児童に係る一般生活費
イ	保育士その他の職員の人件費
ウ	施設の管理に必要な経費
エ	ア、イ及びウに定める費用のほか、本事業に係る保育を実施するため特に必要と認

められる経費
(2) 利用料の額が利用者負担額を超える場合における当該差額
(3) 前条第1号に規定する事業の実施に要する経費
ア 備品購入費
イ アに定める費用のほか、本事業を開始するため特に必要と認められる経費

※出所：「福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金交付要綱」

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)
第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。
(1) 不動産及びその従物。
(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。
第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

④ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成22年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）>

（暴力団の排除）

- 第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

しかし、本補助金交付要綱は、同要綱第 7 条に規定される補助対象者から福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員を除くことについて触れており、警察への照会を実施してはいるものの、市長による排除措置や警察への照会確認について記載した暴力団排除条項は設置されていなかった。

<補助対象者>

- 第 7 条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 認定事業者であること。
 - (2) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 本市の市税を滞納していないこと。

※出所：「福岡市幼稚園 2 歳児受入れ促進事業補助金交付要綱」

【意見】

現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。

また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。

⑤ (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

＜支出の方法及び理由＞

補助対象事業者の資金状況を安定させることにより、補助事業の着実な実施を図るため、地方自治法施行令第163条第3号、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書き及び福岡市幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金交付要綱第17条ただし書の規定を適用し、概算払とする。支払時期に関しては、令和3年8月、10月、令和4年1月とする。

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる」とされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「資金状況を安定させることにより、補助事業の着実な実施を図るため」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

＜補助金の交付の時期＞

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

⑥ (意見) 補助金の周知について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

「補助金等の概要」に記載のとおり、当補助金の交付先はここ数年 8 件から 9 件で推移しており、交付先に特段の動きもない。

【意見】

上記のとおり交付先がここ数年固定化されているため、当補助金の周知について市の担当課に質問したところ、当補助金開始時の平成 30 年度に民間学校法人等を対象として一斉に説明会を行ったが、それ以降は個別の相談に応じるのみで説明会等は実施していないとのことであった。

当補助金の交付対象となるためには福岡市幼稚園 2 歳児受入れ促進事業実施要綱第 11 条の要件を満たす必要があり、対象となれる園が少なく交付先が増えないという事情は理解できる。しかし当補助金の目的は「多様な保育の受け皿を確保し、安心して生み育てられる環境づくりの推進に資すること」であることから、各幼稚園への周知が相応しいと考える。

よって、市においては、定期的な説明会等を実施して当補助金について対象となり得る可能性のある幼稚園に対して周知を働きかける努力をすることが望ましい。

<保育内容等>

- 第 11 条 認定事業者は、本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、幼稚園を活用した子育て支援としての 2 歳児の受入れに係る留意点について（平成 19 年 3 月 31 日文部科学省初等中等教育局長通知）等に鑑み、2 歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行わなければならない。
- 2 認定事業者は、利用児童に対し、原則として、食事の提供を行うものとする。ただし、保護者の需要を考慮した上で、食事の提供を行わないこともできる。
- 3 認定事業者は、食事の提供を行う場合においては、福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 56 号。以下「条例」という。）第 14 条第 2 項から第 5 項に規定する方法により行わなければならない。この場合において、同条第 4 項中「調理」とあるのは、「食事の提供」と読み替えるものとする。
- 4 認定事業者は、利用児童に対し、条例第 15 条に準じた健康診断の実施に努めるものとする。

※出所:「福岡市幼稚園 2 歳児受入れ促進事業実施要綱」

タ 福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金（子育て支援部指導監査課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金																								
所管部局	こども未来局子育て支援部指導監査課																								
根拠規程等	福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金実施要綱																								
交付先（最終交付先）	施設を運営する代表者、法人・団体の代表者																								
交付目的	認可外保育施設に入所する児童の健全育成																								
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・職員の健康等にかかる費用の助成等 ・保育業務又は調理業務等に従事する者が、市の指定する研修に参加した場合の、当該職員代替雇用費用の一部を助成 																								
公募・非公募の別 ※	公募																								
公募の場合：応募要件 ※	市の定める要件を満たす認可外保育施設																								
非公募の場合：非公募の理由 ※	－																								
開始年度	平成 15 年度																								
終期年度	令和 6 年度																								
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度																								
補助金等の算出方法 ※	<p>嘱託医の設置、児童の歯科健康診査、4 歳以上の児童の尿検査に係る費用については、年間契約額に 1/2 を乗じた額（1,000 円未満は切り捨て）と以下の基準額に 1/2 を乗じた額のいずれか低廉な額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医の設置に係る基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童数（人）</th> <th>基準額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>6～20</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>21～40</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>41～60</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>61～</td> <td>160,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当初申請時における児童数を基準とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健康診査に係る基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科健康診査</td> <td>1 施設当たり 18,080 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設当たり年 1 回に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尿検査に係る基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尿検査</td> <td>対象児童 1 人当たり 600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※児童 1 人当たり年 1 回に限る</p> <p>保育業務または調理業務等に従事する者の健康診断及び検便に係る費用については、総費用額と以下の基準額のいずれか低廉な額（1,000 円未満は切り捨て）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数（人）	基準額（円）	1～5	50,000	6～20	100,000	21～40	120,000	41～60	140,000	61～	160,000	検査項目	基準額	歯科健康診査	1 施設当たり 18,080 円	検査項目	基準額	尿検査	対象児童 1 人当たり 600 円	検査項目	基準額		
対象児童数（人）	基準額（円）																								
1～5	50,000																								
6～20	100,000																								
21～40	120,000																								
41～60	140,000																								
61～	160,000																								
検査項目	基準額																								
歯科健康診査	1 施設当たり 18,080 円																								
検査項目	基準額																								
尿検査	対象児童 1 人当たり 600 円																								
検査項目	基準額																								

	職員健康診断	対象職員 1 人当たり 7,000 円								
	検便	1. 調理員 対象職員 1 人当たり 18,000 円 (月 1 回につき 1,500 円) ※ただし、対象職員は次の人数を上限とする								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>対象職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45 人以下</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>46 人～150 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>151 人以上</td> <td>3 人</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数	対象職員数	45 人以下	1 人	46 人～150 人	2 人	151 人以上	3 人
	対象児童数	対象職員数								
45 人以下	1 人									
46 人～150 人	2 人									
151 人以上	3 人									
	2. 調理員以外の職員 対象職員 1 人当たり 3,000 円 (年 2 回)									
	<p>※当初申請時における児童数を基準とする。</p> <p>保育業務または調理業務等に従事する者が、本市が指定する研修に参加した場合に、当該職員代替雇用費等研修参加に係る費用の一部については、研修参加 1 回につき、1 人当たり 5,820 円。ただし、補助対象職員は 1 施設当たり 1 回の研修につき 1 名とする。</p>									
補助対象経費 ※	<p>嘱託医の設置、児童の歯科健康診査、4 歳以上の児童の尿検査に係る費用。</p> <p>保育業務または調理業務等に従事する者の健康診断及び検便に係る費用。</p> <p>保育業務または調理業務等に従事する者が、本市が指定する研修に参加した場合に、当該職員代替雇用費等研修参加に係る費用の一部。</p>									
達成すべき指標の内容	全認可外保育施設(居宅を除く)への補助金交付									
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—									

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		20,641	21,427	19,453
決算額		13,921	11,000	13,433
(財源)	市	11,945	10,074	11,359
	国	1,976	926	2,074
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		244	214	263

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	100%	100%	100%
指標の実績値	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理支援 実施率：60.6% ・保育従事者等研修 実施率：54.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理支援 実施率：57.9% ・保育従事者等研修 実施率：39.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理支援 実施率：67.4% ・保育従事者等研修 実施率：53.3%

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金実施要綱（以下、本補助金において「本補助金実施要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

<p>(起案の趣旨等)</p> <p>標記の件について、下記のとおり、福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金実施要綱及び要領を一部改正するもの。</p> <p>(中略)</p> <p>1 改正内容</p> <p>【要綱】</p> <p>(中略)</p> <p>①終期の変更</p> <p>2 改正理由</p> <p>(中略)</p> <p>②令和3年2月10日付財調第127号の「補助金交付要綱の終期延長に係る事務処理について」に基づき、令和6年度までに終期を変更するもの。</p>

※出所：「福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金実施要綱・要領の一部改正について」

【指摘事項】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの

記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | |
|------------------------------------|
| ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 保育従事者等研修の参加促進について

業務プロセス	Do (実行)：補助事業の実施
監査の視点	有効性

【現状】

上記「補助金等の概要」に記載のとおり、保育業務または調理業務等に従事する者が、市が指定する研修に参加した場合に、当該職員代替雇用費等研修参加に係る費用の一部について補助金が交付されており、令和3年度における申請に基づく当初交付額は8,376千円(変更後8,529千円)となっている。これに対して実績報告による交付確定額は3,911千円と、当初交付額からの差異が生じている。

【意見】

この点について市の担当課に質問したところ、現状認可外保育施設の人員確保が困難な状況であり、代替要員が必要となる等の事情もあって急遽参加できなくなることもあったためとの回答であった。

当該事情は十分に理解できるものの、研修が保育の質を向上させ、当補助金の目的である児童の健全育成に寄与するものと考えられる。

よって、市においては、研修への積極的な参加を促す方策を検討することが望ましい。

例えば、現状1つの研修メニューについて開催日は1日だけであるが、開催日を2日にする等の対応が考えられる。これにより研修会場費用や講師謝礼等の市の負担も増加することとなるため比較衡量が必要ではあるが、検討の余地はあるものと考えられる。

チ 福岡市保育士家賃助成事業補助金（子育て支援部指導監査課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市保育士家賃助成事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部指導監査課
根拠規程等	福岡市保育士確保事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、企業主導型保育施設（に勤務している正規の保育士で、賃借人として賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、家賃を負担するとともに、当該住居に居住する者）
交付目的	保育士の人材確保に取り組む保育所等に対して、その費用を補助し、保育士の安定的な確保を図る。
対象事業の概要	市内保育所等に勤務する正規保育士を対象に月額 1 万円を上限とした家賃の一部助成を実施し、保育士確保策の強化を図る。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、企業主導型保育施設
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成 29 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	<p>家賃助成補助金の額は、次の各号の規定により算出した額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。</p> <p>(1) 職員一人当たりの家賃助成補助金の額は、家賃助成対象職員ごとに、保育所等設置者が家賃助成補助金の申請を行う年度に家賃助成対象職員が当該保育所等で勤務する月において、当該職員が支払った家賃額から当該職員が受給した住居手当の額を控除した額（10,000 円を限度とする。）を月ごとに算出し、これらを合算した額とする。</p> <p>(2) 前号の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 家賃助成補助金の額は、当該保育所等におけるすべての家賃助成対象職員に係る前号の規定により算出した額を合算した額とする。</p>
補助対象経費 ※	<p>家賃助成補助金の交付の対象となる経費は、保育所等設置者が次の各号に掲げる要件をすべて満たす職員を対象として実施する前条に規定する事業の実施に要する経費とする。</p> <p>(1) 保育士であって、保育所等において専ら利用児童の保育を行う者</p> <p>(2) 正規職員として勤務する者</p> <p>(3) 賃借人として賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、家賃を負担するとともに、当該住居に居住する者</p>

達成すべき指標の内容	福岡市内の保育士養成施設等の卒業者の市内の保育所等への就職割合
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		220,828	259,800	282,520
決算額		220,828	259,020	280,510
(財源)	市	220,828	259,020	280,510
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		2,000	2,392	2,604

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	40%以上	40%以上	40%以上
指標の実績値	41.8%	42.1%	41.8%

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市保育士確保事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)	
標記の件について、下記のとおり、福岡市保育士確保事業補助金交付要綱を一部改正するもの。	
1	改正内容 別紙1のとおり
2	改正理由 施設要件の確認にとって必要であるため、申請書に施設名及び施設長名を記入する欄を追加するもの。
3	交付要綱改正後全文（案） 別紙2のとおり
4	施行日 令和4年4月1日

※出所：「福岡市保育士確保事業補助金交付要綱の一部改正について」

【指摘事項】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。

<補助金の継続に関する検証の視点>

①	すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
②	社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
③	今後も補助による効果が十分に期待できるか。
④	その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
⑤	補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

<支出方法及び支払時期>

7	支払方法 本事業の実施にあたり各施設に財源がないため、概算により交付する。(前期令和3年9月予定) ※後期は令和4年1月を予定 (中略)
9	支払時期について 当該補助金は前期と後期に分けて交付する。 これは、福岡市補助金交付規則第17条及び福岡市保育士確保事業補助金交付要綱第16条に基づく、補助事業終了前の分割交付である。

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされており、概算払については例外としての取扱となっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「各施設に財源がないため」といった記載はあるが、当該財源の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第 17 条 補助金は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

ツ 福岡市保育士奨学金返済支援事業補助金（子育て支援部指導監査課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市保育士奨学金返済支援事業補助金						
所管部局	こども未来局子育て支援部指導監査課						
根拠規程等	福岡市保育士確保事業補助金交付要綱						
交付先（最終交付先）	私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、企業主導型保育施設（に勤務する正規保育士で自ら奨学金を返済している者）						
交付目的	保育士の人材確保に取り組む保育所等に対して、その費用を補助し、保育士の安定的な確保を図る。						
対象事業の概要	市内保育所等に勤務し、奨学金を返済している正規保育士を対象に、返済期間の2分の1の間、返済額の一部を助成し、保育士確保策の強化を図る。						
公募・非公募の別 ※	公募						
公募の場合：応募要件 ※	私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、企業主導型保育施設						
非公募の場合：非公募の理由 ※	—						
開始年度	令和元年度						
終期年度	令和6年度						
補助金等見直しの実施年度	令和2年度						
補助金等の算出方法 ※	<p>奨学金支援補助金の額は、次の各号の規定により算出した額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。</p> <p>(1) 職員一人当たりの奨学金支援補助金の額は、奨学金支援対象職員ごとに、次のア、イに掲げる額を比較していずれか低廉な額とする。</p> <p>ア 補助申請年度に奨学金支援対象職員が当該保育所等で勤務する月であって、補助対象期間である月（以下、「対象月」という。）において、当該職員が支払った返済額の合計から当該職員が受給した奨学金手当の合計を控除した額</p> <p>イ 別表2で定める限度額に対象月の数を乗じた額</p> <p>(2) 前号の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 奨学金支援補助金の額は、保育所等におけるすべての奨学金支援対象職員に係る前号の規定により算出した額を合算した額とする。</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>修業した指定保育士養成施設の種類</th> <th>奨学金支援補助金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期大学、専門学校、各種学校</td> <td>月額10,000円</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>月額15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	修業した指定保育士養成施設の種類	奨学金支援補助金の上限額	短期大学、専門学校、各種学校	月額10,000円	大学	月額15,000円
修業した指定保育士養成施設の種類	奨学金支援補助金の上限額						
短期大学、専門学校、各種学校	月額10,000円						
大学	月額15,000円						
補助対象経費 ※	奨学金支援補助金の交付の対象となる経費は、保育所等設置者が次の各号に掲げる要件をすべて満たす職員に対して返済額を助成する事業の実施に要する経費						

	とする。 (1) 保育士であって、保育所等において専ら利用児童の保育を行う者 (2) 正規職員として勤務する者 (3) 奨学金を利用して法第18条の6に規定する保育士の資格を取得した者及び市長の定めるこれに準ずる者 (4) 自ら奨学金を返済している者
達成すべき指標の内容	福岡市内の保育士養成施設等の卒業者の市内保育所等への就職割合
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		93,807	115,655	127,940
決算額		93,807	115,655	119,909
(財源)	市	93,807	115,655	119,909
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		908	1,116	1,116

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	40%以上	40%以上	40%以上
指標の実績値	41.8%	42.1%	41.8%

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善)：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市保育士確保事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等) 標記の件について、下記のとおり、福岡市保育士確保事業補助金交付要綱を一部改正するもの。 5 改正内容 別紙1のとおり 6 改正理由 施設要件の確認にとって必要であるため、申請書に施設名及び施設長名を記入す
--

<p>る欄を追加するもの。</p> <p>7 交付要綱改正後全文（案） 別紙2のとおり</p> <p>8 施行日 令和4年4月1日</p>

※出所：「福岡市保育士確保事業補助金交付要綱の一部改正について」

【指摘事項】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。

<補助金の継続に関する検証の視点>

<p>① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。</p> <p>② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。</p> <p>③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。</p> <p>④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。</p> <p>⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② （意見）概算払の必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

当補助金については概算払されているが、概算払の必要性については具体的に検討されていない。

<支出方法及び支払時期>

<p>7 支払方法</p> <p>本事業の実施にあたり各施設に財源がないため、概算により交付する。(前期令和3年9月予定)</p> <p>※後期は令和4年1月を予定 (中略)</p> <p>9 支払時期について</p> <p>当該補助金は前期と後期に分けて交付する。</p> <p>これは、福岡市補助金交付規則第17条及び福岡市保育士確保事業補助金交付要綱第16条に基づく、補助事業終了前の分割交付である。</p>

※出所：「交付決定に係る伺い文」

【意見】

福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる」とされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。

この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「各施設に財源がないため」といった記載はあるが、当該財源の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。

よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討することが望ましい。

<補助金の交付の時期>

第 17 条 補助金は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

テ 福岡市保育所等におけるICT化推進等事業補助金（子育て支援部指導監査課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市保育所等における ICT 化推進等事業補助金
所管部局	こども未来局子育て支援部指導監査課
根拠規程等	福岡市保育所等における ICT 化推進等事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所
交付目的	保育所等における ICT 化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等における事故防止等の体制強化を図り、保育人材確保に寄与すること
対象事業の概要	ICT 化システム導入、翻訳機等導入、事故防止推進事業を実施するために要する備品等の導入に要する費用の一部を助成する。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成 30 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	<p>(1) ICT 化システム導入</p> <p>システムの導入に要した実支出額と 1,000 千円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して低廉な額に 4 分の 3 を乗じた額とする。</p> <p>(2) 翻訳機等導入</p> <p>翻訳機等の導入に要した実支出額と 150 千円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して低廉な額に 4 分の 3 を乗じた額とする。</p> <p>(3) 事故防止推進事業</p> <p>事故防止推進事業を実施するために要する備品等の導入に要した実支出額と 500 千円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して低廉な額に 4 分の 3 を乗じた額とする。</p>
補助対象経費 ※	<p>(1) ICT 化システム導入</p> <p>以下のアからウまでに掲げる全ての機能を有するシステム(以下システムという。)を導入するために要する経費(システムの購入費、リース料、工事費、備品購入費)。</p> <p>ア 保育に関する計画・記録に関する機能</p> <p>イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p>

	<p>ウ 保護者との連絡に関する機能</p> <p>(2) 翻訳機等導入 外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を導入するために必要となる経費（翻訳機の購入、リース料、工事費、備品購入費）。</p> <p>(3) 事故防止推進事業 保育所等設置者が、重大事故が発生しやすい睡眠中の場面等での安全な保育環境を確保するための備品を購入又はリースする事業を実施するための経費。 本事業で対象となる備品は、睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器、その他これらと同等の機能を持つ機器。</p>
達成すべき指標の内容	ICT 化システムを必要とする施設の ICT 化システム導入割合
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	99,900	94,650	65,475	
決算額	22,826	42,712	23,994	
(財源)	市	—	—	1,992
	国	12,633	29,744	16,916
	県	—	—	—
	その他	10,193	12,968	5,086
交付先数	25	133	65	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	単年度の設定なし、最終目標 100%		
指標の実績値	43.2%	53.2%	58.2%

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(4) 福祉局

ア 福岡市民生委員児童委員協議会補助金（生活福祉部地域福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市民生委員児童委員協議会補助金
所管部局	福祉局生活福祉部地域福祉課
根拠規程等	福岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市民生委員児童委員協議会
交付目的	民生委員・児童委員活動に関する支援協力を通じ、社会福祉の向上に寄与することを目的とする
対象事業の概要	(1) 民生委員・児童委員の資質向上に関すること (2) 関係諸機関及び団体との連絡調整に関すること (3) 区民生委員児童委員協議会との連絡調整に関すること (4) 社会福祉活動に関する必要な調査研究及び研修に関すること (5) 会員の互助共励及び表彰に関すること (6) 関係機関に対する意見具申に関すること (7) その他福岡市民生委員児童委員協議会の目的達成に必要なと認められること
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	事業目的から、福岡市民生委員児童委員協議会が実施する事業を補助対象としているため
開始年度	平成 26 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費
補助対象経費 ※	費用弁償、会議費、需用費、旅費、負担金、研修費、調査研究費、区・地区民児協活動費、民生委員研修大会費、諸支出金、市長が特に必要と定める経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	民生委員・児童委員活動は多岐に渡り、対象事業も幅広く、指標の設定は適さないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	30,451	42,244	41,932	
決算額	30,451	23,138	26,167	
(財源)	市	30,451	23,138	26,167
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、補助対象経費についての定めは次のとおりである。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)		
第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定めるところによる。		
別表第1 補助対象経費		
区分	予算科目	補助対象とする経費
事務費	費用弁償	理事会、研修会などに係る費用
	会議費	各種会議に係る会場使用料などの費用
	需用費	チラシ、資料等の印刷に関する経費、備品の程度に至らない物品の購入費、切手等の通信経費など
事業費	旅費	会議や各種研修参加に関する旅費
	負担金	会議や各種研修参加に係る負担金など
	研修費	部会や各種研修に係る研修費用（講師謝礼等含む）
	調査研究費	調査研究などに係る費用
	区、地区民児協活動費	区、地区民児協に対する活動費など
	民生委員研修大会費	市民生委員研修大会、全国民生委員研修大会などに係る費用
	諸支出金	ボランティア保険料や各種手数料など
その他	市長が特に必要と認める経費	

※出所：「福岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」

交付先から事業実績報告として提出された収支決算書「令和3年度福岡市民生委員児童委員協議会決算報告（一般会計）」には、「歳出」の「1.事務費」の中に「4.委託費」として3,273,415円の支出が記載されている。同決算報告において、当該委託費は、市民児協事務局の事務補助委託に要する費用と説明がなされている。

<収支決算書（令和3年度福岡市民生委員児童委員協議会決算報告（一般会計））>

（歳出） 令和3年度福岡市民生委員児童委員協議会決算報告

（単位：円）

科目			予算 現額 (A)	決算額 (B)	不要額 (A-B)	説明	
款	項	目					
1. 事務費			略	8,967,343	略		
	1.費用弁償		略	324,000	略		
		1.費用弁償	略	略	324,000	略	常任理事会：42,000円、 理事会：214,500円 監事：3,000円 研修委員会：9,000円 主任児童委員連絡会： 54,000円 説明会：1,500円
	2.会議費		略	190,000	略		
		1.会議費	略	略	190,000	略	新型コロナウイルスによる 会場費増
	3.需要費		略	5,179,928	略		
		1.印刷消耗 品費	略	略	2,848,574	略	
		2.文書通信 費	略	略	2,331,354	略	生活福祉資金貸付償還 郵送対応等
	4.委託費		略	3,273,415	略		
		1.委託費	略	略	3,273,415	略	市民児協事務局 事務補 助委託
2. 事業費			略	21,152,196	略		
	1.旅費		略	0	略		
		1.旅費	略	略	0	略	九州ブロック会議、全国 児童委員研究協議会等 【中止】
	2.負担金		略	0	略		
		1.諸会議費 負担金	略	略	0	略	指定都市社協・民児連 絡協議会、リーダー研修 会、九州ブロック会議等 【中止】
	3.研修費		略	490,709	略		
		1.部会研修 費	略	略	234,127	略	【一部中止】
		2.一般研修 費	略	略	256,582	略	
	4.調査研究 費		略	0	略		
		1.調査研究 費	略	略	0	略	
5.活動費		略	20,097,987	略			

		1. 区、地区 民児協活動 費	略	20,097,987	略	新型コロナウイルスによる 会議・研修費等の中止 により一部返還
	6. 交際費		略	0	略	
		1. 交際費	略	0	略	
	7. 民生委員 研修大会費		略	563,500	略	
		1. 民生委員 研修大会費	略	549,500	略	【中止】
		2. 市長との 懇談会	略	0	略	【中止】
		3. 全国大会 参加経費	略	14,000	略	京都府主催【縮小して開 催】
		4. 九州ブロ ック会議費	略	0	略	【書面開催】
3.	繰 出 金		略	0	略	
	1. 繰出金		略	0	略	
		1. 互助事業 特別会計繰 出金	略	0	略	
4.	1. 諸支出金		略	2,985,217	略	
			略	2,985,217	略	
		1. 諸支出金	略	2,941,932	略	全民児連分担金 1,661,800 円 ボランティア保険料 1,215,500 円 等
		2. 手数料	略	43,285	略	振込手数料等
5.	予 備 費		略	0	略	
	1. 予備費		略	0	略	
		1. 予備費	略	0	略	
合計			略	33,104,756	略	

令和3年度一般会計決算

歳入総額 55,866,539 円

歳出総額 33,104,756 円

収支差額 22,761,783 円

収支差額 22,761,783 円については歳入における交付金の割合で市へ返還するもの

市へ返還	翌年度へ繰越
17,991,356	4,770,427

歳入における割合 79.0419467%

※出所：「実績報告書」

【意見】

本補助金交付要綱上、認められている補助対象経費は上記のとおりであり、「事務費」として「委託費」の支出が認められる旨の明示的な記載はない。

このため、本補助金交付要綱によれば、委託費は補助対象経費として認められないにもかかわらず、補助対象経費のうち事務費として委託費が計上されているとも考えられる。他方、収支報告書に記載されている「委託費」は市の補助金以外の交付先団体の収入部分から支出されている。すなわち、補助対象経費ではないとも考えられる。しかし、提出された収支報告書上は補助対象経費と補助対象外経費の区分がなされていないため、そのことが確認できない。

いずれにしても市においては、収支報告書に記載のある「委託費」としての支出を整理し、補助金から委託費を支出する必要がある場合には、本補助金交付要綱上の補助対象経費として委託費を明記することが望ましい。

仮に補助対象外経費として取り扱うとしても、交付先において実績報告の際には、補助対象経費と補助対象外経費を区別して収支決算書を記載するように指導することが望ましい。

イ 福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金（生活福祉部地域福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金
所管部局	福祉局生活福祉部地域福祉課
根拠規程等	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
交付目的	本市において行われる地域保健福祉の充実に寄与する活動の振興を図ることにより、すべての市民が安心して生活することができるまちづくりに資するため。
対象事業の概要	地域保健福祉の充実に寄与する事業、その他市長が補助することについて特に必要と認める事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	本事業は、社会福祉協議会が実施するふれあいネットワーク、ふれあいサロン、ふれあいランチ、校区広報紙発行事業に対する補助であるため。
開始年度	平成 17 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいネットワーク：70 千円＋人口割（50 千、70 千、90 千円）×実施自治会数／校区総自治会数 ・ふれあいサロン：3 千円×実施回数 ・ふれあいランチ：運搬等補助費（1 食 50 円）、活動拠点費（10 千円/月）、コーディネート（調整）費（5 千円/月※週 1 日の配食は 3 千円）、事業運営事務費（80 千円/年、※週 1 日の配食は 56 千円/年）、配食器材等補充費（30 千円/年） ・校区広報紙発行事業：総発行部数 10,001 部以上…50 千円、5,001～10,000 部…40 千円、5,000 部以下…30 千円 ・その他の事業：個々に査定して定める
補助対象経費 ※	臨時職員賃金（交通費含む）、法定福利費、事務消耗品費、賃借料、旅費交通費、通信運搬費、手数料
達成すべき指標の内容	見守り対象世帯数、介護予防事業に資するふれあいサロンの参加者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		46,295	50,014	52,580
決算額		44,938	41,854	45,909
(財源)	市	41,617	39,777	42,712
	国	2,369	1,475	2,229
	県	952	602	968
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	(世帯数) 44,674 人 (参加者) 2,274 人	— 2,376 人	51,000 人 ※令和8年度目標 2,430 人
指標の実績値	44,674 人 2,000 人	45,233 人 2,200 人	48,065 人 2,057 人

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金（生活福祉部地域福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金
所管部局	福祉局生活福祉部地域福祉課
根拠規程等	社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
交付目的	社会福祉推進事業その他福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図り、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。
対象事業の概要	市社会福祉協議会活動の推進、福祉活動の推進、ボランティアセンター事業等
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	本事業は、社会福祉協議会が行う地域福祉の推進を目的とした事業に対する補助であるため。
開始年度	昭和 26 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	補助事業の実施に必要な額の範囲内、かつ予算の範囲内において市長が定める額
補助対象経費 ※	人件費（役員報酬、退職金、職員俸給、法定福利費、職員諸手当、非常勤職員給与） 事務費（福利厚生費、保守料、旅費交通費、保険料、研修研究費、渉外費、事務消耗品費、諸会費、印刷製本費、雑費、修繕費、助成金、通信運搬費、負担金、業務委託費、手数料） 事業費（諸謝金、広報費、旅費交通費、業務委託費、研修研究費、手数料、消耗器具備品費、保険料、印刷製本費、租税公課、車輛費、雑費、修繕費、助成金、通信運搬費、負担金、会議費、賃借料、保守料、水道光熱水費、文化体育費（民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金による事業費支出に限る） その他市長が特に必要と認める経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、目標値等を設定することは困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	439,529	487,943	461,773	
決算額	439,529	486,872	460,676	
(財源)	市	429,785	474,332	448,176
	国	9,744	12,540	12,500
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

本補助金については、次のとおり、交付先である社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が補助金の全部又は一部を他団体への間接補助とすることが認められている。

<間接補助についての定め>

(間接補助金の交付基準)	
第8条 市社協が、補助金の一部又は全部を間接補助とする場合は、別表3の配布基準に基づき交付しなければならない。	
別表3 (第8条関連)	
事業内容	補助の額
ふれあい入浴事業実施団体への助成	1 浴場 360 千円を上限とする。 公衆浴場環境同業組合事務費については 150 千円を上限とする。
更生保護施設への助成	1 施設 610 千円を上限とする。

※出所：「社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金交付要綱」

どういう場合にどういう基準で間接補助を行うかという配布基準については、上記の規定以外には特に規定されていない。

間接補助を受けようとする団体や施設から市社協に（間接）補助金の交付申請書が提出され、市社協内部において定められた「ふれあい入浴事業実施要綱」などの規定に従った手続を行い、補助金を支出しているとのことである。

間接補助を行う際の市社協の内部基準や手続等については、市は市社協に一任しており、実績報告の際などに逐一報告を受ける体制は特にとられていない。

【指摘事項】

間接補助の場合の配布基準は上記の規定があるのみである。上記規定は、1 浴場または1 施設当たりの上限額の記載しかなく、どのような団体に、どのような事情がある場合に間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も市社協に一任されている。

間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て市社協に委ね

ていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。

よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を相当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外にも、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。

② (意見) 実績報告の際に提出すべき書類の明確化について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助事業については、実績報告の際に以下の書類を提出して、市長に報告することになっている。

<事業実績報告の定め>

(補助事業の実績報告) 第13条 市社協は、事業完了後すみやかに社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金実績報告書(様式第5号)及びこれに必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

※出所:「社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金交付要綱」

令和3年度については、実績報告書(様式第5号)のほか、「これに必要な書類」として複数の書類が添付されているが、要綱上求められている「必要な書類」の範囲が必ずしも明確ではない。

なお、令和3年度に実績報告書に添付されていた書類は以下のとおりである。

- ・令和3年度社会福祉協議会地域福祉推進事業費精算書
- ・令和3年度社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金における決算額サービス区分内訳
- ・令和3年度社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金内訳(費目・事業別)
- ・事業毎の資金収支計算書
- ・令和3年度更生保護施設助成団体一覧
- ・令和3年度ふれあい入浴事業助成団体一覧

【意見】

上記のとおり、本補助金交付要綱上は、実績報告書(様式第5号)のほかは「これに必要な書類」という記載しかなく、実績報告の際の提出書類の指定はない。

しかし実際に、交付先からは実績報告書以外にも提出されている書類が多々ある。

これらを踏まえると、提出書類の範囲が不明瞭であるだけでなく、市担当者の異動等により、市社協へ求める提出書類が具体的な根拠もなく年度により異なる可能性を否定できず、事務の非効率化等に繋がりがかねない。

よって、市においては、交付先から現状提出されている書類を前提に本補助金交付要綱に明記すること等により、可能な限り提出書類を整理することが望ましい。

エ 日常生活自立支援事業補助金（生活福祉部地域福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	日常生活自立支援事業補助金
所管部局	福祉局生活福祉部地域福祉課
根拠規程等	日常生活自立支援事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
交付目的	認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう支援するため
対象事業の概要	認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者等のうち判断能力が不十分な者を対象に、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理などを行う。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	国の実施要領において、実施主体が社会福祉協議会となっているため。
開始年度	平成 25 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費のうち、必要な額
補助対象経費 ※	日常生活自立支援事業補助金交付要綱別表のとおり
達成すべき指標の内容	年度末契約者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		95,045	100,118	100,118
決算額		95,045	100,118	100,118
(財源)	市	47,523	50,059	49,118
	国	47,522	50,059	51,000
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	545 件	495 件	360 件
指標の実績値	418 件	379 件	359 件

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

日常生活自立支援事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費についての定めは次のとおりである。

＜補助対象経費についての定め＞

(補助対象経費)		
第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費で、別表のとおりとする。		
別表		
日常生活自立支援事業補助対象経費一覧		
区分	補助対象とする経費	補助の対象としない経費
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員俸給 ・職員諸手当 ・非常勤職員給与 ・法定福利費 ・その他の人件費支出 	「職員の派遣に関する協定書」（平成13年12月28日）第1条の規定に基づく派遣職員に係る人件費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生費 	
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・諸謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報費
	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託料
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修研究費 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料
	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗器具備品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料
	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料
	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛費 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税公課
	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑費
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 ・会議費 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事業費支出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が特に必要と認める経費 	

※出所：「日常生活自立支援事業補助金交付要綱」

上記のとおり、本補助金交付要綱上、「消耗器具備品費」の記載はあるものの、固定資産の購入に当たる「備品購入費」は補助対象経費に含まれていない。

他方、交付先から実績報告として提出された収支計算書によれば、「事業費」の中の一つの項目「器具及び備品取得支出」として、「金庫購入費」が含まれている。交付先が耐火金庫1個を304,700円で購入したものとすることである。

市が確認したところ、これは交付先が事業から得た利用料収入から購入したものであり、市の補助金からの支出はなかったとのことである。

【意見】

市によれば、備品購入費に相当する「器具及び備品取得支出」として挙げられていた

金庫購入費は、補助対象外経費として市の補助金からの支出はなかったということである。しかし、交付先から提出された収支計算書は、補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載されていないため、金庫購入費が市の補助金からの支出ではないことについて、収支計算書からは読み取りにくい。

よって、市においては、補助金が何に対して支出されたのか（支出内容が補助対象経費なのか補助対象外経費なのか）を把握するために、収支計算書に記載される項目が補助対象経費に該当するか否かを明確に記載する等、改善を行うように指導することが望ましい。

オ やすらかパック等終活支援事業補助金（生活福祉部地域福祉課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	やすらかパック等終活支援事業補助金
所管部局	福祉局生活福祉部地域福祉課
根拠規程等	やすらかパック事業等終活支援事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
交付目的	高齢者等が地域において人生の最期まで自分らしく安心して生活が送れるよう支援するため、実施主体である社会福祉協議会に補助金を交付
対象事業の概要	身寄りがない高齢者の抱える不安を解消するため、社会福祉協議会が利用者との事前契約により、葬儀や家財処分などを行う。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	本補助金は、社会福祉協議会が利用者との事前契約により、葬儀や家財処分などを行う事業に対する補助であり、補助目的を達成しうる団体が社会福祉協議会に限定されているため。
開始年度	平成 29 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費のうち、必要な額
補助対象経費 ※	やすらかパック事業等終活支援事業補助金交付要綱別表のとおり
達成すべき指標の内容	終活サポートセンターにおける相談件数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		4,921	17,472	17,472
決算額		4,921	17,472	17,472
（財源）	市	4,921	17,472	17,472
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	100 件	1,500 件	800 件
指標の実績値	852 件	796 件	1,135 件

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

やすらかパック事業等終活支援事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費についての定めは次のとおりである。

＜補助対象経費についての定め＞

(補助対象経費)		
第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費で、別表のとおりとする。		
別表		
やすらかパック事業等終活支援事業補助金補助対象経費一覧		
区分	補助対象とする経費	補助の対象としない経費
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員俸給 ・職員諸手当 ・非常勤職員給与 ・法定福利費 ・その他の人件費支出 	「職員の派遣に関する協定書」（平成13年12月28日）第1条の規定に基づく派遣職員に係る人件費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生費 	
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・諸謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報費
	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託料
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修研究費 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料
	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗器具備品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料
	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料
	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛費 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税公課
	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑費
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事業費支出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が特に必要と認める経費 	

※出所：「やすらかパック事業等終活支援事業補助金交付要綱」

上記のとおり、本補助金交付要綱上、「消耗器具備品費」の記載はあるものの、固定資産の購入に当たる「備品購入費」は補助対象経費に含まれていない。

他方、交付先から実績報告として提出された収支計算書によれば、「事業費」の中の一つの項目「器具及び備品取得支出」として「空気清浄機購入費」が含まれているが、収支計算書は補助対象経費と補助対象外経費を区別した記載となっていないため、上記空気清浄機購入費が補助金から支出されたか否かが判然としない。

【意見】

市によれば、備品購入費に相当する「器具及び備品取得支出」として挙げられていた金庫購入費は、補助対象外経費として市の補助金からの支出はなかったということである。

しかし、交付先から提出された収支計算書は、補助対象経費と補助対象外経費を区別して作成されていないため、金庫購入費が市の補助金からの支出がないことについては読み取りにくい。

よって、市においては、補助金が何に対して支出されたのか（支出内容が補助対象経費なのか補助対象外経費なのか）を把握するために、収支計算書に記載される項目が補助対象経費に該当するか否かを明確に記載する等、改善を行うように指導することが望ましい。

② （結果）補助金の精算方法の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

本補助金は、交付先団体が「共同募金配分や寄付金などにより運営する財政基盤の弱い団体であり、本市からの補助によるところが大きく、事業の円滑な運営を図るためには本市からの補助を事前に受けておく必要があるため」概算払とされている。

そのため、補助金の額を確定する際、併せて概算交付額の精算が行われている。

しかし、本補助金の精算に当たって交付先の自主財源や交付先が得た利用料収入をどのように取り扱うかについては、本補助金交付要綱、その他において具体的に定められた精算方法がない。

そのため、今回、市において改めて精算方法を確認したところ、本補助金の精算方法には混乱があり、令和3年度の精算に当たっては、補助対象経費の支出額から利用料収入が控除されずに精算して計算されたり、本来精算に当たっては考慮する必要のない別の委託事業の収入（受託金収入）が加算されたりしていたことが判明した。

もともと、令和3年度について、本件補助対象事業については、上記の利用料収入や受託金収入の点を修正して再計算を行ったとしても、交付先から補助金返還は必要ないという結論に変わりはない。

また、市によれば、本件補助金の予算編成の際には、交付先（市社協）の自主財源となる基金（社会福祉調整基金）から市社協が「通常、活用を予定する基金利息分を超えた額」の収入を得た場合には、それを本件補助対象事業の財源に充てることを前提として予算を編成しているとのことである。しかし、具体的な当該基金利息分の算定方法（どのような場合にいくらを本件補助対象事業に充てるのか等）は不明確である。このため、本件補助金の額を確定する段階において「通常、活用を予定する基金利息分を超えた額」の算定が徹底されていないのが現状であり、市においては当該基金利息分の算定方法について市社協と改めて整理を行う必要があることが明らかになった。

【指摘事項】

概算払の精算方法について明確な規定がない場合、補助金額精算額の算定において過誤が生じ、場合によっては返納の要否及びその額に重大な影響が生じる可能性を否定できない。

よって、市においては、上記基金利息分の算定方法も含め、本補助金交付要綱等で概算払をした場合の精算方法について、明確に規定する必要がある。

カ 福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金（高齢社会部高齢福祉課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金
所管部局	福祉局高齢社会部高齢福祉課
根拠規程等	福岡市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益社団法人福岡市シルバー人材センター
交付目的	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第36条において、地方公共団体は、臨時的かつ短期的な就業、軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業に関する相談を実施し、就業の機会を提供する団体を育成し、その他必要な措置を講ずるよう努めることが求められているため、定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加を図ること等を補助金の目的とし、対象者を公益社団法人福岡市シルバー人材センターとしている。
対象事業の概要	高年齢者の就業に関する情報の収集、提供、調査研究及び相談並びに同法第38条第1項各号に定める業務等
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第44条の指定を受けた公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会に加盟する団体であり、市内で唯一同法第38条に定める業務を行う団体として位置付けられているため、補助金の目的から非公募としている。
開始年度	昭和58年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費のうち、国からの補助金の額を差し引いた残額の3/4以内として、当該年度の予算額を上限額とする。
補助対象経費 ※	人件費、管理費、事務費、その他市長が特に必要と認める経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		77,416	80,058	79,658
決算額		77,416	80,058	79,658
(財源)	市	77,416	80,058	79,658
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 確定通知書の記載誤りについて

業務プロセス	Check (評価): 補助金額の確定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、令和4年3月31日に「令和3年度福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金の確定について(通知)」を交付先に通知しているが、本文中に記載した日付(交付先が提出した実績報告書に係る日付)について、本来「令和4年3月31日」と記載すべきところを「令和3年3月31日」と記載していた。

<事業費補助金の確定について>

令和3年度 福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金の 確定について(通知)
標記の件について、令和3年3月31日付公福シ第554号「福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金実績報告書」により精査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

※出所:「令和3年度福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金の確定について(通知)」

【指摘事項】

上記の日付については、補助金額を確定するための基礎となる実績報告書を明確にするためのものであり、重要である。

よって、市は、補助金交付の適切な執行のため、確定通知書における当該日付については誤りのないように記載すべきである。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

令和2年4月1日付で改正し、終期を延長した「福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱」については、令和3年3月31日で終期を迎えるが、平成26年4月1日改正の福岡市補助金ガイドライン3(2)終期を迎えた要綱の継続に関する検証」に照らして継続の必要性について下記のとおり検証した結果、継続を可とし、附則の改正を行う。

記

1 継続可否判断の検証

公益財団法人福岡市シルバー人材センターは、市内で唯一「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条に定める業務を行う法人として、「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務」を希望する高齢者に対し、就業の機会を確保・提供しており、今後も高齢者の能力の活用や活躍の場を提供する事業の展開が期待できる。

2 補助継続の可否
可とする。

※出所：「福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があつたのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を事務所の備品の購入費に充当できることを定めている。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

＜処分制限財産について＞

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

④ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check(評価)：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業に馴染まない」ことを理由として、本補助金に係る達成すべき指標は設定しないとしている。

【意見】

指標の設定について、景気や労働市場の動向などの外的要因や高齢者の体調による内的要因により就職あっせんがうまくいかない等、センター以外の要因があるため指標の設定が難しいとする市の考えは理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

キ 福岡市老人クラブ活動事業補助金（高齢社会部高齢福祉課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市老人クラブ活動事業補助金
所管部局	福祉局高齢社会部高齢福祉課
根拠規程等	福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	単位老人クラブ
交付目的	老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、福岡市内における老人クラブの円滑な活動を助成することを目的とする。
対象事業の概要	社会奉仕活動、教養・レクリエーション活動、健康増進事業
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	福岡市老人クラブ運営基準をすべて満たすクラブ
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	昭和38年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	月額4,800円×12月（年間57,600円）
補助対象経費 ※	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		46,887	45,792	43,200
決算額		44,354	41,074	39,142
（財源）	市	29,570	27,383	26,095
	国	14,784	13,691	13,047
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		773	741	695

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金取消事案に係る対応の強化について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）によれば、本補助金の補助対象経費及び補助対象外経費については次のように定められている。

<補助対象経費及び補助対象外経費について>

対象経費	
経費区分	内容
報償費	看護師や講師等への謝礼（会員は対象外）、記念品代（スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー）等
旅費	交通費 等
需用費	事務用品などの消耗品費（料理教室の食材費を含む）、資料印刷代、書籍代、食糧費（環境美化活動事業等への参加者への茶菓のみ）等
役務費	郵便料金等の通信費、銀行振込手数料、電車バスのプリペイドカード代 等
使用料及び賃借料	会場借上料 等
備品購入費	団体備品の購入費 等
対象外経費	
経費区分	内容
単なる娯楽事業及びそれらに供する旅費、飲食費	親睦会や旅行、忘年会等
実施主体が老人クラブ以外の事業に係る経費（ただし、地域の行事への参加等、老人クラブが自らの活動の一環として行うものについてはこれに含まれない。）	
社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人負担とすることが適当であるもの（史跡への拝観料、保険料等） ・ 個人の利益となるような物品等にかかる経費（ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まない。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的とする活動 ・ 宗教活動 ・ 政治宣伝活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙活動 ・会員への報酬、手当 ・友愛訪問に係るもの ・福岡市福祉バスを利用した場合の老人クラブ負担分利用料 ・市老連、区老連への会費 ・慶弔費及び寄附 等
--	--

※出所：「福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱 別表」

令和3年度において、交付団体のうち1団体について補助金取消しの事案が発生している。これは本来補助対象外経費として取り扱うべき「会員への報酬」について補助対象経費として取り扱われ、補助金が交付されていたものである。

市によれば、コロナ禍の状況において老人クラブの活動が制限されたことから、健康増進活動や教養・レクリエーション活動に係る経費が発生せず、結果的に会員への報酬として支出されていたとのことである。「会員への報酬、手当」は補助対象外経費であり、その旨本補助金交付要綱には記載があるが、毎年申請書の様式と一緒に配布される「単位クラブ補助金交付の手引き」には詳細な記載がなく、申請者が誤認したと考えられるとのことである。

<単位クラブ補助金交付の手引きに記載されている補助の対象とならない経費>

(中略)

補助の対象とならない経費

本市で別途補助を行っているもの(友愛訪問活動・福祉バスを利用した場合の団体負担分利用料)、市老連・区老連の会費、慶弔費などは、本補助金の対象となりません。また次の経費も補助対象外ですので、ご注意ください。

■対象外の経費・事業(国の規定で対象外とされているもの)

- ① 単なる娯楽事業(例：親睦会や旅行、忘年会等)及びそれらに供する旅費、飲食費
- ② 実施主体が老人クラブ以外の事業に係る経費
- ③ 社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
例：・史跡への拝観料など、本人負担とすることが適当であるもの
・個人の利益となるような物品等に係る経費(ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓、料理教室の食材費等はこれに含まれない。)

※出所：「単位クラブ補助金交付の手引き」

また、本補助金は補助対象団体が多く(令和3年度 695 団体)、補助対象経費の一団体当たりの上限額は月に 4,800 円と少額であり、通常のレクリエーション活動や清掃活動等を行う場合は当然に補助対象経費として使用されると考えられることから、市は、領収書の確認など細かい審査は行っていない。

なお、今回の補助金取消事案が発生したことにより、他の団体に同様の問題がある支出がないかどうかの追加調査の予定はないとのことであった。

【指摘事項】

補助金額の確定に当たっては、補助金の適切な執行のため、実績報告書に記載された項目が本補助金交付要綱における補助対象経費に合致するかどうか、慎重に審査す

る必要がある。しかし、本補助事業のように多数の補助対象団体がある等、全てを網羅的かつ詳細に審査するには限界があることも想定される。

よって、市は、本補助事業の実態を踏まえ、補助事業実績の確認においては次の事項について実施及び検討を行うべきである。

- ・審査の有効性を確保できる範囲内で事務の効率化を図るため、例えばサンプルベースで具体的内容や領収書等の原始証憑を審査する等、審査方法の充実化を検討すべきである。
- ・コロナ禍で事業が実施できない等、通常と異なる事業実績がある場合には、その支出内容には特に留意して審査すべきである。
- ・令和3年度は追加調査を予定していないとのことであるが、問題のある支出が把握されたのであれば、他にも同様の支出がないかどうかの調査を検討することが望ましい。

② (意見) 補助金交付決定決裁文書における実際の決裁日付の記載について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市老人クラブ活動事業補助金の交付に当たり、福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等を補助対象者から除くため、補助金の交付決定時点で申請者が暴力団員でないかどうかについて福岡県警察に照会確認を行うものとされている。

<暴力団の排除について>

(暴力団の排除)

市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。事項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象クラブの会員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員のうち前号に該当する者
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象クラブが前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所:「福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱」

<福岡県警察への照会確認について>

補助金交付からの暴力団排除について(お知らせ)

福岡市では、平成22年7月に施行した福岡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

この補助金についても、補助金交付要綱を改正し、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対しこの補助金を交付しない、又は交付決定を取り消す等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この補助金の交付決定にあたり、申請される方(事業者)が暴力

団員でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。また、申請される方(事業者)にはこの照会確認に必要となる個人情報(法人の場合は、「役員名簿」)の提出をお願いしておりますので、ご協力の程お願いいたします。(暴力団の排除)

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について(通知)」(平成23年2月25日)の別紙2「補助金交付からの暴力団排除について(お知らせ)」

複数の区において、暴力団員等の排除に関する情報提供についての回答日(以下、本補助金において「情報提供回答日」という。)より前の日付で交付決定通知が作成されていた。

この点、市によると、実際には情報提供回答日の後に文書管理システムにおいて交付決定通知の決裁を行っているが、補助対象期間が4月1日に始まることから、交付決定通知の日付を4月1日と記載するものと誤認し、作成していたとのことであった。

しかし、文書管理システムにおける交付決定通知の決裁は確かに情報提供回答日の後であるが、書面で作成された交付決定決裁文書の決裁日は4月1日と記載されている。

<城南区 交付決定決裁の日付について>

令和3年4月1日	交付決定決裁日(決裁文書)
令和3年5月18日	暴力団員等の情報提供回答日
令和3年5月20日	決裁終了日(文書管理システム内の「文書履歴情報」)

※出所：「令和3年度老人クラブ活動事業補助金の交付について」「福岡市が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく回答について」「令和3年度老人クラブ活動事業補助金の交付について」文書管理システムによる文書履歴情報

<南区 交付決定決裁の日付について>

令和3年4月1日	交付決定決裁日(決裁文書)
令和3年5月18日	暴力団員等の情報提供回答日
令和3年6月17日	決裁終了日(文書管理システム内の「文書履歴情報」)

※出所：「令和3年度老人クラブ活動事業補助金の交付について」「福岡市が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく回答について」「令和3年度老人クラブ活動事業補助金の交付について」文書管理システムによる文書履歴情報

【意見】

実際の補助金交付決定の決裁については情報提供回答日以後であるため、本補助金交付要綱どおりの処理ではある。

しかし、書面で作成された交付決定決裁文書について、文書管理システムの決裁日とは異なる遡及した日付を記載することは、決裁文書に係る決裁日の信頼性が欠ける可能性があると考えられる。

よって、市においては、補助金の交付決定に当たり、書面で作成された決裁文書の決裁日付は文書管理システムにおける実際の決裁日を記載することが望ましい。

③ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

<p>(起案の趣旨等) (中略) また、当該要綱は、令和3年3月31日で終期を迎えるが、福岡市補助金ガイドラインに基づき、継続に関する検証をした結果、下記のとおり終期延長を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 終期延長の理由 老人クラブは、交通安全運動や公園清掃・地域見守り活動などに取り組む等、地域の自治活動に大きな役割を果たしており、市の高齢者施策の一翼を担う存在である。今後もより多くの高齢者が老人クラブに関心を持ち、活動に参加できるよう、継続して活動支援を行う必要があるため。</p>

※出所：「福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱」の規定様式等の押印・署名義務付けの廃止及び終期延長に関する改正について

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

<p>① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

④ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業に馴染まない」ことを理由として、本補助金に係る達成すべき指標は設定しないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度、老人クラブの活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

ク 福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金（高齢社会部高齢福祉課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金
所管部局	福祉局高齢社会部高齢福祉課
根拠規程等	福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会
交付目的	高齢者の知識経験を生かした多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりを進めることを目的とし、老人福祉法第13条第2項に基づき、その目的のために活動する福岡市老人クラブ連合会の事業を助成
対象事業の概要	福岡市老人クラブ連合会事業のうち、一般的な運営経費（人件費や事務費）やグラウンド・ゴルフ大会等各種事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体は、公益財団法人福岡市老人クラブ連合会に限られるため
開始年度	昭和38年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	項目ごとに必要経費を算定し、予算の範囲内で助成
補助対象経費 ※	人件費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		68,770	68,770	74,048
決算額		68,770	65,734	67,058
（財源）	市	34,385	32,867	33,529
	国	34,385	32,867	33,529
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

＜補助金等の効果（達成すべき指標）＞

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の交付要件として福岡市の市税に係る徴収金に滞納がないことを要件とする条項を定めておらず、市税の滞納照会を行っていない。市によると、当該団体は公益社団法人であることから、市税条例第35条第1項第5号に基づき「法人市民税」が免除となっていることから、要綱への規定及び滞納照会を行っていなかったとのことであった。

【意見】

本補助金の交付要件として滞納がないことを要件とする条項がなければ、市税を財源に補助金を受けながら支払うべき市税を納めていない事業者へ交付する可能性があり、その適法性と倫理観の観点から問題がある。なお、市税は法人市民税以外にも従業員の特別徴収住民税などもあるため、市税滞納照会は必要である。

よって、市においては、本補助金交付要綱において市税滞納照会条項を設定するとともに、市税の滞納照会を行うことが望ましい。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善)：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」等について、令和3年3月31日に終期を迎えるが、福岡市補助金ガイドラインに基づき、継続に関する検証をし、下記のとおり終期延長を行うもの。

(中略)

記

1 改正補助金要綱

- (1) 福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱
- (2) 福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱
- (3) 福岡市高齢者農園事業費補助金
- (4) 全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会補助金交付要綱

(中略)

3 改正理由

【終期延長について】

- ・ (1)～(3)の補助金交付要綱

当該補助金は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、その目的のため活動する団体の事業へ助成しているものである。福岡市老人クラブ連合会は、健康増進活動や生きがいづくり（高齢者農園等）、見守り（友愛訪問等）、各種大会開催のほか、地域の自治活動にも大きな役割を果たしており、市の高齢者施策の一翼を担う存在である。今後もより多くの高齢者が老人クラブに関心を持ち、活動に参加できるよう、継続して支援を行う必要がある。

（中略）

・(1)～(4)共通事項

当該補助金の継続後の終期については、「補助金交付要綱の終期延長に係る事務処理について（令和3年2月10日付財調（第127号）」に基づき、令和7年3月31日までとする。

※出所：「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」等の終期延長等に関する改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

なお、前述の起案文書によれば、(1)から(3)までの補助金をまとめて検証しているが、各補助金の対象事業、対象経費等は相違するため、補助金ごとに具体的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※ 出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を運営に必要と認めた備品の購入費に充当できることを定めている。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産及びその従物。
- (2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第 23 条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

④ (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

補助対象経費として、福岡市老人クラブ連合会の運営費及び事業費並びに福岡市老人クラブ連合会の特別会員である各区の老人クラブ連合会の運営費及び事業費が対象となる。市は本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して事業実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、本補助金交付要綱上の補助対象経費に該当するかどうか、また、費用弁償であれば規定の人数の範囲内かどうかについて、実績報告書及びその添付書類との整合性は確認しているが、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していなければ、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、補助対象経費のうち人件費、旅費等、上記のリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれており、実績確認には慎重を期した方が良いと考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するべきである。

⑤ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業に馴染まない」ことを理由として、本補助金に係る達成すべき指標は設定しないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

ケ 福岡市友愛訪問事業補助金（高齢社会部高齢福祉課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市友愛訪問事業補助金
所管部局	福祉局高齢社会部高齢福祉課
根拠規程等	福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会
交付目的	高齢者の知識経験を生かした多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりを進めることを目的とし、老人福祉法第13条第2項に基づき、その目的のために活動する福岡市老人クラブ連合会の事業を助成
対象事業の概要	福岡市老人クラブ連合会の実施する友愛訪問事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体は、公益財団法人福岡市老人クラブ連合会に限られるため
開始年度	昭和60年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	項目ごとに必要経費を算定し、予算の範囲内で助成
補助対象経費 ※	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		2,857	2,857	2,655
決算額		2,251	2,043	1,866
（財源）	市	1,126	1,022	933
	国	1,125	1,021	933
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」等について、令和3年3月31日に終期を迎えるが、福岡市補助金ガイドラインに基づき、継続に関する検証をし、下記のとおり終期延長を行うもの。

(中略)

記

2 改正補助金要綱

- (1) 福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱
- (2) 福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱
- (3) 福岡市高齢者農園事業費補助金
- (4) 全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会補助金交付要綱

(中略)

4 改正理由

【終期延長について】

- ・ (1)～(3)の補助金交付要綱

当該補助金は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、その目的のため活動する団体の事業へ助成しているものである。福岡市老人クラブ連合会は、健康増進活動や生きがいづくり（高齢者農園等）、見守り（友愛訪問等）、各種大会開催のほか、地域の自治活動にも大きな役割を果たしており、市の高齢者施策の一翼を担う存在である。今後もより多くの高齢者が老人クラブに関心を持ち、活動に参加できるよう、継続して支援を行う必要がある。

(中略)

- ・ (1)～(4)共通事項

当該補助金の継続後の終期については、「補助金交付要綱の終期延長に係る事務処理について（令和3年2月10日付財調（第127号）」に基づき、令和7年3月31日までとする。

※出所：「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」等の終期延長等に関する改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止

することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

なお、前述の起案文書によれば、(1)から(3)までの補助金をまとめて検証しているが、各補助金の対象事業、対象経費等は相違するため、補助金ごとに具体的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② | 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ | 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ | その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ | 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※ 出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して事業実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、本補助金交付要綱上の補助対象経費に該当するかどうか、また、費用弁償の対象となる人数が規定の範囲内かどうかを確認するとともに、訪問班の数については、福岡市老人クラブ連合会で集約した資料を入手し、実績報告書との整合性を確認しているとのことであった。なお、チェックの際は、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していなければ、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、補助対象経費のうち報償費、旅費等、上記のリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれており、実績確認には慎重を期した方が良いと考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業に馴染まない」ことを理由として、本補助金に係る達成すべき指標は設定しないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して、例えば「友愛訪問活動実績」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

コ 福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金（高齢社会部介護保険課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金（高齢）
所管部局	福祉局高齢社会部介護保険課
根拠規程等	（県）福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱 （市）民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人
交付目的	介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム等の整備を推進することを目的とする。
対象事業の概要	特別養護老人ホーム等の整備
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	特別養護老人ホーム開設事業者の公募において採択された法人等
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	昭和 46 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	－
補助金等の算出方法 ※	○広域型（30 人以上）特別養護老人ホーム：定員 1 人あたり 3,535 千円 ○地域密着型（29 人以下）特別養護老人ホーム：定員 1 人あたり 3,584 千円を乗じた額に、1 ユニットあたり 10,000 千円若しくは 2 ユニット以上整備する場合 20,000 千円を加算した額。
補助対象経費 ※	・ 工事費又は工事請負費 ・ 開設に必要な開設前の 6 か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
達成すべき指標の内容	特別養護老人ホームの整備目標量に対する実績値（3 年に一度策定する介護保険事業計画において整備目標量を定めるため、指標は 3 年ごとに設定）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		437,825	373,510	520,645
決算額		327,385	259,750	284,400
(財源)	市	91,965	78,850	91,400
	国	—	—	—
	県	83,420	10,900	—
	その他	152,000	170,000	193,000
交付先数		2	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	6,220	—
指標の実績値	6,153	6,213	6,213

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

サ 福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（地密型サービス）（高齢社会部介護保険課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（地密型サービス）
所管部局	福祉局高齢社会部介護保険課
根拠規程等	（県）福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱 （市）民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱 介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	介護サービス事業者
交付目的	要介護高齢者の増加に対応するため、社会福祉法人等が行う地域密着型サービスの整備に対して助成を行う。
対象事業の概要	地域密着型サービス事業所の施設整備
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	地域密着型サービス開設事業者の公募において採択された法人 等
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成 18 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	－
補助金等の算出方法 ※	○施設整備費：小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護 1 事業所あたり 8,500～32,724 千円 ○開設準備経費：小規模多機能型居宅介護定員 1 床あたり 671 千円、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 事業所あたり 11,200 千円
補助対象経費 ※	・ 工事費又は工事請負費 ・ 開設に必要な開設前の 6 か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
達成すべき指標の内容	地域密着型サービスの整備目標量に対する実績値（3 年に一度策定する介護保険事業計画において整備目標量を定めるため、指標は 3 年ごとに設定。①（看護）小規模多機能型居宅介護、②認知症高齢者グループホーム、③定期巡回・随時対応型訪問介護看護、④地域密着型特定施設入所者生活介護（令和 3 年度より公募開始）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		131,810	207,423	377,781
決算額		99,868	135,325	150,345
(財源)	市	—	—	—
	国	—	—	—
	県	99,868	135,325	150,345
	その他	—	—	—
交付先数		4	7	7

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

① (看護)小規模多機能型居宅介護

(単位:事業所数)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	76	—
指標の実績値	59	60	62

② 認知症高齢者グループホーム

(単位:人分)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	2,437	—
指標の実績値	2,088	2,097	2,134

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位:事業所数)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	21	—
指標の実績値	14	17	18

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

シ 福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（高齢者施設等改修・設備整備事業）（高齢社会部介護保険課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市介護老人保健施設等整備費補助金（高齢者施設等改修・設備整備事業）
所管部局	福祉局高齢社会部介護保険課
根拠規程等	(国) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 (県) 福岡県地域密着型施設等整備補助金 (市) 民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱 介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	介護サービス事業者
交付目的	高齢者施設等の防災・減災・感染症等対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災等の体制の強化に資することを目的とする。
対象事業の概要	既存施設へのスプリンクラー等の設置、耐震化改修・大規模修繕、非常用自家発電設備の設置、給水設備の設置、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、換気設備の設置、介護ロボット・ICTの導入支援、特別養護老人ホームへ併設されるショートステイにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援、介護施設等の看取り環境の整備、介護施設の宿舎施設整備、簡易陰圧装置の設置、多床室の個室化に要する改修費支援、ゾーニング環境等の整備
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	市内に施設を設置している法人等
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成 21 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	－
補助金等の算出方法 ※	<p>【スプリンクラー等整備】</p> <p>スプリンクラー設備は 1 m²あたり 9,710 円（消火ポンプユニット等を設置する場合 2,440 千円/事業所を加算）、自動火災報知設備は 1,080 千円/事業所（300 m²未満）、消防機関へ通報する火災報知設備は 325 千円/事業所（500 m²未満）</p> <p>【耐震化・大規模修繕】</p> <p>15,400 千円/施設又は 7,730 千円/施設（下限 800 千円）</p> <p>【非常用自家発電設備の設置】</p> <p>定員 29 人以下の施設は 15,400 千円/施設又は 7,730 千円/施設（下限なし）、定員 30 人以上の施設は事業費の 3/4（下限事業費 5,000 千円）</p> <p>【給水設備の設置】</p> <p>定員 29 人以下の施設は事業費の 3/4（下限なし）、定員 30 人以上の施設は事業費の 3/4（下限事業費 5,000 千円）</p> <p>【ブロック塀改修】</p>

	事業費の 3/4(上限及び下限なし) 【換気設備の設置】 4 千円/m ² 【介護ロボット・ICT の導入支援】 336 千円/床 (ただし定期巡回は 5,600 千円/施設) 【特養併設ショートにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援】 500 千円/床 【介護施設等の看取り環境の整備】 2,800 千円/施設 【介護施設の宿舍施設整備】 事業費の 1/3 (下限事業費 902 千円) 【簡易陰圧装置の設置】 3,456 千円/台 【多床室の個室化に要する改修費支援】 978 千円/床 【ゾーニング環境等の整備】 ユニット型の玄関室設置は 800 千円/箇所、従来型個室・多床室は 4,800 千円/箇所、家族面会室の整備は 2,800 千円/施設
補助対象経費 ※	・工事費又は工事請負費及び工事事務費
達成すべき指標の内容	数値目標は設定していないが、事業実施の際は、例年、対象施設に対して、実施の意向を確認しており、意向を示した全ての施設が整備できるよう、国や県と協議を行っている。
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	本事業は、国及び県の予算の範囲内で実施されるものであり、必ずしも市の整備に対する方針が反映されるものではないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		74,842	851,554	367,894
決算額		19,325	205,598	97,168
(財源)	市	3,481	7,695	29,182
	国	15,844	149,960	49,037
	県	—	47,943	18,949
	その他	—	—	—
交付先数		10	48	72

<補助金等の効果 (達成すべき指標) >

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ス 福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金（高齢社会部事業者指導課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金
所管部局	福祉局高齢社会部事業者指導課
根拠規程等	福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人
交付目的	原則 60 歳以上の高齢者が低額な料金で軽費老人ホームを利用できるよう、市内の軽費老人ホーム（A型含む）が厚生労働省通知（技術的助言）に基づき、入所者の収入に応じた入所者負担金のうち「サービスの提供に要する費用」を減免した場合に、その減免分について助成を行うもの。
対象事業の概要	原則として 60 歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を、低額な料金で軽費老人ホームに入所させ、もって老人が健康で明るい生活が送れるよう、老人福祉法第 24 条第 2 項に基づき軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の補助を行う
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	市内に軽費老人ホームを設置する社会福祉法人
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	昭和 40 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知）を参考に算出している。
補助対象経費 ※	サービスの提供に要する費用 ※施設の規模により定められたサービスの提供に要する基本額（月額）
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	老人福祉法の趣旨として、低廉なサービスを提供することを義務付けられる施設の運営を支援することを目的とする補助金であり、数値的な指標の設定にそぐわないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		629,719	638,282	610,624
決算額		606,055	614,500	607,052
(財源)	市	606,055	614,500	607,052
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		23件	23件	23件

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価): 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「老人福祉法の趣旨として、低廉なサービスを提供することを義務付けられる施設の運営のため、高額な収入の入居者を入居させ、補助金が不要となることは趣旨に反する」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

「補助金等の概要」に記載されている「老人福祉法の趣旨として、低廉なサービスを提供することを義務付けられる施設の運営のため、高額な収入の入居者を入居させ、補助金が不要となることは趣旨に反する」ことは、本補助金事業を継続する意義であり、達成すべき指標を設定していない場合の理由とは考えにくい。

達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか(利用者数等)」といったアウトプット指標や、経費老人ホームに対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

セ 福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金（障がい者部障がい企画課）
 (ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい企画課
根拠規程等	福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会
交付目的	障がい者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として「福岡市障がい者社会参加推進センター」を設置し、関係団体・機関の協力の下に、障がい者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障がい者自らによる諸種の社会参加推進事業を体系的、効果・効率的に実施している法人に対して、本市が補助金を交付する。
対象事業の概要	身体障がい者の社会参加のための相談事業や、関係団体指導者への研修、障がいの種別ごとの生活訓練事業等を実施している。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体が限定されているため。
開始年度	平成3年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	身体障がい者の社会参加のための相談事業や、関係団体指導者への研修、障がいの種別ごとの生活訓練事業等の事業に対し、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費 ※	人件費、事務費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		7,247	6,986	6,287
決算額		7,247	6,986	6,287
(財源)	市	3,975	3,447	3,469
	国	2,157	2,336	1,862
	県	1,115	1,203	956
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 実績報告の適切な把握について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、補助対象事業については次のとおりである。

<補助対象事業>

<p>【補助対象事業】</p> <p>第3条 補助金を交付する対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 相談、啓発・普及、生活環境改善等事業の円滑な実施の推進に関する事業</p> <p>(2) 社会参加推進のために必要な情報の収集及び提供に関する事業</p> <p>(3) 社会参加推進事業（以下「事業」という。）に関する調査及び研究に関する事業</p> <p>(4) 関係団体指導者、事業に携わる者等の指導及び研修に関する事業</p> <p>(5) 身体障がい者福祉活動の推進に関する事業</p> <p>(6) 視覚障がい者家庭生活訓練事業</p> <p>(7) 視覚障がい者社会生活訓練事業</p> <p>(8) 視覚障がい者生活訓練事業</p> <p>(9) 次の要件を満たす社会参加推進協議会の運営事業</p> <p>(イ) 障がい者の要望に配慮し、その総意に基づいた事業の実施を図るため、センターに、別表の団体で構成する社会参加推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。</p> <p>(ロ) 推進協議会は、事業の実施に関する企画及び立案を行う。</p> <p>(ハ) 推進協議会は、障がい者福祉関係の代表者及び保健福祉局障がい者部障がい企画課長をもって構成する。</p> <p>(ニ) 推進協議会には、各障がい者固有の需要に対応するための専門部会として、身体障がい者部会、知的障がい者部会及び精神障がい部会を設ける。</p> <p>(10) 次の要件を満たす関係団体等との連携に関する事業</p> <p>(イ) 事業水準の確保・向上を図るとともに事業を効果・効率的に行うため、社会福祉法人日本身体障害者連合会が実施する「中央障害者社会参加推進センター運営事業」と連携・調整して事業を実施する。</p> <p>(ロ) 幅広い市民の参加と協力が得られるよう配慮するとともに、関係団体との協力体制を十分整えて事業を実施する。</p> <p>(11) その他社会参加推進のために必要な事業</p>

※出所：「福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱」

補助金の交付先団体である社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からは、本補助金交付要綱第13条に基づき、事業実績報告書とその添付書類が提出されている。

<実績報告の要綱上の規定>

<p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助金の交付決定を受けた法人は、事業終了後（継続して事業を行っているときは年度終了後）1か月以内に事業実績報告書（様式第3号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業経費収支計算書</p> <p>(2) 補助事業の経過又は成果を証する書類等</p>
--

※出所：「福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱」

提出された令和4年3月31日付事業実績報告書には、補助事業経費収支を示す書類として次の添付書類が提出されていたが、各書面の位置付け（意味）を説明する資料は特に添付されていなかった。

<実績報告書の添付書類>

1	「令和3年度福岡市障がい者社会参加推進センター決算書（案）」
2	「令和3年度視覚障がい者家庭生活訓練事業報告書」
3	「令和3年度視覚障がい者家庭生活訓練事業決算書」 ※収入100,000円と記載のある書面
4	「令和3年度視覚障がい者家庭生活訓練事業決算書」 ※収入110,510円（市補助金100,000円/負担金10150円）と記載のある書面
5	「令和3年度視覚障がい者社会生活訓練事業報告書」
6	「令和3年度視覚障がい者社会生活訓練事業決算書」 ※収入100,000円と記載のある書面
7	「令和3年度視覚障がい者社会生活訓練事業決算書」 ※収入130,134円（市補助金100,000円/負担金30,134円）と記載のある書面
8	「令和3年度聴覚障がい者生活訓練事業報告書」
9	「令和3年度聴覚障がい者生活訓練事業決算書」 ※収入100,000円（市補助金100,000円/負担金0円）の記載があるもの
10	「令和3年度聴覚障がい者生活訓練事業決算書」 ※収入100,000円と記載のあるもの。

※出所：実績報告書添付書類の表題を基に監査人作成

上記の提出書類のうち、一例として上記添付書類番号9及び10の決算書の記載事項を挙げると、次のとおりであり、各事業についての支出の項目はあるが、人件費の支出についての記載がない。

<上記添付書類番号9「令和3年度聴覚障がい者生活訓練事業決算書」>

令和3年度 聴覚障がい者生活訓練事業		
(単位；円)		
収入	100,000	市補助金100,000/負担金0
支出	100,000	
差引	0	
支出内訳		

(単位 ; 円)			
費目	決算額	内負担額	備考
報償費	73,000		講師 10,000 円×1 名=10,000 円 講師 7,000 円×6 名=42,000 円 助手 3,000 円×7 名=21,000 円
旅費交通費	0		駐車場代等
通信運搬費	3,210		切手、はがき、FAX 代等
教材費	14,916		手話教室、文化教室教材代等
事務費	8,874		事務消耗品費代等
計	100,000		

※出所：「令和 3 年度事業実績報告書」

< 上記添付書類番号 10 「令和 3 年度聴覚障がい者生活訓練事業決算書」 >

令和 3 年度 聴覚障がい者生活訓練事業			
(単位 ; 円)			
収入	100,000		
支出		100,000	
差引			0
支出内訳			
(単位 ; 円)			
費目	決算額	内負担額	備考
報償費	73,000		講師 10,000 円×1 名=10,000 円 講師 7,000 円×6 名=42,000 円 助手 3,000 円×7 名=21,000 円
旅費交通費	0		
通信運搬費	3,210		切手、はがき、FAX 代等
教材費	14,916		手話教室、文化教室教材代等
事務費	8,874		事務消耗品費代等
計	100,000		

※出所：「令和 3 年度事業実績報告書」

また、上記添付書類の決算書には、決算書に記載された事業ごとに配分された補助金額が収入として挙がっているのみであるところ（例えば、上記添付書類番号 9 及び 10 でいえば、収入 100,000 円という記載）、提出された事業ごとの各決算書記載の補助金収入額を合計しても確定した補助金 6,287,000 円に及ばず、市の補助金の使途を具体的に把握することは困難であった。

もっとも、市によれば、上記決算書（添付書類番号 3 及び 4、6 及び 7 並びに 9 及び 10）は、人件費を除く運営費部分のみの決算を示したものであるために上記決算書の各収入欄の合計額と確定補助金額が一致しないとのことである。ところが、その旨は提出書類のいずれにも説明書き等はなされていなかった。

さらに、上記事業実績報告書とともに、補助金交付先である社会福祉法人福岡市身

体障害者福祉協会の法人全体の事業報告書が提出されている。

当該事業報告書には、「公益事業」の項の中で「2 補助事業」という項目において、次のような報告がなされている。

<事業報告書の記載—《公益事業》中の「2 補助事業」の記載>

2 補助事業

(1) 福岡市障がい者社会参加推進センター事業

1. 障がい者社会参加推進協議会（書面開催）

- a. 日時 令和3年9月24日（金）（提案日）
- b. 場所 なし
- c. 内容 平成2年度事業報告について（原文ママ）
令和3年度事業計画について

2. 障がい者社会参加推進事業の推進

a. 視覚障がい者家庭生活訓練事業

- 回数 6回
- 受講者 97名
- 内容 一般教養研修、お茶会体験学習、フラワーアレンジメント等

b. 視覚障がい者社会生活訓練事業

- 回数 8回
- 受講者 584名
- 内容 一般教養研修、福祉懇話会、各種研修等

c. 視覚障がい者生活訓練事業

- 回数 8回
- 受講者 188名
- 内容 時事問題、文化・強要、難聴者・中途失調者障がい者のコミュニケーション講座

d. 第36回障がい者による書道・写真全国コンテスト出展の受付

- 応募数：書道（9作品）、写真（0作品）
- ※書道部門にて2名入賞（金賞、銀賞）

3. 啓発・普及・生活環境事業

- a. 出前福祉講座の実施
- b. バリアフリー研修の実施

4. 情報の収集および提供

- a. 障がい者情報ネットワーク
ホームページを通じて各種福祉情報の発信
- b. 障がい者福祉広報誌「ときめき Fukuoka」を6回発行

5. 調査研究

- a. 障がい者福祉をめぐる啓発・普及事業の推進に関する調査と研究
- b. 障害者総合支援法に関する調査研究
- c. 障害者差別解消法に関する情報収集
- d. 福岡市障がい保険福祉計画の進捗状況の調査

(2) 生活行動訓練事業

1. 歩行訓練・補装具装着訓練（肢体協会）
 - a. 期日 令和3年11月14日（日）
 - b. 場所 博多港国際ターミナル・クイーンビートル乗船
 - c. 参加者 56名
 - d. 内容 福岡湾遊覧
2. 盲社会人野外研修（視覚協会）
 - a. 期日 令和3年10月31日（日）
 - b. 場所 能古島アイランドパーク
 - c. 参加者 47名
 - d. 内容 陶芸絵付け体験
3. 文化の日の集い（視覚協会）
 - a. 期日 令和3年11月14日（日）
 - b. 場所 中央市民センター
 - c. 参加者 33名
 - d. 内容 オカリナ、ギター演奏の鑑賞
バリアフリー映画体験『長いお別れ』
4. 新春の集い（ろうあ協会）
 - a. 期日 令和4年1月16日（日）
 - b. 場所 中央市民センター
 - c. 参加者 254名

※出所：「社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会 令和3年度事業報告書」

【指摘事項】

まず、令和4年3月31日付け事業実績報告書の添付資料として上記のとおり複数の書面（上記実績報告書の添付書類番号1から10参照）が提出されているものの、当該書面が何を意味するのか、なぜ補助対象事業のうち一部の事業についてのみ事業報告書及び決算書という形で書面が提出されているのか不明である。例えば、「社会参加推進事業に関する調査及び研究に関する事業」も補助対象事業の一つであるところ、当該事業に関しては事業報告書も決算書も提出されておらず、その理由が明らかではない。

また、提出されている交付先団体の法人全体の事業報告書には、「公益事業」の項の中で「2 補助事業」という項目があるものの、上記のとおり記載内容は簡潔なものであり、かつ、提出書類には決算が補助対象経費と対象外経費が区別して記載されていないため、補助対象事業のうち具体的にどのような事業が実施され、その事業のために市の補助金がいくら支出されたのか、という点は不明確である。

さらに、提出された各決算書記載の支出金額についても、「報償費」という費目以外の費目については、その総額が記載されているのみで具体的な内訳の記載がないため、補助対象経費として適切かどうかを判断することができなかった。

加えて、実績報告として提出された決算書のうち、例えば、添付書類番号9及び10は「令和3年度聴覚障がい者生活訓練事業決算書」という同一の表題において、同じ事業について2つの決算書が提出されていた。添付書類番号9と10の違いは、「収入」欄に内訳の記載があるかないか、また、「支出内訳」欄に「内負担額」という欄の設定があるかないかという形式的な部分のみであり、書面の記載上、実質的な相違点はない。この点、市によれば、添付書類番号9は人件費を除く聴覚障がい者生活訓練事業全体の決算書であり、一方で添付書類番号10は同事業についての補助金部分のみの決算書という違いがあるとのことであった。添付書類番号9及び10に記載されている「令和3年度聴覚障がい者生活訓練事業」については、人件費を除いた経費は全て補

助金から支出されているため、添付書類番号 9 の書面において「負担金」の記載が 0 となっているとのことである。しかし、上記の書面の違いや意図はいずれの提出書類においても説明が行われておらず、現状の書面の記載からそのようなことを読みとることは困難を伴う。上記を踏まえると、本補助金の実績報告では、その提出書面の位置付けや意図が不明確であるがゆえに、結果として補助金が補助事業の実施に要する補助対象経費のために支出されたのかが検証できず、十分に補助事業の実績が把握されていると取り扱うことは相当ではない。

よって、市は、交付先に対し、本補助事業の実態に沿った実績報告の実現のため、決算書の書式の改善や事業報告書の記載事項の改善を指導することで適切な実績報告書入手し、補助事業実績を適切に把握すべきである。

② (意見) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち人件費及び事務費である。

<補助対象経費についての要綱上の規定>

(補助対象経費) 第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、上記補助対象事業実施に要する経費のうち、人件費及び事務費である。

※出所：「福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱」

本補助金交付要綱においては、事務費についての具体的内容は規定されていない。

他方、交付先から実績報告として提出された決算書によれば、支出項目は「人件費」及び「運営費」であった。「運営費」の詳細は、保険料、車輛費、報償費、福利厚生費、旅費交通費、事務消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、業務委託費、手数料、材料費、渉外費、会場費及び雑費である。

【意見】

本補助金交付要綱において、補助対象経費である事務費についてはその具体的内容が規定されていない。このため事務費の内容が不明確であり、補助対象経費としての適否について本補助金交付要綱からは判断できない。

また、実績報告上は「事務費」という区分の記載はなされず、「運営費」という記載になっている。交付先が運営費として記載した項目の中には、「事務費」と分類することが適切と考えられる項目もあるが、例えば、福利厚生費や材料費等、「事務費」と分類することに疑問がある項目もある。

結果として、本補助金交付要綱上の「事務費」の具体的内容が明らかではないため、補助対象経費が不明確であり、実績報告にも問題が生じていると考えられる。

よって、市は、本補助金交付要綱上、補助対象経費における事務費について具体的内容を明確化すべきである。

ソ 福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金（障がい者部障がい企画課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい企画課
根拠規程等	福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会
交付目的	身体障がい者の福祉の向上に資するための事業費補助。
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会 ・ 政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会 ・ 生活行動訓練事業（補装具装着訓練、研修会・講演会、障がい者スポーツ・レクリエーション関連行事、その他身体障がい者の自立と社会参加に資する事業）
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	身体障がい者によって構成される本市最大の団体であり、事業の実施先として最もふさわしいため。
開始年度	昭和 47 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会、同身体障害者親善スポーツ大会及び生活行動訓練事業等に係る経費について、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費 ※	人件費、事務費
達成すべき指標の内容	設定していない
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		2,909	2,840	2,555
決算額		2,909	2,840	2,555
(財源)	市	2,909	2,840	2,555
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助対象経費については、福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金交付要綱（本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、次のとおり定められている。

＜本補助金の補助対象経費＞

(補助対象経費)		
第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1にかかげる人件費、事業費及びその他とする。		
別表1 福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金対象経費一覧表		
区分	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
人件費	職員給与 職員諸手当	
事業費	政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会 政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会 生活行動訓練事業 ①補装具装着訓練 ②研修会、講演会 ③障がい者スポーツ・レクリエーション関連 行事 ④その他障がい者の自立と社会参加に資する 事業	
その他	市長が特に必要と認める経費	

※出所：「福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金交付要綱」

上記のとおり、本補助金の補助対象外経費についての定めはされておらず、「その他」として市長が特に必要と認める経費についても別途具体的に定めた文書等はない。

また、上記以外には、補助対象経費の定義や意義等について特に定められた文書はない。

【指摘事項】

本補助金の補助対象経費の区分は、大きく、人件費、事業費及びその他である。本件では「その他」についての定めはなされていないため、主に人件費及び事業費と考えられる。

事業費については、本補助金交付要綱別表1において定めがあるが、費目の定めではなく、事業の名称ないし内容が羅列されているのみであり、事業費として認められる経費の費目内容は具体的に明示されていない。

また、補助対象外経費についての定めもないため、結局、文言上、本補助金は、本補助金交付要綱別表1の「事業費」の欄に記載のある事業に関する全ての費用が補助

対象経費となり得るものと解釈できることとなる。しかし、補助金が市税等を財源とすることからすれば、当該事業に関する費用であっても、例えば、当該事業に当たる担当職員の食糧費や懇親会費までもが補助対象経費となるという帰結が適切ではないことは明らかであるとする。

よって、市においては、どのような費用を補助対象経費とするのかという点を改めて整理、検討し、その結果を本補助金交付要綱に消耗品費といった費目として適切に反映する必要がある。仮に広く補助対象経費を認めるとしても、その中でも例えば、上記の食糧費や懇親会費等、補助金の趣旨から明らかに補助対象経費として認めることが適切ではない費目については、補助対象外経費として明示すべきである。

② (結果) 実績報告の適切な把握について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

上記のとおり、本補助金の補助対象経費については、本補助金交付要綱上、次のとおり定められている。

<本補助金の補助対象経費>

(補助対象経費)		
第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1にかかげる人件費、事業費及びその他とする。		
別表1 福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金対象経費一覧表		
区分	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
人件費	職員給与 職員諸手当	
事業費	政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会 政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会 生活行動訓練事業 ①補装具装着訓練 ②研修会、講演会 ③障がい者スポーツ・レクリエーション関連行事 ④その他障がい者の自立と社会参加に資する事業	
その他	市長が特に必要と認める経費	

※出所：「福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金交付要綱」

他方、交付先である社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からは、令和4年3月31日付けの事業実績報告書とともに、次の書面が提出されている。

<実績報告書の添付書類>

1	「令和3年度身体障害者福祉協会運営費補助事業決算書（案）」
2	「令和3年度組織活動運営費決算書（案）」から始まる書面
3	「福祉対策事業」から始まる書面
4	「組織対策事業」から始まる書面
5	「普及・啓発・情報提供事業」から始まる書面
6	「都道府県及び政令指定都市の障害者団体との連携のための関連事業」から始まる書面
7	「第62回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会決算書」から始まる書面

上記のうち添付書類番号1の「令和3年度身体障害者福祉協会運営費補助事業決算書（案）」は、本補助金の収支に限られない交付先団体の法人全体の収支決算書である。

上記のうち添付書類番号2から7までは、市の補助金を収入の一つとする事業についての事業ごとの決算書である。

例えば上記のうち添付書類番号4の「組織対策事業」から始まる書面の記載は次のとおりである。

<上記添付書類番号4「組織対策事業」>

組織対策事業		
(単位：円)		
収入の部		
科目	金額	摘要
会費収入	576,600	会員会費徴収
福岡市法人補助金	481,000	福岡市
合計	1,057,600	
支出の部		
科目	金額	摘要
人件費	481,000	事務局長組織活動手当（12か月）
事務消耗品費	0	
印刷製本費	0	
手数料	0	
雑支出	388,800	
合計	869,800	支部交付金、体育・文化クラブ助成金等

※出所：「令和3年度事業実績報告書」

【指摘事項】

上記の添付書類番号2から7までは市の補助金を収入の一つとする事業の事業ごとの決算書であるが、補助金収入以外の収入の記載もあることから、その記載のみからは、市の補助金が何に支出された形になっているのかが不明である。例えば、上記添付書類番号4の「組織対策事業」は、収入が会費収入576,600円、補助金収入が481,000円、支出が人件費481,000円、雑支出388,000円とのことであるが、補助金が人件費のみに支出されたのか、あるいは雑支出にも支出されたのかが不明である。本補助金は人件費を対象としているため、人件費に対する支出であれば特に問題は生じないと

ということになるが、「雑支出」にも支出されているということになれば、「雑支出」として振り分けられた費目が本補助金交付要綱第4条別表1に記載されている事業に関連する費用であるかどうかという新たな検証が必要となる（特に本補助金交付要綱第4条別表1で「事務費」として掲げられている事業の中には組織対策事業は含まれておらず、組織対策事業に関する事務費の支出はそもそも認められないという結論もあり得るところである。この点は上記の補助対象経費の要綱上の記載の整理が必要な理由の一つでもある。）。

いずれにしても、添付書類番号4の決算書の記載では、市の補助金が何に支出されたのかが不明であり、それが対象経費への適切な支出であったのかの検証ができない。

よって、市は、交付先に対して実績報告書に補助対象経費及び補助対象外経費について記載するよう指導し、適切な実績報告書入手し、補助事業実績を適切に把握すべきである。

また、上記添付書類番号2から7までの書類は、収入と支出の金額が一致していなかった（他方、予算書の段階の書面は収入と支出が一致していた。）。収入より支出が多い場合、不足分はどこから支出されたのかが不明確な面もあるため、記載を改善することが望ましい。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について達成すべき指標を設定していない。市によれば、設定していない理由は、本補助金が「身体障がい者の福祉の向上に資するための事業費補助」であり、事業に馴染まないからとのことである。

【意見】

確かに、「補助金等の概要」に記載のとおり、本事業の目的は「身体障がい者の福祉の向上に資するための事業費補助」であり、障がい者福祉の向上という目に見えない目標を対象としているため、指標の設定は単純ではないであろう。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。

実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「身体障がい者の福祉の向上に寄与している。」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができて以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという点を手掛かりにすれば、指標の設定は可能でないとまでは言えないと考える。

タ 障がい者スポーツ等活動推進事業補助金（障がい者部障がい企画課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	障がい者スポーツ等活動推進事業補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい企画課
根拠規程等	障がい者スポーツ等活動推進事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市障がい者スポーツ協会
交付目的	障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興
対象事業の概要	広報活動事業 クラブ育成事業 スポーツ教室実施事業 駅伝大会事業 指導員養成研修事業 パークゴルフ大会事業 さわやかウォーキング事業 ふくふくフェスティバル事業 ボランティア育成事業 アーチェリー大会事業 全国障害者スポーツ大会福岡市選手団派遣事業 その他、障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉に資することを目的に設立された、様々な当事者団体が運営に携わっている団体であり、また30年に渡る実績を有しているなど、補助の目的を達成できる唯一の団体であるため。
開始年度	昭和59年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	障がい者スポーツ教室、各種大会の事業に係る経費について、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費 ※	人件費、事業費、事務費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		28,886	26,593	27,927
決算額		28,886	18,166	19,128
(財源)	市	28,886	18,166	19,128
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な把握について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

障がい者スポーツ等活動推進事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)上の補助対象経費については、次のような定めがなされている。

<補助対象経費>

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1に定めるところによる。

別表第1

区分	補助対象経費	補助対象外経費
事業費	障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業にかかる経費	・交際費 ・慶弔費 ・懇親会費
事務費	・役務費 ・旅費交通費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・賃借料	
人件費	・職員俸給 ・職員諸手当 ・非常勤職員給与 ・法定福利費	

	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金 ・退職共済掛金 	
--	---	--

※出所：「障がい者スポーツ等活動推進事業補助金交付要綱」

交付先である福岡市障がい者スポーツ協会における全体の収入のうち、本補助金が占める割合は9割を超えている。

また、福岡市障がい者スポーツ協会には4名の職員（事務局長1名、指導員2名、経理1名）がいる。交付先から提出された事業実績報告書のうち、補助事業歳入、歳出決算書（一般会計歳入歳出決算書）によれば、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの職員4名分の人件費は、報酬・諸手当13,798,771円、賃金0円、退職共済掛金432,000円、法定福利費2,203,187円の合計16,433,958円であった。

【指摘事項】

事業実績報告として提出された補助事業収支決算書（令和3年度収支決算書）によれば、補助対象経費となっている人件費の合計は16,433,958円となっており、人件費は次のとおり事業ごとに配分されている。

ところが最後の項目である「全国障害者スポーツ大会福岡市選手団派遣」の事業のみ、多額の人件費が割り当てられていることから、人件費の決算報告は各事業の実施のために実際に発生した人件費の金額が記載されたものではないと考えられる。

<人件費の令和3年度実績報告>

(単位：円)	
1 クラブ育成	800,000
2 スポーツ教室	3,000,000
3 駅伝大会	400,000
4 指導員養成講習	1,000,000
5 ふくふくフェスティバル	300,000
6 ボランティア育成	200,000
7 アーチェリー大会	300,000
8 ボッチャ大会	400,000
9 全国障害者スポーツ大会福岡市選手団派遣	10,033,958
計（決算額）	16,433,958

※出所：「令和3年度事業実績報告書—補助事業収支決算書（令和3年度収支決算書）」

また、事業費及び事務費についても、交付先全体の歳出と補助対象経費の支出額は一致している。つまり、交付先が支出した事業費及び事務費の全てが補助対象経費に含まれていることになる。

これらを踏まえると、本補助金は事業費補助の形をとっているが、上記事業費及び事務費の全てが補助対象となっていること、特に上記の人件費の割振りが恣意的であり、人件費の中に退職金、退職共済掛金まで含まれていることから、本補助金は特定の事業に対する補助というより、実質的には運営費補助であると指摘せざるを得ない。

加えて、交付先の収入のうち本補助金が占める割合が9割を超えていることからすれば、交付先はほとんど市の補助金によって運営されているという側面がある。

よって、市は、事業費補助であることを明確化するため、どのような事業を補助対象

とするのかを改めて整理した上で補助対象事業に発生した経費を適切に把握し、補助金を交付する必要がある。

② (結果) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金交付要綱上の補助対象経費については、次のような定めがなされている。

＜補助対象経費＞

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1に定めるところによる。

別表第1

区分	補助対象経費	補助対象外経費
事業費	障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業にかかる経費	・交際費 ・慶弔費 ・懇親会費
事務費	・役務費 ・旅費交通費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・賃借料	
人件費	・職員俸給 ・職員諸手当 ・非常勤職員給与 ・法定福利費 ・退職金 ・退職共済掛金	

※出所：「障がい者スポーツ等活動推進事業補助金交付要綱」

上記には、少なくとも明示的には「食糧費」の記載はない。ところが、収支決算書によれば、「2 スポーツ教室」事業について1,785円、「6 ボランティア事業」について4,248円の「食糧費」の支出がある。

市によれば、本補助金交付要綱に食糧費の明示はないが、食糧費は本補助金の対象経費に当たるとの解釈であり、食糧費の支出自体は特に問題がないとのことであった。

【指摘事項】

確かに、本補助金の補助対象経費の事業費は、「障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業にかかる経費」との記載であるため、当該事業に係る経費である限り食糧費も認められると解釈することは文言上、

不可能ではない。

しかし、補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。

一方、例えば、ボランティアを募り何らかの事業を行う場合に日当相当額として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されることが考えられる。

ところが、本補助金では本補助金交付要綱上、上記食糧費の支出が認められる場合の例示もなく、食糧費の支出の可否を交付先の判断、解釈に委ねており、また、金額の制限もない。食糧費の支出が例外であることを踏まえると相当とはいえない。

よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。

このことは食糧費に限られず、交付先の収支決算書には費目として掲載されているが、本補助金交付要綱上に明記されていない委託料や備品購入費についても同様である。

補助対象経費の分類及び費目が本補助金交付要綱上、明らかではないことから、本補助金交付要綱上の補助対象経費と交付先が提出する収支決算書の区分が対応していない事態にも繋がっている（例えば本補助金交付要綱上は、役務費、旅費交通費等は、「事務費」として分類されているにもかかわらず、交付先が提出する収支決算書上は「事業費」に分類されている。）。

以上を踏まえ、市は、補助対象経費についてさらなる整理を行い、補助対象経費となる具体的な経費項目について本補助金交付要綱に明記すべきである。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について、達成すべき指標を設定していない。市によれば、設定していない理由は、本補助金が「障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興」を目的としており、事業に馴染まないからとのことである。

【意見】

補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

本補助金の目的は、「障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興」であり、基本的には障害者スポーツに関するイベントやレクリエーションの機会の回数やその参加人数、参加者アンケート等を参考にして、ある程度、活動指標や成果指標を設定することは可能であるように思われる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。

実際に補助金調書では、補助金交付による効果として、「障がい者スポーツ・レクリエーションの振興及び普及を通じて、障がい者の健康増進、社会参加に寄与している。」、「障がいについての、市民の理解が深まっている。」等の自己評価がなされている。効果についての一定の評価ができています以上、なぜ市がそのような評価を行うに至ったのかという事実関係を手掛かりにすれば、指標の設定が可能でないとは言えないと考える。

チ 福岡市地域活動支援センター補助金（障がい者部障がい福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市地域活動支援センター補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい福祉課
根拠規程等	地域活動支援センター I 型運営費補助金交付要綱、地域活動支援センター補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	地域活動支援センター運営団体
交付目的	地域活動支援センターの適正かつ安定的な運営を通して、障がい者の社会参加の機会を確保するなど、本市の障がい者福祉の増進に資することを目的とする
対象事業の概要	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	地域活動支援センターを設置運営する、本市の市税を滞納していない団体で、市長が適当と認めた団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和 57 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	要綱に定める補助基準額を基に補助対象経費の全額または一部を補助
補助対象経費 ※	地域活動支援センターの運営に必要な人件費、事務経費、土地家屋借上料等
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業に馴染まないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	300, 629	301, 995	279, 729	
決算額	284, 259	284, 508	278, 858	
(財源)	市	253, 584	253, 232	249, 337
	国	20, 021	20, 271	17, 972
	県	10, 354	10, 435	9, 228
	その他	300	570	2, 321
交付先数	21	20	19	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 収支計画書等における様式変更の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市地域活動支援センター補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）によれば、補助金の額は、「ア. 人件費等補助」「イ. 土地家屋借上料補助」「ウ. 機能強化補助」の区分ごとに、補助基準額と対象経費の額とを比較して少ない方の額の合計で決定される。

<補助金の額について>

(補助金の額)		
第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表第1の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と、第3欄に定める額とを比較して少ない方の額の合計額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内において市長が決定する。		
(中略)		
〔別表第1〕		
1. 区分	2. 補助基準額	3. 対象経費
ア. 人件費等補助	〔指導員人件費、光熱費〕 〔重度加算〕 〔就職奨励加算〕	地域活動支援センターを運営するために必要な職員の給料、職員手当、共済費及び賃金並びにその他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等
イ. 土地家屋借上料補助	次に掲げる金額を月額として算出する額	地域活動支援センターの土地家屋借上料
ウ. 機能強化補助	地域活動支援センターで、次の(1)から(3)の要件をすべて満たす場合に、以下の区分ごとに定める額	本別表中、1. 区分のア、イのそれぞれ 3. 対象経費に定める経費のほか、地域活動支援センターの運営強化に要する経費

※出所：「福岡市地域活動支援センター補助金交付要綱」

しかし、算定基礎となる収支計画書（交付申請時）及び収支計算書（実績報告時）の様式のうち、歳出欄において、「ア. 人件費等補助」「イ. 土地家屋借上料補助」「ウ.

機能強化補助」の区分ごとに記載する様式となっておらず、また補助対象外の区分もないため、入手した報告書から直接的に補助金の額の算定ができず、所管部局において集計が行われていた。

<収支計画書の様式について>

令和3年度収支計画書						
歳 入			歳 出			
科目	決算額	内訳	科目	細目	予算額	内訳
福岡市補助金		①人件費補助合計	人件費			
		②土地家屋借上料補助	報償費			
		③機能強化加算	福利厚生費			
			旅費			
			合計			

※出所：交付申請書添付書類「収支計画書」一部抜粋

【意見】

本補助金要綱において、補助金の額は、「ア．人件費等補助」「イ．土地家屋借上料補助」「ウ．機能強化補助」の区分ごとの補助基準額と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額としなければならないが、現状の様式では区分ごとの集計ができず、補助金の額の算定に手集計が必要であり煩雑であるとともに計算誤りから補助金額の誤りまで招きかねない。

よって、市においては、事務の効率性及び正確な補助金額算定の観点から、例えば次のように補助対象経費の算定に整合する形で歳出を区分ごとに集計する等、様式の変更を検討することが望ましい。

<収支計画書の様式案について>

収支計画書						
歳入	歳出					
	対象	区分	科目	細目	予算額	内訳
	補助対象 経費	① 人件費補助 合計	人件費			
			小計			
		② 土地家屋借 上料補助	土地家屋借上料			
			小計			
		③ 機能強化加 算	① ②以外			
		合計				
	補助対象 外経費					

※出所：監査人作成

② (意見) 収支決算書における補助対象経費内容の明確化について

業務プロセス	Check (評価)：補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

交付先から提出された「令和3年度福岡市地域活動支援センターI型運営費補助金収支計画書」(以下、本補助金において「収支計画書」という。)及び「令和3年度福岡市地域活動支援センターI型運営費補助金収支計算書」(以下、本補助金において「収支計算書」という。)において、補助対象経費として「拠点区分間繰入金」の記載があったが、当該項目について収支計画書及び収支計算書には詳細な内容の記載はなされていない。

【意見】

拠点区分間繰入金の内容について、所管部局に質問したところ、法人本部で行われた地域活動支援センターに関する事務経費分を法人本部会計へ繰り入れたものであり、補助対象経費として認めているとのことであった。

しかし、収支計画書及び収支計算書にはそのような内容の記載がなく、書類上からは補助対象経費であるかどうか判別がつかない。

よって、市においては、拠点区分間繰入金のように科目名だけではその内容が分からないものについては書類上に内容の記載を求め、補助対象経費であることを明確化することが望ましい。

ツ 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金（障がい者部障がい福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市障がい者グループホーム設置費補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい福祉課
根拠規程等	福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	グループホーム設置事業者等
交付目的	グループホームの設置を促進するとともに障がい者のグループホームの利用の機会を拡大し、もって、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行を促進するもの
対象事業の概要	グループホームの設置事業
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	障害者総合支援法第36条に基づく、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けることが見込まれる事業者であること
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成15年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	150万円（重度障がい者を受け入れる場合は300万円）を上限に補助対象経費の全額または一部を補助
補助対象経費 ※	グループホームの開設に必要な経費（備品購入費、礼金・保証料等、家賃、改修費・消防用設備）
達成すべき指標の内容	グループホームの利用人数（単位：人／月）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	34,334	30,678	50,270	
決算額	30,753	29,178	50,269	
財源	市	30,024	29,178	50,269
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	729	－	－
交付先数	28	27	42	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	1,100	1,200	1,360
指標の実績値	1,136	1,331	1,547

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助対象経費における消費税相当額(仕入税額)の取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)上、補助対象経費については、次のとおりである。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)	
第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定めるところによる。	
別表第1	
補助対象経費	
障がい者グループホームの設置に要する以下の経費	
1	備品購入費(共同生活住居における共用部分で使用する購入価格が税込1万円以上かつ、耐用年数が概ね2年以上の備品の購入費用)
2	礼金・保証料等(共同生活住居の賃貸借契約にかかる礼金・保証料等)
3	家賃(障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃)
4	改修費・消防用設備(利用者の便宜に資すると認められる共同生活住居の改修経費及び共同生活住居の設置に伴う消防用設備にかかる経費)

※出所:「福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱」

<補助金の額の定め>

(補助金の額)		
第6条 補助金の額は、共同生活住居を新設する場合、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表第2の(1)により算出された額を上限として、市長が定めるものとする。なお、サテライト型住居を新設する場合においては別表第2の(2)によるものとする。		
第2項以下(略)		
別表第2		
事業内容	補助対象経費	補助上限額
(1) 共同生活住居の新規設置((2)、(3)を除く。)	1. 備品購入費 2. 礼金・保証料等 3. 家賃 4. 改修費・消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は150万円を超えないものとする。
(2) サテライト型住居新規設置	1. 礼金・保証料等 2. 家賃 3. 改修費・消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は20万円を超えないものとする。

(3) 共同生活住居の新規設置（障害支援区分 5 若しくは 6 の利用者が入居定員の 2 割以上入居する場合。）	1. 備品購入費 2. 礼金・保証料等 3. 家賃 4. 改修費・消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は 300 万円を超えないものとする。
--	---	---

※出所：「福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱」

上記のとおり、共同生活住居を新規設置する場合（サテライト型住居の新規設置、障害支援区分 5 又は 6 の利用者が入居定員の 2 割以上入居する場合の共同生活住居の新規設置の場合を除く。）には、基本的に 150 万円以下の補助対象経費が補助金の額となる。

また、補助対象経費は、本補助金交付要綱第 5 条の定めのとおり備品購入費等が対象となるが、本補助金交付要綱別表第 1 の備品購入費の欄に「購入価格が税込 1 万円以上」と記載されていることから明らかにおり、補助対象経費は消費税を含んでいる。つまり、補助金の額も消費税を含んだ形で算定されていることになる（もともと、本補助金交付要綱第 6 条に補助金額の上限額の定めがあるため、実際は上限額、例えば共同生活住居の設置の場合、150 万円の補助金が支払われているケースがほとんどである。）。

他方、本補助金の補助事業者（交付先）は株式会社が多く、消費税課税事業者として仕入税額控除相当額についての返還を求める必要があるケースが見込まれるが、本補助金交付要綱上、仕入控除税額に相当する金額の返還に関する規定はない。

そのため、いずれの補助事業者についても仕入れ税額控除に関する報告書は提出されず、補助金等の返還は行われていない。

【指摘事項】

消費税の課税事業者と免税事業者との間で、消費税の仕入税額控除に関して補助金返還分を取得できるかできないかで不平等が生じることになる。

よって、市においては、本補助金交付要綱上、仕入税額控除に関する取扱規定等を設けるか、そもそも消費税を含まない形で補助金決定を行う等の対応が必要である。

なお、この消費税の仕入税額控除に関する取扱いの点については、平成 23 年度の包括外部監査でも当時監査対象となった他の補助金の項目の中で指摘があったところであり、その後、長期間にわたり市全体として統一したルールが作成されていないことは極めて大きな問題である。市全体として早急な改善対応が必要である。

② （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

本補助金交付要綱においては、備品購入費が補助対象経費として認められている。

＜補助対象経費の定め＞

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第 1 に定めるところによる。

別表第1

補助対象経費

- 障がい者グループホームの設置に要する以下の経費
- 1 備品購入費（共同生活住居における共用部分で使用する購入価格が税込1万円以上かつ、耐用年数が概ね2年以上の備品の購入費用）
 - 2 礼金・保証料等（共同生活住居の賃貸借契約にかかる礼金・保証料等）
 - 3 家賃（障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃）
 - 4 改修費・消防用設備（利用者の便宜に資すると認められる共同生活住居の回収経費及び共同生活住居の設置に伴う消防用設備にかかる経費）

※出所：「福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱」

本補助金の要綱上、グループホームの設置に関連すれば、例えば50万円程度のパソコン等容易に換価可能な高価な備品についても、補助対象経費から購入することが可能である。

ところが、補助対象経費として備品購入費に支出される物品の種類または金額等の規模にかかわらず、本補助金交付要綱上、当該備品購入費が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては、何ら定められていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が、補助金により容易に換価可能な価値ある財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

テ 福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金（障がい者部障がい福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい福祉課
根拠規程等	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人等
交付目的	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの基盤整備を図り、もって障がい者の福祉の向上に資することを目的とする
対象事業の概要	在宅での生活が困難な障がい者の居住の場となる施設及び在宅で生活する障がい者の地域生活を支援するための施設の創設や大規模修繕等の事業
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	障がい者グループホーム、その他の社会福祉施設等を設置し、又は設置しようとしている法人
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和 54 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	国が定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱によって算定した補助基準額の 4 分の 3
補助対象経費 ※	施設の整備等に必要工事費又は工事請負費及び工事事務費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助対象となる事業は幅広く、指標の設定に馴染まないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		363,683	76,218	160,641
決算額		350,595	37,200	100,900
(財源)	市	116,865	3,400	8,634
	国	233,730	24,800	67,266
	県	—	—	—
	その他	—	9,000	25,000
交付先数		2	2	2

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ト 福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金（障がい者部障がい福祉課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金
所管部局	福祉局障がい者部障がい福祉課
根拠規程等	福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	グループホーム設置事業者等
交付目的	障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームにおいて、重度障がい者の受入れにかかる経費の一部を補助し、もって重度障がい者の居住の場を確保するもの
対象事業の概要	障がい者グループホームにおいて重度障がい者の受入れを行う事業
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	障害者総合支援法第36条に基づく、障がい者グループホームを行う者として指定を受け、重度障がい者を受け入れている事業者であること
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	令和2年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	補助基準額（重度障がい者1人あたり年額679千円）に年間平均入居者数を乗じた額
補助対象経費 ※	生活支援員等の配置に係る経費や、その他重度障がい者の受入れに必要な修繕費、備品購入費、光熱水費等の経費
達成すべき指標の内容	補助対象となる重度障がい者の受け入れ数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	－	25,917	40,442	
決算額	－	25,915	40,442	
（財源）	市	－	25,915	40,442
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	－	14	21	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	37	43
指標の実績値	—	39	67

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金は運営費補助であり、補助対象経費は広く認められている。

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、補助対象経費に関する定めは次のとおりである。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)		
第7条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。		
別表		
区分	補助額	補助対象経費
事業費	1 補助基準額 重度障がい者1人あたり年額679千円	生活支援員等の配置に係る経費や、その他重度障がい者の受入れに必要な修繕費、備品購入費、光熱水費等の経費
	2 補助額 補助基準額に、年間平均入居者数（当該年度の各月初日において現に入居する重度障がい者の人数の平均）を乗じた額を補助額とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。	

※出所：「福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱」

上記のとおり、本補助対象経費の範囲は広いが、市によれば、実際には人件費の一部に充当されている例が多く、補助対象経費として明記されている備品購入費や光熱水費等に支出されていることは稀であるとのことである。

なお、市は、人件費については上記別表中の「補助対象経費」の記載中、「生活支援員等の配置に係る経費」に該当するとの理解で本補助金交付要綱を作成しているとのことである。

【意見】

本補助金交付要綱上は補助対象経費として「生活支援員等の配置に関する経費」という記載があるが、このような記載は具体的にどのような経費を意味するのか分かりづらい。

実際にはほとんどが「人件費」に支出されており、市としても人件費は「生活支援員等の配置に関する経費」に当たるという理解をしているとのことであるため、上記のような不明確な表現にするよりは、端的に、補助対象経費を「人件費」と記載する方が明確であると思われる。

よって、市においては、本補助金交付要綱上の補助対象経費について、例えば「人件費」と記載する等、具体的な内容を明確化することが望ましい。

② (意見) 収支報告書の充実化について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

補助対象者（交付先）による事業実績報告中の「収支報告」は、本補助金交付要綱の規定に基づき、市が交付する様式（様式5）によって行われている。

<実績報告の様式>

(補助金の実績報告)	
第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。	
(1) 福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業実績報告書（様式4）	
(2) 事業報告書及び収支報告書（様式5）	
(3) 重度障がい者受け入れ状況一覧（様式6）	
(4) その他市長が必要と認める書類	

※出所：「福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱」

<収支報告の様式>

3. 収支報告			
歳入		歳出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金		賃金等	
その他		その他	
歳入合計		歳出合計	

※出所：「福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱（様式5）」

上記収支報告の書式をもとに、各補助対象者からは、例えば以下の例のような収支報告がなされている。

これらを見ると、上記様式5（ひな形）の「収支報告」の欄にあらかじめ記載された項目が簡潔な記載であることに起因しているためか、各補助対象者から実績報告として提出された収支報告も、「賃金等」と「その他」という費目のみの簡単な記載となっていることが多い。

<収支報告の例1>

3. 収支報告			
歳入		歳出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金	1,358,000 円	賃金等	14,138,000 円
その他	12,780,000 円	その他	
歳入合計	14,138,000 円	歳出合計	14,138,000 円

※出所：提出された「事業報告書及び収支報告書」

<収支報告の例2>

3. 収支報告			
歳入		歳出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金	1,358,000 円	賃金等	1,358,000 円
その他		その他	
歳入合計	1,358,000 円	歳出合計	1,358,000 円

※出所：提出された「事業報告書及び収支報告書」

<収支報告の例3>

3. 収支報告			
歳入		歳出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金	339,000 円	賃金等	3,696,000 円
その他	6,613,448 円	その他	3,256,448 円
歳入合計	6,952,448 円	歳出合計	6,952,448 円

※出所：提出された「事業報告書及び収支報告書」

【意見】

上記のとおり、各事業者から収支報告書の提出を受けても、「賃金等」「その他」に支出したということしか読み取れず、さらに、「等」「その他」との記載のため、結果として市の補助金が具体的にどのような費目に支出されたのかが全く不明である。

よって、市においては、収支報告書について、様式の改訂、補助対象者への指導の徹底等を通じて、補助金の具体的な使途が分かるように収支報告書の内容を充実化させることが望ましい。

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

本補助金交付要綱においては、備品購入費が補助対象経費として認められている。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)		
第7条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。		
別表		
区分	補助額	補助対象経費
事業費	1 補助基準額 重度障がい者1人あたり年額679千円	生活支援員等の配置に係る経費や、その他重度障がい者の受入れに必要な修繕費、備品購入費、光熱水費等の経費
	2 補助額 補助基準額に、年間平均入居者数（当該年度の各月初日において現に入居する重度障がい者の人数の平均）を乗じた額を補助額とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。	

※出所：「福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱」

本補助金の要綱上、重度障がい者グループホームの設置に関連すれば、例えば50万円程度のパソコン等容易に換価可能な高価な備品についても、補助対象経費から購入することが可能である。

ところが、補助対象経費として備品購入費に支出される物品の種類または金額等の規模にかかわらず、本補助金交付要綱上、当該備品購入費が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては、何ら定められていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)
第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。
(1) 不動産及びその従物。
(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。
第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が、補助金により容易に換価可能な価値ある財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

(5) 保健医療局

ア 福岡市救急病院協会事業補助金（健康医療部地域医療課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市救急病院協会事業補助金
所管部局	保健医療局健康医療部地域医療課
根拠規程等	福岡市救急病院協会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市救急病院協会
交付目的	福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	(1) 救急医療関係機関との連携・相互協力に関する事業 (2) 救急医療業務に従事する者に対する教育及び訓練に関する事業 (3) 救急医療の調査研究に関する事業 (4) 救急医療に関する広報・啓発に関する事業 (5) その他救急病院協会の目的達成に必要な事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助金は、福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与することを目的に、救急病院協会が実施する関係機関相互の協力・連携体制の構築、並びに救急医療従事者等への専門的かつ高度な研修・訓練等の事業に対して補助を行うものであり、同等の事業を行う団体は他にないため。
開始年度	昭和 42 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	上記補助対象事業にかかる対象経費のうち、市の予算の範囲内において市長が定める額。
補助対象経費 ※	人件費、広報費、報償費、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、器具修理費、役務費、保険料、通信費、委託費、備品費、負担金、食糧費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	対象事業に対して、具体的な指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	10,330	10,330	10,330
決算額	10,330	10,330	10,330
(財源)	市	10,330	10,330
	国	—	—
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市救急病院協会事業補助金交付要綱（以下、本補助金について「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費についての定めは次のとおりである。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)	
第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、別表の定めるところによる。	
別表 補助対象経費	
経費区分	内容
人件費	研修会・講演会・イベント開催に係る臨時職員の賃金・雇用保険料
略	
備品費	教育・訓練資器材・被服購入費
略	
食糧費	会議にかかる茶菓代、研修会・講演会講師、イベントスタッフ（無給）への食事、飲み物代（アルコール類を除く。）

※出所：「福岡市救急病院協会事業補助金交付要綱」

【意見】

補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。

一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されることが考えられる。

ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費に位置付けている趣旨や理由が明確ではない。

このため、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。

よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。

なお、令和3年度の実績報告の事業収支結果によれば、食糧費の支出は0円であるが、消耗品費として「講師用飲料(6,033円)」が計上されており、本来、上記の「食糧費」の項目に分類されるべき経費であると考えられる。他の項目に食糧費に該当する支出が計上されていないかどうかについても併せて把握することが望ましい。

② (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助金は、少なくとも直近3か年において例年どおりの金額が予算として算定され、これが事実上、補助金の金額となっている。

【意見】

本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年通りの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。

よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について、具体的な指標設定が困難であることを理由に、達成すべき指標を設定していない。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動(研修会やイベント等)を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標(活動指標)や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標(成果指標)の設定を検討することが望ましい。

実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「救急病院及び同診療所の救急医療に関する能力の向上、相互の協力体制の保持、並びに救急隊をはじめとする関係機関との連携により、急傷病者への医療の確保や充実が図られている。また、教育訓練資器材の貸し出し等を通して、市民の応急手当知識の普及向上に貢献している。」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができてい以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという事実に関する点を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。

イ 福岡市医師会保健福祉事業補助金（健康医療部地域医療課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市医師会保健福祉事業補助金
所管部局	保健医療局健康医療部地域医療課
根拠規程等	福岡市医師会保健福祉事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人 福岡市医師会
交付目的	福岡市における公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実等を図ることを目的とする。
対象事業の概要	(1) 公衆衛生の普及向上に関する事業 (2) 市民の健康づくりの推進に関する事業 (3) 地域医療の充実に関する事業 (4) 看護師等養成事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助金は、市民の健康づくりの推進や地域医療の充実等を図ることを目的に、福岡市医師会が実施する各種事業に対して補助を行うものであり、同等の事業を行う団体は他にないため。
開始年度	昭和 48 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	上記補助対象事業にかかる対象経費のうち、市の予算の範囲内において市長が定める額かつ補助対象経費から国、県、その他の団体からの補助及び交付金額を差し引いた残額の 1/2 以内。
補助対象経費 ※	人件費、広報費、謝礼金、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、通信費、委託費、貸付金、活動助成金、負担金、食糧費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	対象事業に対して、具体的な指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	60,900	60,900	60,900	
決算額	60,900	59,962	59,961	
(財源)	市	60,900	59,962	59,961
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市救急病院協会事業補助金交付要綱（以下、本補助金について「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費についての定めは次のとおりである。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)	
第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に定めるところによる。	
別表第2 補助対象経費	
経費区分	内容(例)
人件費	研修会・講演会・イベント開催に係る事務局職員（臨時職員を含む。）の給料・手当
略	
食糧費	研修会講師・イベントスタッフ（無給）への食事、飲み物代（アルコール類を除く。）

※出所：「福岡市医師会保健福祉事業補助金交付要綱」

【意見】

補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。

一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されることが考えられる。

ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費としている趣旨や理由が明確ではない。また、令和3年度の収支報告書によれば、交付先団体は相当な金額の繰入金を収入に挙げており、少なくとも、「食糧費」の補助まで行わなければならないほど資金力に乏しいとはいえない。

以上より、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。

よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について、具体的な指標を設定することが困難であることを理由に、達成すべき指標を設定していない。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動(研修会やイベント等)を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標(活動指標)や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標(成果指標)の設定を検討することが望ましい。

実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「公衆衛生の普及向上や、市民の健康づくりの推進を図るとともに、保健・医療・福祉の連携による市民サービスに貢献している。また、看護師及び准看護師の養成を通して、看護師不足の解消に努めることにより、保健医療供給体制の充実に貢献している。」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができていいる以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという事実に関する点を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助金は、少なくとも直近3か年において例年どおりの金額が予算として算定され、これが事実上、補助金の金額となっている。

【意見】

本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。

よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。

④ (結果) 支出した補助対象経費の内訳確認について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

交付先が事業実績報告として提出する補助事業の収支精算書は、補助対象経費と補助対象外経費は区別、整理されているものの、摘要欄の内訳の記載は簡潔な記載にとどまっている。

例えば「1. 公衆衛生の普及向上及び市民の健康づくりの推進に関する事業」についての人件費科目、総額 1,644,916 円についての摘要欄は「ニコニコベース出勤者手当等」、謝礼金科目、総額 146,838 円についての摘要欄は「講師謝礼金等」という記載にとどまっているため、人件費として何人に対し、どういった支出がなされたのか、謝礼金として何人の講師にそれぞれいくらの支出が行われたのか等を当該記載から読み取ることは困難である。

市によれば、事業実績に係る審査は提出書類の書面審査であり、特に内訳確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

補助対象経費の支出について、具体的にどのような目的でそれぞれいくらが支出されたのかを具体的に把握することは、補助金が貴重な市税等を財源とするものであることからすれば重要な点である。

ところが、本件補助金の実績報告書類として提出される書類からは、具体的な内訳を把握することは困難である。

よって、市は、少なくとも、例えば一定額以上の高額支出や臨時的な支出など重要な支出については、収支決算書に具体的にその内訳を掲載するように交付先に対して依頼、指導すべきである。仮に交付先による上記内訳の詳細な記載がない場合は、市の担当者は交付先に対して内容確認の質問等を行うとともに、必要に応じて支出を確認できる証憑を入手するなどの対応をとるべきである。

⑤ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金は次のとおり、交付先である一般社団法人福岡市医師会（以下「福岡市医師会」という。）が、補助金の一部を他団体への間接補助とすることが認められている。

＜間接補助についての定め＞

(間接補助金の交付基準)	
第 8 条 医師会が、補助金の一部を医師会の構成団体への間接補助とする場合は、その理由を明確にするとともに、別表 4 に定める配分基準に基づき交付しなければならない。	
別表第 4 間接補助金の配分基準	
区分	補助額
1 団体あたり	1 事業内容つき 100 千円以内

※出所：「福岡市医師会保健福祉事業補助金交付要綱」

どうの場合にどうの基準で間接補助を行うかという配布基準については、上記の規定以外には特に規定されていない。

【指摘事項】

間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである。上記規定は、1 団体当たり一事業内容につき 100 千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市医師会に一任されている。

間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市医師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。

よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。

ウ 福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金（健康医療部地域医療課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金
所管部局	保健医療局地域医療課
根拠規程等	福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人福岡市薬剤師会
交付目的	公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実を図ることを目的とする。
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ薬局、在宅医療・介護の推進に関する事業 ・健康づくりの推進に関する事業 ・薬物乱用防止に関する事業 ・薬局及び保険薬局業務の円滑な推進に関する事業 ・医療費の適正使用及び削減に関する事業 ・その他目的を達成するために必要な事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助の対象となる事業は、医薬、健康といった専門性の求められる分野であるため、公募は不向きであり、当該団体に特定している。
開始年度	昭和 49 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の 2 分の 1
補助対象経費 ※	補助対象事業に係る人件費、広報費、謝礼金、旅費・交通費、使用料及び借損料、印刷消耗品費、通信費、委託費、活動助成金、負担金、食糧費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	対象事業に対して、具体的な指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	10,100	10,100	10,100
決算額	10,100	10,100	10,100
（財源）	市	10,100	10,100
	国	－	－
	県	－	－
	その他	－	－
交付先数	1	1	1

＜補助金等の効果（達成すべき指標）＞

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助金は、少なくとも直近3か年において例年どおりの金額が予算として算定され、これが事実上、補助金の金額となっている。

【意見】

本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。

よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について達成すべき指標を設定していない。理由は、対象事業に対して具体的な指標を設定することが困難であるためということである。

【意見】

確かに、「補助金等の概要」に記載のとおり、本事業の目的は「公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実を図ること」であり、目に見えない目標を対象としているため、指標の設定は単純ではないであろう。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。

実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「公衆衛生の普及向上や、市民の健康づくりの推進に貢献している。また、かかりつけ薬局・在宅医療・介護の推進及び医療機関との連携強化を図ることにより、地域医療の充実に貢献している」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができて以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという事実に関する点を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。

③ (意見) 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金交付要綱（以下、本補助金について「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費についての定めは以下のとおりである。

＜補助対象経費の定め＞

(補助対象経費)	
第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（以下「事業費」という。）のうち、別表2の定めるところによる。	
別表第2 補助対象経費	
経費区分	内容
人件費	研修会・講演会・イベント開催に係る事務局職員（臨時職員を含む。）の給料・手当
略	
食糧費	研修会講師・イベント時の事務局職員・イベントスタッフ(無給)への食事・飲み物代(アルコール類を除く。)

※出所：「福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金交付要綱」

【意見】

補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。

一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されると考えられる。

ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費に位置付けている趣旨や理由が明確ではない。

このため、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。

よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。

④ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金は、次のとおり、交付先である一般社団法人福岡市薬剤師会（以下「福岡市薬剤師会」という。）が、補助金の一部を他団体への間接補助とすることが認められている。

<間接補助についての定め>

(間接補助金の交付基準)	
第8条 薬剤師会が、補助金の一部を薬剤師会の構成団体への間接補助とする場合は、その理由を明確にするとともに、別表3に定める配分基準に基づき交付しなければならない。	
別表第3 間接補助金の配分基準	
区分	補助額
1 団体あたり	1 事業内容つき 200 千円以内

※出所：「福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金交付要綱」

どういう場合にどういう基準で間接補助を行うかという配布基準については、上記の規定以外には特に規定されていない。

【指摘事項】

間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである。上記規定は、1 団体当たり一事業内容につき 200 千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市薬剤師会に一任されている。

間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市薬剤師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。

よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。

エ 福岡県私設病院協会事業補助金（健康医療部地域医療課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡県私設病院協会事業補助金
所管部局	保健医療局健康医療部地域医療課
根拠規程等	福岡県私設病院協会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人 福岡県私設病院協会
交付目的	福岡市における医療の充実向上を図るため、私設病院協会が実施する会員を対象とした病院経営、医療安全管理、その他の医療の充実向上に寄与する研修事業に対する助成を目的とする。
対象事業の概要	(1) 病院の管理運営の調査研究に関する事業 (2) 公衆衛生及び地域社会活動に関する事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助金は、地域医療の質を向上させ、地域医療の充実に資することを目的に、病院管理者、事務職員及び看護職員などを対象として私設病院協会が実施している研修会事業に対し補助を行っているものであり、このような事業を行っている団体は限定されるため。
開始年度	昭和 49 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費から関連収入（負担金収入・参加費収入、ただし私設病院協会の会費収入を除く。）を差し引いた額に 1/2 を乗じた額を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額。
補助対象経費 ※	報償費・旅費・印刷消耗品費・食糧費・役務費・借損料
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	対象事業に対して、具体的な指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		750	750	750
決算額		750	737	750
（財源）	市	750	737	750
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

福岡県私設病院協会事業補助金交付要綱（以下、本補助金について「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費についての定めは以下のとおりである。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

別表 補助対象経費

経費区分	内容
報償費	講師への謝金
旅費	講師の交通費
印刷消耗品費	資料代、事務用品費、書籍等
食糧費	講師への茶菓
役務費	研修会速記料、通信運搬費
借損料	会場・機器等借上料

※出所：「福岡県私設病院協会事業補助金交付要綱」

【意見】

補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。

一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されることが考えられる。

ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費に位置付けている趣旨や理由が明確ではない。

このため、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。

よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について達成すべき指標を設定していない。理由は、対象事業に対して具体的な指標を設定することが困難であるためということである。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。

③ (結果) 支出した補助対象経費の内訳確認について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

交付先が事業実績報告として提出する補助事業収支計算書の支出欄は、次のとおりとなっている。

<事業収支計算書の支出欄の記載>

別表 補助対象経費		
(単位 : 円)		
経費区分	決算額	内容等
報償費	830,000	講師への謝金
旅費	261,650	講師への交通費等
印刷消耗品費	247,038	資料、広報誌掲載、事務用品
食糧費	0	講師への茶菓
役務費	556,088	通信運搬費
借損料	1,373,390	会場・機器等借上料
合計	3,268,166	

※出所：「令和3年度福岡県私設病院協会研修事業収支計算書」

このように、収支計算書上の各経費区分の支出の内訳は、本補助金交付要綱第5条別表の「内容欄」の記載とほぼ同一であり、具体的に何に支出されたのかについての記載がなされていない。そのため、補助対象経費として支出した事項は具体的にどのようなものであったのかという点を収支計算書の記載からは確認することができない。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

別表 補助対象経費

経費区分	内容
報償費	講師への謝金
旅費	講師の交通費
印刷消耗品費	資料代、事務用品費、書籍等
食糧費	講師への茶菓
役務費	研修会速記料、通信運搬費
借損料	会場・機器等借上料

※出所：「福岡県私設病院協会事業補助金交付要綱」

【指摘事項】

補助対象経費の支出について、具体的にどのような目的でそれぞれいくらが支出されたのかを把握することは、補助金が貴重な市税等を財源とするものであることからすれば重要な点である。

ところが、本件補助金の実績報告書類として提出される書類からは、具体的な内訳を把握することは困難である。

よって、市は、少なくとも、例えば一定額以上の高額支出や臨時的な支出など重要な支出については、収支決算書に具体的にその内訳を掲載するように交付先に対して依頼、指導すべきである。仮に交付先による上記内訳の詳細な記載がない場合は、市の担当者は交付先に対して内容確認の質問等を行うとともに、必要に応じて支出を確認できる証憑を入手するなどの対応をとるべきである。

④ (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助金は、少なくとも直近3か年において例年どおりの金額が予算として算定され、これが事実上、補助金の金額となっている。

【意見】

本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。

よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。

オ 福岡市結核予防費補助金（健康医療部保健予防課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市結核予防費補助金
所管部局	保健医療局健康医療部保健予防課
根拠規程等	福岡市結核予防費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	私立学校または施設の設置者
交付目的	結核健康診断の実施を推進し、結核の予防を図る。
対象事業の概要	学校または社会福祉施設の長等が実施する定期の健康診断を実施するために必要な経費のうち、補助対象経費について、補助金を交付する。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	1号又は2号に該当し、かつ3号に該当する者とする。 なお、補助事業者は公募により募集する。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業を実施する者 (2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う(1)に準じた健康診断事業を実施する者 (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和47年度
終期年度	令和6年度（継続については、終期到来までに判断）
補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法 ※	次の第1号及び第2号に掲げる額の合計額と第3号に掲げる額を比較し、いずれか低い額に3分の2を乗じて得た額とし、予算の範囲内で決定し交付する。 (1) 基本額 医療機関（保健所を除く。以下同じ）が実施する胸部エックス線検査を受けた者の人数に640円を乗じた額 (2) やむを得ない事情により立位による撮影ができないため、医療機関が実施する直接撮影による胸部エックス線検査を受けた者の人数に1,670円を乗じた額 (3) 対象経費 医療機関が実施する胸部エックス線検査に要する実支出額から補助事業を実施した年度におけるその実施に関する収入の額（本事業による補助金を除く。）を控除した額
補助対象経費 ※	次の各号に掲げる者に実施した胸部エックス線検査に要する費用とする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学、高等学校、高等専門学校）、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒であって当該年度に入学した者

	(2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設の入所者であって 65 歳以上若しくは当該年度中に 65 歳になる者 (3) 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成 2 年法務省告示第 145 号)の別表第 1 に定める日本語教育機関の生徒であって、当該年度に入学した者
達成すべき指標の内容	補助金交付先が実施する結核健康診断の実施件数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		13,850	13,351	12,016
決算額		13,833	10,518	11,945
(財源)	市	13,833	10,518	11,945
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		76	52	58

<補助金等の効果 (達成すべき指標) >

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	32,976	31,788	28,609
指標の実績値	33,538	23,529	29,255

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 福岡いのちの電話運営事業補助金（健康医療部保健予防課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡いのちの電話運営事業補助金
所管部局	保健医療局健康医療部保健予防課
根拠規程等	福岡いのちの電話運営事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	社会福祉法人 福岡いのちの電話
交付目的	市民の悩みや不安の解消を図り、心の健康増進及び自殺予防対策の推進を図ることを目的とする。
対象事業の概要	相談員（ボランティア）による、24時間年中無休の体制で、自殺予防等に関する電話相談等。電話相談員の養成、研修の実施。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡市において福岡いのちの電話と同等の体制での相談事業が他にないため。
開始年度	平成3年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法 ※	収支予算書および前年度の実績報告書をもとに、補助対象経費のうち補助率 1/2 より算出された額を上限とし、予算の範囲内で交付。
補助対象経費 ※	人件費、事務費、事業費、その他市長が特に必要と認める経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	相談件数に関わらず、事業の継続が必要であると認められるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	5,000	5,000	5,000
決算額	5,000	5,000	5,000
（財源）	市	5,000	5,000
	国	—	—
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	1	1	1

＜補助金等の効果（達成すべき指標）＞

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助金は、少なくとも直近3か年において、例年どおりの金額が予算として算定されて、これが事実上、補助金の金額となっている。

【意見】

本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。

よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。

キ 地域健康づくり活動推進事業補助金（健康医療部健康増進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	地域健康づくり活動推進事業補助金
所管部局	保健医療局健康医療部健康増進課
根拠規程等	地域健康づくり活動推進事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市衛生連合会
交付目的	地域における保健、健康づくり活動等の推進することを目的とする。
対象事業の概要	市衛生連合会が行う以下の事業 (1) 各区衛生連合会相互の連携を図り、衛生連合会の円滑な運営と事業推進を図るための諸会議等の事業 (2) 保健、健康づくりに関する各種大会・研修会への派遣事業 (3) 区衛生連合会が行う保健、健康づくりに関する育成、研修に関する助成事業 (4) 区衛生連合会が行う「健康日本 21 福岡市計画」の推進事業 (5) 各種団体との連絡協調に関する事業 (6) その他、目的を達成するために必要な事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助目的を達成し得る団体が限定されているため
開始年度	昭和 47 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	毎年の実績や事業計画により、市の予算の範囲内で算定
補助対象経費 ※	人件費（臨時職員雇用経費）、需用費（印刷消耗品費、通信運搬費、借上料、備品購入費等の事務的経費、衛生連合会役員に対する費用弁償）、会議費（会議開催等に関する経費）、育成事業費（保健、健康づくりに関する各種大会、研修会等への派遣経費、広報経費、保健衛生大会開催経費）、負担金（全国組織の会費負担金等）、地域活動助成費（区衛生連合会が実施する地域健康づくり活動推進事業助成費、区衛生連合会事務局職員雇用経費）、その他（その他補助対象経費とすることが適当であると市長が認める経費）
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	本補助金の目的は、多岐にわたる他の健康づくり事業と合わせて達成されるものであるため、個別での達成指標は設定していない。 【参考】 保健福祉総合計画より ○健康づくりに取り組んでいる人の割合（20 歳以上） 現状値：55.4%（令和元年度） 目標値：75%（令和 8 年度）

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		29,218	29,218	29,218
決算額		28,414	22,680	23,479
(財源)	市	28,414	22,680	23,479
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金の必要性等に関する検討について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	有効性

【現状】

昭和20年代後半から生活環境の整備が大きな社会問題となったことから、国において昭和30年に「蚊とハエのいない生活」についての厚生省通知が出され、全国的に衛生組合が結成され、駆除運動が展開された。この運動がきっかけとなり、本市でも清潔で明るく健康なまちづくりの実現を目指し、昭和33年に本補助金交付先団体である福岡市衛生連合会が結成された。

このように交付先団体の活動の中心はもともと蚊やハエなどの害虫駆除であったが、その後は、生活衛生環境の向上により、害虫駆除活動から健康づくりや生活環境事業への取組にその活動の中心が変化していった。

現在は、市の市町村健康増進計画である「福岡市保健福祉総合計画」の推進に重点を置いた「地域の健康づくり」が福岡市衛生連合会の中心活動となっており、時代の変化により、衛生連合会の発足当初とはその目的、活動内容を異にするに至っている。

本補助金は事業補助の形ではあるが、福岡市衛生連合会にはほぼ収入がなく、補助金によって運営されている団体である(令和3年度は市の補助金23,479千円以外には、5円の雑収入のみである)。

市によれば、福岡市衛生連合会の事業内容は以下のとおりである。

<福岡市衛生連合会の事業内容>

市衛生連合会	区衛生連合会の全市的な連絡調整及び全市的な功労者の表彰等を行う。 ○諸会議の実施(理事会、監査、事務局会議) ○功労者表彰(福岡市保健衛生大会での市長表彰、公衆衛生事業功労者福岡県知事表彰) ○各種団体会議への出席(健康づくりフェスタふくおか、健康日本21福岡市計画推進会議等)
各区衛生連合会	地域の健康づくりの支援、市・校区衛生連合会及び各区保健福祉セ

	<p>ンター（行政）、各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>○各校区衛生連合会が実施する健康づくり活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区健康づくり支援メニューの提供 ・地域リーダーの育成（活動情報交換会や役員研修会、表彰の実施） ・健康づくりや感染症予防や対処法等の情報の各校区への提供、広報等
校区衛生連合会	<p>行政、各種団体と連携し、地域の特性に応じた主体的な健康づくり活動を推進</p> <p>○地域の実状に合った事業計画（ウォーキング大会や健康づくり講演会の実施）</p> <p>○各種健康診断や健康教育・健康相談への住民参加の促進</p> <p>○健康づくりや感染症予防や対処法等の情報の地域住民への提供等</p>

※出所：「福岡市衛生連合会について」

市の小学校校区単位毎に校区衛生連合会が置かれ、この活動支援等を行う各区の区衛生連合会がある。さらに、区衛生連合会と連携して全市的な連絡調整等を行うのが福岡市衛生連合会である。

福岡市衛生連合会に対する本補助金については、平成 23 年度に実施された包括外部監査結果報告書でも、補助の必要性について以下のような意見が述べられていた。

＜平成 23 年度の包括外部監査での本補助金に関する意見＞

<p>(2) 問題点</p> <p>ア 補助の必要性</p> <p>16 年委員会の意見でも述べられているとおり、福岡市衛生連合会については、「地域の健康づくり」へと、その役割をシフトしている。「地域の健康づくり」のためには、自治体と住民との協働が不可欠であり、その橋渡し役の存在も必要かと思われるが、現在の衛生連合会制度がその目的のために有効に機能しているのかは議論の余地があるところであろうと思われる。</p> <p>特に、16 年委員会の意見を受けて組織のスリム化を図っているものの、それでも、市・区・校区各衛生連合会においては、相当の人員費、会議費等の一般管理経費を現在も支出しているところであり、他の組織・事業等の関係も踏まえて、団体のあり方・補助のあり方を絶えず検討すべきである。</p>
--

※出所：「包括外部監査結果報告書」

【意見】

上記のとおり、既に衛生連合会は設立当初の目的、活動を終えており、現在は「地域の健康づくり」が活動の中心である。

地域の健康づくりを目的として、校区や各区を中心に上記の各事業内容が実施されている。

しかし、上記の各事業内容は他の健康づくり活動とも重複している面があると思われ、現に市も本件補助金について指標を設定しない理由の中で「多岐にわたる他の健康づくり事業と合わせて達成されるべきものであるため」と述べているところである。

また、そもそも、時代の変化により市民各人が自分に合った健康づくり活動を行うようになってきていると思われる。

以上を踏まえると、本補助金の必要性について検討を行うべき段階にあると考える。

なお、補助の必要性に関して議論の余地が生じていることは、平成 23 年度の包括外部監査結果報告書でも述べられているところであり、それから 10 年以上が経過した現時点においても、本事業に対して例年同じ金額が予算化されている点は問題があると考えます。

よって、市においては、そもそも衛生連合会自体が必要かどうか、同団体の事業活動に対する補助金支出の必要性、市の自主事業としての実施可能性等を議論、検討することが望ましい。

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金の目的は多岐にわたる他の健康づくり事業と合わせて達成されるものであるため、本補助金について個別での達成指標は設定していないとのことである。

【意見】

確かに、他の健康づくり事業と合わせて目的が達成されるものであれば、指標の設定は単純ではないであろう。

しかし、本補助金によって達成すべき指標の設定がなければ、そもそも本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。上記のとおり、そもそも本補助金についてはその必要性の検証を要する状況になっていることを踏まえるとなおさらである。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動(研修会やイベント等)を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標(活動指標)や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標(成果指標)の設定を検討することが望ましい。

ク 福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金（健康医療部口腔保健支援センター）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金
所管部局	保健医療局口腔保健支援センター
根拠規程等	福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人福岡市歯科医師会
交付目的	福岡市における歯科公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域歯科医療の充実等
対象事業の概要	(1) 歯科公衆衛生の普及向上及び市民の健康づくりの推進に関する事業 (2) 地域歯科医療の充実に関する事業 (3) 口腔衛生相談に関する事業 (4) その他目的を達成するために必要な事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助目的を達成し得る団体が限定されているため
開始年度	昭和 48 年度
終期年度	令和 7 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費のうち、市の予算の範囲内において市長が定めるもの。(概ね 1/2)
補助対象経費 ※	人件費、広報費、謝礼金、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、通信費、委託費、活動助成金、負担金、食糧費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	本補助金の目的は、多岐にわたる他の歯科公衆衛生の普及向上事業等と合わせて達成されるものであるため、個別での達成指標は設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	11,900	11,900	11,900
決算額	11,900	11,900	11,900
(財源)	市	11,900	11,900
	国	－	－
	県	－	－
	その他	－	－
交付先数	1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金交付要綱（以下、本補助金について「本補助金交付要綱」という。）上、本補助金の補助対象経費の中には次のとおり「食糧費」が含まれている。食糧費の内容例は、「研修会講師・イベントスタッフ（無給）への食事・飲み物代（アルコール類を除く）」とされている。

なお、令和3年度については、交付先において食糧費は支出されていない。

<補助対象経費の定め>

(補助対象経費)	
第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、別表第2に定めるところによる。	
別表第2	
経費区分	内容(例)
人件費	研修会・講演会・イベント開催に係る事務局職員（臨時職員を含む。）の給料・手当
広報費	イベント案内・各種啓発に係るポスター・リーフレット・チラシ作成・掲出、放送料、広告掲載料
中略	
食糧費	研修会講師・イベントスタッフ（無給）への食事・飲み物代（アルコール類を除く）

※出所：「福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金交付要綱」

【意見】

補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。

一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されることが考えられる。

ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費としている趣旨や理由が明確ではない。また、交付先団体から提出のあった決算書によれば、交付先はそれなりの財産基盤を有しており、交付先が自らの事業を実施する上で必要と認める食糧費については負担能力を有していると考えられる。このため、食糧費の支出が必要であれば交付先において支出すれば足り、あえて市の補助金によりカバーすべき具体的な必要性は把握できなかった。

以上により、本補助金については、食糧費を補助対象経費とすることの相当性や合理性が客観的に明らかであるとはいえない。

よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。

② (結果) 事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な運用について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助対象経費となる人件費について、本補助金交付要綱によれば、単に人件費ではなく「研修会・講演会・イベント開催に係る事務局職員（臨時職員を含む。）の給料・手当」に限定されているように読み、少なくとも本補助金交付要綱の文言上、例えば交付先の経理担当者の人件費等は含まれない。

＜補助対象経費の定め＞

(補助対象経費)	
第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、別表第2に定めるところによる。	
別表第2	
経費区分	内容（例）
人件費	研修会・講演会・イベント開催に係る事務局職員（臨時職員を含む。）の給料・手当

※出所：「福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金交付要綱」

交付先団体の定款によれば、交付先団体は、本補助金の対象事業のほかにも交付先団体の会員の福祉に関する事業や交付先団体の広報活動等の広い事業を行っている。

ところが、実績報告書の収支決算書によれば、補助対象事業ごとに人件費が按分されているのみであり、補助対象外として振り分けられた人件費がない。そのため、収支決算書は、交付先団体の経理担当者の人件費等、本来補助対象外と位置付けられるべき経費についても本件補助金の補助対象経費として支出されたかのようにも読み取れる内容となっている。

【指摘事項】

本補助は、補助金の名称から明らかなおと、運営費補助ではなく事業費補助である。しかし、上記のとおり、本補助金の人件費については、提出書類上、交付先団体における全ての人件費が補助対象とされているような誤認を招く記載となっている。

よって、市は、事業費補助であることを明確化するため、本補助金交付要綱に明記されているとおり、人件費に係る補助対象経費について適切な確認、交付先団体に対する実績報告上の改善指導等を行うべきである。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金について達成すべき指標を設定していない。理由は、本補助金の目的は、多岐にわたる他の歯科公衆衛生の普及向上事業等と合わせて達成されるものであるためということである。

【意見】

確かに、「補助金等の概要」に記載のとおり、本事業の目的は「福岡市における歯科公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域歯科医療の充実等」という広く抽象的な事項であるため、指標の設定は単純ではないであろう。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。

よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会、イベント、協議会、相談等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。

実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「歯科口腔保健の知識・口腔ケアの重要性についての普及啓発の実施により、福岡市の8020達成者率は51.6%（H31高齢者実態調査）と高い。また、訪問歯科診療や在宅歯科医療、在宅口腔ケアの充実に関する啓発や歯科医療従事者に対する研修等を行い、診療技術の向上を図っている。」との評価がなされている。上記評価の中の8020達成者率が数字で示されていることや、そもそも効果について市として一定の評価ができていいる以上、市がそのような評価を行うことになった事実関係を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。

ケ 福岡市公衆浴場事業振興等補助金（生活衛生部生活衛生課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）
所管部局	保健医療局生活衛生部生活衛生課
根拠規程等	福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部
交付目的	公衆浴場の確保及び施設の衛生水準の向上を図り、市民の保健衛生の確保に資すること。
対象事業の概要	福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部が行う活動のうち、研修、調査研究、利用促進事業に要する経費を補助するもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助金は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の規定に基づくものであり、補助対象者は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された公衆浴場生活衛生同業組合に限定しているため。
開始年度	昭和 49 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	予算の範囲内
補助対象経費 ※	福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部が行う活動のうち、下記に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・研修費（会場借上費、講師謝礼金、印刷費、事務消耗品費、役務費） ・調査研究費（交通費、役務費） ・利用促進事業費（消耗品費、印刷費、交通費、委託料）
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	公衆浴場経営の安定化と施設の衛生水準向上等による市民の公衆浴場利用機会の確保と市民の健康増進といった補助金の効果について指標の設定に馴染まないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		1,900	1,900	1,900
決算額		1,900	1,900	1,900
（財源）	市	1,900	1,900	1,900
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の交付要件として福岡市の市税に係る徴収金に滞納がないことを要件とする条項を定めておらず、市税の滞納照会を行っていない。

【意見】

本補助金の交付要件として滞納がないことを要件とする条項がなければ、市税を財源に補助金を受けながら支払うべき市税を納めていない事業者へ交付する可能性があり、その適法性と倫理観の観点から問題である。

よって、市においては、本補助金交付要綱において市税滞納照会条項を設定するとともに、市税の滞納照会を行うことが望ましい。

② (意見) 事業費補助としての明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金の性質について、本補助金交付要綱の名称等を見る限り、団体の運営全般に対する補助（以下、本補助金において「運営費補助」という。）として位置付けていると考えられる。

しかし、本補助金の実態は、次のとおり、研修及び利用促進事業等の事業に関する経費に対して交付されている。

<補助対象経費について>

(交付対象)

第3条 補助金を交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部が行う活動のうち、別表に掲げる経費とする。

別表 福岡市公衆浴場事業振興等補助対象経費一覧表		
区 分	補助対象となる経費	
	経費の内容	科 目
研修費	経営安定及び転廃業防止についての講習会・研修会の開催に要する経費	会場借上費、講師謝礼金（交通費込）、印刷費、事務消耗品費、役務費
調査研究費	燃料費対策及び浴場確保対策等の研究を行うための先進浴場の調査研究に要する経費	交通費、役務費
利用促進事業費	浴場まつり等の利用者拡大事業に要する経費	消耗品費、印刷費、交通費、委託料

※出所「福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）交付要綱」

【意見】

市は、本補助金交付要綱において、交付対象を別表に掲げる事業に係る経費と特定している。また、事業実績報告書によれば、研修費用、浴場まつり等の各種イベントに係る経費が補助対象である。これらを踏まえると、本補助金の性質は団体の運営に関する運営費補助ではなく、特定の事業に対する事業費補助であると考えられる。

よって、市においては、現在、本補助金要綱名が「福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）交付要綱」となっているところ、実態に合わせて事業費補助であることを明確化することが望ましい。

③ **（意見） 定量的な評価指標の設定について**

業務プロセス	Check（評価）：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「公衆浴場経営の安定化と施設の衛生水準向上等による市民の公衆浴場利用機会の確保と市民の健康増進といった補助金の効果について指標の設定に馴染まない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、来場者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

コ 福岡市食品衛生協会事業補助金（生活衛生部食品安全推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市食品衛生協会事業補助金
所管部局	保健医療局生活衛生部食品安全推進課
根拠規程等	福岡市食品衛生協会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益社団法人 福岡市食品衛生協会
交付目的	食品衛生対策の強化と普及を図る
対象事業の概要	①食品衛生指導員の教育養成及び活動に関する事業 ②食品衛生思想の普及向上に関する事業 ③食品営業施設の衛生管理に関する事業 ④食品関係事業者の教育養成に関する事業 ⑤その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	食品衛生対策事業を実施するとともに、食品衛生対策の強化と普及を図ることができる団体又は個人が他にないため。
開始年度	昭和 52 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費に補助対象事業別に定めた補助率を乗じて算定する。
補助対象経費 ※	補助対象事業の実施に要する経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	食品をとりまく環境は変化しやすく、また、食品業界は規模・業種・形態が様々であり、食品衛生対策の強化と普及について一律に指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	30,000	30,000	30,000	
決算額	30,000	28,000	28,000	
(財源)	市	30,000	28,000	28,000
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市食品衛生協会事業補助金交付要綱（以下「本補助金交付要綱」という。）において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかどうかの確認も行われていなかった。

【指摘事項】

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。この点、市に確認をしたところ、交付先は消費税課税事業者ではあったが令和3年度においては簡易課税により申告しており、結果的に補助金の返還義務はなかった。しかし、今後の交付先の状況によっては消費税の返還義務が生じることも考えられる。

よって、市は、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。

② (意見) 補助対象経費の按分計算に係る審査について

業務プロセス	Check(評価)：補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

令和3年度の事業実績報告書において、補助対象経費のうち事務費については、交付先の決算書における公益目的事業に按分されたものを基礎として算出されている。

公益目的事業への按分は、顧問税理士による報告書をもとに実施されており、その算出方法は、公益事業、収益事業、法人会計の各会計における従事割合によって按分する方法が採用されている。

具体的には、公益認定を受ける際に従事割合の調査が行われ、1年間平均の各事業の従事日数を確定しているとのことである。令和3年度までに1事業廃止により按分割合の変更は行われたものの、その後の按分割合の変更はないとのことである。

【意見】

上記のとおり事務費は按分計算されることから、按分割合は補助金額に影響を及ぼす。公益目的事業に按分され、補助対象経費とされた事務費の令和3年度実績額は約32百万円であった。これらを踏まえると、按分割合については慎重な審査が必要であると考えられる。

よって、市においては、按分割合に問題がないかどうか、過年度からの変更が生じる状況は発生しないかどうか等、按分割合の根拠や妥当性について審査を行うことが望ましい。

③ (意見) 市長が認める事業を補助対象事業とする場合の根拠の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合规性

【現状】

補助対象事業については、本補助金交付要綱第6条において、「食品衛生の向上に資すると市長が認める事業」との記載がある。

＜補助対象事業＞

<p>(補助対象事業)</p> <p>第6条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市食品衛生協会が行う事業であって、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生指導員の教育要請及び活動に関する事業</p> <p>(2) 食品衛生思想の普及向上に関する事業</p> <p>(3) 食品営業施設の衛生管理に関する事業</p> <p>(4) 食品関係事業者の教育要請に関する事業</p> <p>(5) その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業</p>

※出所：「福岡市食品衛生協会事業補助金交付要綱」

令和3年度においては、「(5) その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業」は次の事業が対象となっている。

- 1 福岡市食品衛生大会の開催
 - (1) 福岡市食品衛生協会会長表彰
 - (2) 各種表彰の推薦

この点、「(5) その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業」にはどのような事業が該当するかを明確にした文書があるかどうかを確認したところ、そのような文書等は特になかった。

【意見】

補助の対象は交付先が実施する特定事業であるため、補助対象事業の特定並びに支出の目的及び趣旨は、明確に規定する必要がある。しかし、上記のとおり、本補助金交付要綱においては「(5) その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業」の内容を具体化した文書等はなかった。

よって、市においては、今回のように補助対象事業として明確な定義がないものを認定した場合、交付決定時において、認定した判断根拠等を決裁文書等に明確化することが望ましい。

④ (結果) 記念品代が補助対象経費に該当するかどうかの整理の必要性について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

補助対象事業のうち「その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業」として、食品衛生大会の開催がある。

当該事業において、表彰者に記念品が贈呈され、記念品代は補助対象経費として支出されている。しかし市は、当該記念品代について本補助金交付要綱に定める補助対象経費のどの費目になるのか整理していない。

<補助対象経費について>

別表1 補助対象経費の内容

費目	内容
賃金	臨時的任用職員の雇用に係る経費（これに要する共済費を含む。）
人件費	事務局職員の給与、手当及び退職給与引当金
法定福利費	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び健康診断料
報償費	役務の提供等によって受けた利益に対する対価（講演会の講師謝礼金、司会者への謝礼金等が含まれる。）
出務謝金	食品衛生指導員による巡回指導を行うために必要な交通費等の経費（地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。）
保険料	食品衛生指導員による巡回指導や行事の実施に必要な傷害保険等にかかる費用
旅費	①協会の会員等が、会議や研修等に参加するための旅行に要する経費（講演を依頼したときの講師の旅費も含む。）、②協会の会員等が、会議等に出席するための旅行に要する経費を償うことを目的とする金銭給付（費用弁償）
印刷消耗品費	文具印紙等の類で備品の程度に至らないものの購入、印刷・製本に関する経費
通信運搬費	郵便料金、電話代、インターネット回線使用料等の通信にかかる経費や宅配便の手数料等の経費
委託料	業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
使用料及び賃借料	物又は権利の使用の対価であり、自動車借上料、会場借上料、機械器具借上料、有料道路の通行料、物品等の使用料、入場料等の経費
会議費	会議の開催にかかる諸費
負担金	会議の参加にかかり負担する経費

※出所：「福岡市食品衛生協会事業補助金交付要綱 別表」

【指摘事項】

本補助金交付要綱に定められた補助対象経費において、表彰者に贈呈される記念品が含まれるかどうかは明確ではなく、問題があると言わざるを得ない。

よって、市においては、表彰者に贈呈される記念品が補助対象経費に該当するかどうかについて、妥当性等の整理を行った上で適切に審査を行う必要がある。

⑤ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「食品をとりまく環境は変化しやすく、また、食品業界は規模、業種、形態が様々であり、食品衛生対策の強化と普及について一律に指標を設定することが困難であるため」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、例えば食品衛生指導員等に対するアンケートを活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

サ 医療給付費負担金 感染症医療費（新型コロナウイルス）（新型コロナウイルス感染症対策担当）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	医療給付費負担金
所管部局	保健医療局新型コロナウイルス感染症対策担当
根拠規程等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条、第 42 条及び第 40 条等
交付先（最終交付先）	新型コロナウイルス感染症により入院の勧告又は入院の措置を受けた患者及び新型コロナウイルス感染症患者の入院医療機関
交付目的	入院の勧告又は入院の措置を受けた患者に対し、医療機関において良質かつ適切な医療を提供することにより早期に社会復帰させ、もって感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。
対象事業の概要	入院の勧告又は入院の措置を受けた患者の入院に係る医療費の自己負担相当額を公費負担するもの。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和 2 年度
終期年度	—
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施しており、新型コロナウイルス感染症による入院の勧告又は入院の措置に応じて、医療費を負担する必要があるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	267, 613	487, 097
決算額	—	128, 580	487, 096
(財源)	市	—	6, 342
	国	—	122, 238
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	—	—	—

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本負担金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(6) 環境局

ア 併用世帯ごみ収集事業補助金（循環型社会推進部収集管理課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	併用世帯ごみ収集事業補助金
所管部局	環境局循環型社会推進部収集管理課
根拠規程等	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第 15 条
交付先（最終交付先）	福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）
交付目的	本補助金は、家庭ごみと事業所のごみを分離できず、全て事業所ごみとして排出しているため、家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができない世帯（併用世帯）に対して、費用負担の軽減を図ることを目的とする。
対象事業の概要	一般家庭との均衡上、ごみの定期収集手数料は、手数料の 1 月相当額から 1 世帯当たり 1,000 円（当該手数料が 1,000 円に満たない場合はその額）を減額した額としている。 この減額分について、併用世帯ごみ収集事業補助金として、当該世帯ごみ収集に係る許可業者に対し交付するもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助目的を達成しうる事業実施主体が限定されるため
開始年度	昭和 49 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	可燃・不燃・空きびん・ペットボトルの 1 月 1 世帯当たりの収集運搬経費に、1 月 1 世帯当たりの処分経費を加えて、家庭ごみ有料化に伴う 1 月 1 世帯当たりの負担額を減じた額
補助対象経費 ※	併用世帯ごみの定期収集手数料の減額分
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	一般家庭との均衡上、家庭ごみと事業系ごみを分離できない併用世帯の費用負担軽減を図ることを目的とするため、指標の設定が困難である。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	6,552	4,500	3,960	
決算額	4,431	3,905	3,617	
(財源)	市	4,431	3,905	3,617
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	12	12	12	

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合规性

【現状】

市は、平成22年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)>

<p>(暴力団の排除)</p> <p>第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。</p> <p>(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員</p> <p>(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの</p> <p>(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。</p>

※出所:「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について(通知)」

しかし、併用世帯ごみ収集事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

市によれば、当該補助金の交付対象は福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者に限定されており、許可業者として認定を受ける際に上記暴力団排除条項の要件は満たしているため、本補助金交付要綱に改めて暴力団排除条項は設けていないとのことである。ただし、当該内容について、本補助金交付要綱に係る決裁文書には明確に記載されていなかった。

【意見】

上記の市の回答については理解できるものの、許可業者としての認定と補助金交付は異なるものである。

よって、市においては、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクの排除について明確にするために本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

新たに暴力団排除条項の設置を行わない場合においても、少なくとも補助金交付決定等の決裁文書において、上記照会不要な理由について文書化しておくことが望ましい。

② (意見) 現地調査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請・補助金交付決定
監査の視点	有効性

【現状】

事務処理要領第3条に基づき、併用世帯の認定を受けようとする者は住所地の区役所に申請書によって申請している。その際、区役所は、排出状況を把握して環境局に当該申請書を送付することとなっている。そのため申請当初は分別の可否についての確認が行われるものの、その後は基本的に対象世帯の申請に基づいており、現地調査は平成29年に一斉に行ったきりであるとのことであった。

【意見】

当該補助金の目的は、家庭ごみと事業所のごみを分離できずに全て事業所ごみとして排出しているため、家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができない世帯に対して費用負担の軽減を図ることである。

そのため市においては、補助対象先の適正性を担保する観点からも、申請後においても併用世帯に該当していることについて数年に一度は現地調査を行うことが望ましい。

(7) 経済観光文化局

ア 小規模事業者指導事業補助金（総務・中小企業部経営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	小規模事業者指導事業補助金
所管部局	経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課
根拠規程等	小規模事業者指導事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	志賀商工会、早良商工会、福岡商工会議所
交付目的	経営改善普及事業に必要な経費を補助することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	経営改善普及事業（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第3条に定める基本方針に即して実施される小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業）
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	市内において経営改善普及事業を実施する本市内の商工会又は商工会議所
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和36年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の3分の1を上限とした本市予算の範囲内
補助対象経費 ※	上記目的を達成するために要する講習会等開催費、金融指導費、記帳継続指導費、経営指導推進費等
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	小規模事業者支援の全般を補助対象としており、具体的な指標を定めるのが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		13,090	12,400	12,400
決算額		13,090	12,400	12,400
（財源）	市	13,090	12,400	12,400
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		3	3	3

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、小規模事業指導事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<補助金交付要綱の終期の延長について>

1 改正内容

要綱の終期を「令和3年3月31日」から「令和7年3月31日」に延長する。

2 延長理由

補助金交付先団体が実施している経営改善普及事業は、経営資源が不足している小規模事業者に対して、各種経営相談や、講習会・研修会などの集団指導等を行うことを通じ、その経営基盤の充実を図るものであり、このことは本市経済の発展に寄与するものと考えている。

当事業を市が直接行うことを考えると、多くの人的資源や資金が必要となるため、十分な支援実績と経験があり、効率的な運営ができる団体への補助金交付が効果的であると考えることから、当該補助金を継続するもの。

※出所：「小規模事業指導事業補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (結果) 収支計算書の内容確認の強化について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金の実績確認に当たって「補助事業経費収支計算書」を入手するとともに、項目ごとの細目を表示した「支出元帳(もしくは款項別元帳)」を併せて入手し、補助対象外経費が含まれていないかどうかといった点を中心に内容確認を行っている。

しかし、支出された項目の具体的な内容確認や領収証等の原始証憑等の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて帳簿類や原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての帳簿類や原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、比較的高額であるにもかかわらず市において内容が確認できていない項目や人件費の計上について当該事業に従事したことが不明瞭である項目などがあり、補助事業の実績確認を行う上で必要と考えられる確認が不足していると言わざるを得ない。

＜さらなる確認が必要と考えられる事項の例＞

交付先	費用区分	摘要	金額	さらなる確認が必要と考えられる理由
福岡商工会議所	広域連携地域活性化等推進事業費	システム開発費	7,199 千円	金額的に重要性が高く、摘要欄のみでは内容がわからないにも関わらず、具体的な内容把握及び証憑等の確認をしていなかった。
早良商工会	地域産業人材育成指導事業費	事務局長人件費	4,458 千円	当該費用区分については全額が事務局長人件費となっている。そのほかに発生した支出はないのか、また、事務局長人件費の全額が他の区分に按分される必要がないのか、確認していなかった。
志賀商工会	地域産業人材育成指導事業費のうち、商工会等指導環境推進費	事務局長人件費	4,546 千円	当該費用区分については全額が事務局長人件費となっている。そのほかに発生した支出はないのか、また、事務局長人件費の全額が他の区分に按分される必要がないのか、確認していなかった。

※出所：「収支計算書等の市資料」を基に監査人作成

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや帳簿類及び原始証憑の確認等を実施すべきである。

③ (結果) 事業報告における「補助事業の経過又は成果を証する書類」の入手の必要性について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本補助金交付要綱によれば、補助事業者は実績報告に当たって次の書類を提出する必要がある。

<実績報告>

<p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、当該完了又は承認の日から1月以内に事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業収支計算書</p> <p>(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

※出所：「小規模事業指導事業補助金交付要綱」

しかし、補助事業者である福岡商工会議所に係る事業実績報告において、市は「(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等」を入手していなかった。

なお、令和4年3月31日付けで提出された「事業実績報告書」には、「補助事業の経過及び成果を証する書類等 別紙のとおり」と記載されている。

【指摘事項】

市によれば、「補助事業の経過及び成果を証する書類等」の入手ができなかったのは、福岡商工会議所が作成する事業報告書が補助金の確定時点に間に合わないことが理由であるとのことである。

しかし、福岡商工会議所の報告用事業報告書の作成が補助金の事業実績報告のタイミングに間に合わないとしても、市は補助事業の内容が確認できる事業報告(すなわち補助事業の経過及び成果を証する書類等)を提出させ、補助事業の実績確認を適切に実施する必要がある。適時に「補助事業の経過及び成果を証する書類等」の提出がなければ、書面上、補助事業の適切な実績調査ができず、問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、適時に「補助事業の経過及び成果を証する書類等」を入手した上で補助事業の実績調査を実施すべきである。

イ 福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金（総務・中小企業部経営支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金
所管部局	経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課
根拠規程等	福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡県中小企業振興センター
交付目的	新型コロナウイルス感染症対応資金にかかる制度融資を受けた中小企業者に対し、利子補給を実施し、中小企業の円滑な資金調達を支援すること。
対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症対応資金にかかる制度融資を受けた中小企業者に対し、利子補給を実施
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡県新型コロナウイルス感染症対応資金における利子補助事業と同様のスキームである必要があるため
開始年度	令和2年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	－
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費に10分の10を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付
補助対象経費 ※	新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	本事業は定量的な指標に馴染まないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		－	4,940,000	3,606,277
決算額		－	1,473,107	3,296,044
(財源)	市	－	－	－
	国	－	－	－
	県	－	1,473,107	3,296,044
	その他	－	－	－
交付先数		－	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助対象経費の明確化の必要性について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）によれば、本補助金の補助対象経費及び補助率については次のとおり定められている。

<補助対象経費及び補助率>

補助対象経費の区分	内容	補助率
利子補給及び管理・運営にかかる経費	利子補給費及び人件費並びにその他市長が定める経費	10/10 円未満端数切捨て

※出所：「福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱」

このように、本補助金交付要綱上、利子補給費及び人件費以外の経費については「その他市長が定める経費」と規定されているが、「その他市長が定める経費」に関する具体的な文書はなく、明示されていない。

一方、令和3年度における補助事業の実績報告書によれば、以下のとおり、利子補給費及び人件費以外にも補助対象経費として計上している項目がある。

<令和3年度事務費明細書>

(単位：千円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象となる経費	備考
1. 利子補給費	3,281,484	3,281,484	
2. 管理運営費	14,560	14,560	
人件費	1,343	1,343	
職員旅費	0	0	
その他事務経費	188	188	
通信運搬費	13	13	
印刷製本費	59	59	
雑役務費	-	-	
賃借料	116	116	
外注費	183	183	
委託費	12,846	12,846	
1. 2. の合計	3,296,044	3,296,044	

※出所：「事務費明細書」

【指摘事項】

本補助金交付要綱の補助対象経費に規定された「その他市長が定める経費」について、あらかじめ具体的な内容の規定がないまま各種経費が「補助対象となる経費」に認められているが、事後的に様々な経費が認められる可能性があり、透明性に欠け、問題があると言わざるを得ない。

よって市においては、透明性確保のため、「その他市長が定める経費」についてはあらかじめ具体的な項目を規定する必要がある。

ウ 高度化促進補助金（共同施設事業）（総務・中小企業部地域産業支援課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	高度化促進補助金（共同施設事業）
所管部局	経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課
根拠規程等	福岡市中小企業振興条例、同施行規則
交付先（最終交付先）	商店街振興組合等
交付目的	商店街の振興
対象事業の概要	商店街振興組合等が、街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、物品預り所、休憩所その他の一般公衆の利便を図るための施設等を設置する場合に、その費用の一部を補助する。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の5人以上が、いわゆる商店街を形成して設立した法人格を有しない団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和48年度
終期年度	—
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	① 街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、物品預り所、休憩所その他の一般公衆の利便を図るための施設 …補助対象経費に100分の20を乗じて得た額又は4,000万円のいずれか少ない額 ② ①以外の施設 …補助対象経費に100分の10を乗じて得た額又は2,000万円のいずれか少ない額
補助対象経費 ※	施設の設置に要した費用のうち、市長が認める額
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	適切な指標がない

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		—	1,000	1,500
決算額		—	473	1,460
（財源）	市	—	473	1,460
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		—	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① （結果）補助金終期の設定及び見直しの必要性について

業務プロセス	Action（改善）：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金の根拠規程が「福岡市中小企業振興条例」及び「福岡市中小企業振興条例施行規則」であることを理由に補助金の終期を設定しておらず、定期的な補助事業の見直しを行っていない。

【指摘事項】

本補助金が、他の補助金のように交付要綱が根拠規程ではなく条例に基づくものであったとしても補助金であることには変わりはなく、その意味では「福岡市補助金ガイドライン」の趣旨にのっとる必要があると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の設定がなされておらず、見直しに係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されておらず、問題がある。

よって、市においては、補助金の終期を設定するとともに、見直しに当たっては福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえ、より具体的、定量的に検討する必要がある。

<補助金の継続に関する検証の視点>

①	すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
②	社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
③	今後も補助による効果が十分に期待できるか。
④	その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
⑤	補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② （結果）補助金調書の作成及び情報公開について

業務プロセス	Action（改善）：情報公開
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金の根拠規程が「福岡市中小企業振興条例」及び「福岡市中小企業振興条例施行規則」であることを理由に、「福岡市補助金ガイドライン」に定める「補助金調書」を作成しておらず、同調書の形式による情報公開を行っていない。

【指摘事項】

本補助金が、他の補助金のように交付要綱が根拠規程ではなく、条例に基づくものであったとしても補助金であることには変わりはなく、その意味では「福岡市補助金ガイドライン」の趣旨にのっとる必要があると考えられる。

よって、市は、本補助金について「福岡市補助金ガイドライン」に基づく「補助金調書」を作成するとともに、適切な情報公開を行うべきである。

エ おもてなし力向上支援補助金（観光コンベンション部観光産業課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課
根拠規程等	福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	宿泊事業者
交付目的	国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、宿泊事業者が講じる受入環境の更なる充実に向けた取組みへの支援を目的とする。
対象事業の概要	宿泊施設が取り組む受入環境充実事業
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	福岡市宿泊税条例(令和元年福岡市条例第 28 号)第 12 条の規定に基づき宿泊税に係る納入申告書を市長に提出している者
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	令和 2 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法 ※	対象経費の 1/2、上限 30 万円
補助対象経費 ※	利便性向上、おもてなし力向上、災害対応強化等に要する費用
達成すべき指標の内容	申請件数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		－	28,500	36,503
決算額		－	13,982	7,996
（財源）	市	－	13,982	7,996
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		－	74	47

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	95 件	120 件
指標の実績値	－	74 件	47 件

（イ）監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（受入環境充実支援部会に係る事業負担金）【宿泊施設の高付加価値化支援事業】（観光コンベンション部観光産業課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金 (受入環境充実支援部会に係る事業負担金) 【宿泊施設の高付加価値化等支援事業】
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	非対面化・非接触化など、市内宿泊施設における、ポストコロナを見据えた施設・サービスの高付加価値化や生産性向上の取組みに対し、対象経費の一部（補助率5分の4、1施設あたり最大150万円）を支援。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	本事業への参加宿泊事業者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		—	283,925	283,915
決算額		—	10	159,798
(財源)	市	—	—	—
	国	—	10	159,798
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		—	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	420
指標の実績値	—	—	208

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本負担金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（宿泊支援部会に係る事業負担金）【宿泊事業者への衛生対策緊急支援事業】（観光コンベンション部観光産業課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金 (宿泊支援部会に係る事業負担金) 【宿泊事業者への衛生対策緊急支援事業】
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	市内宿泊施設の衛生対策を徹底するため、消毒・除菌対応等の安全対策に対し、対象経費の一部（補助率5分の4、1施設あたり最大50万円）を支援。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	本事業への参加宿泊事業者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	278,400	103,096
決算額	—	175,303	73,283
(財源)	市	—	—
	国	—	175,303
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	—	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	※	※
指標の実績値	—	※	※

※本事業は、2回実施しており、第二期は年度を跨いで実施しているため、年度ごとの目標値、実績値の記載が困難であるため、下記のとおり記載するもの。

項目	令和2年度		令和3年度
	第一期	第二期	
指標の目標値	700件	600件	
指標の実績値	330件	140件	173件 (第二期計313件)

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本負担金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

キ 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（宿泊支援部会に係る事業負担金）【新たな生活様式に対応した宿泊施設の多様な利用促進事業】（観光コンベンション部観光産業課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（宿泊支援部会に係る事業負担金）【新たな生活様式に対応した宿泊施設の多様な利用促進事業】
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	【事業目的】 テレワーク等の新たな利用ニーズに対応し、新規需要の開拓にチャレンジする宿泊施設を支援することにより、稼働率向上や将来にわたる多様な利用促進を図る。
公募・非公募の別 ※	－
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	－
補助金等の算出方法 ※	－
補助対象経費 ※	－
達成すべき指標の内容	本事業への参加宿泊事業者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		－	200,000	164,619
決算額		－	35,380	141,481
(財源)	市	－	－	－
	国	－	35,380	141,481
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		－	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	※	※
指標の実績値	－	※	※

※本事業は、2回実施しており、第二期は年度を跨いで実施しているため、年度ごとの目標値、実績値の記載が困難であるため、下記のとおり記載するもの。

項目	第一期 (R2. 10. 2～R3. 5. 31)	第二期 (R3. 11. 24～R4. 2. 28)
指標の目標値	350 件	150 件
指標の実績値	135 件	120 件

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本負担金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ク 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（家賃支援部会）（観光コンベンション部観光マーケティング課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業要請へ協力した店舗等を対象に、店舗等の1カ月賃料の最大5分の4（上限50万円）を支援するもの。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して支援金を支給する事業であり、件数や金額等を成果指標として設定することは適切でないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	4,075,312	1,004,970
決算額	—	4,074,642	994,386
(財源)	市	—	130
	国	—	4,074,512
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	—	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して支援金を支給する事業であり、件数や金額等を成果指標として設定することは適切でない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

なお、市によれば、事業実施に向けた想定店舗数については、1期当たり7,700店舗を対象としていたとのことである。

<対象店舗数の根拠>

市内にある飲食店等約9,300店舗のうち、酒類又はカラオケ設備を提供していない、かつ、従来より営業時間が5時から20時の時間内、店舗賃料等を払っていないなどの休業要請対象外や、お昼のみ営業の食堂や喫茶店など、酒類やカラオケ設備等の提供を取りやめ、時短営業要請に応じる店舗を除いた約7,700店舗を対象と想定して積算している。

※出所：「市回答」

【意見】

本負担金は「新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援する」ことを目的としている。

そのため、あらかじめ本負担金で実施する事業の規模（対象事業者数など）を想定した上で可能な限り家賃支援により救済する事業者の数を増やすことで、本事業の目的がより達成できるという観点からすれば、定量的な評価指標を設定することには一定の意義があると考えられる。

逆に、本負担金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本負担金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本負担金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本負担金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

この点、前述のとおり、市は事業実施に向けた想定店舗数については1期当たり7,700店舗を対象としていることから、当該想定店舗数（7,700店舗）を達成すべき指標として設定した上で「指標」と「実際の支給店舗数」を比較し、差異の原因を分析することが望ましい。

よって、市においては、本負担金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該負担金を活用した家賃支援が、当初想定した件数に対してどの程度実施されたか」といった定量的な評価指標の設定を検討することが望ましい。

② (結果) 本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	合規性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」（市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。）が実施した「休業要請への協力店舗等への家賃支援事業」については、委託業者へ次の業務が委託された。

<委託業者の業務内容>

- (1) 全体業務関連
実施計画や実行体制、個人情報管理やセキュリティ体制の構築・運用・管理
- (2) 家賃支援金の申請受付業務(オンライン及び郵送)
- (3) 家賃支援金申請に係る審査・結果通知
- (4) 家賃支援金の支給
- (5) 家賃支援金の広報・問い合わせ対応
 - ① ホームページの開設・運営等
 - ② Web 広告配信、飲食店へのフォローコール等
 - ③ 申請に関する問い合わせ対応
- (6) 家賃支援金の精算業務
- (7) 報告書作成業務

※出所：「福岡市緊急経済対策実行委員会 令和3年度 事業報告書」

委託業者は、家賃支援金の申請受付業務や申請に係る審査・結果通知といった業務のほか、家賃支援金の申請者に対する支給自体も実行委員会に代わって実施した。

そのため、実行委員会及び委託業者は、業務の実施に係る委託料のほか、家賃支援金に対する負担分についても業務委託料に含めて契約を締結した。

また、「休業要請への協力店舗等への家賃支援」業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)では、家賃支援金の精算及び委託料の変更に関して次のように定めている。

<家賃支援金の精算及び委託料の変更>

- 4 業務内容
～省略～
- (6) 支援金の精算
すべての給付業務を完了するまで、支援金は専用の口座において適切に管理すること。また、本業務終了後、支援金に残額が生じた場合は、速やかに甲に返納すること。なお、精算時には福岡市の負担分と福岡県の負担分を区別するよう措置を講ずること。

～省略～
- 8 その他
～省略～
- (3) 委託料の変更
 - ① 実際の申請受付件数が、3(2)の概算と著しく異なる場合は、甲と乙が協議の上、委託料のうち事務経費に係る費用を変更する場合がある。
 - ② 本業務終了後に、申請者に支払う支援金の合計が予算額に満たず残額が生じた場合は、実際に申請者に支払った支援金の総額を事務経費と合わせ、最終の契約額として、契約変更を行う。

※出所：「休業要請への協力店舗等への家賃支援 業務委託仕様書」

当初契約時及び変更契約時の契約額等の推移は、次のとおりである。

<契約額等の推移>

(単位：千円)

名称	契約日	項目	変更増減額	業務委託料	備考
業務委託契約書	R3. 5. 28	業務の実施に係る委託料 (税込)		118, 202	当初契約
		家賃支援金分に対する負担 (上限額)		1, 771, 000	
		合計		1, 889, 202	
変更請書	R3. 6. 15	業務の実施に係る委託料 (税込)	36, 763	154, 965	支給対象件数の増加及び申請期間の延長等への対応
		家賃支援金分に対する負担 (上限額)	1, 771, 000	3, 542, 000	
		合計	1, 807, 763	3, 696, 965	
変更請書	R3. 7. 26	業務の実施に係る委託料 (税込)	11, 573	166, 538	支給対象件数の増加及び申請期間の延長等への対応
		家賃支援金分に対する負担 (上限額)	0	3, 542, 000	
		合計	11, 573	3, 708, 538	
変更請書	R3. 9. 10	業務の実施に係る委託料 (税込)	151, 855	318, 393	新たな休業要請に対する対応及び実績を踏まえた支援金の調整
		家賃支援金分に対する負担 (上限額)	△182, 000	3, 360, 000	
		合計	△30, 145	3, 678, 393	

※出所：「業務委託契約書」及び「変更請書」を基に監査人作成

令和3年9月10日の変更契約の後は、変更契約は行われていないため、最終的な契約書面上、業務実施に係る委託料は318,393千円、家賃支援金分に対する負担(上限額)は3,360,000千円、合計で3,678,393千円である。

業務実施に係る委託料(事務経費に係る費用)については、最終的な契約書面上の金額から変動がなかったため、実行委員会から委託業者へ318,393千円が支払われた。

一方、家賃支援金分に対する負担については、業務終了後、委託業者から実行委員会へ「支給実績報告書」が提出され、精算(委託業者から実行委員会への返還)が行われた。

<家賃支援金の精算>

(単位：千円)

支援金お預かり合計	支援金支給合計	支援金残額合計 (返還額)
4, 312, 000	3, 698, 336	613, 664

※出所：「支給実績報告書」

委託業者は、申請者へ家賃支援金を支給するため、あらかじめ実行委員会から4,312,000千円を預かり、その中から実際に3,698,336千円(県負担分2,704,093千円、市負担分994,243千円)を申請者に支給し、その残額631,664千円を実行委員会

へ返還した。

【指摘事項】

以上の事実より、問題点を整理すると次のとおりである。

- ① 仕様書では、「本業務終了後に、申請者に支払う支援金の合計が予算額に満たず残額が生じた場合は、実際に申請者に支払った支援金の総額を事務経費と合わせ、最終の契約額として、契約変更を行う。」と定められているが、本業務終了後に契約変更が行われることなく、家賃支援金分の負担に係る精算が行われた。
- ② 令和3年9月10日付け変更請書によれば、家賃支援金に対する負担の上限額は3,360,000千円（減額前の金額でも3,542,000千円）であるにもかかわらず、実行委員会から委託事業者への前払金は当該上限額を大幅に超過した4,312,000千円であった。
- ③ 令和3年9月10日付け変更請書によれば、家賃支援金に対する負担の上限額は3,360,000千円であるにもかかわらず、実際に申請者に支払われた支援金の額は当該上限額を大幅に超過した3,698,336千円であった。

①については、本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行うとする仕様書に反する取扱いがなされているのみならず、委託者及び受託者双方の意思が確認できる書面が締結されないまま最終金額での精算が行われている点で著しく不当であり、問題があると言わざるを得ない。

②については、契約上の家賃支援金に対する負担の上限額を超える額について委託業者が預かる必要性はないはずであり、契約書面上、根拠のない金額を前払しており、極めて問題である。

③については、契約上の家賃支援金に対する負担の上限額を超える額について、委託業者が申請者に支給しており、契約に基づかない支援金の支給を行ったと言わざるを得ず、著しく問題がある。

以上の問題に対応するため、市が事務局を運営する実行委員会においては、仕様書に従い、本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要があった。

また、業務の途中において家賃支援金の需要が想定よりも大きくなった場合には、適切にその額を見積り、契約額を増額するなどの適切な措置をとるべきであった。

ケ 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（感染症対応シティ促進部会事業に係る事業負担金）（観光コンベンション部クルーズ課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（感染症対応シティ促進部会事業に係る事業負担金）
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部クルーズ課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	市民が立ち寄る商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に感染症対策強化の取組みを支援するもの。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	対象事業所数約4万事業所の1割で設定
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		—	475	3,687,525
決算額		—	475	3,472,009
(財源)	市	—	—	897,448
	国	—	475	2,574,561
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		—	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	6	4,000
指標の実績値	—	6	8,302

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	合規性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」(市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。)が実施した「感染症対応シティ促進事業」については、委託業者へ次の業務が委託された。

<委託業者の業務内容>

- (1) 全体業務関連
- (2) コールセンター等業務
- (3) システム開発及び事務処理センター業務
- (4) 窓口・審査業務
- (5) デジタル関連応援事業者登録業務
- (6) デジタル対応ツールを照会する広報媒体の作成
- (7) 事業全般に係る広報業務
- (8) 市民意識調査
- (9) 事業者にとって分かりやすいユーザーインターフェースの構築
- (10) 全体計画に係るリスク管理
- (11) 支援金の精算
- (12) 報告書作成

※出所：「福岡市緊急経済対策実行委員会 令和3年度 事業報告書」

委託業者は、支援金の窓口・審査業務や事業全般に係る広報業務といった一般的な業務のほか、申請者に対する支援金の支給自体も実行委員会に代わって実施した。

そのため、実行委員会及び委託業者は、業務の実施に係る委託料のほか、支援金に対する負担分についても業務委託料に含めて契約を締結した。

また、感染症対応シティ促進事業支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)では、支援金の返還及び委託料の変更に関して次のように定めている。

<支援金の精算及び委託料の変更>

- 4 業務内容
～省略～
 - (6) 支援金の返還
履行期間中及び本業務終了後、4 (4) ③に定める支払区分において支援金の残額が生じた場合は、各区分の年度内において、速やかに甲に返納すること。
～省略～
- 8 その他
～省略～
 - (3) 委託料の変更
 - ① 実際の申請受付件数が、3 (2) の概算と著しく異なる場合は、甲と乙が協議の上、委託料のうち事務経費に係る費用を変更する場合がある。
 - ② 本業務終了後に、申請者に支払う支援金の合計が予算額に満たず残額が生じた場合は、実際に申請者に支払った支援金の総額を事務経費と合わせ、最終の契約額として、契約変更を行う。

※出所：「感染症対応シティ促進事業支援業務委託仕様書」

当初契約時及び変更契約時の契約額等の推移は、次のとおりである。

＜契約額等の推移＞

(単位：千円)

名称	契約日	項目	変更増減額	業務委託料	備考
業務委託契約書	R3. 3. 3	業務の実施に係る委託料 (税込)		248, 935	当初契約
		支援金分に対する負担 (上限額)		1, 440, 000	
		合計		1, 688, 935	
変更請書	R3. 7. 14	業務の実施に係る委託料 (税込)	145, 456	394, 391	
		支援金分に対する負担 (上限額)	950, 000	2, 390, 000	
		合計	1, 095, 456	2, 784, 391	
変更請書	R3. 9. 13	業務の実施に係る委託料 (税込)	145, 727	540, 118	
		支援金分に対する負担 (上限額)	972, 000	3, 362, 000	
		合計	1, 117, 727	3, 902, 118	

※出所：「業務委託契約書」及び「変更請書」を基に監査人作成

令和3年9月13日の変更契約の後は変更契約が行われていないため、最終的な契約書面上、業務実施に係る委託料は540,118千円、支援金分に対する負担(上限額)は3,362,000千円、合計で3,902,118千円である。

業務実施に係る委託料(事務経費に係る費用)については、最終的な契約書面上の金額から変動がなかったため、実行委員会から委託業者へ540,118千円が支払われた。

一方、支援金分に対する負担については、業務終了後、実行委員会と委託業者との協議、了承の上で実行委員会から委託業者へ「返還請求書」が送付され、精算(委託業者から実行委員会への返還)が行われた。

＜支援金の精算＞

(単位：千円)

支援金前払金	支援金支給額	支援金返還額
3, 099, 725	2, 931, 890	167, 835

※出所：「返還請求書」

委託業者は、申請者へ支援金を支給するため、あらかじめ実行委員会から3,099,725千円を預かり、その中から実際に2,931,890千円を申請者に支給し、その残額167,835千円を実行委員会へ返還した。

【指摘事項】

仕様書では、「本業務終了後に、申請者に支払う支援金の合計が予算額に満たず残額が生じた場合は、実際に申請者に支払った支援金の総額を事務経費と合わせ、最終の契約額として、契約変更を行う。」と定められているが、本業務終了後に契約変更が行われることなく、支援金分の負担に係る精算が行われた。

支援金分に対する負担に関する精算に当たっては、「実行委員会と委託業者との協議、了承の上で」実行委員会から委託業者へ「返還請求書」が送付され、精算（委託業者から実行委員会への返還）が行われたとのことであるが、「返還請求書」では契約書ないしは変更請書のような委託者及び受託者双方の意思は確認できない。

本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行うとする仕様書に反する取扱いがなされているのみならず、委託者及び受託者双方の意思が確認できる書面が締結されないまま最終金額での精算が行われている点で著しく不当であり、問題があると言わざるを得ない。

以上の問題に対応するため、市が事務局を運営する実行委員会においては、仕様書に従い、本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要があった。

コ 福岡国際センター事業補助金（観光コンベンション部MICE推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡国際センター事業補助金
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部 MICE 推進課
根拠規程等	福岡国際センター事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般財団法人福岡コンベンションセンター
交付目的	福岡国際センターの適切な維持管理及び内外の優れたコンベンションの開催の場の提供を通じて、本市へのコンベンションの誘致を促進し、もって地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	福岡国際センターの施設改修のために調達した資金の償還。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡国際センターの施設改修を行った者に対する補助金であるため。
開始年度	平成 15 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の全額
補助対象経費 ※	福岡国際センターの施設改修のために調達した資金の元利償還金
達成すべき指標の内容	福岡国際センターの利用者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		133,653	131,480	130,518
決算額		133,043	131,480	130,517
(財源)	市	133,043	131,480	130,517
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	48 万人	48 万人	38 万人
指標の実績値	48 万人	5 万人	14 万人

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

サ 福岡国際会議場整備事業補助金（観光コンベンション部MICE推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡国際会議場整備事業補助金
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部 MICE 推進課
根拠規程等	福岡国際会議場整備事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般財団法人福岡コンベンションセンター
交付目的	内外の優れたコンベンションの開催の場を提供することにより、本市へのコンベンションの誘致促進を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	福岡国際会議場整備のために調達した整備資金のうち、建設資金及びその他必要な経費の償還。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	福岡国際会議場の整備を行った者に対する補助金であるため。
開始年度	平成 13 年度
終期年度	令和 4 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の全額
補助対象経費 ※	福岡国際会議場整備のために調達した整備資金のうち、建設資金及びその他必要な経費の元利償還金
達成すべき指標の内容	福岡国際会議場の利用者数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		427, 434	420, 316	379, 403
決算額		427, 434	420, 315	379, 403
(財源)	市	427, 434	420, 315	379, 403
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	40 万人	40 万人	40 万人
指標の実績値	36 万人	7 万人	14 万人

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

シ 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（飲食支援部会テイクアウト支援事業）（観光コンベンション部MICE推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（飲食支援部会テイクアウト支援事業）
所管部局	経済観光文化局観光コンベンション部 MICE 推進課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	飲食店の需要喚起や事業継続を図るため、テイクアウトを実施する地域の飲食店を支援
公募・非公募の別 ※	－
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	－
補助対象経費 ※	－
達成すべき指標の内容	テイクアウトを実施した飲食店の数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		－	1,544,000	585,000
決算額		－	1,543,438	582,692
（財源）	市	－	1,543,438	582,692
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		－	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	8,600 店舗	5,000 店舗
指標の実績値	－	9,245 店舗	5,574 店舗

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	経済性及び効率性、説明責任及び透明性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」(市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。)が実施した「飲食支援部会テイクアウト支援事業」について、業務委託先を選定するためにプロポーザルが実施されている。

プロポーザルの実施に際し、実行委員会は提案限度額の前提となる設計書の作成をしているが、当該設計書の具体的な積算根拠を示す文書は残されていなかった。この点、市へ質問したところ、参考見積書を1者から入手して当該参考見積書の金額を前提に設計金額の積算根拠としたとのことである。

しかし、参考見積書を積算根拠とすることについて実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由が明示されていない。

【指摘事項】

実行委員会は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額を前提に設計書を積算して提案限度額としているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、設計書の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から問題がある。

また、設計金額に実例価格等が反映されないと提案限度額が過大となるリスクがあることから、結果として契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で設計書を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

ス 新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン利子補給補助金（創業・立地推進部創業支援課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	福岡市新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン利子補給事業
所管部局	経済観光文化局創業・立地推進部創業支援課
根拠規程等	福岡市新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン利子補給補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	創業者
交付目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福岡市内の中小企業者に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、事業成長下支えや事業の再生により廃業を防ぐとともに、当該企業における財政基盤強化を図る。
対象事業の概要	新型コロナウイルス対策資本金劣後ローンを利用する市内のスタートアップや中小企業に対し、最大3年間分の利子を市独自で助成する。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	本社が福岡市内にある中小企業者等
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和5年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	1社あたりの補助金額は756千円／年を上限とし、貸付金利の一部を利子補給する。
補助対象経費 ※	「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」及び「危機対応業務による資本金劣後ローン（中小企業向け制度）」を利用するために必要な利払金
達成すべき指標の内容	補助金交付件数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	3,150	6,804
決算額	—	2,000	5,058
（財源）	市	—	—
	国	—	2,000
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	—	8	8

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	10	8
指標の実績値	—	8	8

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び補助金確定前の警察への照会確認実施について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	法規性

【現状】

市は、平成22年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）>

(暴力団の排除)	
第●条	市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
2	市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
	(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
	(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
	(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
3	市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
4	市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

しかし、福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、交付対象者の要件として「暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと」と規定しているものの、前述の暴力団排除条項に該当する条項（特に第4項の警察への照会に関する条項）は設置されていなかった。

実際に市は、令和4年3月18日付けで「補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）」第4項に定める内容と同様の警察への照会を行った。

しかし、その回答の入手は令和4年4月1日付けとなっており、補助金確定通知日（令和4年3月31日）の後になっていた。

【指摘事項】

警察への照会確認は実施しているものの、補助金の確定後に回答を入手しており、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクが完全には排除できない可能性があり、問題がある。

よって、市は、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施に関する規定の設置を検討するとともに、警察への照会に当たっては時間的余裕をもって行い、補助金の確定前に回答を入手すべきである。

セ 福岡市立地交付金（創業・立地推進部企業誘致課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市立地交付金
所管部局	経済観光文化局創業・立地推進部企業誘致課
根拠規程等	福岡市企業立地促進条例・同施行規則
交付先（最終交付先）	認定事業者
交付目的	本市へ産業を集積し、もって雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源のかん養を図ることによる本市経済の活力の維持及び豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	本市が集積対象とする分野等の企業が立地する際に、土地や建物等の取得額や建物等の賃料に対する助成を行うもの。
公募・非公募の別 ※	－
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成 14 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和元年度
補助金等の算出方法 ※	－
補助対象経費 ※	－
達成すべき指標の内容	成長分野・本社機能の進出企業数：50 社 進出した企業による雇用者数：3,000 人
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		5,072,711	4,735,347	3,208,010
決算額		5,034,185	4,699,703	3,042,899
（財源）	市	5,034,185	4,699,703	3,042,899
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		46	33	34

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
成長分野・本社機能の進出企業数	50 社	50 社	50 社
	53 社	50 社	64 社
進出した企業による雇用者数	3,000 人	3,000 人	3,000 人
	1,058 人	665 人	2,600 人

※上段：指標の目標値 下段：指標の実績値

(イ) 監査の結果及び意見

- ① (結果) 交付金額に含まれる消費税相当額に係る対応の必要性と取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市立地交付金は、福岡市企業立地促進条例に基づき、次の目的を達成するため、企業立地を行うものに対して交付されるものである。

<目的>

第1条 この条例は、企業立地を促進するための本市の施策を明確化し、交付金の交付その他の必要な施策を講じることにより、本市へ産業を集積し、もって雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源のかん養を図ることによる本市経済の活力の維持及び豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

※出所：「福岡市企業立地促進条例」

市は、今後の成長が見込まれ、かつ、本市の特性を生かせる分野又は本市の産業の振興に資する機能（以下「対象分野等」という。）、その他市長が特に認めるものについて、企業立地を促進するものとしている。

<対象分野等>

分野	(1) 知識創造型産業 (2) 健康・医療・福祉関連産業 (3) 環境・エネルギー関連産業 (4) グローバルビジネス (5) 物流関連業 (6) 都市型工業
機能	本社機能

※出所：「福岡市企業立地促進条例」

また、市は、特に企業立地の促進を図る地域（以下「重点地域」という。）において企業立地を行う者に対し、支援措置の拡充を図るものとしている。

<重点地域>

重点地域の名称	区域
アイランドシティ	東区の区域のうち、市長が告示する区域
香椎パークポート	東区の区域のうち、市長が告示する区域
九州大学学術研究都市	西区の区域のうち、市長が告示する区域

※出所：「福岡市企業立地促進条例」

本監査において対象となった交付金（以下「本件交付金」という。）については、対象分野が「物流関連業」、地域が「重点地域」に該当するため、算定の要件及び算定方法は次のとおりとなっている。

<交付金の要件及び金額>

対象分野等	地域	要件	金額
物流関連業 及び都市型 工業	重点地域	新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設等(物流施設又は工場の延床面積(駐車場の用に供する部分を除く。以下同じ。)が1,000平方メートルを超える場合に限る。)	30億円を限度として、土地取得額に0.3を乗じて得た額及び建物等取得額に0.1を乗じて得た額の合計額
		省略	

備考

- 1 土地及び建物を所有して行うとは、土地(アイランドシティ及び香椎パークポートにあっては、本市又は博多港開発株式会社から取得した土地に限る。)及び建物(土地及び建物の全てが立地交付金等交付済事業等(認定申請の日前に所有型企業立地に対する立地交付金その他本市の企業立地に係る交付金の交付を受けた新設等により開始された事業又は設置された機能をいう。以下同じ。)の用に供されていた場合を除く。)を所有して行うことをいう。
- 2 建物を所有して行うとは、建物(建物の全てが立地交付金等交付済事業等の用に供されていた場合を除く。)を所有して行うことをいう。
- 3 土地取得額とは、新設等の用に供する土地(立地交付金等交付済事業等の用に供されていた部分を除く。)の取得に要した額をいう。
- 4 建物等取得額とは、新設等の用に供する建物等(立地交付金等交付済事業等の用に供されていた部分を除く。)のうち、事業所の用に供する所得税法施行令第6条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる資産であって市長が認めるものの取得に要した額(消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課税される消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課税される地方消費税をいう。以下同じ。)の額を含む。)をいう。

注：アンダーラインは監査人加筆

※出所：「福岡市企業立地促進条例施行規則」

本件交付金については、福岡市企業立地促進条例施行規則に基づき、以下のとおり算定されている。

<本件交付金の算定>

(単位：円)

資産分類	固定資産台帳上の取得価額(税抜)	税込価額(領収書の金額)	土地・建物等取得額(A)	交付金額(B)
土地	1,595,412,500	1,595,412,500	1,595,412,500	478,623,750
建物等	6,533,187,000	7,184,931,000	6,816,269,762	681,626,976
			計	1,160,250,726
			交付金額	1,160,250,000

A：固定資産台帳に分類されている資産のうち、土地・建物・建物附属設備・構築物・機械装置・車両運搬具が交付対象であり、土地・建物等取得額(A)となる。

B：Aで算出した土地・建物等取得額に対して、土地については30%、建物等については10%を乗じた金額が、交付金額(千円未満は切り捨て)。

※出所：「交付対象資産の積算について」

福岡市企業立地促進条例施行規則によれば、「建物等取得額」の定義上、「消費税の額を

含む」とされており、実際の交付金の算定においても消費税込みの建物等取得額に一定率(0.1)を乗じて交付金額を算定している。

建物等取得額及び交付金額に含まれる消費税相当額は次のとおりである。

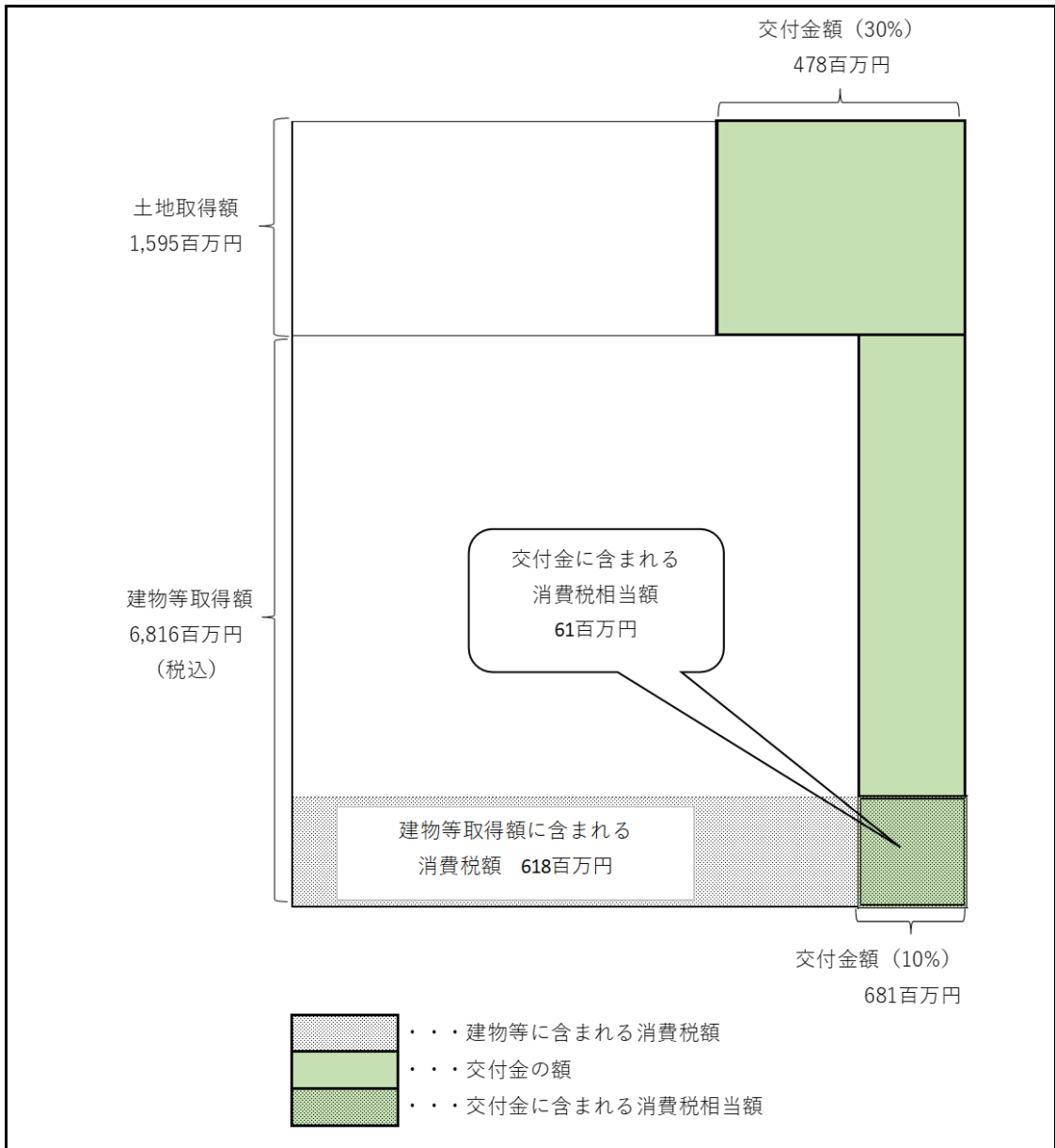
＜建物等取得額及び交付金額に含まれる消費税相当額＞

建物等取得額 (A)	(A)のうち 消費税相当額	交付金額 (B)	(B)のうち 消費税相当額
6,816百万円	618百万円	681百万円	61百万円

※出所：「交付対象資産の積算について」を基に監査人作成

土地及び建物等取得額、交付金額及びそれらに含まれる消費税額を図にすると次のとおりである。

＜土地及び建物等取得額、交付金額及びそれらに含まれる消費税額＞



※出所：監査人作成

このように、交付金額1,160百万円（うち建物等取得額に係る交付金額681百万円）には、消費税相当額が61百万円含まれている。

一方、交付先が株式会社であることを踏まえると、建物等取得額に含まれる消費税額は、消費税の申告において仕入税額控除の対象として取り扱われ、最終的に交付先は建物取得額に含まれる消費税額について負担しないことが想定される。

その結果、交付金額は、交付金額に含まれる消費税相当額のみで交付先の最終的な負担額をベースに算定した補助金額を超過することとなる。

すなわち、「(ア)補助金等の概要」の「対象事業の概要」に記載したとおり、本事業が「建物等の取得額に対する助成を行うもの」であるとすれば、交付金額に含まれる消費税相当額の分について、市へ返還が必要なのではないかという問題が生じることとなる。

また、交付金額に含まれる消費税相当額の取扱いについて、福岡市企業立地促進条例、同条例施行規則等において明確に規定されたものはない。

この点について市の見解を確認したところ、次の回答を得た。

<市の見解>

- ・立地交付金は通常の補助金のように特定の事業や研究等を育成・助長するために支出するものではなく、立地いただいた企業に対する報償的性質を有しております。
- ・交付額の算定に際して、その算定基礎に消費税を含んでおりますが、あくまで算定基礎として利用しているのみであり、消費税の一部について交付しているものではないため、返還不要と考えております。

※出所：「市回答」

【指摘事項】

最終的に交付先が負担しない消費税相当額についてまで交付金額に含まれていることに関して、市の見解としては「返還不要」とのことである。

しかし、以下のことに鑑みれば「返還不要」とする市の見解は適切ではないと言わざるを得ない。

- ・交付金額は、消費税「込み」の建物等取得額金額に対して一定率を乗じて積算されており、交付金額の中には明らかに消費税相当額が含まれていること
- ・例え報償的性質を有していても、交付する金額は、企業が最終的に負担した金額を限度とすべきであり、仕入税額控除の対象となる部分に対しても報償的に交付金を支給するのは適切とは言えないこと
- ・他自治体の同種補助金の例を見ると、

①交付金算定の基礎となる取得価額に関して、そもそも消費税を除いた金額をベースにして算定している方法

②仕入控除税額について、補助金の交付を受けた後に確定した場合は、報告するとともに当該金額を返還する方法

のいずれかの方法が適用されているケースが見受けられること

<①の例：横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例に基づく助成金>

第2条

(16)投下資本額 別表第2から別表第4までに規定する土地、家屋及び償却資産（地方税法第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）（以下「固定資産」と総称する。）の取得に要する費用（家屋及び償却資産の取得に要する費用については、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に規定する建物及びその附属設備並びに同条第3号に規定する機械及び装置の取得に要する費用で、その額は同令第54条第1項第1号又は第2号（同条第2項の規定が適用される場合を含む。）に規定する減価償却資産の取得価額（消費税額及び地方消費税額を除く。）に限る。以下同じ。）で、次に掲げるものを控除したものを

いう。

～以下省略～

注：アンダーラインは監査人加筆

※出所：「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例」

<②の例：北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置>

(4) 消費税等仕入控除税額の取扱い

・立地計画の認定を受けた事業者が補助金の交付申請を行う際には、消費税等仕入控除税額について次のとおりとします。

ア 補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請します。

イ 補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（交付申請時において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の交付を受けた日の属する認定事業者の事業年度の決算日から2ヶ月以内に知事に報告するとともに、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

※出所：「企業立地促進費補助金 活用マニュアル」

以上のとおり、本件交付金が「報償的性質」を有しているとしても、消費税込みの取得価額に一定率を乗じて交付金額を算定している以上、当該交付金額には消費税相当額が含まれていることは明らかであり、さらに、当該消費税相当額は仕入税額控除の対象として最終的に交付先が負担するものではないことが想定されるため、最終的に負担しない額についてまで交付金が交付されていると言わざるを得ず、問題である。

よって、市においては、交付先に仕入控除税額に関する報告を求めること、及び、その内容によっては返還を求めることを検討する必要がある。

また、福岡市企業立地促進条例、同条例施行規則等において、交付金額に含まれる消費税相当額の取扱いについて明確に規定した上で、当該取扱いを従った消費税相当額の取扱いを行う必要がある。

ソ 公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金（創業・立地推進部新産業振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金
所管部局	経済観光文化局 創業・立地推進部 新産業振興課 (経済観光文化局 創業・立地推進部 創業支援課)
根拠規程等	公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益財団法人九州先端科学技術研究所
交付目的	地域のシステム情報技術、先端科学技術その他の科学技術に関連する企業の技術力、研究開発力の向上及び先端科学技術等の発展と新文化の創造を図り、もって九州地域における先端科学技術等に係る産業の振興と経済社会の発展に資することを目的とする。
対象事業の概要	先端科学技術等の分野に関する研究開発事業、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング事業、情報の収集及び提供、人材育成、産学官連携による新産業又は新事業の創出支援事業等。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助金は、公益財団法人九州先端科学技術研究所が上記目的のために行う事業に対し、補助を行うものであるため。
開始年度	平成7年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・職員(常勤・非常勤)に係る給与、諸手当等(福岡市からの派遣職員に係る人件費を除く) ・旅費交通費 ・消耗品費 ・図書資料費 ・通信運搬費 ・什器備品費 ・修繕費 ・収入印紙代 ・特許費 ・賃借料 ・印刷製本費 ・会議費 ・諸謝金 ・負担金 ・委託費 ・雑費 ・光熱水費 ・表彰費 ※上記経費のうち、予算の範囲内で市長が決定し交付する。
補助対象経費 ※	同上
達成すべき指標の内容	①国等公募プロジェクトに共同提案及び受託・共同研究した企業・団体数 ②企業・団体等からのコンサルティング件数 ③外部資金獲得額
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		311,167	297,540	285,943
決算額		307,636	297,060	284,691
(財源)	市	291,967	287,729	263,140
	国	15,669	9,331	21,551
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	設定なし(※現在の指標は令和3年度から目標を設定)	設定なし(※現在の指標は令和3年度から目標を設定)	①23件 ②120件 ③50,000千円
指標の実績値	①26件 ②117件 ③138,904千円	①21件 ②116件 ③107,378千円	①31件 ②113件 ③84,479千円

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金交付要綱における補助対象事業の明確化について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助対象事業は、公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、次のとおり規定されている。

<補助対象事業>

(1) 先端科学技術等の分野に関する研究開発事業
(2) 先端科学技術等の分野に関する内外関係機関との交流及び協力
(3) 先端科学技術等の分野に関するコンサルティング事業
(4) 先端科学技術等の分野に関する情報の収集及び提供
(5) 先端科学技術等の分野に関する人材育成
(6) 先端科学技術等の分野に関する産学官連携による新産業・新事業の創出支援事業

※出所:「公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金交付要綱」

一方、令和3年度における本補助金の交付は、以下の4項目が対象として実施されている。

＜令和 3 年度本補助金の対象＞

名称	金額
公益財団法人九州先端科学技術研究所運営事業	253,290 千円
エンジニアフレンドリーシティ福岡事業	13,508 千円
AI エンジニア支援事業	5,673 千円
福岡市中小企業等 DX 促進モデル事業	12,220 千円
計	284,691 千円

※出所：「事業実績報告書」を基に監査人作成

なお、交付先である公益財団法人九州先端科学技術研究所（以下「財団」という。）の定款においては事業として下記のとおり規定されており、前述の補助対象事業の範囲と合致している。

＜定款上の事業＞

<ul style="list-style-type: none"> (1) 先端科学技術等の分野に関する研究開発 (2) 先端科学技術等の分野に関する内外関係機関との交流及び協力 (3) 先端科学技術等の分野に関するコンサルティング (4) 先端科学技術等の分野に関する情報の収集及び提供 (5) 先端科学技術等の分野に関する人材育成 (6) 先端科学技術等の分野に関する産学官連携による新産業・新事業の創出支援 (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
--

※出所：「公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金交付要綱」

【指摘事項】

令和 3 年度において実際に実施した補助事業の名称については本補助金交付要綱には記載がないため、令和 3 年度に実施した補助事業が本補助金交付要綱における補助対象事業の範囲内の事業であるかどうかが一見して判別できず、著しく不明瞭である。

もともと、本補助金交付要綱における補助対象事業は、財団の定款に規定されている事業と一致しており、その意味で「財団の実施する事業は全て補助対象事業である」とみることもしきる。

しかし、その状況を許容すれば補助対象事業は際限がなくなり、補助対象事業と補助対象外事業の境界線が曖昧となってしまふ。

少なくとも、実施する補助事業が本補助金交付要綱における補助対象事業のいずれに該当するのかをあらかじめ明示しなければ、補助対象事業として実施した事業であるか否かを適切に判別することができず、問題である。

よって、市においては、補助対象事業について、本補助金交付要綱においてあらかじめ具体的事業名をもって規定する必要がある。

② （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を什器備品の購入費に充当できることを定めている。市によれば、令和 3 年度の実績においても主に運営事業のための什器備品等の購入費に充当されたとのことである。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

タ 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（売上が減少した事業者への支援）（国際経済・コンテンツ部国際経済課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会負担金
所管部局	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部国際経済課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国や県の支援金等の対象にならない事業者を支援
公募・非公募の別 ※	－
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	－（令和2・3年度のみの実施事業）
補助金等の算出方法 ※	－
補助対象経費 ※	－
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して支援金を支給する事業であり、件数や金額等を成果指標として設定することは適切でないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	－	2,800,000	2,799,479
決算額	－	521	1,516,122
（財源）	市	－	892,494
	国	－	623,629
	県	－	－
	その他	－	－
交付先数	－	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」(市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。)が実施した「売上が減少した事業者への支援事業」について、業務委託先を選定するためにプロポーザルを実施している。

プロポーザルにより委託業者候補者が決定し、特命随意契約により契約を締結するに当たって実行委員会は設計書を作成し、それを根拠として予定価格を作成している。

設計書の作成方法について質問したところ、委託業者候補者から参考見積書を入手した上で、それを根拠として予定価格の前提となる設計書を作成しているとのことである。

しかし、参考見積書は文書として綴じられておらず、当該参考見積書の内容をどのように検証して設計書の作成に至ったのか、その検討過程が分かる資料は作成されておらず、設計書の妥当性が確認できなかった。

【意見】

予定価格の作成に当たり、参考見積書の積算内容の妥当性を検討した資料がなければ、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたかが確認できず、説明責任の観点から問題がある。

よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した過程を文書として保存することが望ましい。

チ 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメントイベント開催支援事業分）（国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメントイベント支援事業）
所管部局	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	<p>【イベント開催支援】 一定規模以上の文化・エンターテインメントイベントを支援する。</p> <p>【施設開放】 公募により登録した文化・エンターテインメント施設（ホール、ライブハウス、劇場、ギャラリー、サロン等）をアーティストに開放して公演・展示を行い、公演・展示に掛かった施設利用料等を支援する。</p>
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和3年度
終期年度	令和4年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	<p>【イベント開催支援】 負担金交付先が支援する件数</p> <p>【施設開放】 負担金交付先が支援する件数</p>
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	—	99,500
決算額	—	—	79,580
（財源）	市	—	—
	国	—	79,580
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	—	—	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	【イベント開催】 50件 【施設開放】 45件
指標の実績値	—	—	【イベント開催】 45件 【施設開放】 44件

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について

業務プロセス	Do (実行)：補助事業の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」（市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。）が実施した「文化・エンターテインメントイベント支援事業（イベント開催支援分）」について、業務委託先を選定するためにプロポーザルを実施している。

プロポーザルにより委託業者候補者が決定し、特命随意契約により契約を締結するに当たり、実行委員会は当該候補者から参考見積書を入手した上で、それを根拠として予定価格の前提となる設計書を作成した。

参考見積書の金額と実行委員会が作成した設計書の金額、さらには予定価格が同一であったため、その理由を質問したところ、「プロポーザルの中で業務の実施に関する細かい条件を提示してもらっているので、それを参考にして検討しながら、参考見積書の内容を設計書へ反映した」との回答であった。

しかし、参考見積書の内容をどのように検証して設計書の作成に至ったのか、その検討過程が分かる資料は作成されておらず、設計書の妥当性が確認できなかった。

また、実際の契約額は設計金額と同額であった。

【意見】

予定価格の作成に当たり、参考見積書の積算内容の妥当性を検討した資料がなければ、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から問題がある。

よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した過程を文書として保存することが望ましい。

② (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	経済性及び効率性、説明責任及び透明性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」(市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。)が実施した「文化・エンターテインメントイベント支援事業(施設開放分)」について、業務委託先を選定するために3者による相見積りを実施している。

実行委員会は、委託業者選定に当たり、予定価格の前提となる設計書の作成をしているが、参考見積書を1者から入手して当該参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としている。

しかし、参考見積書の積算根拠について、実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由が明示されていない。

【指摘事項】

実行委員会は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたかが確認できず、説明責任の観点から問題がある。

また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

ツ 博多祇園山笠振興会補助金（国際経済・コンテンツ部まつり振興課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	博多祇園山笠振興会補助金
所管部局	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部まつり振興課
根拠規程等	博多祇園山笠振興会補助金要綱
交付先（最終交付先）	博多祇園山笠振興会
交付目的	本市を代表する祭りであり、重要な都市コンテンツである博多祇園山笠の運営を支援することにより、博多の文化の保存、継承及びにぎわいの創出を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (要綱第2条)
対象事業の概要	昇山笠、飾山笠及び走る飾山笠を建設・設置することにより、ひいては博多の文化の保存及び継承を図る事業とする。(要綱第4条) ※新型コロナの影響で令和2年中止、令和3年は飾り山笠のみ設置・公開
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助事業を成し得る団体が、博多祇園山笠振興会補助金以外存在しないため。
開始年度	平成29年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	平成29年度
補助金等の算出方法 ※	対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定し交付する
補助対象経費 ※	(1) 山笠台の建設費及び装飾費 (2) 山小屋建設費 (3) 博多人形製作費 (4) 山笠の設置費及び保管費 (5) 山笠の補修費その他山笠建設に必要な経費 (6) 広報宣伝及び手拭制作に必要な経費 (7) 市長が特に必要と認める経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	「博多の文化の保存、継承及びにぎわいの創出を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与する」ことを補助金の効果としている。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		27,800	27,800	27,800
決算額		27,800	22,000	21,100
(財源)	市	27,800	22,000	21,100
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 実績確認の充実及び実施内容の記録について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して事業実績調査確認書を作成している。

当該補助事業実績の具体的な確認方法については、補助事業者から請求書、納品書、領収証等の原始証憑のコピーを入手し、内容確認を実施している。

一方、項目によっては内訳のない領収証のみの入手にとどまっているものもあり、内容の詳細について確認できない項目もあった。

また、市によれば、口頭で内容確認を行った項目もあるとのことであるが、記録が残っていないため、調査の実施状況が確認できなかった。

【意見】

交付先が提出する事業実績報告書及び収支決算書等の帳簿類の内容確認を行うとともに、請求書、領収証等のコピーも併せて確認することで、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクに対して対応することが可能となる。逆に、内訳のない領収証のみの入手にとどまっている項目については、その詳細が確認できず、前述のリスクに対応できないことになる。

また、市によれば、口頭で内容確認を行った項目もあるとのことであるが、記録として残していなければ、後日当該実施内容について検証することが出来ない。

よって、市においては、入手した資料のみでは内容の確認ができない場合には、追加で資料を入手するか口頭で内容確認を行った上で記録に残すことが望ましい。

② (意見) 暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について

業務プロセス	Plan(計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成22年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）>

(暴力団の排除)

第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

本補助金については、博多山笠振興会補助金要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）に、前述の暴力団排除条項に該当する条項が規定されているが、同条項第4項の警察への照会の対象者が交付先の「会長」に限定されている。

【意見】

補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項の「案文」によれば、警察への照会確認を行う対象者として「法人であるときは、その役員」としており、代表者（会長）のみに限定しているわけではない。

補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除するため、警察への照会確認を行う対象者は、法人であるときはその「役員」とすることで、交付先である法人の経営に携わる者を可能な限り網羅的に照会することを意図していると考えられる。

よって、市においては、本補助金交付要綱において現状では会長に限定されている警察への照会の対象者の範囲について、どのような範囲とするのか整理することが望ましい。

テ 博多松囃子振興会補助金（国際経済・コンテンツ部まつり振興課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	博多松囃子振興会補助金
所管部局	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部まつり振興課
根拠規程等	博多松囃子振興会補助金要綱
交付先（最終交付先）	博多松囃子振興会
交付目的	本市を代表する祭りで博多どんたく港まつりの起源である博多松囃子行事の運営を支援することにより、重要な都市コンテンツである博多どんたく港まつりにぎわいの創出及び伝統文化の保存・継承を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。（要綱第2条）
対象事業の概要	博多松囃子行事である三福神及び稚児を運営し、博多の文化の保存及び継承を図る事業とする。（要綱第4条）
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助事業を成し得る団体が、博多松囃子振興会以外に存在しないため
開始年度	平成29年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	平成29年度
補助金等の算出方法 ※	対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定し交付する
補助対象経費 ※	(1)古式傘鉾福笹制作費 (2)御神馬代 (3)通信費 (4)保険料 (5)印刷費 (6)事務消耗品費 (7)市長が特に必要と認める経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	「重要な都市コンテンツである博多どんたく港まつりにぎわいの創出及び伝統文化の保存・継承を図り、もって本市経済の発展に寄与する」ことを補助金の効果としている。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		2,200	2,200	2,200
決算額		2,200	2,200	2,200
（財源）	市	2,200	2,200	2,200
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 実績確認の実施内容の記録について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して事業実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する事業実績報告書、収支決算書等の帳簿類の内容確認を行うとともに、市担当者が現地に赴き請求書、領収証等の原始証憑等も確認しているとのことであった。しかし、現地での確認については特段記録を残しておらず、現地確認の実施状況について確認ができなかった。

【意見】

交付先が提出する事業実績報告書、収支決算書等の帳簿類の内容確認を行うとともに、現地に赴き請求書、領収証等の原始証憑等も確認することで、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクに対して対応することが可能となる。

一方、現地での確認の実施状況について、記録として残していなければ後日当該実施内容について検証することが出来ない。

よって市においては、現地に赴いて実施した実績確認の状況については、記録に残すことが望ましい。

② (意見) 暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成22年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項（案文）>

(暴力団の排除)	
第●条	市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
2	市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
(1)	暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
(2)	法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」

本補助金については、博多松灘子振興会補助金要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）に、前述の暴力団排除条項に該当する条項が規定されているが、同条項第4項の警察への照会の対象者が交付先の「会長」に限定されている。

【意見】

補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項の「案文」によれば、警察への照会確認を行う対象者として「法人であるときは、その役員」としており、代表者（会長）のみに限定しているわけではない。

補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除するため、警察への照会確認を行う対象者は、法人であるときはその「役員」とすることで交付先である法人の経営に携わる者を可能な限り網羅的に照会することを意図していると考えられる。

よって、市においては、本補助金交付要綱において現状では会長に限定されている警察への照会の対象者の範囲について、どのような範囲とするのか整理することが望ましい。

ト ふくこいアジア祭り組織委員会補助金（国際経済・コンテンツ部まつり振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	ふくこいアジア祭り組織委員会補助金
所管部局	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部まつり振興課
根拠規程等	ふくこいアジア祭り組織委員会補助金要綱
交付先（最終交付先）	ふくこいアジア祭り組織委員会
交付目的	博多・天神地区を中心としたにぎわいを創出するため、本市と民間事業者が連携して開催する「ふくこいアジア祭り」の運営を支援することにより、都心部の集客や回遊性の向上、都市間交流の促進及び青少年の健全育成による交流の拡大を図り、もって魅力ある街づくりの促進及び本市の経済の発展に寄与することを目的とする。（要綱第2条）
対象事業の概要	ふくこいアジア祭りにおける舞台、付帯設備を設置し、運営する事業とする。（要綱第4条） ※令和2・3年は新型コロナウイルスの影響により事業中止
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助事業を成し得る団体が、ふくこいアジア祭り組織委員会以外に存在しないため
開始年度	平成29年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	平成29年度
補助金等の算出方法 ※	対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する
補助対象経費 ※	(1) 会場設営費 (2) 音響照明費用 (3) 会場使用費 (4) 警備費 (5) 清掃費 (6) 保険料
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	「都心部の集客や回遊性の向上、都市間交流の促進及び青少年の健全育成による交流の拡大を図り、もって魅力ある街づくりの促進及び本市の経済の発展に寄与する」ことを補助金の効果としている。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,000	1,000	1,000
決算額	1,000	—	—
(財源)	市	1,000	—
	国	—	—
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	1	1	1

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ナ 公益財団法人九州交響楽団事業補助金（文化振興部文化振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	公益財団法人九州交響楽団事業補助金
所管部局	経済観光文化局文化振興部文化振興課
根拠規程等	九州交響楽団事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	公益財団法人 九州交響楽団
交付目的	本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進すること
対象事業の概要	本市で行われる九州交響楽団が主催したもので、 ・音楽文化の発展に資する、芸術性の高い演奏会事業 ・音楽文化の魅力を広く市民に伝える演奏会事業。 ・次世代を担う子ども達が、音楽文化との触れあいを体験する演奏会事業（要綱4条）
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体が限定されているため
開始年度	昭和44年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象事業の実施に要する経費から当該補助対象事業に係る収入を差し引いて得た額又は補助対象経費に5分の4を乗じて得た額のいずれか少ない額
補助対象経費 ※	(1)印刷及び広報宣伝に係る経費 (2)会場設営に係る経費 (3)補助対象事業の実施に係る経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	・事業の性質上、目標費の設定が困難であるため。 (事業計画等は、理事会や評議員会による承認のもとで決定されており、当該理事会等には県や民間企業といった市以外の組織も参画している)

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	162,000,000	162,000,000	160,000,000	
決算額	162,000,000	162,000,000	160,000,000	
(財源)	市	162,000,000	162,000,000	160,000,000
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して事業実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する事業実績報告書、決算内訳書等の帳簿類や交付先団体の評議員会や理事会への役員就任及び各会への出席、その他適宜実務担当者からの事前説明等による内容確認を行っており、領収書、レシート等や貸金台帳といった原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、補助対象経費のうち「補助対象事業の実施に係る経費」として、例えば人件費が含まれている。人件費については、補助対象事業に係るものか否かにより、補助対象経費に計上可能なものと対象外となるものがあり、交付先が提出する及び決算内訳書等の帳簿類の確認のみでは、当該区別を判断することができない。

実際、令和3年度において補助対象経費とされた「局員人件費」については、交付先の管理費に係る人件費の「73/235」が補助対象経費として計上されているが、当該比率の根拠について、市は確認していなかった。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて原始証憑の確認等を実施すべきである。

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「事業の性質上、目標費の設定が困難であるため。(事業計画等は、理事会や評議員会による承認のもとで決定されており、当該理事会等には県や民間企業といった市以外の組織も参画している)」ということを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

交付先が立案する事業計画等は、「理事会や評議員会による承認のもとで決定されており、当該理事会等には県や民間企業といった市以外の組織も参画している」のことであるが、少なくとも市が交付する本補助金に関する目標設定ができない理由とはならない。

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、演奏会等を鑑賞した福岡市民や子どもたちに対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

二 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメント支援部に係る事業負担金）（文化振興部文化振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメント支援部に係る事業負担金）（文化・エンターテインメントのハイブリッド開催支援事業）
所管部局	経済観光文化局文化振興部文化振興課
根拠規程等	福岡市緊急経済対策実行委員会規約
交付先（最終交付先）	福岡市緊急経済対策実行委員会
交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援するため。
対象事業の概要	市内で文化・エンターテインメントの「ハイブリッドイベント」（実際の会場での開催に加え、会場の様子をリアルタイムで映像配信するイベント）を開催する主催者に対し、感染症対策やオンライン配信運営に係る経費の5分の4（上限20万円）を支援金として交付。
公募・非公募の別 ※	—
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	令和2年度
終期年度	令和3年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	—
補助対象経費 ※	—
達成すべき指標の内容	負担金交付先が支援する件数
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	102,000	97,000
決算額	—	24,077	90,168
（財源）	市	—	17,168
	国	—	73,000
	県	—	—
	その他	—	—
交付先数	—	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値		300件	330件
指標の実績値		120件	444件

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 文化芸術振興財団が業務に関与する場合の協定書等の必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	合規性

【現状】

市が本負担金を支出した相手先である「福岡市緊急経済対策実行委員会」(市が事務局を運営している。以下「実行委員会」という。)が実施した「文化・エンターテインメントのハイブリット開催支援事業」については、市の外郭団体である公益財団法人福岡市文化芸術振興財団(以下「財団」という。)と連携し、財団が業務の一部を担当していた。

財団が担当したのは、支援金の給付に関する業務のうち受付事務に係る一次審査の業務である。

しかし、実行委員会と財団との間で業務の一部を財団が実施することに関する文書は取り交わされていない。実行委員会の事務局を行う市の担当課にその理由を確認したところ、以下の回答を得た。

<文書を取り交わしていない理由>

未曾有のコロナ禍において、的確かつ速やかな支援が求められている状況であり、より正確かつ迅速に事務手続きを進める必要があったため、文化芸術振興財団と連携することとしたものです。

文化芸術振興財団は市役所から独立していますが、もともと文化芸術の創造・発展に寄与することを目的とし、「文化芸術活動者の支援・育成に関する事業」を行うことと定款に定めていること、また、コロナ禍において活動者から支援を求める声を直接聞いてきたことから、文化芸術振興財団として市の支援金の取組に賛同し、連携したものです。

連携の方法については、双方で協議する中で、円滑に支援策を実施するため、市役所と財団が役割を分担して、受付事務に係る一次審査を財団が行うこととし、最終決定は市役所で行うこととしました。

なお、文化芸術振興財団は、市職員も出向するなど市役所と同じレベルの事務処理が行うことが期待できることです。

以上より、書面の取り交わしはないものの、文化芸術活動者の支援という観点から文化芸術振興財団が市の取組に賛同し、協議により事業を実施したものです。

なお双方の協議の中では、文化芸術振興財団が実行委員会に加わることも検討されましたが、役割分担が一次審査にとどまることから、結果的に実行委員会には加わらないこととなりました。

※出所：「市回答」

【指摘事項】

実行委員会が実施する「文化・エンターテインメントのハイブリット開催支援事業」について、未曾有の事態に対する迅速な対応が求められること、また、財団の定款上の事業目的から本事業との連携に適していること等の理由から、財団と連携を図ることとなった趣旨には一定の理解ができる。

しかし、前述の市の回答は、財団が実行委員会(事務局を行う市)とは別の組織であることに鑑みると、実行委員会と財団との間で業務の一部実施に関する文書を取り交わさなくてよい理由とはならない。

財団が一部の業務を実施するに当たり、文書が作成されていなければ、例えば「業務の範囲」「責任の所在、区分」「報酬の有無」等、業務を行うに当たって明確にしな

ければならない事項が曖昧となり、極めて問題である。

よって、市が事務局を運営している実行委員会においては、財団が業務の一部を行う場合には、協定書等の文書を取り交わして「業務の範囲」「責任の所在、区分」「報酬の有無」などを明確にする必要があった。

また、一般的には業務を外部に依頼する場合には、「業務委託契約」により実施すべきであり、その際、委託契約に係る必要な一連の手続（仕様書作成、業者選定（特命随意契約の場合にはその理由）、契約手続、報酬の支払など）を経る必要があると考えられる。

業務委託の形式を採用しなかった理由を文書で明らかにできなければ、今回の財団による一部業務の実施について「業務委託手続きの潜脱ではないか」と見られる可能性も否定できない。

よって、業務委託を選択しなかった理由について、財団との協議内容とともに文書として保管する必要があった。

又 文化財保存事業費補助金（文化財活用部文化財活用課）

（ア）補助金等の概要

＜概要＞

補助金等の名称	文化財保存事業費補助金（保存・修理等）
所管部局	経済観光文化局文化財活用部文化財活用課
根拠規程等	福岡市文化財保護条例 福岡市文化財保護条例施行規則 福岡市文化財保護事業費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	指定文化財所有者
交付目的	福岡市内に所在する指定文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じることを目的とする。
対象事業の概要	文化財の保存、修理、整備、防災施設整備事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行うのは国・市指定文化財の所有者であり、事業を行っている団体が限定されるため。
開始年度	昭和 48 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	(1) 国指定文化財 補助対象経費の 1/8 以内 (2) 県指定文化財 補助対象経費の 1/4 以内 (3) 市指定文化財 補助対象経費の 3/4 以内
補助対象経費 ※	国・県・市指定文化財 修理工事経費・防災工事経費・その他工事経費・工事報告書印刷経費・事務経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	本補助金の目的は、指定文化財の保存及び活用に必要な措置（修理・整備・防災施設整備等）について、かかる経費の一部を所有者に補助し、文化財を次世代に確実に継承していくことである。文化財の保存及び活用に必要な措置は、文化財保護の観点から、一過性のものではなく、継続的に行われるべきことであるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

＜補助金等の実績＞

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	1,000	23,574	12,381	
決算額	1,000	1,383	12,356	
（財源）	市	1,000	1,383	12,356
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	1	5	3	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助対象事業に関する規定の修正について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市文化財保護事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）として以下のとおり定めている。

<補助対象事業>

<p>第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)有形文化財、民俗文化財及び記念物の保存、修理、整備及び防災施設整備</p> <p>(2)無形文化財及び無形民俗文化財の公開及び伝承者の養成</p> <p>(3)文化財の活用及び普及活動</p> <p>(4)指定文化財の保護に必要な管理</p> <p>(5)有形文化財を活用した観光拠点整備</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。</p> <p>(1)専ら営利を目的とするもの</p> <p>(2)特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの</p> <p>(3)前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの</p>
--

※出所：「福岡市文化財保護事業費補助金交付要綱」

上記のとおり本補助金交付要綱では、「特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの」に該当する事業には補助金を交付しないと規定されている。

一方、実際の補助対象事業として、宗教法人が所有する施設（例えば神社の本殿）や絵画（例えば僧侶の描かれた絵画）の修復等が対象となっており、当該規定と矛盾する可能性がある。

【意見】

本補助金交付要綱において、補助対象事業から「特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの」を除いているのは、市もしくは市民から見て偏りがあると考えられる特定の団体等に対して、市税により賄われる補助金が交付されるのを防止する趣旨からであり、当該規定自体に問題があるわけではないと考える。

しかし、とりわけ本補助金に関して言えば、補助対象事業がいわゆる「文化財」に関することであり、古くからの慣習的な要素と宗教的な要素との境界線が曖昧である可能性がある。そのため捉え方によっては、補助対象事業に選定された事業が「特定の宗教を支持」する事業に該当する可能性を否定できない。

よって、市においては、現状の補助対象事業との整合性の観点から、本補助金交付要綱に定める補助対象事業の記載の内容を見直すことが望ましい。

② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合规性

【現状】

本補助金交付要綱によれば、補助対象事業の一つとして「有形文化財、民俗文化財及び記念物の保存、修理、整備及び防災施設整備」が定められており、当該補助対象事業の対象となる補助対象経費として、「重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」等の規定を準用する形で修理工事経費や防災工事経費等が定められている。

令和3年度の実績によれば、香椎宮本殿の保存修理(屋根葺替・塗装及び部分修理)や住吉神社能楽殿の整備(冷暖房の設置、トイレの様式化等の環境整備)に充当されており、本補助金により保有する財産の効用が増加したと考えられる。

しかし、本補助金交付要綱上、当該効用の増加した財産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を取得する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

(8) 農林水産局

ア 福岡市中山間地域等直接支払制度交付金（総務農林部農業振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市中山間地域等直接支払制度交付金
所管部局	農林水産局総務農林部農業振興課
根拠規程等	中山間地域等直接支払交付金交付要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要領、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱、福岡市補助金交付規則、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱、福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領
交付先（最終交付先）	集落協定代表者
交付目的	農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続できるよう支援し、農業の有する多面的機能の確保及び地域の活性化を図る。
対象事業の概要	山村振興地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域等における、急傾斜農用地及び緩傾斜農用地等において、継続的な農業生産活動を行う集落に対して、交付金を交付する。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。
開始年度	平成12年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	集落協定に位置づけられている農用地について、地目及び区分ごとの交付金の交付単価に農用地面積を乗じて算出する。
補助対象経費 ※	役員等の各担当者の活動に対する経費、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費、農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	協定農用地等について5年間適正に維持管理しなければならないが、適正に維持管理されていることを示す指標の設定が困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		16,560	18,380	15,350
決算額		16,530	15,315	15,277
(財源)	市	4,691	4,324	4,312
	国	7,148	6,666	6,653
	県	4,691	4,324	4,312
	その他	—	—	—
交付先数		18	16	16

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本交付金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

イ 畜産環境整備経営対策事業補助金（総務農林部農業振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	畜産環境整備経営対策事業補助金
所管部局	農林水産局総務農林部農業振興課
根拠規程等	福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱、福岡市補助金交付規則、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱、畜産環境整備経営対策事業補助金交付要領
交付先（最終交付先）	認定農業者等
交付目的	本市畜産業における生産性、収益性の向上及び環境汚染の防止や地域資源の循環利用体制の構築を図る。
対象事業の概要	認定農業者等が実施する飼養規模拡大や飼養環境改善に係る飼養施設整備事業等に対する支援を行うこと。 なお、本補助金は、福岡県の補助事業を活用して支援を行うものであり、福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱（以下、「県要綱」という。）に定められている事業を補助対象事業とする。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。
開始年度	平成 24 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	1 県要綱別表 10 ふくおかの畜産競争力強化対策事業に該当する事業のうち、 ・(1) 生産拡大対策に該当する事業：対象経費の 2/3 以内（一部は 3/4 以内） ・その他：県要綱に基づく補助額 2 県要綱別表 11 博多和牛ブランド強化対策事業に該当する事業のうち、 ・(3) 博多和牛子牛確保対策に該当する事業：1 頭当たり 104 千円以内 ・その他：県要綱に基づく補助額
補助対象経費 ※	県要綱別表 10 ふくおかの畜産競争力強化対策事業及び 11 博多和牛ブランド強化対策事業に定められている経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	事業種類ごとに内容、目的が異なることから、補助事業全体としての指標を設定することが困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		3,232	9,942	19,205
決算額		832	8,769	19,119
(財源)	市	416	—	—
	国	—	—	—
	県	416	8,769	19,119
	その他	—	—	—
交付先数		1	9	10

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値		—	—	—
指標の実績値		—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 都市近郊野菜産地等整備事業補助金（総務農林部農業振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	都市近郊野菜産地等整備事業
所管部局	農林水産局総務農林部農業振興課
根拠規程等	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱、福岡市補助金交付規則、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱、都市近郊野菜産地等整備事業実施要領
交付先（最終交付先）	農業協同組合、営農集団、認定農業者
交付目的	本市園芸農業の持続的発展を図るため、農業協同組合、営農集団、認定農業者が実施する生産及び流通施設整備事業に対して補助を行うもの。
対象事業の概要	生産及び流通施設整備事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。
開始年度	昭和 60 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	[営農集団等] 県：事業費の 1/2～1/3 以内 市：事業費から県補助額を差し引いた残額の 1/2 以内 [認定農業者] 県：事業費の 1/3 以内 市：事業費から県補助額を差し引いた残額の 1/4 以内
補助対象経費 ※	活力ある園芸産地育成事業に定められている施設等の整備に要する経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	対象となる事業の内容が多岐にわたり、また毎年事業実施主体が異なることから、指標の設定が困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		120,011	97,528	99,461
決算額		100,333	70,070	99,461
(財源)	市	25,604	14,737	20,044
	国	－	－	－
	県	74,729	54,808	78,261
	その他	－	525	1,156
交付先数		6	4	6

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 漁協経営基盤強化対策事業補助金（水産部水産振興課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	漁協経営基盤強化対策事業補助金
所管部局	農林水産局水産部水産振興課
根拠規程等	福岡市漁協経営基盤強化対策事業（漁業共済事業促進）補助金交付要領
交付先（最終交付先）	福岡市漁業協同組合
交付目的	漁家経営を安定させる漁業共済制度への加入を促進することにより、漁業者の経営基盤強化を図ることを目的とする。
対象事業の概要	不漁や自然災害により、漁業者が損害を被った際に保険金（共済金）が支払われる漁業共済事業への加入を促すため、当該共済事業に係る、漁業者の負担金（契約掛金）の一部を助成する。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体が限定されているため。
開始年度	平成5年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の1/5以内
補助対象経費 ※	漁業者が共済組合へ加入するために必要な経費
達成すべき指標の内容	漁業者の共済加入率
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		1,329	1,300	2,668
決算額		1,195	1,124	2,668
（財源）	市	1,195	1,124	2,668
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値※	75%	77%	77%
指標の実績値	55%	50%	62%

※指標の目標値については、本来100%加入を目指すべきであるが、当面の間、福岡県の加入率を目標値として設定。

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ と畜事業補助金（中央卸売市場市場課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	と畜事業補助金
所管部局	農林水産局中央卸売市場市場課
根拠規程等	福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡食肉市場株式会社
交付目的	と畜事業は、と畜場法等により高度な衛生管理を行う必要から、光熱水費等のランニングコストが高く、採算性が見込めない事業である。 平成12年度の食肉市場移転再整備の際、と畜事業を市の直営から卸売業者の自主運営に移行した。その際、生産者及び消費者に負担を転嫁することを抑制し、高度な衛生管理を維持するとともに、市民への安全・安心な食肉の安定供給を継続することを目的に補助金を卸売業者に交付することとした。
対象事業の概要	と畜場の施設管理に関する事業 処理工程で生じる廃棄物を適正に処理する事業 と畜場の清掃や衛生管理に関する事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助金の目的を達成できる団体が卸売業者に限定されているため。
開始年度	平成12年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和3年度
補助金等の算出方法 ※	対象事業費の1/2以内かつ予算の範囲内
補助対象経費 ※	・光熱水費 ・施設、設備の管理費 ・清掃、衛生費 ・廃棄物の処理費 ・人件費 ・事務費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助金の交付目的の内容が、指標を設定することに適さないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		200,000	200,000	200,000
決算額		200,000	200,000	200,000
（財源）	市	200,000	200,000	200,000
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 消費税等相当額の適時把握と適切な文書決裁について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、補助金に係る消費税については下記のとおりの規定がある。

- ・ 補助金交付申請時は補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）が明らかな場合は、消費税等相当額を減額して申請しなければならない。
- ・ ただし、交付申請時において消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税等相当額を控除しなくてよい。
- ・ 次に、実績報告書の提出時には、消費税等相当額が明らかな場合は、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- ・ なお、実績報告書を提出した後に、消費税等相当額が確定した場合には、消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて返還しなければならない。

交付先は、交付申請時及び実績報告時において消費税等相当額が明らかではないとしているため、消費税等相当額報告書により消費税等相当額の報告をしている。

消費税等相当額報告書において、次のとおり補助金額は補助対象経費と予算額の比較によって算出されることから、補助対象経費から消費税等相当額を控除しても予算額を上回るため、結果的に補助金の返還は生じていない。

また、消費税等相当額報告書については、所管部局による決裁が行われていなかった。

<時点別の補助対象経費について>

(単位:千円)

時点	日付	補助対象経費 (消費税込) (A)	補助対象経費 (消費税抜) (B)	補助金の額 補助対象経費 ×1/2=(C)	補助金の額 (C)と予算額 のいずれか低い方
交付申請時	R3. 4. 1	469, 177	明らかではない	(A) ×1/2= 234, 588	200, 000
実績報告書 提出時	R4. 3. 31	498, 761	明らかではない	(A) ×1/2= 249, 380	200, 000
消費税等相 当額報告書 提出時	R4. 5. 24	498, 761	463, 439	(B) ×1/2= 231, 719	200, 000

※出所：「補助金交付申請書、事業実績報告書及び消費税等相当額報告書」

<消費税等相当額報告書について>

消費税等相当額報告書		令和4年5月24日
(あて先) 福岡市長		
(中略)		
令和3年6月14日付 第40号で補助金交付決定の通知があった(事業名 令和3年度 食肉市場と畜補助事業)について、下記のとおり報告します。		
記		
1	規則第15条の補助金の額の確定額 (令和4年3月31日付農市第172号による額の確定通知額)	200,000,000円
2	交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	35,321,985円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	35,321,985円
4	補助金返還相当額	0円

※出所:「消費税等相当額報告書」

【意見】

そもそも、交付申請時や実績報告書提出時に消費税等相当額を減額して報告を求める趣旨は、補助金の対象外である消費税等相当額を適時に把握し、過大な補助金交付を防ぐためである。

この点、市は、交付先から実績報告書が提出された後に、消費税相当額報告書により報告を受けている。しかし、消費税等相当額報告書に添付されている関係資料を見ると、次のとおり税込金額から消費税等相当額を控除して税抜金額が算定されており、そうであれば実績報告書を提出する時点で、消費税等相当額が明らかであったと考えられる。

<消費税等相当額について>

(単位:千円)

支出	税込	税抜き	消費税等相当額
●●委託	20,952	19,047	1,904
●●委託	4,252	3,866	386
●●委託	12,739	11,581	1,158
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
合計			35,321

※出所:「令和3年度食肉市場と畜事業補助金事業収支実績※税込算出」、及び「令和3年度食肉市場と畜事業補助金事業収支実績※税抜」の資料を基に市場課作成

また、消費税等相当額報告書は、消費税等相当額を減額した場合に返還金が生じるかどうかの重要な資料であるが、所管部局の決裁が行われていなかった。

よって、市においては、本補助金交付要綱のとおり、補助金交付申請時点又は実績報告書提出時点において消費税等相当額を控除して積算するよう交付先へ指導すること、若しくは、補助金交付申請時又は実績報告書提出時点において消費税等相当額が明らかでない場合はその理由を明確にすることが望ましい。

また、消費税等相当額報告書の提出を受けた場合は、所管部局において決裁を受ける必要があると考える。

② (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する事業実績報告書、総勘定元帳等の帳簿類の内容確認を行っているが、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、補助対象事業に区分されている人件費は適切かどうか等、実績確認には慎重を期した方が良い箇所があると考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するべきである。

③ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「補助金の交付目的の内容が、指標を設定することに適さないため。」ということを経由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか(実施回数等)」といったアウトプット指標や、市場関係者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

カ 自治協会補助金（鮮魚市場）（中央卸売市場鮮魚市場）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	自治協会補助金（鮮魚市場）
所管部局	農林水産局中央卸売市場鮮魚市場
根拠規程等	福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会
交付目的	市場の適正かつ健全な運営及び生鮮食料品等の円滑な流通に資することを目的とする。
対象事業の概要	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当協会は、鮮魚市場内における秩序の維持確立と環境の整備を図り、市場業務の円滑な運営を推進するために、市場関係者で組織された団体であり、補助金の目的を達成し得る団体が当協会に限定されているため。
開始年度	昭和 47 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の 1/2 以内
補助対象経費 ※	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃、衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助金の交付目的の内容が、指標を設定することに適さないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	36,809	36,809	36,809
決算額	36,809	36,809	36,809
(財源)	市	36,809	36,809
	国	－	－
	県	－	－
	その他	－	－
交付先数	1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 事業計画説明書に係る網羅的な記載について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、補助金の交付申請時に提出する事業計画説明書の様式を定めている。しかし、交付先から提出された事業計画は様式どおりの記載とはなっておらず、事業効果についての記載がなかった。

<事業計画説明書の様式>

事業計画説明書	
1	事業名
2	事業の目的
3	事業内容
4	事業効果

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」様式第2号

<提出された事業計画説明書>

事業計画説明書	
1.	事業名 福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会による自治協会事業
2.	事業の目的 (中略)
3.	事業の内容 (環境整備・管理事業) (中略)

※出所：「事業計画説明書」

【指摘事項】

本補助金交付要綱に事業計画説明書の様式が設定されているのは、必要な項目を網羅的に記載することで補助金決定の判断に資するためであると考えられる。また、「事業効果」についての記載は、補助金事業に係る効果の把握のために欠かすことができない重要な項目であると考えられる。

よって、市は、事業計画説明書の様式に従い、事業効果の項目を記載するよう指導を徹底すべきである。

② (結果) 補助金交付要綱における補助対象事業の整理について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、次のとおり、補助対象事業を「自治協会事業」、補助対象経費を「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用」としている。

すなわち、補助対象事業は「自治協会事業」と定めつつ、補助対象経費は自治協会事業の中の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る経費と定めている。

このため、本補助金交付要綱によれば、「自治協会事業」であるが「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」ではない事業に係る経費は補助対象外となると読める。

＜補助対象事業及び補助対象経費について＞

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助対象者
自治協会事業	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費	・市が別途支出する事業 ・交際費 ・食糧費（会議に使用する茶菓を除く）	補助対象経費の1/2以内	・福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会 ・福岡市中央卸売市場青果市場自治協会

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」別表

しかし、補助金額算定の基礎となる収支予算書及び収支決算書には、「自治協会事業」及び「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」としての具体的な記載は無く、「補助対象事業」と「補助対象外事業」の区分の記載があるのみである。

この点、市によれば、「自治協会事業」を「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」と捉え、事実上「自治協会事業」に係る経費を補助対象経費としている。本補助金交付要綱に記載の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」の内容を明確に整理して補助対象経費を把握しているわけではないとのことである。

【指摘事項】

上記のとおり、市は、「自治協会事業」に係る経費を補助対象経費としているが、本補助金交付要綱では「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る経費が補助対象経費とされており、運用と本補助金交付要綱における補助対象の範囲が明確ではなく問題である。これは、本補助金交付要綱における「自治協会事業」と「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」の内容が明確に整理されていないことに起因していると考えられる。

結果として、補助対象事業の範囲が客観的に把握できない。すなわち、「自治協会事業」に係る全ての経費を補助対象経費とした場合、本来は補助対象外経費である「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」ではない事業まで含まれているのではないかと誤解を招くおそれがある。

よって、市においては、補助対象事業の整理を行った上で、本補助金交付要綱において補助対象事業を具体的に定義し、当該事業に対する補助対象経費及び補助対象外経費を記載する必要がある。

③ (結果) 収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請 Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、補助金の交付申請時に補助事業者へ提出を求める収支予算書、及び事業実績報告時に提出する収支決算書の様式について、次のとおり定めている。

<収支予算書及び収支決算書の様式について>

様式第 3 号

収支予算書

1 収入の部
(中略)

2 支出の部

区 分	費用又は事業名	予算額	積算の基礎
補助対象事業			
補助対象外事業			

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

様式第 10 号

収支決算書

3 収入の部
(中略)

4 支出の部

区 分	費用又は事業名	予算額	決算額	増減額	積算の基礎
補助対象事業					
補助対象外事業					

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」

本補助金交付要綱の別表において、補助対象経費及び補助対象外経費について、次のとおり定めている。

<補助対象経費について>

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助対象者
自治協会事業	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費	・市が別途支出する事業 ・交際費 ・食糧費（会議に使用する茶菓を除く）	補助対象経費の1/2以内	・福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会 ・福岡市中央卸売市場青果市場自治協会

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」別表

収支予算書及び収支決算書の様式上、補助対象事業及び補助対象外事業を区分した上で、それぞれに係る予算額、決算額、増減額等の区分の記載はある。しかし、「自治協会事業」及び「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」としての具体的な記載は無いとともに、補助対象事業のうち補助金交付額の基礎となる補助対象経費の額は明示されていない。

【指摘事項】

本補助金交付要綱において、補助対象経費は、「自治協会事業」の中の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る人件費等の経費と定義されており、その上で補助対象経費と補助対象外経費が生じるはずである。

しかし、収支予算書及び収支決算書には、具体的な事業の記載並びに補助対象経費及び補助対象外経費の記載が無い。このため、本補助金交付要綱記載の補助対象経費の内容及び金額が把握できず、補助金交付の前提となる情報が不足している。

よって、市においては、収支予算書及び収支決算書の記載内容について、本補助金交付要綱と整合するように、また、補助対象経費の内容及び金額が把握できるように様式を変更する必要がある。

④ (意見) 減価償却費に関する補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

補助対象事業者の提出した補助金交付申請書において、補助対象経費として減価償却費が含まれていた。当該減価償却費の具体的な内容について所管部局にヒアリングしたところ、フォークリフト及びコピー機に係る減価償却費であり、補助対象経費における「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に関する費用であるため補助対象経費として認めているとの事であった。

<補助対象経費について>

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助対象者
自治協会事業	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費	・市が別途支出する事業 ・交際費 ・食糧費（会議に使用する茶菓を除く）	補助対象経費の1/2以内	・福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会 ・福岡市中央卸売市場青果市場自治協会

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」別表

【意見】

減価償却費は、固定資産を取得した場合、その耐用年数にわたり費用処理する際の費用計上額である。現在、減価償却費が補助対象経費として集計されているが、補助対象経費に掲げる費目のどの費目に該当するのかが不明確であり、また、減価償却の対象資産も記載されていないため、補助対象経費の要件である「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に該当するものなのかも明確ではない。

よって、市においては、減価償却費を補助対象経費として明示するか、又はどの費目に該当するのかが等、補助対象経費を明確化することが望ましい。また、減価償却費のように費目だけではその内容が分からないものについては内容を記載させ、補助対象経費であることを明確化することが望ましい。

⑤ (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する補助対象事業の帳簿書類の内容確認を行っているが、補助対象事業に係る補助対象経費か否かの視点での確認は行っていないとのことであった。また、確認した内容について、記録が残っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外事業の経費及び補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、補助対象事業に区分されている人件費は適切かどうか等、実績確認には慎重を期した方が良い箇所があると考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。

⑥ (意見) 暴力団員等の排除に関する情報提供の受領時期について

業務プロセス	Plan (計画) : 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等を補助対象者から除くことを定めている。しかし、暴力団員等の排除に関する情報提供についての回答日(令和3年6月1日)よりも前に「令和3年度福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付決定について」の決裁(令和3年5月27日)が行われていた。

この点、市によれば、他の業務で実施している補助対象者の暴力団員等の排除に関する情報を事前に確認の上で、本補助事業の交付決定を行っているとのことである。

しかし、本補助事業の関連決裁文書には他の業務で補助対象者の暴力団員等の排除に関する情報を確認したとの内容は記載されていなかった。

結果として、他の業務で暴力団員等の排除に関する情報を把握しているとは客観的には判断できず、本補助事業における暴力団員等の排除に関する情報提供についての回答を待たずに、補助金交付決定の決裁が行われていることは問題であるとする。

<暴力団員等の排除に関する規定について>

(補助対象者)
第4条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、別表に定めるところによるものとし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者とする。
(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者(市長が特に認める場合を除く。)
(2) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」とい

う。) 第2条第2号に規定する暴力団員
(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
(4) 法人でその役員のうち第2号又は第3号に該当する者があるもの

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」

＜交付決定等の日付について＞

令和3年3月25日	他の業務で実施している暴力団員等の情報提供回答日
令和3年5月27日	交付決定決裁日
令和3年6月1日	暴力団員等の情報提供回答日
令和3年6月1日	交付決定通知日

※出所：「福岡市が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく回答について（回答）」

「令和3年度福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付決定について」
「福岡市中央卸売市場における暴力団員等の排除に関する情報提供について（回答）」
「事業補助金交付決定通知書」

【意見】

暴力団員等の排除に関する情報提供についての回答を待たずに、補助金交付決定の決裁が行われていることは問題である。

よって、市においては、他の業務で確認を行ったのであれば、その旨及び内容を本補助事業の決裁文書に記載することが望ましい。

⑦ （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action（改善）：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

＜本補助金交付要綱の終期の延長について＞

中央卸売市場補助金交付要綱は、市補助金交付規則第3条第2項及び市補助金ガイドラインに基づき、令和3年3月31日を終期と定めている。また、終期を迎えた要綱については、継続の必要性について検証を行った上で、終期を更新できることとなっている。そこで、中央卸売市場の各補助金の継続の必要性について、下記のとおり、予算編成過程等を通じて整理を行い、その結果を踏まえて、終期を更新することとしたもの。

検証の視点 （補助金ガイドラインより）	<input type="checkbox"/> すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 <input type="checkbox"/> 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 <input type="checkbox"/> 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 <input type="checkbox"/> その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 <input type="checkbox"/> 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。
------------------------	---

(中略)	
自治協会事業	<p>□本補助金は、青果物及び水産物の円滑な流通と市民の食生活への安定供給に寄与することを目的に、市場の秩序維持及びその啓発活動、その他環境整備に関する事業費の一部を補助するものであり、市場運営が継続している限り必要である。</p> <p>また、補助金の目的を達成し得る者は、市場業務の円滑な運営を推進するために市場関係者が組織した自治協会のほかに無く、これまでの長きにわたる活動実績を踏まえると補助金の効果は十分に期待できる。よって今後も当協会が事業を実施していくためには、本補助金を継続する必要がある。</p>

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱の改正について」別紙 5-2
「福岡市農林水産局中央卸売場補助金交付要綱 期間更新の検討について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業について継続の必要性を一定程度検討している点は評価できる。

しかし、上記の継続の必要性の検討では、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」の視点については具体的な記載が不十分である。

また、本補助事業は、本補助金交付要綱上の補助対象事業の整理、収支予算書及び収支決算書における補助対象経費の明示、実績確認等において課題があった。これら課題の解決は、補助金の効果把握に不可欠であると考ええる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

⑧ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「補助金の交付目的の内容が、指標を設定することに適さないため。」ということを経由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか (実施回数等)」といったアウトプット指標や、市場関係者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

キ 自治協会補助金（青果市場）（中央卸売市場青果市場）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	自治協会補助金（青果市場）
所管部局	農林水産局中央卸売市場青果市場
根拠規程等	福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人福岡市中央卸売市場青果市場自治協会
交付目的	市場の適正かつ健全な運営及び生鮮食料品等の円滑な流通に資することを目的とする。
対象事業の概要	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当協会は、青果市場内における秩序の維持確立と環境の整備を図り、市場業務の円滑な運営を推進するために、市場関係者で組織された団体であり、補助金の目的を達成し得る団体が当協会に限定されているため。
開始年度	昭和 43 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経費の 1/2 以内
補助対象経費 ※	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃、衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	補助金の交付目的の内容が、指標を設定することに適さないため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	17,000	17,000	17,000
決算額	17,000	17,000	17,000
（財源）	市	17,000	17,000
	国	－	－
	県	－	－
	その他	－	－
交付先数	1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 事業計画説明書に係る網羅的な記載について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、補助金の交付申請時に提出する事業計画説明書の様式を定めている。しかし、交付先から提出された事業計画は様式どおりの記載とはなっておらず、また事業効果についての記載がなかった。

<事業計画説明書の様式>

事業計画説明書	
1	事業名
2	事業の目的
3	事業内容
4	事業効果

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」様式第2号

<提出された事業計画説明書>

令和3年度 自治協会事業計画	
○事業計画	
(中略)	
	記
1.	場内の秩序維持確立に関する事業 (中略)
2.	交通管理体制の維持確立に関する事業 (中略)
3.	場内の環境整備に関する事業 (中略)
4.	青果市場ルール啓発活動 (中略)

※出所：「令和3年度 自治協会事業計画」

【指摘事項】

本補助金交付要綱に事業計画説明書の様式が設定されているのは、必要な項目を網羅的に記載することで、補助金決定の判断に資するためであると考えられる。また、「事業効果」についての記載は、補助金事業に係る効果の把握のために欠かすことができない重要な項目であると考えられる。

よって、市は、事業計画説明書の様式に従い、事業効果等の項目を網羅的に記載するよう指導を徹底すべきである。

② (結果) 消費税等相当額の適時把握と適切な文書入手について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

本補助金交付要綱において、補助金に係る消費税については下記のとおりの規定がある。

- ・ 補助金交付申請時は補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）が明らかな場合は、消費税等相当額を減額して申請しなければならない。
- ・ ただし、交付申請時において消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税等相当額を控除しなくてよい。
- ・ 次に、実績報告書の提出時には、消費税等相当額が明らかな場合は、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- ・ なお、実績報告書を提出した後に、消費税等相当額が確定した場合には、消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて返還しなければならない。

しかし、交付申請書及び実績報告書において消費税等相当額が減額されておらず、また、消費税及び地方消費税の申告後に提出される消費税等相当額報告書についても提出はなかった。

市は、交付先団体が消費税の課税事業者であることは把握しているが、交付申請書及び実績報告書の金額から消費税等相当額を減額していないことについて、交付先へ修正依頼をしておらず、消費税等相当額報告書の提出指示もしていない。

【指摘事項】

令和3年度の補助実績について、仮に消費税相当額を減額して補助対象経費を算定したとしても、次のとおり補助金の上限額より予算額が少ないため、補助金確定額に影響を与えるものではない。しかし、補助対象経費の増減により、補助金の上限額が予算額を下回る可能性があり、その場合は消費税等相当額の取扱いによって補助金確定額にも影響が出かねない。

よって、市は、本補助金交付要綱のとおり、補助金交付申請時点又は実績報告書提出時点において消費税等相当額を控除して積算するよう交付先へ指導するとともに、消費税等相当額が明らかでない場合は消費税額等相当額報告書の提出を求めるべきである。

<補助対象経費から仕入税額を控除した場合の検討> (単位：千円)

令和3年度補助対象経費（消費税込）A	令和3年度補助対象経費（消費税抜）B ※1	補助金の上限額 C	交付決定額 D (予算額)	交付確定額
53,195	$A/1.1 = 48,359$	$B \times 1/2 = 24,180$	17,000	$C > D$ よって 17,000

※1 補助対象経費には人件費等消費税がかからない経費もあるが、ここでは単純に補助対象経費総額を消費税率で割り戻している。

※出所：「市提出資料」を基に監査人作成

③ (結果) 補助金交付要綱における補助対象事業の整理について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、次のとおり、補助対象事業を「自治協会事業」、補助対象経費を「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用」としている。

すなわち、補助対象事業は「自治協会事業」と定めつつ、補助対象経費は自治協会事業の中の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る経費と定めている。

このため、本補助金交付要綱によれば、「自治協会事業」であるが「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」ではない事業に係る経費は補助対象外となると読める。

<補助対象事業及び補助対象経費について>

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助対象者
自治協会事業	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費	・市が別途支出する事業 ・交際費 ・食糧費（会議に使用する茶菓を除く）	補助対象経費の1/2以内	・福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会 ・福岡市中央卸売市場青果市場自治協会

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」別表

しかし、補助金額算定の基礎となる収支予算書及び収支決算書には、「自治協会事業」及び「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」としての具体的な記載は無く、「補助対象事業」と「補助対象外事業」の区分の記載があるのみである。

この点、市によれば、「自治協会事業」を「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」と捉え、事実上「自治協会事業」に係る経費を補助対象経費としている。本補助金交付要綱に記載の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」の内容を明確に整理して補助対象経費を把握しているわけではないとのことである。

【指摘事項】

上記のとおり、市は、「自治協会事業」に係る経費を補助対象経費としているが、本補助金交付要綱では「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る経費が補助対象経費とされており、運用と本補助金交付要綱における補助対象の範囲が明確ではなく問題である。これは、本補助金交付要綱における「自治協会事業」と「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」の内容が明確に整理されていないことに起因していると考えられる。

結果として、補助対象事業の範囲が客観的に把握できない。すなわち、「自治協会事業」に係る全ての経費を補助対象経費とした場合、本来は補助対象外経費である「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」ではない事業まで含まれているのではないかと誤解を招くおそれがある。

よって、市においては、補助対象事業の整理を行った上で、本補助金交付要綱において補助対象事業を具体的に定義し、当該事業に対する補助対象経費及び補助対象外経費を記載する必要がある。

④ (結果) 収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請 Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、補助金の交付申請時に補助事業者へ提出を求める収支予算書、及び事業実績報告時に提出する収支決算書の様式について、次のとおり定めている。

<収支予算書及び収支決算書の様式について>

様式第 3 号

収支予算書

5 収入の部
(中略)

6 支出の部

区 分	費用又は事業名	予算額	積算の基礎
補助対象事業			
補助対象外事業			

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

様式第 10 号

収支決算書

7 収入の部
(中略)

8 支出の部

区 分	費用又は事業名	予算額	決算額	増減額	積算の基礎
補助対象事業					
補助対象外事業					

(注) 補助対象事業、補助対象外事業に区分して作成のこと。

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」

また、本補助金交付要綱の別表において、補助対象経費及び補助対象外経費について、次のとおり定めている。

＜補助対象経費について＞

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助対象者
自治協会事業	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費	・市が別途支出する事業 ・交際費 ・食糧費（会議に使用する茶菓を除く）	補助対象経費の1/2以内	・福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会 ・福岡市中央卸売市場青果市場自治協会

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」別表

収支予算書及び収支決算書の様式上、補助対象事業及び補助対象外事業を区分した上で、それぞれに係る予算額、決算額、増減額等の区分の記載はある。しかし、「自治協会事業」及び「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」としての具体的な記載は無いとともに、補助対象事業のうち補助金交付額の基礎となる補助対象経費の額は明示されていない。

【指摘事項】

本補助金交付要綱において、補助対象経費は、「自治協会事業」の中の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る人件費等の経費と定義されており、その上で補助対象経費と補助対象外経費が生じるはずである。

しかし、収支予算書及び収支決算書には、具体的な事業の記載並びに補助対象経費及び補助対象外経費の記載が無い。このため、本補助金交付要綱記載の補助対象経費の内容及び金額が把握できず、補助金交付の前提となる情報が不足している。

よって、市においては、収支予算書及び収支決算書の記載内容について、本補助金交付要綱と整合するように、また、補助対象経費の内容及び金額が把握できるように様式を変更する必要がある。

⑤ （意見） 運営費に関する補助対象経費の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	有効性

【現状】

補助対象事業者の提出した補助金交付申請書において、添付書類である収支予算書及び当該予算書の積算の基礎資料によると、運営費として総会等の会議費、事務費に含まれる人件費、法人税等の租税公課等が補助対象事業費として計上されている。

これらは団体の運営に関する費用と考えられるが、本補助金交付要綱の補助対象事業は自治協会事業であり、団体の運営に関する費用は明示されていない。

市の担当者によると運営費に関する項目について補助対象事業費として適当であるかどうかの整理をしていないとのことであった。

<補助対象経費について>

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助対象者
自治協会事業	市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。 ・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費 ・補修費 ・会議費 ・事務費	・市が別途支出する事業 ・交際費 ・食糧費(会議に使用する茶菓を除く)	補助対象経費の1/2以内	・福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会 ・福岡市中央卸売市場青果市場自治協会

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱」別表

<交付先から提出された積算の基礎資料について>

(単位：千円)

事業費	(中略) 事業費計		42,020	
運営費	会議費	会議費 (中略)	30	総会・理事会・正副会長会など飲料水
	事務費	人件費	2,101	法人税・収入印紙等
		租税公課 (中略)	2,800	
	運営費計		11,177	
補助事業費計			53,197	

※出所：「令和3年度青果市場自治協会一般会計予算支出明細(積算の基礎)」

【意見】

本補助金交付要綱では、補助対象事業は自治協会事業、及び補助対象経費は市場内の秩序維持、環境整備に関する事業と定義されており、運営費は明示されていない。このため、団体の運営に関する費用である運営費について補助対象経費とすることは問題があると考えられる。ただし、本補助金の交付目的である「市場の適正かつ健全な運営及び生鮮食料品等の円滑な流通に資すること」を踏まえると、運営費は明らかに補助対象外であるとも考えにくい。

よって、市においては、運営費を補助対象経費とすることの妥当性を検討した上で、運営費を補助対象経費とする場合は当該内容を本補助金交付要綱において明確化することが望ましい。

⑥ (結果) 実績確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、市職員が監事になっているため、監事監査の視点では帳簿書類を見ているが、補助対象経費か否かという視点からは、明らかに補助金予算額を上回る補助対象経費が発生していることもあり、詳細な確認は行われていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

本補助金については、補助金予算額を上回る補助対象経費が発生している場合でも、補助対象外経費への補助金充当の可能性がある。また、事業実績について確認した内容については具体的な実施記録がないため、どのような確認を行い、問題なしと結論づけたのかが明確ではない。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。

⑦ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

中央卸売市場補助金交付要綱は、市補助金交付規則第3条第2項及び市補助金ガイドラインに基づき、令和3年3月31日を終期と定めている。また、終期を迎えた要綱については、継続の必要性について検証を行った上で、終期を更新できることとなっている。そこで、中央卸売市場の各補助金の継続の必要性について、下記のとおり、予算編成過程等を通じて整理を行い、その結果を踏まえて、終期を更新することとしたもの。

検証の視点 (補助金ガイドラインより)	<input type="checkbox"/> すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 <input type="checkbox"/> 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 <input type="checkbox"/> 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 <input type="checkbox"/> その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
------------------------	--

	□補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。
(中略)	
自治協会事業	<p>本補助金は、青果物及び水産物の円滑な流通と市民の食生活への安定供給に寄与することを目的に、市場の秩序維持及びその啓発活動、その他環境整備に関する事業費の一部を補助するものであり、市場運営が継続している限り必要である。</p> <p>また、補助金の目的を達成し得る者は、市場業務の円滑な運営を推進するために市場関係者が組織した自治協会のほかに無く、これまでの長きにわたる活動実績を踏まえると補助金の効果は十分に期待できる。よって今後も当協会が事業を実施していくためには、本補助金を継続する必要がある。</p>

※出所：「福岡市農林水産局中央卸売市場補助金交付要綱の改正について」別紙 5-2
「福岡市農林水産局中央卸売場補助金交付要綱 期間更新の検討について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業について継続の必要性を一定程度検討している点は評価できる。

しかし、上記の継続の必要性の検討では、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」の視点については具体的な記載が不十分である。

また、本補助事業は、本補助金交付要綱上の補助対象事業の整理、収支予算書及び収支決算書における補助対象経費の明示、実績確認等において課題があった。これら課題の解決は、補助金の効果把握に不可欠であると考ええる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

⑧ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「補助金の交付目的の内容が、指標を設定することに適さないため。」ということを経由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか (実施回数等)」といったアウトプット指標や、市場関係者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

(9) 住宅都市局

ア 生活交通確保バス運行補助金（都市計画部交通計画課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	生活交通確保バス運行補助金
所管部局	住宅都市局都市計画部交通計画課
根拠規程等	福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	交通事業者
交付目的	既存路線バスの休廃止に伴い公共交通空白地となる地域の生活交通を確保
対象事業の概要	代替交通機関の運行に対し、一部公費の助成による支援を行う
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	補助目的を達成し得る団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成 18 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象経常費用－（補助対象経常収入＋運賃外収入）＝補助金額
補助対象経費 ※	運行経費（人件費、燃料油脂費、減価償却費、保険料、修繕費、設備管理費、租税公課等を含む）
達成すべき指標の内容	新たな公共交通空白地の発生無し（0 地区）
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		56,240	60,448	63,900
決算額		51,791	57,700	56,827
財源	市	47,218	52,248	50,785
	国	－	－	－
	県	4,573	5,452	6,042
	その他	－	－	－
交付先数		6	6	6

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

「福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱」及び「福岡市生活交通確保バス運行補助金交付実施要領」、「板屋脇山線乗合タクシー運行補助金交付取扱要領」、「大字西地区乗合タクシー運行補助金交付取扱要領」の終期等について、改正するもの。

(中略)

【補助制度継続の必要性】

バス路線の休廃止や、人口減少、高齢化の進展等により、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活に必要な生活交通の確保が課題となっている。

現在、補助を行っている路線については、生活交通の確保に大きな役割を果たしており、補助金の廃止等により代替交通の運行ができなくなった場合、当該地区の住民の生活交通が確保できなくなり、公共交通空白地が拡大することから、本補助制度については継続する必要があるもの。

※出所：「福岡市生活交通確保バス運行補助金交付要綱」等の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

② (意見) 実績確認の充実化について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金交付要綱第 18 条に基づき、補助対象事業者は毎月の運行日数、利用者数、運賃収入等について「運行実績報告書」により毎月市に報告している。次に、同交付要綱第 19 条に基づき、市は、補助対象事業者から提出された年間の「福岡市生活交通確保バス運行補助金実績報告書」の内容を審査した上で、「福岡市生活交通確保バス運行補助金確定通知書」を補助対象事業者に通知している。

当該内容の審査に当たって市は、日毎に集計された「運行実績集計表」、毎月提出される「運行実績報告書」、「運行実績報告書」及び「収支計算書」の各書類間の数値等の整合性を確認するにとどまっている。

【意見】

補助金額は補助対象経常費用と補助対象経常収入との差額で算定されるとともに、補助対象経常費用は実車走行キロ数により算定され、補助対象経常収入は運行実績報告書における運賃収入により算定される。

これらを踏まえると上記の関係書類間の数値等整合性を確認するのみでは、例えば、実車走行キロ数や運賃収入等の基礎データに誤りがあった場合には、当該誤りを発見できないだけでなく、補助金算定を誤ってしまう可能性を否定できない。

よって、市においては、補助金額の適正性を担保する観点から実績確認の充実化を検討することが望ましい。具体的には、各書類間の整合を確認するだけでなく、実車走行キロ数や運賃収入等の基礎データについてサンプルベースで原始証憑と照合する、又は利用者数から運賃収入推定値を算出し、当該推定値と運行実績報告書における運賃収入とを比較して大きな乖離がないか確認する等を検討することが望ましい。

イ 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費補助金（住宅部住宅計画課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費補助金
所管部局	住宅都市局住宅部住宅計画課
根拠規程等	・福岡市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業制度要綱 ・福岡市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領
交付先（最終交付先）	中央地所株式会社 外3件
交付目的	高齢者世帯の居住の安定を図るため、良質な賃貸住宅を新築する認定事業者が入居者に対して家賃を減額する場合において家賃を助成。
対象事業の概要	高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する民間事業者等に対して、「建設費助成」と「家賃助成」を行うことにより、民間市場における高齢者向け賃貸住宅の供給促進を図る。
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	原則として下記の要件を満たす者 1 福岡市内に住所又は勤務箇所を有する者 2 自ら居住するため、住宅を必要とする者 3 入居者の申込み時において、60歳以上であること 同居する者は配偶者又は60歳以上の親族であること 4 自立した日常生活を営むことができる者 5 月額所得が487,000円以下であること（※） ※平成23年度認定物件についてのみの要件
非公募の場合：非公募の理由 ※	－
開始年度	平成15年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	入居する者の所得や同居人数等の状況に応じて、それぞれの住戸毎に市が設定している入居者負担額と契約家賃の差額を補助するもの。
補助対象経費 ※	契約家賃と市が定める入居者負担額との差額
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する民間事業者等に対して、「建設費助成」と「家賃助成」を行うことにより、民間市場における高齢者向け賃貸住宅の供給促進を図るものであるため、達成すべき指標は設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		21,160	20,759	21,381
決算額		19,643	19,568	18,838
(財源)	市	10,084	17,243	2,591
	国	9,559	2,325	16,247
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		4	4	4

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助事業の成果に係る資料の添付について

業務プロセス	Check(評価): 補助事業の効果測定
監査の視点	合规性、有効性

【現状】

市は、家賃助成に係る本補助金額の確定に当たり、次のとおり、補助事業の成果に係る資料の提出を求めている。

<補助事業に係る実績報告について>

(実績報告等) 第31条 認定事業者は、当該年度における補助事業の実施状況について、家賃減額補助事業字績報告書(様式第15号)に、補助金清算調書及び補助事業の成果を添付して、毎年度3月末日までに市長に報告しなければならない。

※出所:「福岡市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領」

しかし実際には、福岡市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領(以下、本補助金において「本要領」という。)に定める「補助事業の成果」に該当する資料は、提出されていなかった。

【指摘事項】

本要領に定める資料が提出されないまま補助金額が確定していることは、適正な補助金の執行から逸脱する可能性があり、問題がある。

したがって、市は、交付先に対し、本要領に基づいて「補助事業の成果」を把握できる資料の提出を求めるべきである。

また、「補助事業の成果」に該当する資料を交付先に求め、入手することは、市が本補助金の効果を把握し、今後の本補助金の必要性を検討する上での材料になり得るため、当該成果の分析を行い、今後の意思決定に活用していくことが望ましい。

ウ 住まいサポートふくおか運営費補助金（住宅部住宅計画課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	住まいサポートふくおか運営費補助金
所管部局	住宅都市局住宅部住宅計画課
根拠規程等	住まいサポートふくおか運営費補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市社会福祉協議会
交付目的	住宅に困窮する高齢者世帯および障がい者世帯への入居支援及び入居後の生活支援を行う体制を構築する 「住まいサポートふくおか」の円滑な運営を図るため、当事業の運営を実施する福岡市社会福祉協議会へ事業に必要な経費を補助するもの。
対象事業の概要	福岡市居住支援協議会事務局である福岡市社会福祉協議会内に嘱託職員 4 名を配置し、同協議会内の相談ブースにて高齢者・障がい者からの住宅相談及び協力店の調整・管理等、支援団体の調整・管理等を実施する。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	「住まいサポートふくおか」は福岡市住宅都市局、福祉局及び福岡市社会福祉協議会、民間・公的賃貸住宅事業者、居住支援法人で構成する「福岡市居住支援協議会」の事業であり、協議会の事務局として当事業の運営を行っている福岡市社会福祉協議会へ交付するため。
開始年度	平成 29 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	市が補助する額は、補助対象経費から国の補助金及び補助対象者の当該事業収入を控除した額とし、予算の範囲内で決定し交付する。
補助対象経費 ※	報酬、賃金、共済費等、旅費、需用費、役務費、委託料、借損料、備品購入費、負担金
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	住替えが困難な高齢者や障がいのある方を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店」や入居中の様々な生活支援を担う「支援団体」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居へ支援を行う事業であるため、達成すべき指標を設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		6,088	5,301	12,409
決算額		6,004	4,719	9,930
(財源)	市	3,303	2,596	5,463
	国	2,701	2,123	4,467
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について

業務プロセス	Plan(計画): 補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本補助金の補助金額算出方法は次のとおりであり、算出に当たって集計される経費は、消費税を含む金額となっている。

<補助金額算出方法について>

(補助対象経費)
第4条 補助対象経費は、第2条に規定する事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。
(補助額)
第5条 市が補助する額は、前条に規定する補助対象経費から国の補助金(前条に掲げる補助対象経費に係る部分に限る。)及び補助対象者の当該事業収入を控除した額とし、予算の範囲内で決定し交付する。
2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

※出所:「住まいサポートふくおか運営費補助金交付要綱」

しかし、住まいサポートふくおか運営費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、市は、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかどうかについて、確認を実施していない。

【指摘事項】

交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。

この点、補助金の交付先が社会福祉法人である場合、非課税売上げが多いため課税

事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。

よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するために、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<補助金交付要綱の終期の延長について>

福岡市居住支援協議会事業「住まいサポートふくおか」は、住宅に困窮する高齢者世帯への入居支援及び入居後の生活支援を行う体制の構築を行うことにより、本市における高齢者世帯の居住の安定確保を図ることを目的として実施しているものである。

高齢化率も年々上がっており、本事業への相談件数も減少傾向は見られないこと、また、高齢者の孤独死等のリスクにより、高齢者を入居させる事に対する大家等の不安も、未だ軽減されていない状況である。このような社会情勢の中、入居者支援等の必要性はより高まっており、当該事業を継続して実施する必要があることから、補助金終期の延長を行うもの。

※出所：「住まいサポートふくおか運営費補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

<補助金の継続に関する検証の視点>

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金を備品の購入費に充当できることを定めている。市によれば、直近年において交付先が備品を購入した実績はないが、今後購入する可能性もあるとのことである。

しかし、本補助金交付要綱上、当該備品が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第 23 条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

④ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「住替えが困難な高齢者や障がいのある方を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する『協力店』や入居中の様々な生活支援を担う『支援団体』と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居へ支援を行う事業であるため、達成すべき指標を設定していない。」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「『住まいサポートふくおか』の円滑な運営」や「民間賃貸住宅等における高齢者及び障がい者の居住の安定確保」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、例えば住まいサポートふくおか事業の認知度がどの程度向上し、協力店の数が増加したか等、「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

エ 土地区画整理事業推進補助金（地域まちづくり推進部地域計画課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	土地区画整理事業推進補助金
所管部局	住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課
根拠規程等	福岡市土地区画整理事業助成条例
交付先（最終交付先）	都市再生機構
交付目的	建設費に対する補助金
対象事業の概要	香椎副都心土地区画整理事業における独立行政法人都市再生機構立替施行に要する額及びこれに対する利息の合計額相当額を補助するもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助金は、香椎副都心土地区画整理事業（平成 24 年度完了）における独立行政法人都市再生機構立替施行に要する額及びこれに対する利息の合計額相当額を補助するものであり、相手方が特定されているため。
開始年度	平成 13 年度
終期年度	令和 10 年度
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	「平成 12、13、14、15 年度施越に伴う補助金等の交付等に関する協定」及び「平成 16、17、18 年度関公立替施行に伴う補助金等の交付等に関する協定」により締結された「支払契約書」第 2 条に基づく額
補助対象経費 ※	建設費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	認可を受けた区画整理事業の建設費に対する補助のため、指標は設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		338,990	338,990	338,990
決算額		338,990	338,990	338,990
（財源）	市	338,990	338,990	338,990
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 土地区画整理事業推進補助金（地域まちづくり推進部地域計画課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	土地区画整理事業推進補助金
所管部局	住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課
根拠規程等	福岡市土地区画整理事業助成条例
交付先（最終交付先）	土地区画整理組合
交付目的	建設費に対する補助金
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積：3ha 以上 ・ 公共用地率：25%以上 ・ 地区内において同一法人又は同一個人が所有する宅地面積の合計が地区内宅地面積の1/3を超えないこと
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	補助対象となる団体が土地区画整理組合に限定されているため。
開始年度	昭和50年
終期年度	—
補助金等見直しの実施年度	—
補助金等の算出方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費の3/10以内 ・ 当該事業において都市計画として決定された道路又は下水道の整備を行う場合、該道路又は下水道の用に供する土地の取得および築造に要する費用を限度として予算の範囲内で市長が定めた額を加算することができる。
補助対象経費 ※	建設費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	認可を受けた区画整理事業の建設費に対する補助のため、指標は設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	—	266,600	509,600	
決算額	—	245,852	134,200	
(財源)	市	—	127,926	67,100
	国	—	117,926	67,100
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	—	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 住宅市街地総合整備事業補助金（地域まちづくり推進部まちづくり推進室）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	住宅市街地総合整備事業補助金
所管部局	住宅都市局地域まちづくり推進部まちづくり推進室
根拠規程等	福岡市住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱
交付先（最終交付先）	共同住宅の建設等を行う者
交付目的	快適な居住環境の創出、良質な市街地形成の促進等を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	共同施設整備等
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	国の制度要綱に基づき、市長が策定した整備計画に定める整備地区内において、交付要綱に定める整備基準等に適合する共同住宅の建設を行うもの。
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和 63 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	補助対象事業費のうち 2/3 を補助（予算の範囲内）する。
補助対象経費 ※	建築設計費、共同施設整備費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	快適な居住環境の創出を目的として、共同住宅を建設する民間事業者へ「共同施設整備費等」を補助しているため、達成すべき指標を設定していない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		1, 176, 258	905, 640	689, 780
決算額		1, 176, 258	905, 640	689, 780
（財源）	市	588, 129	452, 820	344, 890
	国	588, 129	452, 820	344, 890
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		8	6	4

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

（イ）監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(10) 道路下水道局

ア 道路照明灯補助金（防犯灯）（管理部道路維持課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	道路照明灯補助金（防犯灯）
所管部局	道路下水道局管理部道路維持課
根拠規程等	福岡市道路照明灯補助金交付要綱（防犯灯）
交付先（最終交付先）	自治会等の地域団体
交付目的	地域における安全確保や道路上における各種犯罪の防止等に資する防犯灯の設置及び維持管理に要する費用の一部を助成することにより、防犯環境に配慮したまちづくりを促進し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	○設置等事業 自治会等が行う防犯灯の新設、建替、移設、撤去事業 ○維持管理事業 自治会等が行う一般防犯灯の維持管理事業
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	自治会等の地域団体
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	昭和 42 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等見直しの実施年度	令和元年度
補助金等の算出方法 ※	○設置等事業（工事費補助） 新設・建替工事が工事費の 3 分の 2 以下、その他の工事が 2 分の 1 以下で上限額あり。 ○維持管理事業（管理費補助） 電力会社等との契約ワット数に応じた定額補助。
補助対象経費 ※	工事費、管理費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	防犯灯の維持管理事業は継続的に行われるため、達成すべき指標を設定できない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	148,104	104,941	88,168	
決算額	92,499	67,771	67,161	
（財源）	市	92,499	67,771	67,161
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	1,986	1,821	1,834	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金交付要綱における補助対象の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

福岡市道路照明灯補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）第4条において、広告付防犯灯の新設については補助対象外と明確に規定されているが、建替えや移設についての特段の規定はない。

また、本補助金交付要綱添付の別表1における補助区分では、上記広告付防犯灯の新設については補助対象外とされているが、建替えについては、広告の建替えは補助対象外とされており、移設については補助対象となっている。

<補助金交付対象事業>

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。なお、補助区分は別表1のとおりとする。

(1) 設置等事業

自治会等が行う防犯灯の新設（広告付防犯灯の新設を除く。）、建替、移設、撤去事業

(2) 維持管理事業

自治会等が行う一般防犯灯の維持管理事業

※出所：「福岡市道路照明灯補助金交付要綱（防犯灯）」

<別表1 補助区分>

補助項目		種別	一般防犯灯	広告付防犯灯
設置等事業 (工事費)	新設		○	×
	建替		○	○*
	移設		○	○
	撤去		○	○
維持管理事業 (管理費)			○	×

備考 ○は補助対象 ×は補助対象外
※広告の建替は補助対象外

※出所：「福岡市道路照明灯補助金交付要綱（防犯灯）」

【意見】

上記についての補助対象又は補助対象外に係る整理を担当課に質問したところ、広告部分の建替えについては補助対象外であるが、本補助金交付要綱上、その点については規定をしていないとの回答であった。

また、移設については、広告部分については特段費用が掛からず、実質的な補助金額に変わりはないため補助対象外にはしていないとの回答であった。

上記を踏まえると、市においては、広告部分は新設、建替え、移設を問わず全てが補助対象外であるため、補助対象を明確にするために本補助金交付要綱上も対象外であるとの規定に改定することが望ましい。

また、本補助金交付要綱添付の別表 1 における広告付防犯灯の記載についても併せて整理することが望ましい。

② (意見) 補助金申請期限に係る柔軟な検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	有効性

【現状】

当補助金の申請期限は、設置等事業は 11 月末まで、維持管理事業は 7 月末までとして業務上は運用されているが、本補助金交付要綱上は特段の規定がない。

また、上記のとおり年度末よりも早い時期が申請期限であるため、上記期限を過ぎた場合には補助金交付を受けられない可能性がある。

【意見】

まず、補助金の申請期限について、それぞれの事業により申請期限が異なるのであれば、市においては、その理由等を整理した上で本補助金交付要綱において事業毎の申請期限を明確に規定することが望ましい。

また、年度末よりも早い時期が申請期限である点について担当課に質問を実施したところ、補助金の予算が単年度予算である関係上、年度末までに実績報告ができなければ補助対象とすることができないため、やむを得ず現状の申請期限としているとの回答であった。

実際には申請期限に間に合わなくても個別相談で対応している事例もあるとのことではあった。しかし、本補助金は、「地域における安全確保や道路上における各種犯罪の防止等に資する防犯灯の設置及び維持管理に要する費用の一部を助成することにより、防犯環境に配慮したまちづくりを促進し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与すること」という目的がある。

よって、市においては、本補助金の目的を達成するため、補助金申請期限を可能な限り延長する等、柔軟な検討を行うことが望ましい。

(11) 港湾空港局

ア 博多港振興協会補助金（港湾振興部物流推進課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	博多港振興協会補助金
所管部局	港湾空港局港湾振興部物流推進課
根拠規程等	一般社団法人 博多港振興協会補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	一般社団法人 博多港振興協会
交付目的	博多港の整備及び運営等の改善を促進するとともに、貿易の振興を図り、もって博多港の発展に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	1 啓発宣伝事業 (1) 広報宣伝事業 (2) 会員研修事業 (3) 情報提供事業 (4) 交流・協調事業 2 施設整備・運営調査研究事業 (1) 港湾整備運営に関する調査研究 (2) 工場等施設見学及び他港視察調査 (3) 要望活動 3 ポートセールス事業 (1) 海外ポートセールスミッション派遣事業 (2) 初入港歓迎訪船 (3) ポートセールス用パンフレット等の作成
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	一般社団法人博多港振興協会は、博多港の整備促進および運営の改善を促進するとともに、貿易の振興を図り、もって博多港の発展に寄与することを目的として設立された一般社団法人であり、その事業内容は、本市港湾事業の中で特に力を入れている港湾の整備、促進、貿易の振興並びに港湾施設の管理運営に積極的に寄与するものであるため。
開始年度	平成 28 年度
終期年度	令和 7 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法 ※	1 「人件費」に係る交付割合の考え方 「専務理事（民間 OB）」、「事務局長（市 OB）」、「協会職員（固有職員）」が従事する事業のうち、補助対象事業への従事割合（7 割）を全額補助する。 2 「事業費」に係る交付割合の考え方 協会が実施する補助対象事業に対して 2 分の 1 を補助する。 3 「事務費」に係る交付割合の考え方 全事業の事務費のうち補助対象事業の割合（7 割）

	の2分の1を補助する。
補助対象経費 ※	人件費（報酬、給料手当、福利厚生費） 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗什器備品費 消耗品費 賃借料（家賃を除く） 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払手数料 広告宣伝費 委託費 その他市長が必要と認める経費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	年度末に事業報告を受けており、やむを得ず実施できなかった事業については、補助金の減額を行っているため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		16,905	16,918	15,859
決算額		16,157	13,611	13,273
（財源）	市	16,157	13,611	13,273
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金額算定の基礎となる収支に係る確認の徹底について

業務プロセス	Do (実行) : 補助金交付申請・補助金交付決定
監査の視点	有効性

【現状】

補助対象者は、補助金の交付申請書に令和3年度予算書、令和3年度収支計画書等の補助金額算定の基礎となる収支に関する書類を市へ提出している。

令和3年度予算書及び令和3年度収支計画書の内容は次のとおりである。

<令和3年度予算書>

(単位:千円)

項目	予算額	備考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受取入会金	-	
受取会費	15,064	
事業収益	587	
受取補助金等	15,859	
受取負担金	11,783	
雑収益	1	
経常収益計	43,294	
(2) 経常費用		
事業費	32,626	1 啓発宣伝活動事業 (広報宣伝、テレビ望遠鏡、会員研修、情報提供、交流・協調事業等) 17,041千円
管理費	10,668	2 施設整備・運営調査研究事業 (調査研究、工場視察及び他港視察、要望活動等) 5,728千円
		3 ポートセールス事業 (国内外ポートセールスミッション派遣、博多港利用促進、パンフレット作成等) 13,967千円
		4 その他協会運営 6,558千円
		合計 43,294千円
経常費用計	43,294	
当期経常増減額	-	
2. 経常外増減の部	-	
当期経常外増減額	-	
当期一般正味財産増減額	-	

※出所:「令和3年度予算書」を基に監査人作成

<令和3年度収支計画書>

(単位:円)

項目	3年度予算額	備考
(収入)		
入会金	-	
会費	15,064,000	
広告	530,000	
テレビ望遠鏡	57,000	
福岡市補助金	15,859,000	
福岡市負担金	9,868,000	
その他負担金	1,915,000	
受取利息	1,000	
計	43,294,000	
(支出【補助対象】)		
啓発宣伝活動事業	13,751,000	広報宣伝事業、会員研修事業、情報提供事業、交流・協調事業
施設整備・運営調査研究事業	5,784,000	港湾整備運営に関する調査研究、工場等施設見学及び他港視察調査、要望活動
ポートセールス事業	6,724,000	海外ポートセールスミッション派遣事業、博多港利用促進事業、ポートセールス用パンフレット等の作成
計	26,259,000	
(支出【補助対象外】)		
博多港PR事業(市民広報)	3,868,000	
博多港振興セミナー	7,175,000	
テレビ望遠鏡	17,000	
海外ポートセールス(補助対象外分)	200,000	
会員拡充	20,000	
市出向実績給(係長級)	2,981,000	
退職給与引当金	321,000	
家賃・光熱水費	2,453,000	
計	17,035,000	
(支出【補助対象+補助対象外】)		
計	43,294,000	

※出所:「令和3年度収支計画書」を基に監査人作成

上記の令和3年度予算書及び令和3年度収支計画書並びに関連書類を閲覧すると、令和3年度予算書備考欄の記載内容と令和3年度収支計画書の記載内容について、次のとおり、各事業の内訳金額が不整合のように見える。

このように不整合となっている理由について市へ質問したところ、予算書と収支計画書とは資料の目的や作成方法が異なるため、やむを得ず不整合が生じているが、予算の積算内訳等を確認し、補助金額に誤りが生じないよう具体的な内容確認を行っているとのことである。

しかし、予算書と収支計画書の整合性を確認できる資料が決裁書類に添付されてい

なかった。

<令和3年度予算書と令和3年度収支計画書の比較> (単位:千円)

令和3年度予算書	令和3年度収支計画書	差異
啓発宣伝活動事業 17,041	啓発宣伝活動事業 13,751+3,868+17+20=17,656	+615
施設整備・運営調査研究事業 5,728	施設整備・運営調査研究事業 5,784	+56
ポートセールス事業 13,967	ポートセールス事業 6,724+7,175+200=14,099	+132
その他協会運営 6,558	その他協会運営 2,981+321+2,453=5,755	△803
合計 43,294	合計 43,294	-

※出所:「令和3年度予算書、令和3年度収支計画書」等を基に監査人作成

【意見】

上記のとおり、令和3年度予算書及び令和3年度収支計画書に記載の各事業の内訳金額が不整合であることは、市は、補助対象者から受領した交付申請書における補助金額算定の基礎となる収支について、具体的な確認を行っていないと見えかねない。

よって、市においては、補助対象者から受領した交付申請書について、事業内容の確認に加え、特に補助金額算定の基礎となる収支に関して予算書と収支計画書の整合性を確認できる資料を補助対象者に添付させることが望ましい。

② (意見) 補助金額確定の基礎となる収支に係る確認の徹底について

業務プロセス	Check (評価): 補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	有効性、経済性及び効率性

【現状】

補助対象者は、補助金の実績報告書に令和3年度決算書、令和3年度収支決算書等の補助金額確定の基礎となる収支に関する書類を市へ提出している。

令和3年度決算書、令和3年度収支決算書の内容は次のとおりである。

<令和3年度決算書> (単位:円)

項目	決算額	備考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受取入会金	20,000	
受取会費	14,536,800	
事業収益	549,000	
受取補助金等	13,273,256	
受取負担金	3,523,573	
雑収益	207	
経常収益計	31,902,836	
(2) 経常費用		
事業費	20,770,372	

項目	決算額	備考
管理費	9,042,138	
経常費用計	29,812,510	
当期経常増減額	2,090,326	
2. 経常外増減の部	-	
当期経常外増減額	-	
当期一般正味財産増減額	2,090,326	

※出所：「令和3年度決算書」を基に監査人作成

<令和3年度収支決算書>

(単位：円)

項目	3年度決算額	備考
(収入)		
入会金	20,000	
会費	14,536,800	
広告	549,000	
テレビ望遠鏡	-	
福岡市補助金	13,273,256	
福岡市負担金	3,523,573	
その他負担金	-	
受取利息	207	
計	31,902,836	
(支出【補助対象】)		
啓発宣伝活動事業	9,650,561	広報宣伝事業、会員研修事業、 情報提供事業、交流・協調事業
施設整備・運営調査研究事業	5,307,239	港湾整備運営に関する調査研究、 工場等施設見学及び他港視察調査、 要望活動
ポートセールス事業	6,141,540	海外ポートセールスミッション派遣 事業、博多港利用促進事業、ポートセ ールス用パンフレット等の作成
計	21,099,340	
(支出【補助対象外】)		
博多港PR事業（市民広報）	3,523,573	
博多港振興セミナー	-	
テレビ望遠鏡	-	
海外ポートセールス （補助対象外分）	-	
会員拡充	2,610	
市出向実績給（係長級）	2,357,228	
退職給与引当金	320,850	
家賃・光熱水費	2,508,909	
計	8,713,170	
(支出【補助対象+補助対象外】)		
計	29,812,510	

※出所：「令和3年度収支決算書」を基に監査人作成

上記の令和3年度決算書及び令和3年度収支決算書並びに関連書類を閲覧すると、令和3年度決算書の事業費は20,770千円であるのに対し、令和3年度収支決算書の事

業費は 24,623 千円（支払【補助対象】計 21,099 千円＋博多港 PR 事業（市民広報）3,524 千円）となっている。すなわち、差異額 3,853 千円が生じており、書類間の金額が不整合のように見える。

このように不整合となっている理由について市へ質問したところ、決算書と収支決算書とは資料の目的や作成方法が違うため、やむを得ず不整合が生じているが、科目ごとの内訳等を確認し、補助金額に誤りが生じないよう具体的な内容確認を行っているとのことである。

しかし、決算書と収支決算書の整合性を確認できる資料が決裁書類に添付されていなかった。

【意見】

上記のとおり、令和 3 年度決算書及び令和 3 年度収支決算書に記載の金額が不整合であることは、市は、補助対象者から受領した実績報告書における補助金額確定の基礎となる収支について、具体的な確認を行っていないと見えかねない。

よって、市においては、補助対象者から受領した実績報告書について、事業実績の確認に加え、特に補助金額確定の基礎となる収支に関して決算書と収支決算書の整合性を確認できる資料を補助対象者に添付させることが望ましい。

③（意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、一般社団法人博多港振興協会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金を消耗什器備品費の購入費に充当できることを定めている。令和 3 年度の実績によれば、本補助金の一部が消耗什器備品費の購入費に充当されていた。

しかし、本補助金交付要綱上、当該消耗什器備品が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

（財産の処分の制限）

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第 23 条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金

交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱い方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

④ (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「年度末に事業報告を受けており、やむを得ず実施できなかった事業については、補助金の減額を行っている」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、各事業の参加者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

イ 福岡空港地域対策協議会補助金（空港振興部空港対策課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡空港地域対策協議会補助金
所管部局	港湾空港局空港振興部空港対策課
根拠規程等	福岡空港地域対策協議会事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡空港地域対策協議会
交付目的	法律で定める航空機騒音対策区域の第1種区域に居住する住民を中心に組織され、福岡空港における航空機騒音対策及び周辺地域の環境対策の推進について、福岡市の対策と同様の目的をもって市民運動を展開する福岡空港地域対策協議会の活動に対し補助金を交付することによって、市及び市民運動組織の統一的な活動を促進し、空港周辺住民の社会福祉の増進を図ることを目的とする。
対象事業の概要	航空機騒音防止により生じる被害対策について国及び関係機関との協議を行っている「福岡空港地域対策協議会」に対し、その活動費を補助するもの。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体が限定されているため
開始年度	昭和35年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	5,500千円を限度とし本市予算の範囲内で交付
補助対象経費 ※	(1) 事業推進費（会議費、渉外費、調査研修費、交通費、役員手当） (2) 事務費（印刷費、消耗品費、通信・運搬費、備品購入費、借上費、人件費）
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	交付団体の活動に対し補助金を交付しているため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		5,500	5,500	5,500
決算額		5,500	4,253	4,030
（財源）	市	5,500	4,253	4,030
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		1	1	1

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡空港地域対策協議会事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、本補助金を備品購入費に充当できることを定めている。令和3年度の実績によれば、本補助金の一部が備品購入費に充当されていた。

しかし、本補助金交付要綱上、当該備品が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

② (意見) 評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「交付団体の活動に対し補助金を交付している」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が行われたか」といった定性的なものを考慮した指標の設定を検討することが望ましい。

(12) 西区役所

ア 地域振興補助金（西区役所総務部地域支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	人形芝居による地域活動参加啓発事業補助金
所管部局	西区総務部地域支援課
根拠規程等	人形芝居による「地域活動参加」啓発事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	今津人形芝居実行委員会
交付目的	地域の伝統芸能を活用し、人権尊重や男女共同参画を推進するコミュニティ活動へ参加する意識を醸成する。
対象事業の概要	人形芝居の指導・育成、定期公演の実施
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	今津人形芝居に関する活動を通じた地域コミュニティ支援を主たる目的としており、対象団体が限られる。
開始年度	平成24年度
終期年度	令和7年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	交付申請を受けた内容について、予算額を上限として補助対象経費として認めた額
補助対象経費 ※	人形芝居指導者に係る経費 公演に係る団体の移動、舞台装置、会場設営経費等
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	上記の交付目的を数値化できないため

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	360	360	360	
決算額	360	—	360	
(財源)	市	360	—	360
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	1	—	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)>

(暴力団の排除)

- 第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第 4 項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について(通知)」

しかし、人形芝居による「地域活動参加」啓発事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

市によれば、交付先の役員名簿を入手しているものの排除措置を特段実施しておらず、「補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)」第 4 項に定める警察への照会確認も実施していないとのことである。

【指摘事項】

特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクがあり、問題がある。

よって、市は、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施を検討すべきである。なお、明らかに排除措置が不要であると判断される場合には、その理由を文書化しておくべきである。

② (意見) 定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check (評価) : 補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「交付目的を数値化できない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「地域の伝統芸能を活用し、人権尊重や男女共同参画を推進するコミュニティ活動へ参加する意識を醸成すること」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

(13) 教育委員会

ア 福岡市私立高等学校補助金（教育支援部教育支援課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市私立高等学校教育設備整備事業補助金
所管部局	教育委員会 教育支援部 教育支援課
根拠規程等	福岡市私立高等学校補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	各私立高等学校 22 校
交付目的	本市の高等学校教育の振興を目的とする。
対象事業の概要	直接教育の用に供する設備の整備及び備品の購入に要する経費等並びに教職員の研修事業に要する経費の助成を行う。
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	対象が市内の私立高等学校と明確であるため
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	平成 28 年度
補助金等の算出方法 ※	※要綱ご参照※
補助対象経費 ※	教育設備整備及び備品購入に要する経費、教職員研修事業に要する経費
達成すべき指標の内容	－
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	高等学校の教育振興及び生徒の保護者の経済的負担軽減のため補助しているものであり、指標を設定することは困難であるため。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		39,486	39,486	39,486
決算額		39,486	39,486	39,486
(財源)	市	39,486	39,486	39,486
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数		22	22	22

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－

(イ) 監査の結果及び意見

① (結果) 不用額の返還手続の実施について

業務プロセス	Check (評価) : 補助金額の確定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、福岡市私立高等学校補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）において、補助金の交付方法は前払と定めている。令和3年度の実績では、私立高等学校1校に補助金が前払によって交付されたのち、補助事業の変更による不用額が発生したが、当該不用額について返還手続が行われていない。

また、事業実績報告書に補助金の清算額の記載があるにもかかわらず、それが看過され、補助金の戻入なしと決裁されている。

<事業実績報告書について>

事業実績報告書	
(中略)	
4 補助金の交付決定額と清算額	
補助金の交付決定額	1,289,000円
(補助金の既交付額)	(1,289,000円)
補助金の清算額	1,284,580円

※出所：「事業実績報告書」

<福岡市私立高等学校教育設備整備事業補助金の確定決裁について>

(起案の趣旨等)			
令和3年度福岡市私立高等学校教育設備整備事業について、別紙のとおり実績報告書を受理し、内容等審査の結果、事業の成果が補助金の交付決定及びこれに付した条件に適合するものであることを確認したため、福岡市補助金交付規則第15条に基づき補助金の額を下記のとおり確定し、通知するもの。			
記			
1 補助事業名	令和3年度福岡市私立高等学校教育設備整備事業		
2 補助金交付確定額	39,486,000円 ※既交付額と同額のため、戻入はなし。		
(中略)			
4 交付先及び補助金確定額			
(学校法人名)	(理事長名)	(対象学校名)	(補助金確定額)
(中略)			
(11) ●●学園	●●	●●高等学校	1,289,000円

※出所：「令和3年度福岡市私立高等学校教育設備整備事業補助金の確定について」

【指摘事項】

補助金の既交付額よりも清算額が少ないことによる不用額については返還を求める必要があるが、返還手続が行われていないことは問題である。

よって、市は、補助金の不用額について返還手続を適切に実施すべきである。

また、申請者から事業実績報告書に清算額の記載があるにもかかわらず、決裁文書

において、それが看過され、「既交付額と同額のため、戻入はなし」とされている。これは、文書の決裁時において決裁権者を始め、押印者全員が看過していることを意味している。よって、市は、補助金の額の確定については、誤りのないよう補助金事務を執行すべきである。

② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、補助対象経費として、直接教育の用に供する設備の整備及び備品の購入に要する経費等と定めている。

しかし、本補助金交付要綱上、当該固定資産が福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかどうかについては明記されていない。

<処分制限財産について>

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

※出所：「福岡市補助金交付規則」

【意見】

本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、市においては、本補助金交付要綱において、実態に合わせて、処分制限財産の定義を明確にした上で、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。

なお、所管部局は、過年度、補助金で購入した備品等の現物確認を定期的に行っており、実質的な調査が行われていた点は評価できる。

③ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：補助金交付要綱、要領等の決定
監査の視点	合規性

【現状】

市は、平成 22 年度に福岡市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、補助金交付においても排除措置が必要であると判断された各補助金について、当該補助金の各要綱等の中に暴力団排除条項を設けることを要請している。

<補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項(案文)>

<p>(暴力団の排除)</p> <p>第●条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第 4 項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。</p> <p>(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員</p> <p>(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの</p> <p>(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。</p>
--

※出所：「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について(通知)」

しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

市によれば、学校法人法の上位法規である学校法人法及び私立学校法に暴力団の排除に関する規定があるため、記載していないとのことであった。

<学校法人法>

<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>(中略)</p> <p>四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
--

※出所：「学校法人法」

<私立学校法>

<p>(役員を選任)</p> <p>第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>8 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(中略)</p>

※出所：「私立学校法」

【意見】

上位法規である学校法人法や私立学校法の規定は、暴力団排除そのものを規定したものではないと考えられるとともに、本補助金の交付に係る暴力団排除を規定したものでないと考えられる。

よって、市においては、本補助金交付要綱における福岡市暴力団排除条例に基づく暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施を検討することが望ましい。

④ **（意見） 定量的な評価指標の設定について**

業務プロセス	Check（評価）：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「高等学校の教育振興及び生徒の保護者の経済的負担軽減のため補助しているもの」の達成度合いについて、一定の指標を設定することは困難であることを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「高等学校の教育振興及び生徒の保護者の経済的負担軽減のため補助しているもの」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、生徒数など学校の規模を基礎に算定される補助予定額に対する交付確定額の割合といったアウトプット指標や、私立高等学校に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

イ 福岡市PTA協議会事業補助金（総務部人権・同和教育課）

（ア）補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市 PTA 協議会事業補助金
所管部局	教育委員会総務部人権・同和教育課
根拠規程等	福岡市 PTA 協議会補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市 PTA 協議会
交付目的	福岡市 PTA 協議会の効果的な活動の推進を図り、福岡市立小・中・特別支援学校の児童生徒の健全育成と PTA の生涯学習活動の充実に寄与するため
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 活動に関する研修・学習事業 ・ PTA 活動に関する調査研究事業 ・ PTA 活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業 ・ 各種研究大会参加事業
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	—
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該団体以外に事業を実施できる団体がないため
開始年度	昭和 47 年度
終期年度	令和 6 年度
補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法 ※	定額
補助対象経費 ※	報償費、旅費、印刷消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、研修費、会議費
達成すべき指標の内容	—
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	PTA は社会教育法に定める「社会教育関係団体」と位置付けられ、同法において、教育委員会は社会教育に関し必要な援助を行うこととされている。 本事業は継続的に支援を行うことによって、児童生徒の健全育成と PTA の生涯学習活動の充実に寄与するものであり、指標の設定には馴染まない。

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
予算額	1, 800	1, 800	1, 500	
決算額	1, 800	1, 800	1, 500	
（財源）	市	1, 800	1, 800	1, 500
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 交付先団体の積立基金残高等の確認について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	有効性

【現状】

交付先団体は、団体が主催・主管する事業の財源として使用可能な積立基金を所有しているが、市は当該積立基金の残高を補助金交付の可否及び補助金額の決定に関する判断資料として考慮していない。積立基金の収入及び使用可能な支出内容は次のとおりである。

<積立基金について>

収入	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計より繰入金 ・(中略) 平成11年度までに積み立てられた80,142,067円及び過年度からの繰越金である。
支出	<ul style="list-style-type: none"> ①福岡市PTA協議会の主催・主管する事業に助成する。 ・PTA啓発研修大会等の研修会 ②福岡市PTA協議会の主催・主管する特別な事業に助成する。 ③(中略)

※出所：「会計細則」

また、令和3年度における積立基金から一般会計への収入及び支出は次のとおりである。

<令和3年度の積立基金に関する収入及び支出について>

(単位：千円)

収入				
項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B-A)	備考
基金繰入金	9,500	9,500	0	積立基金より繰入
支出				
項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B-A)	備考
積立金	920	13,520	△12,600	積立基金へ事業費として繰入・退職金積立金

※出所：「令和3年度 一般会計 決算報告書」一部抜粋

【意見】

積立基金を使用して当協議会が主催、主管する事業に助成することができることされており、また、福岡市PTA協議会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）の補助対象事業とその用途が重なるところがある。補助事業は、補助対象事業における公益性を前提としつつも、補助金交付の必要性や補助事業を行う程度を検討した上で、補助金交付の可否及び補助金額を決定することが必要である。

これらを踏まえると、本補助事業において、積立基金残高を補助金に関する決定に資する資料として考慮することは重要であると考えます。

よって、市においては、積立基金残高及び当該積立基金を財源とした補助対象事業へ支出の可能性について把握し、補助の可否及び補助金額の決定に関する判断資料とすることが望ましい。

② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助金交付要綱において、本補助金の終期を令和3年3月31日に設定していたところ、次の理由により令和7年3月31日まで延長している。

<本補助金交付要綱の終期の延長について>

(起案の趣旨等)

「福岡市補助金ガイドライン」に基づき終期を定めた平成29年4月1日施行の「福岡市PTA協議会補助金交付要綱」が、令和3年3月31日に終期が到来するための延長を行うとともに、補助対象経費に委託料を追加する等の改定を下記のとおり行うもの。

記

1 補助金要綱の終期の延長

要綱の附則に、延長する施行期日の施行日(令和3年4月1日)を追加し、終期の期限(令和7年3月31日)を追加する。

理由：学校・地域に不可欠なPTA活動の推進を図り、児童生徒の健全な育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与するため、同協議会が実施する研修事業、広報事業を補助対象に助成するもので、当該事業の継続的な実施が目的の達成につながる。

※出所：「福岡市PTA協議会補助金交付要綱の改正について」

【意見】

本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。

例えば、当協議会は児童、生徒の保護者及び教職員の会費収入が収入の大部分を占め、令和3年度の予算においては、全体の収入に占める補助金の率は3.5%程度である。また、「①交付先団体の積立基金の確認について」の項目で記載したとおり、積立基金からの繰入金により当協議会の支出に充当することも可能である。

全体収入に占める補助金の割合は低い、補助による効果は十分に期待できるのか、積立基金からの繰入れにより事業の自立ができるのではないのかなどの視点からも、検討は必要であると考えます。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、福岡市補助金ガイドラインの趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。よって、市におい

ては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。

＜補助金の継続に関する検証の視点＞

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 |
| ② | 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。 |
| ③ | 今後も補助による効果が十分に期待できるか。 |
| ④ | その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 |
| ⑤ | 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。 |

※出所：「福岡市補助金ガイドライン」

③ （結果）実績確認の徹底について

業務プロセス	Check（評価）：補助事業の実績報告、及びその審査
監査の視点	合規性・有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本補助金額の確定に当たり、補助事業の実績を確認して福岡市 PTA 協議会事業実績調査確認書を作成している。当該補助事業実績の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する事業実績報告書、補助事業収支計算書等の帳簿類の内容確認を行っており、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。

しかし、本補助金については、予算ではハイブリット型研修会としていたがコロナ禍によりオンデマンド配信になったにもかかわらず、会場費が予算を上回っているのはなぜか等、実績確認には慎重を期した方が良い箇所があると考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するべきである。

④ （意見）定量的な評価指標の設定について

業務プロセス	Check（評価）：補助事業の効果測定
監査の視点	有効性

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「PTA は社会教育法に定める「社会教育関係団体」と位置付けられ、同法において、教育委員会は社会教育に関し必要な援助を行うこととされている。本事業は継続的に支援を行うことによって、児童生徒の健全育成と PTA の生涯学習活動の充実に寄与するものであり、指標の設定には馴染まない」ことを理由として、達成すべき指標はないとしている。

【意見】

本補助金交付の目的である「児童生徒の健全育成と PTA の生涯学習活動の充実に寄与すること」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えられる。

よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか（実施回数等）」といったアウトプット指標や、PTA 役員に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。

ウ 人権啓発地域推進事業補助金（総務部人権・同和教育課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	人権啓発地域推進事業補助金
所管部局	教育委員会総務部人権・同和教育課
根拠規程等	人権啓発地域推進事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	人権啓発地域推進組織
交付目的	様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行っている組織の活動を助成し、もって、人権を尊重し、人の多様性を認め合うまちづくりに寄与するもの。
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発地域推進組織の役員・委員など指導者を対象とした研修に要する経費 ・広く校区民に啓発することを目的として行われる取組に対する経費
公募・非公募の別 ※	公募
公募の場合：応募要件 ※	<p>(1) 補助対象事業者は、小学校区または複数小学校区を単位とする「人権啓発地域推進組織」とする。</p> <p>なお、人権啓発地域推進組織とは、単位内の自治会・町内会及び校区単位の各種団体・機関等により構成され、各単位に一団体ずつ設置された組織をいう。</p> <p>(2) 学校の統廃合に伴い、新たな小学校区となった地域においては、旧小学校区を単位とすることができる。</p>
非公募の場合：非公募の理由 ※	—
開始年度	平成6年度
終期年度	令和6年度
補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法 ※	1校区あたり25万円を交付。ただし、複数校区では1小学校区増えるごとに7万円を追加。
補助対象経費 ※	会議・事務費、研修活動費、啓発・広報活動費
達成すべき指標の内容	人尊協会長が「活動の効果が上がっている」と回答した割合 R5目標 90%
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	—

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

(単位:千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		36,640	36,640	36,640
決算額		36,253	33,196	34,370
(財源)	市	36,253	33,196	34,370
	国	—	—	—
	県	—	—	—
	その他	—	—	—
交付先数		145	145	145

<補助金等の効果(達成すべき指標)>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	90%	—	—
指標の実績値	79.7%	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本補助金について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(14) 議会事務局

ア 福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金（総務秘書課）

(ア) 補助金等の概要

<概要>

補助金等の名称	福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金
所管部局	議会事務局総務秘書課
根拠規程等	福岡市議会議員互助会健康診断事業補助金交付要綱
交付先（最終交付先）	福岡市議会議員互助会
交付目的	福岡市議会議員互助会が実施する総合健康診断事業に対して、当互助会が負担する経費の一部を補助することにより、互助会の会員である議員の健康維持増進を図り、議会活動の円滑化及び効率化に資するとともに、市政の適正な運営に寄与することを目的とするもの。
対象事業の概要	互助会会員（議員）が受診する総合健康診断に要する経費（総合健康診断事業）
公募・非公募の別 ※	非公募
公募の場合：応募要件 ※	－
非公募の場合：非公募の理由 ※	当該補助事業を行っている団体が限定されるため
開始年度	平成元年度
終期年度	令和5年度
補助金等見直しの実施年度	令和5年度
補助金等の算出方法 ※	・会員一人につき、総合健康診断事業に要する経費の5割の額 ・補助限度額は半日ドック 17,050 円、一泊ドックまたは脳ドック 34,925 円（一泊ドックまたは脳ドックは4年に1回、その他の年は半日ドックを1回受診できる）
補助対象経費 ※	議会費
達成すべき指標の内容	受診希望者に対して 100%の受診機会の提供
達成すべき指標を設定していない場合は、その理由	－

※：補助金に該当する場合のみ記載している。

<補助金等の実績>

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算額	586	586	586	
決算額	348	266	377	
財源	市	348	266	377
	国	－	－	－
	県	－	－	－
	その他	－	－	－
交付先数	1	1	1	

<補助金等の効果（達成すべき指標）>

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指標の目標値	受診希望者に対して 100%	受診希望者に対して 100%	受診希望者に対して 100%
指標の実績値	—	—	—

(イ) 監査の結果及び意見

① (意見) 受診希望者数の把握、事業実績把握への活用等について

業務プロセス	Do (実行) : 補助事業の実施
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本補助事業について、令和3年度の事業実績を次のとおり把握している。これによれば、受診予定者数27人に対して受診者数は18人であるため、事業の成果となる受診割合は66.7%（18人/27人）と算定されている。

<令和3年度の事業実績>

区分	受診者数(a)	受診予定者数(b)	(a)/(b)
半日ドック	13人	20人	65.0%
一泊または脳ドック	5人	7人	71.4%
合計	18人	27人	66.7%

※出所：「補助事業の経過又は成果を証する書類」

市に対して上表における受診予定者数の各数値の根拠を質問したところ、当該数値は予算措置上の数値であり、過去の実績等を踏まえて受診予定者数としているとのことである。

また、市は、令和3年度当初時点における受診希望者数を把握するための市議会議員へアンケート調査等は実施していない。すなわち、達成すべき指標として「受診希望者に対して100%の受診機会の提供」を設定しているが、当該目標値である具体的な受診希望者数を把握していない。

さらに、市は、本補助事業を活用していない市議会議員の健康診断の受診状況等についても把握していない。

【意見】

本補助事業について、市議会議員の健康維持増進を図り、議会活動の円滑化及び効率化に資すること等を目的としていることについては理解するところである。

しかし、上記のとおり、市は、達成すべき指標の目標値である「受診希望者数」を具体的に把握しておらず、本補助事業を活用していない市議会議員の健康診断の受診状況等について把握していない。

結果として、市は、本事業の具体的な成果を把握しておらず、また市議会議員全体の健康診断の受診状況等も把握していないことから、本補助事業の本来の目的である市議会議員の健康増進を図るという趣旨を踏まえると、情報の把握が不足していると考えられる。

よって、市においては、本事業の年度開始時において市議会議員に対して健康診断の受診希望、受診しない場合の理由等のアンケート調査等を実施し、当該調査結果から受診希望者数を把握した上で実績の評価を行うとともに、本補助事業の本来の目的である市議会議員の健康維持増進に向けた活用等を行うことが望ましい。